

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年2月13日

【発行者名】 UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(UBS Management (Cayman) Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 ブライアン・バークホルダー
(Director, Brian Burkholder)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1 - 1104、グランド・ケイマン、ジョージ・
タウン、ウグランド・ハウス、私書箱 309
(P.O. Box 309, Ugland House, George Town, Grand Cayman, KY1-
1104, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 大西 信治
同 坂東 慶一
同 小俣 雄基

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売
出)外国投資信託受益証券に
係るファンドの名称】 UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン) -
東海東京 ハミルトン・レーン・グローバル・プライベート・
アセット・ファンド
(UBS Universal Trust (Cayman) - Tokai Tokyo Hamilton Lane
Global Private Assets Fund)

【届出の対象とした募集(売
出)外国投資信託受益証券の
金額】 () 当初申込期間
1億5,000万米ドル(約234億9,450万円)を上限とします。
() 継続申込期間
10億米ドル(約1,566億3,000万円)を上限とします。
(注)米ドルの円貨換算は、2025年11月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信
売買相場の仲値(1米ドル=156.63円)によります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン) - 東海東京 ハミルトン・レーン・グローバル・プライベート・アセット・ファンド

(UBS Universal Trust (Cayman) - Tokai Tokyo Hamilton Lane Global Private Assets Fund)

(注1) 東海東京 ハミルトン・レーン・グローバル・プライベート・アセット・ファンド(以下「ファンド」といいます。)は、UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン) (以下「トラスト」といいます。)のシリーズ・トラストです。

(注2) 日本において、ファンドの名称について「UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)」を省略することがあります。また、ファンドは「東海東京 ハミルトン・レーン・プライベート・エクイティ・ファンド」と称することがあります。

(2)【外国投資信託受益証券の形態等】

ファンドの受益証券(以下「受益証券」といいます。)は記名式無額面受益証券の米ドル建てクラスです。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(以下「管理会社」といいます。)の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

受益証券は追加型です。

(3)【発行(売出)価額の総額】

() 当初申込期間

1億5,000万米ドル(約234億9,450万円)を上限とします。

() 継続申込期間

10億米ドル(約1,566億3,000万円)を上限とします。

(注1) ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、受益証券は米ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨をもって行います。なお、当該表示通貨を「基準通貨」といいます。

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入しています。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(4)【発行(売出)価格】

() 当初申込期間

受益証券1口当たり100.00米ドル

() 継続申込期間

受益証券1口当たりの発行価格は、申込みを行った月の取引日の受益証券1口当たり純資産価格(以下「基準価額」といいます。)です。発行価格に関する照会先は、後記「(8) 申込取扱場所」に同じです。

(注1) 「取引日」および「評価日」とは、それぞれ2026年4月30日以降の毎月の最終暦日および/またはファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日をいいます。以下同じです。

(注2) 基準価額は、原則として投資対象ファンドの純資産価額が海外において公表される日(通常、購入の申込みをした月の評価日から15ルクセンブルグ営業日後の日)の2ファンド営業日後の翌国内営業日に公表されます。

(注3) 「ルクセンブルグ営業日」とは、ルクセンブルグにおいて商業銀行が営業を行う各日(土曜日および日曜日を除きます。)および/またはファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

(注4) 「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグ、ダブリン、ロンドン、ニューヨークおよび東京において商業銀行が営業を行う各日(土曜日および日曜日を除きます。)ならびに/またはファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日およびその他の場所をいいます。

(注5) 「国内営業日」とは、東京の商業銀行が営業を行う日(土曜日および日曜日を除きます。)および/またはファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

(5)【申込手数料】

購入は、口数でのみ申込みできます。

購入時手数料の額は、購入口数に応じて販売会社が定める3.30%(税抜3.00%)以内の率を乗じて得た金額を上限とします。

(6) 【申込単位】

() 当初申込期間

300口以上1口単位

() 継続申込期間

300口以上1口単位

(注) または、管理会社はその単独の裁量により決定するその他の金額または口数とします。

(7) 【申込期間】

() 当初申込期間

2026年3月2日(月曜日)から2026年3月27日(金曜日)まで

(注) 当初申込期間最終日の日本における販売会社(以下に定義されます。)の申込締切時間(日本時間午後3時)までの申込受付(日本における販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を当初申込期間中の申込みとして取り扱います。

() 継続申込期間

2026年3月31日(火曜日)から2027年6月30日(水曜日)まで

(注1) 申込期間は、その期間の終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(注2) 毎月10日(国内営業日ではない場合は前国内営業日)(以下「申込受付日」といいます。)の日本における販売会社の申込締切時間(日本時間午後3時)までの申込受付(日本における販売会社所定の事務手続きが完了したもの)が、その月の取引日の基準価額での購入となります。

(注3) 購入は月1回となります。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所である日本における販売会社(以下「日本における販売会社」といいます。)については、ファンドの代行協会員である東海東京証券株式会社(以下「代行協会員」といいます。)までご照会ください。

ホームページ・アドレス：<https://www.tokai.tokyo.co.jp/>

(注1) 日本における販売会社または販売取扱会社の本店および支店において、申込みの取扱いを行います。

(注2) 「販売取扱会社」とは、日本における販売会社と受益証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からの受益証券の申込みまたは買戻しを日本における販売会社に取次ぎ、投資者からの申込金の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取扱う取次金融商品取引業者および取次登録金融機関をいいます。以下同じです。

(9) 【払込期日】

() 当初申込期間

投資者は、2026年3月27日(金曜日)までに、日本における販売会社に対して、申込金額および申込手数料を支払うものとします。

(ii) 継続申込期間

投資者は、国内約定日から起算して4ファンド営業日目までに、日本における販売会社または販売取扱会社に対して、申込金額および申込手数料を支払うものとします。なお、日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額および申込手数料の支払いを投資者に依頼する場合があります。

申込金額の合計は、日本における販売会社によって、関連する取引日に係る投資対象ファンド純資産価額確認日から8ファンド営業日(以下「支払日」といいます。)以内に管理事務代行会社(以下に定義されます。)のファンド口座に送金されます。

(注1) 「国内約定日」とは、申込みの注文の成立を日本における販売会社が確認した日(通常、申込価格が公表される日)をいいます。以下同じです。

(注2) 「投資対象ファンド純資産価額」とは、投資対象ファンド1口当たり純資産価額をいい、通常毎月の最終暦日に計算される予定です。以下同じです。

(注3)「投資対象ファンド純資産価額確認日」とは、評価日および投資対象ファンド純資産価額に関して、管理事務代行会社(以下に定義されます。)が確認する日(通常関連する評価日から15ルクセンブルグ営業日後の日)をいいます。以下同じです。

(10)【払込取扱場所】

上記「(8)申込取扱場所」をご参照ください。

(11)【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。

(12)【その他】

(イ)申込証拠金はありません。

(ロ)引受等の概要

日本における販売会社は、管理会社との間の受益証券販売・買戻契約書に基づき、日本における販売会社として、日本における受益証券の募集を行います。

日本における販売会社は、直接または他の販売取扱会社を通じて間接的に受けた受益証券の販売・買戻請求の管理会社への取次ぎを行います。

管理会社は、東海東京証券株式会社をファンドに関して代行協会員に指定しています。

(注)「代行協会員」とは、外国投資信託の受益証券の発行者と契約を締結し、基準価額の公表を行い、またファンドに関する目論見書、運用報告書その他の書類を受益証券を販売する日本の金融商品取引業者または登録金融機関に配布する等の業務を行う日本証券業協会(以下「JSDA」といいます。)の協会員をいいます。

(ハ)申込みの方法

受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款(以下「口座約款」といいます。)を投資者に交付し、投資者は、当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。申込金額は、円貨または米ドル貨により支払うものとします。円貨で支払う場合における円貨と外貨の換算は、日本における販売会社または販売取扱会社が決定する為替レートによります。換金(買戻し)代金についても同様です。

日本における販売会社は、当初申込期間における申込みに関しては設定日(2026年3月31日)までに、また、継続申込期間における申込みに関しては支払日までに、管理事務代行会社のファンド口座に対して申込金額を送金します。支払いは、米ドル貨で行わなければなりません。

また、管理会社は米国の市民もしくは居住者または法人、ケイマン諸島の住居者、および欧州経済地域加盟国に居住し、もしくは登記上の事務所を持つもの等の適格投資家(以下に定義されます。)でない者による受益証券の取得を制限することができます。当該制限の対象に該当するお客様がファンドの保有者となっている場合、当該お客様に対して将来的に強制買戻しが行われる可能性があります。

(ニ)日本以外の地域における発行

日本以外の地域における販売は行われません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的、純資産総額の上限および基本的性格

ファンドの投資目的は、集中投資リスクを回避し、また、限定的な換金の機会に対応するために十分な流動性を提供するべく、時間をかけて分散化された投資対象に間接的に投資することで、世界中のプライベート・アセットへの投資を行い、中長期的な元本成長を達成することです。

受益証券の純資産総額の上限は、10億米ドルまたは管理会社が単独の裁量により決定するその他の額です。ただし、管理会社の裁量により、純資産総額が当該上限額に達していない状況でも募集の停止を行う場合があります。

b. ファンドの特色

ファンドは、受託会社および管理会社の間で締結された2013年12月2日付の基本信託証書（その後の改正を含みます。）（以下「基本信託証書」といいます。）および2026年2月3日付の補遺信託証書（以下「補遺信託証書」といい、基本信託証書とあわせて「信託証書」といいます。）に従い組成されたユニット・トラストです。ファンドは、ケイマン法に基づき組成されたオープン・エンド型のユニット・トラストです。

信託証書に基づき、UBS マネジメント（ケイマン）リミテッドがファンドの管理会社に任命されています。管理会社は、当該信託証書の条件に従って、ファンドの為に受益証券の発行および買戻しを行う権限を有し、ファンド資産の管理・運用を行う責任を負います。

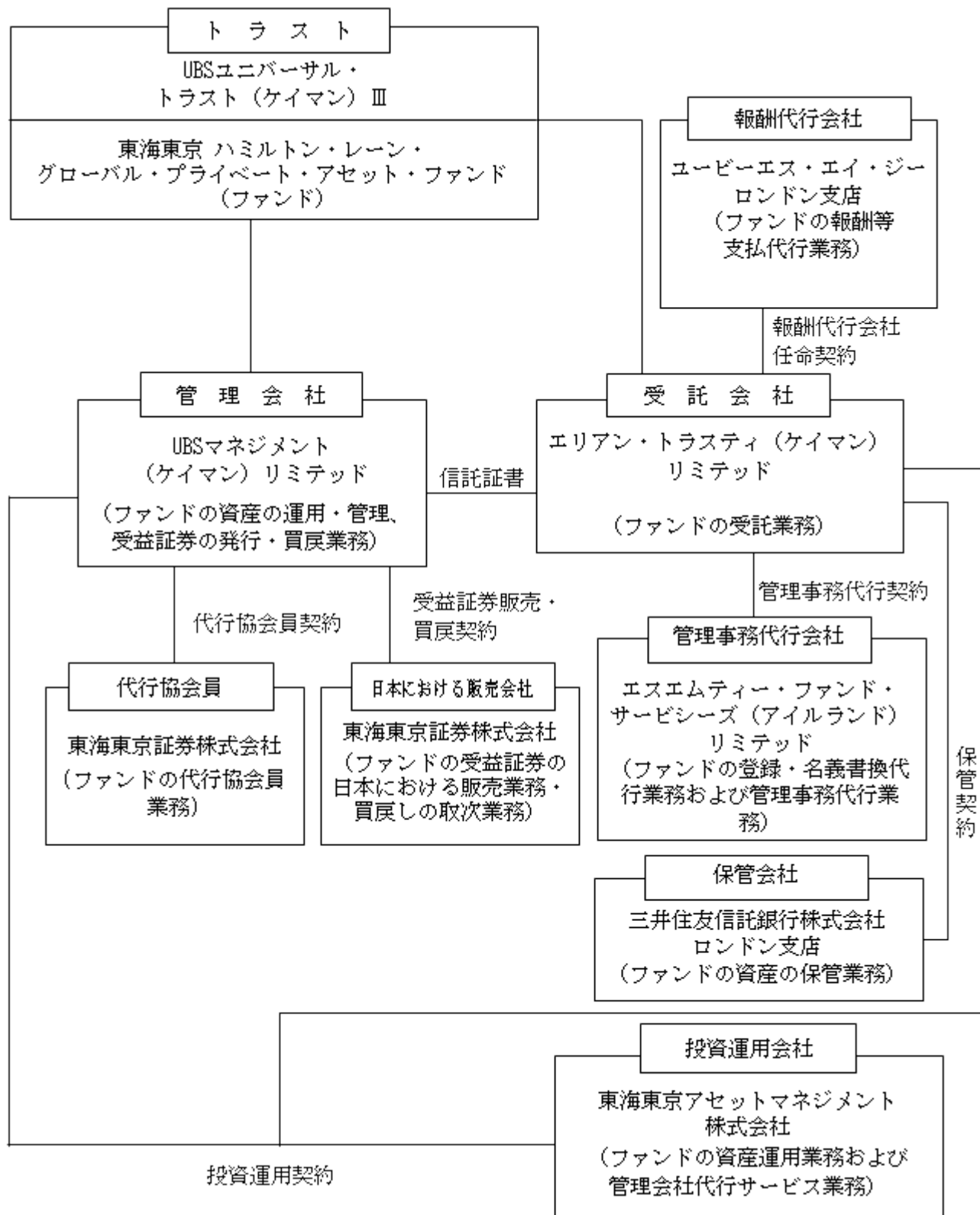
管理会社はケイマン諸島の会社法（その後の改正を含みます。）（以下に定義されます。）に基づいて、2000年1月4日に登記および設立されました（登記番号95497）。管理会社は無期限に設立されています。

（2）【ファンドの沿革】

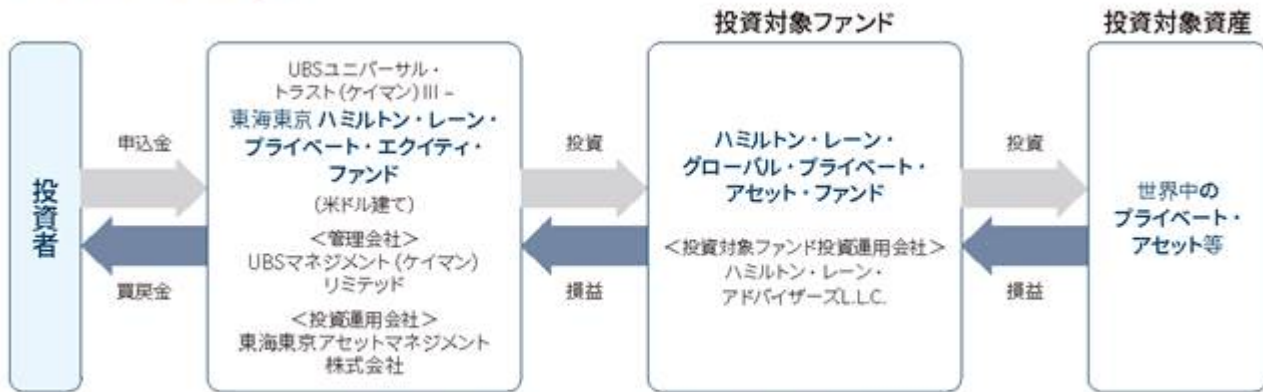
2000年1月4日	管理会社の設立
2013年12月2日	基本信託証書締結
2014年7月1日	修正信託証書締結
2014年11月24日	修正信託証書締結
2014年12月29日	修正信託証書締結
2024年3月1日	修正信託証書締結
2026年2月3日	補遺信託証書締結
2026年3月31日	ファンドの運用開始（以下「設定日」といいます。）

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



ファンドのしくみ



※ ファンドは主として投資対象ファンドの組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、世界中のプライベート・アセット等となります。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド (UBS Management (Cayman) Limited)	管理会社	受託会社との間で締結された信託証書に、ファンド資産の管理および投資業務、受益証券の発行ならびにファンドの終了について規定しています。
エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド (Elian Trustee (Cayman) Limited)	受託会社	管理会社との間で締結された信託証書に、上記に加え、ファンドの資産の保管およびファンドの資産の運用について規定しています。
エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド (SMT Fund Services (Ireland) Limited)	管理事務代行会社	2026年3月31日までの日付で受託会社との間で締結の管理事務代行契約(注1)において、ファンドの管理事務代行業務について規定しています。
三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店 (Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch))	保管会社	2026年3月31日までの日付で受託会社との間で締結の保管契約(注2)において、保管会社が提供する業務について規定しています。
東海東京証券株式会社	代行協会員	2026年2月12日付で管理会社との間で締結の代行協会員契約(注3)において、代行協会員として提供する業務について規定しています。
東海東京証券株式会社	日本における販売会社	2026年2月13日付で管理会社との間で締結の受益証券販売・買戻契約(注4)において、日本における販売会社として提供する業務について規定しています。
ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店 (UBS AG, London Branch)	報酬代行会社	2026年3月31日までの日付で受託会社との間で効力が生じた報酬代行会社任命契約(注5)において、ファンドに代わって行う運営経費の支払いについて規定しています。
東海東京アセットマネジメント株式会社	投資運用会社	2026年3月31日までの日付で管理会社および受託会社との間で締結の投資運用契約(注6)において、投資運用業務および管理会社代行サービス業務について規定しています。

(注1) 管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社が、ファンドに関して必要な管理事務業務を提供することを約する契約です。

(注2) 保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し、保管業務を提供することを約する契約です。

(注3) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券に関する日本語の目論見書の日本における協会員である販売会社または販売取扱会社への送付、基準価額の公表ならびに日本法および/またはJSDAにより要請されるファンドの目論見書、運用報告書等の配布等の業務を提供することを約する契約です。

(注4) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、日本における受益証券の販売および買戻しの取次業務を提供することを約する契約です。

(注5) 報酬代行会社任命契約とは、受託会社と報酬代行会社との間で、ファンドの運営経費の支払代行業務について規定した契約です。

(注6) 投資運用契約とは、管理会社、受託会社および投資運用会社との間で、投資運用業務および管理会社代行サービス業務を提供することを約する契約です。

管理会社の概況

管理会社：	UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド (UBS Management (Cayman) Limited)	
1. 設立準拠法	管理会社は、ケイマン諸島会社法(その後の改正を含みます。)(以下「会社法」といいます。)に準拠します。	
2. 事業の目的	管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。管理会社の主たる目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。	
3. 資本金の額	管理会社の2025年12月末日現在の資本金の額は、額面1米ドルの株式735,000株に分割される735,000米ドル(約1億1,512万円)です。	
4. 沿革	2000年1月4日設立 2024年3月1日名称変更	
5. 大株主の状況	ユービーエス・エイ・ジー (スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッ セ45)	735,000株 (100%)

(注) 管理会社の大株主は、2025年7月14日付でクレディ・スイス(香港)リミテッドから、ユービーエス・エイ・ジーに変更されました。

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

() 準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法(その後の改正を含みます。)(以下「信託法」といいます。)に基づき設立されています。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(その後の改正を含みます。)(以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。)により規制されています。

() 準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者(受益者)の利益のために投資運用会社はこれを運用します。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のケイマン諸島籍のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

ミューチュアル・ファンド法

下記「監督官庁の概要」の記載をご参照ください。

(5) 【開示制度の概要】

A. ケイマン諸島における開示

ケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」といいます。)への開示

ファンドは、募集要項を発行しなければなりません。募集要項は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすために必要なその他の情報を記載しなければなりません。募集要項は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。継続的に募集している場合には、重要な変更があった場合、修正した募集要項を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務があります。CIMAは、募集要項の内容または形式を指示することはないものの、募集要項の内容について規則もしくは方針を発表することがあります。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

- () 弁済期に債務を履行できないであろうこと。
- () 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- () 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- () 欺罔的または犯罪的な方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- () 次項を遵守せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
 - ・ ミューチュアル・ファンド法またはこれに基づく規則
 - ・ ケイマン諸島金融庁法(その後の改正を含みます。)
 - ・ マネー・ロンダリング防止規則(その後の改正を含みます。)

ファンドの監査人は、ケイマン諸島、KY1-1106、グランド・ケイマン、シックス・クリケット・スクエア、私書箱 493GTに所在するケーピーエムジーエルエルピー(KPMG LLP)です。

ファンドは毎年12月31日に終了する会計年度の監査済会計書類を翌年の6月30日までにCIMAに提出します。

受益者に対する開示

ファンドの会計年度は、毎年12月31日に終了します。監査済財務書類は、米国会計基準に従い作成され、通常、各会計年度末後に可能な限り速やかに受益者に送付されます。また、ファンドの未監査の財務書類は、会計年度の半期末後に可能な限り速やかに受益者に交付されます。

B. 日本における開示

監督官庁に対する開示

- () 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、これを閲覧することができます。

受益証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。)を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。)を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができます。

- () 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンドの受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)(以下「投信法」といいます。)に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、運用状況の重要な事項を記載した交付運用報告書と、より詳細な事項を記載した運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて知れている日本の受益者に交付されます。また、運用報告書(全体版)は電磁的方法により代行協会のホームページにおいて提供されます。

(6)【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されます。受託会社は、信託会社および投資信託管理会社としてCIMAに認可され、ケイマン諸島内にファンドの主たる事務所を提供することに同意しているインタートラスト・コーポレート・サービシーズ(ケイマン)リミテッドの被支配子会社であり、このため、ファンドはミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条に基づき規制されます。

CIMAは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させる監督権限および強制力を有しています。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制は、所定の事項および監査済財務書類をCIMAに毎年提出することを求めています。規制された投資信託として、CIMAは、いつでも受託会社に、ファンドの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。CIMAの要求に応じない場合、受託会社は高額な罰金に服し、CIMAは裁判所にトラストの解散を請求することができます。

規制されたミューチュアル・ファンドが、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企画し、もしくは任意解散を行おうとしている場合、規制されたミューチュアル・ファンドがミューチュアル・ファンド法もしくはマネー・ロンダリング防止規則のいずれかの規定に違反した場合、規制されたミューチュアル・ファンドの管理と運営が適正に行われていない場合、または規制されたミューチュアル・ファンドの運営者の地位にある者が、この地位を保有するのに適当な人物でないことを確認した場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限(その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。)を行使することができます。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資目的および投資方針

投資目的

ファンドの投資目的は、集中投資リスクを回避し、また、限定的な換金の機会に対応するために十分な流動性を提供するべく、時間をかけて分散化された投資対象に間接的に投資することで、世界中のプライベート・アセットへの投資を行い、中長期的な資産価値の成長を目指すことです。

本書において、プライベート・アセットとは、専門の資産運用会社により非公開（プライベート）で交渉が行われる、企業の株式（エクイティ）または債権（デット）への投資（資産）をいいます。これらの投資は、既存株主から株式を取得することによる成熟企業への株式投資（以下「バイアウト」といいます。）、アーリーステージまたはその他の高成長が期待される企業への株式投資（以下「ベンチャー／グロース・エクイティ」といいます。）、および健全な企業または再建が必要な企業への債権投資等、様々な戦略を追求する可能性があります。

ファンドは、その資産の実質的にすべてを、ルクセンブルグの集合投資事業に関する2010年12月17日法のパート の下で集合投資事業としての適格性を有するルクセンブルグの公開有限責任会社であり、また、変動資本を有する投資法人（SICAV）として組成された、ハミルトン・レーン・グローバル・プライベート・アセット・ファンド（以下「投資対象ファンド」といいます。）のクラスI米ドル投資証券（以下「投資対象ファンド投資証券」といいます。）に投資することにより、その投資目的を達成することを目指します。投資対象ファンドは、ルクセンブルグの金融監督委員会（CSSF）の監督に服し、また、ルクセンブルグの規制当局により管理される集合投資事業の公式なリストに登録されています。

ファンドは、米ドルの現金（以下「流動資産」といいます。）を保有することがあります。受益者から受領した申込代金で、投資運用会社により投資されていないものは、流動資産として保有されます。

投資運用会社の日々の投資判断および継続的な監視に関する責任は、通常、ファンドのポートフォリオのうち、投資対象ファンドと流動資産で構成される部分に関する意思決定に限定されます。

投資ガイドライン

管理会社は、ポートフォリオを運用・監視する投資一任権限を有する投資運用会社として、東海東京アセットマネジメント株式会社（以下「投資運用会社」といいます。）を任命します。投資運用会社は、以下に記載する投資方針および投資制限に従って、ポートフォリオの運用を行います。

投資運用会社は、ファンドの勘定で、以下に投資を行うことができます。

- (a) 投資対象ファンド、および
- (b) 流動資産

投資運用会社は、ファンドの勘定において、以下の行為を行うことを禁じられます。

1. ショート・ポジションの取得
2. デリバティブを利用して投資判断を実行し、またはキャッシュフローを管理すること
3. 借入れ（下記「(5) 投資制限」に別途定める場合を除きます。）

投資運用会社は、一般的に以下のガイドラインに従ってポートフォリオの運用を行うものとします。

原則として、投資運用会社は、純資産総額の大半を投資対象ファンドに投資します。

投資対象ファンドは米ドル建てで、他の通貨にヘッジされません。投資運用会社は、米ドル建て以外の資産への投資は行いません。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主として、ハミルトン・レーン・グローバル・プライベート・アセット・ファンド(以下「投資対象ファンド」といいます。)のクラスI米ドル投資証券への投資を通じて、実質的に世界のプライベート・アセットにポートフォリオを分散させ投資することで、中長期的な資産価値の成長を目指します。

※投資対象ファンドが投資するプライベート・アセットとは、運用会社が企業の株式(エクイティ)や債権(デット)に、相手先と非公開(プライベート)で交渉して投資する資産のことです。

ファンドの特色

- ① 投資対象ファンドを通じて、主に世界各国の未公開株式へ投資します。
- ② 投資対象ファンドを通じて、未公開株式に加え、未公開企業の債権(デット)への投資など、幅広い投資戦略を活用します。
- ③ 投資対象ファンドは、ハミルトン・レーンが有するプライベート市場における多様な投資戦略、地域、取引タイプに関する知見と将来見通しを活かし、有望な投資機会を選び合わせることで、中長期的な資産価値の成長を目指します。
- ④ ファンドの受益証券1口当たり純資産価格(以下「基準価額」といいます。)は、毎月の評価日に算出されます[※]。
※基準価額は、原則として投資対象ファンドの純資産価額(以下「投資対象ファンド純資産価額」といいます。)が海外において公表される日(通常、毎月の評価日から15ルクセンブルグ営業日後の日)の2ファンド営業日後の翌国内営業日に公表されます。
- ⑤ 毎月の取引日の基準価額に基づき購入を申し込むことができます。また、毎月の買戻日の基準価額に基づき、換金(買戻し)を請求することができます。

※ファンドは、特化型運用ファンドです。特化型運用ファンドとは、投資対象に日本証券業協会が定める比率(純資産総額の10%)を超える支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。

※ファンドは投資対象ファンドが発行する投資証券に集中的に投資することを目的としますので、ファンドには支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高くなります。結果として、投資対象ファンドの債務不履行、倒産、経営や財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生する可能性があります。

投資対象ファンドに関する情報

ファンドは、その資産の大部分が投資対象ファンドに投資されるよう、投資対象ファンドのリーダー・ファンドとしての役割を果たします。ファンドの資産の大半は投資対象ファンドに投資されるため、ファンドのパフォーマンスは投資対象ファンドの投資戦略のパフォーマンスに左右されます。ファンドおよび/または投資対象ファンドがその投資目的を達成する、または多額の損失を回避するという保証はできません。

投資対象ファンドの投資目的は、世界のプライベート・アセットにポートフォリオを分散させ投資することで、中長期的な資産価値の成長を目指すことです。

投資対象ファンドは、その資産のすべてまたは実質的にすべてを以下の投資アプローチに従い配分することにより、その目的の達成を図ります。

投資対象ファンドの投資戦略

投資対象ファンドは、以下を含む様々なアプローチを通じて、プライベート・アセットへのアクセスを獲得します。

- () 企業の株式(エクイティ)または債権(デット)への直接投資(以下、それぞれを「エクイティ直接投資」または「クレジット直接投資」といい、両者を総称して「直接投資」といいます。)
- () 新たに募集されるプライベート・アセット・ファンド(ファンド・オブ・ファンズ含みます。)への投資(以下「プライマリー・ファンド投資」といいます。)
- () クローズド・エンド型プライベート・ファンドおよびその他のプライベート・ファンドの持分のセカンダリーでの購入(以下「セカンダリー投資」といいます。)
- () 上場プライベート・エクイティ企業、ファンドまたはその他のピークルへの投資(以下「上場プライベート・エクイティ投資」といいます。)
- () 資産運用会社の共同プライベート・ファンド以外のプログラム投資関係(以下「オポチュニスティック投資」といいます。)

上記()から()を、以下、個別にまたは総称して「投資対象ファンド投資対象」といいます。

投資対象ファンドは、投資対象エンティティへの直接投資、または、投資対象ファンド投資運用会社(以下に定義します。)、その関連会社もしくは第三者が運用する集合投資事業、または、投資対象ファンドが単独で、もしくは投資対象ファンド投資運用会社が運用するその他のハミルトン・レーン(以下に定義します。)のエンティティと共同で所有・支配する特別目的ピークルを通じた間接投資により、これらのエクスポージャーを獲得することができます。投資対象ファンドの投資は、主として、他の集合投資事業に対するものとなります。他の集合投資事業に投資する場合、投資対象ファンドは、他のすべての投資対象ファンド投資を考慮して、対象とする集合投資事業のポートフォリオが、投資対象ファンドにおいてその投資証券を解約する義務を履行することを可能とする適切な流動性を備えていることを確保します。

エクイティ直接投資において、投資対象ファンドは、(直接または集合投資事業を通じて間接的に)事業会社の非公開で交渉された株式に投資します。事業会社の成長段階に応じて、バイアウト戦略またはベンチャー/グロース・エクイティ戦略を採用する場合があります。エクイティ直接投資には、不動産またはその他の実物資産(リアル・アセット)、上場事業会社または買収会社との非公開で交渉された取引、または、債権(デット)として構成されながらも実質的に株式(エクイティ)的特性を有する投資等が含まれますが、これらに限定されるものではありません。疑義を避けるため申し添えると、投資対象ファンドは、不動産およびその他の実物資産(リアル・アセット)を直接保有せず、投資対象とする集合投資事業を通じて間接的に当該資産へのエクスポージャーを獲得します。

クレジット直接投資において、投資対象ファンドは、事業会社または資産プールの債権(シニア債、劣後債、セカンド・リーエン債、メザニン債または債券を含みますが、これらに限定されません。)に投資します。

投資対象ファンドがプライマリー・ファンド投資またはセカンダリー投資を行う可能性のあるプライベート・アセット・ファンドは、複数の投資家の資産がプールされるコミングル型の共同投資形態(すなわち、複数の投資家の資産が共同で運用される投資手段)であり、定められた戦略に基づき多様なプライベート・

アセットのポートフォリオを取得する、専門的に運用される投資ピークルです。投資家は、従来、通常10～12年の定められた存続期間を有するクローズド・エンド型のプライベート・プール・ファンドへの投資を通じて、プライベート投資へのアクセスを得てきました。プライベート・アセット・ファンドの投資家は、当該ファンドの存続期間中、最初の3～5年間にわたり、買収・経費・その他の債務履行のための資金拠出要請(キャピタル・コール)に対応するため、現金の留保(リザーブ)を維持する必要があります。プライベート・アセット・ファンドは、投資対象が換金されるにつれて、その存続期間中、投資家へ現金を返還します。

投資対象ファンドの投資目的は、グローバルな投資を行うことです。本書の日付現在、投資対象ファンドは、米国デラウェア州、ルクセンブルグ、ケイマン諸島およびイングランド&ウェールズを含む様々な法域に所在するファンドの持分を保有しています。しかしながら、投資対象ファンドは、上記以外の法域にも投資する可能性があります。

投資対象ファンドは、新たに募集されるプライベート・アセット・ファンドに対してプライマリー・ファンド投資を行う可能性があります。未払込(未だキャピタル・コールがかかっていない)コミットメントの存在により、多額の現金保有または信用枠が必要となる場合があります。これらは投資対象ファンドのリターンまたはリスクに影響を及ぼす可能性があります。プライマリー・ファンド投資の基盤となる資産と同様のエクスポージャーを得る手段として、投資対象ファンドは、運用会社との間で、当該運用会社のコミングル・ファンドと並行してオポチュニスティック投資を行う取り決めを結ぶ場合があります。この取り決めに基づく新規投資については、投資対象ファンドが十分な流動性を欠く場合、新規投資のための資金拠出義務を負うことはありません。オポチュニスティック投資とは、投資対象ファンドの戦略に合致するものの、典型的なセカンダリー投資または共同投資といった集団投資事業として組成されていない投資をいい、そのため、当該ファンドの主要な投資対象とはなりません。例としては、上場プライベート・エクイティ・ファンド、SPAC(上場証券)、または、ファンド・スポンサーが当該スポンサー提供の特定の投資に投資対象ファンド(及び他の投資家)が参加できるように特別に設立した集団投資事業が挙げられます。上場証券ではないオポチュニスティック投資は、通常、ファンドのスポンサーによる集団投資事業として組成されます。

セカンダリー投資において、投資対象ファンドは、成熟したプライベート・アセット・ファンドまたはその他のプライベート・ファンドの持分を購入します。こうした成熟した投資は、プライマリー・ファンド投資よりも迅速に現金化することが可能であり、また、多額の未払込コミットメントを回避することができます。投資対象ファンドのストラクチャーを踏まえると、これらの特性はいずれも魅力的です。

上場プライベート・エクイティ投資は、非公開(プライベート)の取引またはプライベート・ファンドに投資する上場企業、または、当該資産から手数料および/または成功報酬を得る上場企業への投資を通じて、プライベート・アセットへのアクセスを獲得します。歴史的に、上場プライベート・エクイティ投資の価格は経済状況に敏感であり、特定の時期には未公開(プライベート)の取引における類似資産と比較して割安で購入できる可能性があります。

投資対象ファンドは、ルクセンブルグの法律に基づき設立された公開有限責任会社である ファンドロックLIS S.A.(FundRock LIS S.A.)により運用されており、また、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する指令2011/61/EU(以下「AIFMD」といいます。)の意味におけるオルタナティブ投資ファンド運用会社(以下「投資対象ファンドAIFM」といいます。)です。投資対象ファンドAIFMは、ルクセンブルグの金融監督委員会(CSSF)の監督の下で免許を有するオルタナティブ投資ファンド運用会社として認可されています。

投資対象ファンドの一任投資運用会社であるハミルトン・レーン・アドバイザーズL.L.C.(以下「投資対象ファンド投資運用会社」といい、その関連会社と併せて「ハミルトン・レーン」といいます。)は、投資対象ファンドAIFMとの委任契約に基づき、投資対象ファンドにポートフォリオ運用および管理業務を提供し、投資対象ファンドの投資目的を達成するため、様々な未公開(プライベート)市場戦略、地域および取

引タイプの将来展望に関する見解を活用すること、および、魅力的な投資機会と結びつけることを目指します。

ハミルトン・レーンは、非流動性資産のポートフォリオ運用において豊富な経験を有しており、数十年にわたって収集してきたプライベート・アセットのデータに基づき流動性予測モデルを開発しています。ハミルトン・レーンは、投資、申込み、解約、ヘッジ取引の決済および維持ならびに与信枠に関連するキャッシュフロー等、流動性の源泉および用途を予測するためのモデルを、投資対象ファンドのために維持します。

ハミルトン・レーンは、投資対象ファンド内において、分散化されたプライベート・アセットのポートフォリオの構築を目指します。直接投資、セカンダリー投資、上場プライベート・エクイティ投資およびオポチュニスティック投資に重点を置くことで、投資対象ファンドの未払込コミットメントへのエクスポージャーを制限し、主としてプライマリー・ファンド投資で構成される従来のポートフォリオと比較して、期待されるキャッシュ・フローの期間を短縮することを目指します。このポートフォリオ構築アプローチは、限られた投資家の換金に対する流動性を維持しながら、プライベート・アセットへの比較的高いエクスポージャーを維持することを目的としています。

クレジット直接投資に関して、投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドのポートフォリオにおける債券を継続的に監視しています。投資対象ファンド投資運用会社は、四半期毎に債券を評価する手順を設けています。

投資対象ファンドは、投資対象ファンドの資産の通貨エクスポージャーと投資対象ファンドの様々な投資証券クラスの通貨との差額の一部をヘッジする予定です。市況およびハミルトン・レーンの見通しにより、投資対象ファンドは、その通貨エクスポージャーの全部または一部をヘッジする場合もあれば、ヘッジしない場合もあります。

投資対象ファンドは、流動性管理の目的で、当座預金またはその他の短期金融商品の形態で流動性資産を保有する場合があります。

投資家は、投資対象ファンドの取締役会(以下「投資対象ファンド取締役会」といいます。)が、一定の条件に基づき、投資対象ファンドの投資戦略および投資方針を変更する必要があることに留意すべきです。

ファンドの流動性

ファンドが買戻請求を処理する能力は、投資運用会社がファンドの資産(すなわち投資対象ファンド)を適時に換金できる能力に依拠します。投資家は、投資対象ファンド投資証券の解約が直前の暦四半期末時点における投資対象ファンドの純資産総額の5%に制限されることに留意すべきです(当該制限を「投資対象ファンド・ゲート」といい、以下に定義します。)。さらに、ファンドが特別取引手続(以下に定義します。)を通じて投資対象ファンド投資証券を取得した場合、当該投資対象ファンド投資証券は12か月のハードロック(解約不可期間)の対象となり、ファンドは、当該ハードロックの対象とならない他の投資対象ファンド投資証券と同時に当該投資対象ファンド投資証券を解約することができません。

投資対象ファンド・ゲート

投資対象ファンド(ファンドを含みます。)のすべての投資主(以下「投資主」といいます。)による解約(純額)の合計は、四半期毎に直前の暦四半期末時点における投資対象ファンドの純資産総額の5%を上限とします。投資対象ファンド取締役会は、その単独の裁量により、投資対象ファンドAIFMによる利用可能な流動性の分析に基づき、当該制限(以下、それぞれを「投資対象ファンド・ゲート」といいます。)を部分的に(より高い割合を決定することにより)または完全に免除することができます。「解約(純額)」とは、投資対象ファンドの評価日(以下「投資対象ファンド評価日」といいます。)に関連して、当該評価日において投資対象ファンドが受諾した解約の総額が、当該投資対象ファンド評価日における投資対象ファンドが受諾した申込みの総額を上回る金額をいいます。

疑義を避けるために付言すると、四半期毎の投資対象ファンド・ゲートの分析に関して、特定の四半期における各月次投資対象ファンド評価日について、投資対象ファンド・ゲートが満たされるか否かの判断は、当該月次投資対象ファンド評価日および当該四半期における過去のすべての投資対象ファンド評価日(存在する場合)の解約(純額)を考慮した累積分析によるものとします。当該四半期の特定の月次投資対象ファンド評価日において投資対象ファンド・ゲートが満たされた場合、()当該投資対象ファンド評価日における解約(純額)は、当該月に関する以下のパラグラフに詳述する通り制限され、()当該四半期の翌月以降に申込みがなされた新規の解約(存在する場合)は、直後の暦四半期の投資対象ファンド評価日まで繰り延べられます。疑義を避けるために付言すると、いかなる投資対象ファンド評価日においても解約(純額)はマイナスとならないものとします。

当該期間の適用される投資対象ファンド・ゲートを超える解約請求が投資対象ファンドに提出された場合、主たる管理事務代行会社であるエイベックス・ファンド・サービスS.A.(以下「投資対象ファンド中央管理事務代行会社」といいます。)は、当該投資対象ファンド評価日に関して受領した請求の受理を削減します。当該投資対象ファンド評価日に解約請求する各投資主は、当該投資対象ファンド評価日時点における当該解約投資主が保有する当該投資対象ファンドのすべての投資証券の投資対象ファンド純資産価額の合計額と、すべての解約投資主が保有する当該投資対象ファンドのすべての投資証券の投資対象ファンド純資産価額の合計額との比率に基づき、適用される投資対象ファンド・ゲートの下で利用可能な解約額の比例按分の部分を解約することができます。特定の解約請求投資主が、当該投資対象ファンド・ゲートに基づく利用可能な解約額のうち、その持分比率に満たない額の解約を請求した場合、当該投資対象ファンド・ゲートの下で残存する利用可能額は、残存する各解約請求投資主が上記に基づき解約を受ける権利を有する額を超える、当該残存する各解約請求投資主の解約請求額の超過額に基づき、比例配分により残存する各解約請求投資主に配分されるものとします。当該投資対象ファンド・ゲートにより充足されなかった解約請求の一部は、直後の暦四半期の最初の関連投資対象ファンド評価日に繰り越されるものとし、いずれの場合も当該期間に適用される解約制限に従います。繰延べられた解約請求は、該当する投資対象ファンド評価日における新規解約請求と同等の条件で処理され、繰延べられたものか新規に提出されたものかを問わず、すべての解約請求(該当する場合)は、関連する投資対象ファンド・ゲートを超過しないよう(上記の通り)比例配分により減額されます。繰延べ請求に関連する受領金に対して利息は支払われません。義務付けられているわけではありませんが、投資対象ファンド取締役会は、()投資対象ファンド・ゲートが少なくとも3四半期連続で課された場合、または、()ポートフォリオの流動性が、投資対象ファンドの債務を履行し、当該投資対象ファンド純資産価額に基づく解約請求に応じるのに不十分である場合、申込みおよび解約に関する代替取引手続(以下「特別取引手続」といいます。)を発動する見込みです。ファンドが特別取引手続を通じて投資対象ファンド投資証券を取得する場合、当該投資対象ファンド投資証券は12か月のハードロックの対象となり、ファンドは当該ハードロックの対象とならない他の投資対象ファンド投資証券と同時に当該投資対象ファンド投資証券を解約することができません。特別取引手続が発動している間、ファンドによる受益者の買戻請求への対応が遅延する可能性があります。さらに、特別取引手続は通常の解約プログラムと比較して投資対象ファンド純資産価額に影響を与える可能性があり、未処理の解約注文は特別取引手続に従って処理されます。

投資対象ファンド・ゲートおよび/または特別取引手続により解約請求が全額満たされない場合、投資主は次の関連する取引締切日までに未充足部分のいずれかの割合を取消す権利を有します。

投資対象ファンドの概要

ハミルトン・レーン・グローバル・プライベート・アセット・ファンド	
ファンド形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人 (SICAV)
投資目的	投資対象ファンドは、集中投資リスクを回避し、また、限定的な換金の機会に対応するために十分な流動性を提供するべく、時間をかけて分散化された投資対象に投資することで、世界中のプライベート・アセットへの投資を行い、中長期的な資産価値の成長を目指します。
投資戦略	<p>投資対象ファンドは、主に以下の方法で投資します。</p> <p>1. <u>直接投資</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 株式 (エクイティ) へ直接投資するエクイティ直接投資では、事業会社の未公開株式に投資します。事業会社の成長段階に応じて、バイアウト戦略またはベンチャー／グロース・エクイティ戦略を採用する場合があります。その他、不動産やその他の実物資産、上場企業や買収目的の会社との非公開取引、ならびにエクイティの性質を持つ債権 (デット) への投資等が含まれます。また、集合投資事業体への直接投資を通じて間接的に不動産やその他の実物資産のエクスポージャーを獲得する場合があります。 ● 債権 (デット) への直接投資を行うクレジット直接投資では、事業会社等の債権 (シニア債、劣後債、メザニン債など) に投資します。 <p>2. <u>プライマリー・ファンド投資</u></p> <p>新たに募集されるプライベート・アセット・ファンド (ファンド・オブ・ファンズを含みます。) に投資します。将来のキャピタル・コールに備えるため、まとまった現金の確保や与信枠の設定が必要な場合があります。</p> <p>3. <u>セカンダリー投資</u></p> <p>プライベート・アセット・ファンドやその他のプライベート・ファンドの持分をセカンダリー市場で購入します。一般的に、プライマリー・ファンド投資よりも現金化までの期間が短く、コミットメント額の負担も抑えることができます。</p> <p>4. <u>上場プライベート・エクイティ投資</u></p> <p>プライベート・ファンド等に投資、またはプライベート・ファンドの運用で手数料や成功報酬を得ている上場企業などに投資する手法です。上場プライベート・エクイティ投資の価格は景気の影響を受けやすく、時には未公開市場の類似資産より割安で購入できる可能性があります。</p> <p>5. <u>オポチュニスティック投資</u></p> <p>上場プライベート・エクイティ・ファンド、SPAC (上場証券)、および投資対象ファンド等のために設立する集合投資事業体など幅広い資産や投資機会を対象に、事前に合意されたルールに則って投資を行います。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記資産クラスに直接投資するほか、投資対象ファンド投資運用会社 (以下に定義します。)、その関連会社または第三者が運用する集合投資事業体や特別目的会社 (以下「SPV」といいます。) 等を通じて、間接的に投資して、エクスポージャーを獲得する場合があります。 ● 為替の影響を抑えるために、保有資産の通貨と各資産クラスの通貨との差額の一部をヘッジする予定です。市場環境やハミルトン・レーンの見通しに応じてヘッジ方針を判断します。 ● 流動性管理の目的で、当座預金や短期金融商品などを保有することがあります。 ● 一定条件のもとで、投資対象ファンドの投資戦略や投資方針が変更する場合があります。
オルタナティブ投資 ファンド運用会社 (AIFM)	ファンドロック LIS S.A. (以下「投資対象ファンド AIFM」といいます。)
投資運用会社	ハミルトン・レーン・アドバイザーズ L.L.C. (以下「投資対象ファンド投資運用会社」といいます。)

(2) 【投資対象】

上記「(1)投資方針」をご参照ください。

(3) 【運用体制】

管理会社について

管理会社は、取締役会を随時開催し、投資運用の状況について報告を行うとともに、受託会社であるエリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド、管理事務代行会社および保管会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー、報酬代行会社であるユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店ならびに投資運用会社である三井住友DSアセットマネジメント株式会社の社内管理体制、内部管理手順等の定期的確認を行います。

管理会社の取締役は、以下の通りです。

ニコラス・パパベリン氏

ニコラス・パパベリン氏は、UBSグローバル・マーケッツ・ストラクチャリング・チームの一員であり、チューリッヒのUBSのエグゼクティブ・ディレクターです。パパベリン氏は、香港において、2014年にクレディ・スイスに入社しました。パパベリン氏は、それ以前はヨーロッパにおいてファンド・ストラクチャリング弁護士として、世界的な大手法律事務所であるアレン・アンド・オーヴェリーに所属しており、その後ファンド・ストラクチャリング・チームを発展させるために、香港に移りました。

パパベリン氏はストラクチャリング・インベストメント・ファンズにおいて豊富な経験を有し、現在、投資信託、SPVおよび保険商品を含むUBSの包括ソリューションの世界的な開発責任者です。パパベリン氏は、フランスのパリにあるソルボンヌ大学でビジネス・ローの修士号を取得しており、フランスのパリ第9大学で国際租税の修士号を取得し、カナダのマギル大学でLLMを取得しています。パパベリン氏はCAIAの資格も保有しています。

ヴィジャヤバラ(「バラ」)・ムルゲス氏

バラ・ムルゲス氏は、プレミア・フィデューシャリー・サービスズ(ケイマン)リミテッドの取締役で、かつてはオジェ・フィデューシャリー・サービスズ(ケイマン)リミテッド(以下「OFS」といいます。)のマネージング・ディレクターを務めており、またオフショア金融サービス業界において30年以上にわたる経験を有しています。ムルゲス氏は、これまでにいくつかの国際的に認知されたファンド・グループやストラクチャード・ファイナンス・ビークルの取締役を歴任しており、また現在もその一部に就いています。ムルゲス氏は、ニューヨークに拠点を置く主要なファンド・グループのコンサルタントも務めています。

OFSでは、取締役、登録名義書換代理人(以下「RTA」といいます。)およびコーポレート・サービスの各チームを率い、事業開発、RTA/株主サービス部門の設立、および部門全体での最高水準の顧客サービスの維持について責任を負っていました。

1996年から2004年まで、ムルゲス氏は、ケイマン諸島においてクラス「A」ライセンスを取得した銀行であるカレドニアン・バンク・アンド・トラスト・リミテッドにおいて副マネージング・ディレクターを務め、主として銀行およびプライベート・クライアントについて責任を負っていました。それ以前は、ケイマン諸島におけるクラス「A」銀行であるバターフィールド・バンクのアシスタント・マネージャーを務め、トレジャーリー・サービスについて責任を負っていました。

ムルゲス氏は、科学の修士号を取得しており、カナダ銀行家協会のアソシエイトを務めています。また、オルタナティブ投資運用協会(AIMA)に所属し、ケイマン諸島金融庁の登録ディレクターも務めています。ムルゲス氏は、ケイマン諸島の公証人です。

ブライアン・バークホルダー氏

ブライアン・バークホルダー氏は、ケイマン諸島を拠点に、複数のヘッジファンド戦略にわたる多数のファンドの取締役会において独立取締役を務めています。2013年から2025年にかけては、HFファンド・サービスズ・リミテッドを通じて、同様のサービスを提供していました。それ以前は、UBSファンド・サービスズ(ケイマン)リミテッドのマネージング・ディレクターと、ケイマン諸島シングル・マネージャー部門のヘッドを

務めていました。パークホルダー氏は、2000年にUBSファンド・サービスズに入社し、2006年にシングル・マネージャー部門のヘッドに就任しました。シングル・マネージャー部門のヘッドとして、パークホルダー氏は、ファンド・サービスズ・アメリカズ内のシングル・マネージャー・ヘッジファンドの管理・開発について責任を負い、また200億ドル以上の管理資産を有するファンド・グループに対して特に責任を負っていました。UBSファンド・サービスズでは、評価委員会の委員長を務め、またファンド・サービスズ・アメリカズの経営委員会に所属していました。その他、パークホルダー氏は、UBSファンド・サービスズ(ケイマン)リミテッドを含む様々なUBS出資企業において取締役を務めていました。UBSに入社する以前は、KPMGのケイマン諸島オフィスとカナダのトロント・オフィスに勤務し、ヘッジファンドおよび金融機関の監査に注力していました。パークホルダー氏は、ウィンザー大学の商学士号を取得しており、カナダのオンタリオ州でカナダ公認会計士の資格も取得しました。

運用体制等は、2026年1月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

投資対象ファンドの運用会社「ハミルトン・レーン」の紹介

- ハミルトン・レーン・アドバイザーズL.L.C.およびそのグループ会社(以下「ハミルトン・レーン」といいます。)は、プライベート・マーケット投資に特化した資産運用会社として、世界各国の機関投資家等に対し運用・助言サービスを提供
- ハミルトン・レーンは30年以上にわたり、プライベート・エクイティ、プライベート・クレジット、インフラストラクチャー等の非上場資産への投資プログラムを運用・助言
- ハミルトン・レーンは2025年9月末現在、プライベート市場における投資運用・助言残高が1兆米ドル超の規模に達しており、多様な戦略・セクター・地域に分散されたプライベート・マーケット投資機会へのアクセスを、ファンド、セパレートアカウントおよびアドバイザーを通じて提供

(4) 【分配方針】

ファンドの現在の方針は、受益者に対する分配を行わないというものです。

よって、ファンドの純インカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲインの全額は再投資され、純資産価額に反映されます。ただし、管理会社の決定により分配を行うことがあります。

上記は、将来の分配金支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

分配が行われる場合、受益証券の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払い戻しに相当する場合があります。受益証券の購入後のファンドの運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(5) 【投資制限】

ファンドには以下の投資制限を適用します。

1. 空売りする有価証券の合計価額は純資産総額を超えてはなりません。
2. ファンドの純資産総額の15%を超える金額を、直ちに現金化できない非流動資産に投資してはなりません。ただし、私募株式、非上場証券およびその他の非流動資産に投資する際に価格の透明性を確保するための適切な措置が講じられている場合、本制限により投資対象の取得が妨げられないものとします。
3. 管理会社(または代理人)がファンドの勘定で締結するファンドの受益者保護に反する、またはその資産の適切な管理に不利益を与えるいかなる取引(自らの利益のために管理会社(または代理人)が行う取引等)も、禁止されています。
4. 受託会社、もしくは管理会社(または代理人)はファンドの勘定で借入れを行うことができますが、借入残高総額は純資産総額の10%を超えないものとします。ただし、ファンドと他のシリーズ・トラスト、投資ファンド、またはその他の種類の集団投資スキームとの合併を含みますが、これらに限定されない特別な状況においては、12か月を超えない期間、この制限を一時的に超過することができます。
5. 管理会社(または代理人)は、取得の結果、受託会社または管理会社(もしくは代理人)が管理するすべてのファンドが保有する、ある企業1社の株式の議決権が当該企業の株式の議決権総数の50%を超える

場合は、ファンドの勘定で当該企業の株式を取得してはなりません。この制限は、他の投資信託または投資法人に対する投資には適用されません。上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができます。

6. 管理会社(または代理人)は、ある会社の株式または投資信託の受益証券で、1発行体に係る当該株式または受益証券の価額(以下「株式等エクスポージャー」といいます。)(当該株式等エクスポージャーはJSDAの指針に従って計算します。)(当該純資産総額の10%を超える場合は、ファンドの勘定で当該株式または受益証券を保有してはなりません。
7. 管理会社(または代理人)は、デリバティブ・ポジションから発生する単一のカウンターパーティーに対するエクスポージャーの純額(以下「デリバティブ等エクスポージャー」といいます。)(当該デリバティブ等エクスポージャーはJSDAの指針に従って計算します。)(純資産総額の10%を超える場合、ファンドの勘定で当該カウンターパーティーのデリバティブ・ポジションを保有してはなりません。
8. ある1社が発行する、組成する、または引き受ける() (株式等エクスポージャー以外の)有価証券、() (デリバティブ等エクスポージャー以外の)金銭債権、および()匿名組出資持分(以下「債券等エクスポージャー」と総称します。)(当該債券等エクスポージャーはJSDAの指針に従って計算します。)(純資産総額の10%を超える場合、管理会社(または代理人)は、ファンドの勘定で、当該有価証券、金銭債権および匿名組合の出資持分を保有してはなりません。
9. 管理会社(または代理人)は、ある投資信託/会社またはカウンターパーティー1社に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー、およびデリバティブ等エクスポージャーが合計で純資産総額の20%を超える場合、ファンドの勘定で当該投資信託/会社またはカウンターパーティーにおける、またはこれらの、ポジションを保有してはなりません。

上記6、7、8および9項の投資制限に関して、ファンドは、JSDAが定める特化型運用を行うファンドに該当します。特化型運用を行うファンドとは、投資対象に支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドを指します。特定の発行体が発行する銘柄の寄与度が10%を超える場合、当該発行体の発行する銘柄は支配的な銘柄に該当します。ファンドは、投資対象ファンドに集中して投資することを目的としますので、ファンドには支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高くなります。結果として、投資対象ファンドまたはその関係法人に債務不履行、倒産、経営や財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生する可能性があります。

いずれかの時点で、申込みおよび買戻し、または市場価格の変動により(上記(6)項から(9)項の投資制限に代表される)JSDAの指針からの逸脱がある場合、管理会社(またはその代理人)は、1か月以内にかかる投資制限に従うために必要なすべての措置を講じます。

管理会社は、前述の投資制限について適用される法規制が修正、またはその他の方法で取って代わり、当該投資制限は適用法規制を違反することなく改訂できると判断する場合、受益者の同意を得なくても、当該投資制限のいずれかを(場合に応じて)追加、修正、または削除することができるものとします(この場合、当該追加、修正または削除については、受益者に21日前に通知されます。)

管理会社(またはその代理人)は、とりわけファンドのいずれかの投資対象の価額の変動、再建または合併、ファンドの資産を用いた支払い、もしくは受益証券の買戻しの結果として、いずれかの上記の投資制限を超えても、当該投資対象を直ちに売却する必要はありません。ただし、管理会社(またはその代理人)は、ある違反が確認されてから合理的な一定期間内に、当該投資制限に従うために、受益者の利益を考慮した上で、合理的に実務的な措置を講じます。

管理会社(またはその代理人)は、()単独の判断において、受益証券の多額の購入または買戻し要求がなされる場合、()ファンドが投資を行っている、または管理会社(またはその代理人)の合理的な支配の及ばないその他の事象がある、市場または投資対象に突然のまたは大きな変動があると自らの単独の裁量において予想する場合、および/または() (a)ファンドの終了に備える目的のため、もしくは(b)ファンドの資産規模のため、自らの単独の裁量において逸脱が合理的に必要なだと考える場合、英文目論見書補遺に記載された投資方針、制限、およびガイドラインから一時的に逸脱することができます。このような逸脱に気付

いた時点で、管理会社(またはその代理人)は受益者の利益を考慮した上で、速やかに当該逸脱を是正することを目指します。

ファンドが利益を生む保証はありません。ファンドが利益を生まない場合、投資者にはキャピタル・ゲインやインカム収入は提供されず、投資者が受益証券の買戻しに関して受け取る買戻価格は、投資者の当初の投資額を下回る可能性があります。さらに、ファンドは、ポートフォリオ全体を多様化させる効果的な手段として機能しない可能性があります。

3【投資リスク】

リスク要因

基準価額の変動要因

基準価額は、ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きおよび為替相場の変動等により上下します。また、ファンドは米ドル建てのため、当該通貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により、円換算ベースでは投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様には帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、その財産を主として投資対象ファンドに投資します。このため、ファンドへの投資には、投資対象ファンドにおけるリスクも伴います。

一般リスク

一般的な投資リスクおよび取引リスク

投資者は、受益証券の価値には上昇と同様に下落の可能性もあることに留意すべきです。ファンドへの投資は重大なリスクを伴います。受益証券に流通市場がある可能性は低いです。純資産総額は、ファンドの投資の価格変動に影響を受けます。ファンドへの投資から発生する損益はすべて投資者に帰属します。投資者の投資の元本は保証されていません。投資者は、ファンドへの投資の大部分またはすべてを失う可能性があります。このため、各投資者は、ファンドの投資リスクを負うことができるか慎重に検討すべきです。

あらゆる期間、特に短期間において、ファンドの投資ポートフォリオが資本成長（キャピタル・グロース）を達成する保証はありません。投資者は、受益証券の価値には上昇と同様に下落の可能性もあることに留意すべきです。

価格変動リスク

組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

過去のパフォーマンスは将来のパフォーマンスを示唆するものではない

投資対象の価値および収益は大きく変動する可能性があります。過去のパフォーマンスは将来のパフォーマンスを保証または示唆するものではありません。

元本は確保されない

受益証券は、投資元本に対する保証を行いません。したがって、投資者の受益証券への初期投資の一部または全部を回収できる保証はありません。投資者は、受益証券への初期投資をすべて失う可能性があります。

ミューチュアル・ファンドは預金ではないこと

受益証券への投資は、預金と同等ではなく、特にケイマン諸島の法律や規制またはその他の法域で設立された預金保護制度上の保護預金を構成しません。受益証券は、投資元本に対する補償を行いません。

長期投資

受益証券への投資は、長期投資として考えるべきです。最終買戻日より前に受益証券の権利を移転または譲渡する投資者が、望ましいレベルの投資利益を得るという保証、あるいはそもそも投資利益を得るという保証はありません。

利益

投資者の受益証券への初期投資の利益が、投資の元本金額を預金していた場合に得ていた可能性のある利益と同等になるまたはそれを上回るという保証はありません。

投資の適合性

ファンドは、すべての投資者にとって適切な投資ではない可能性があります。ファンドの潜在的投資者は、各自の状況を踏まえてその投資の適合性を判断しなければなりません。特に、潜在的投資者はそれぞれ、(a) ファンド、ファンドへの投資のメリットおよびリスクならびに本書に記載の情報について有意義な評価をするための十分な知識および経験を有し、(b) 投資者の財務状況に照らして、ファンドへの投資および当該投資が投資者の全体資産に及ぼす影響について評価するために適切な分析ツールを利用でき、かつ、その知識を有し、(c) ファンド投資の全リスクを負うための十分な財源および流動性を有し、(d) 単独または財務アドバイ

ザーの助けを借りて、ファンドに対する投資に影響を与える可能性のある経済、為替相場およびその他の要因について起こりうる事態を評価でき、それらのリスクを負う能力を有しているべきです。

潜在的投資者は、独立した査定または投資者が適切とみなす専門的助言(税務、会計、信用、法務、規制に関する助言を含みますがこれらに限定されません。)に基づき、受益証券の取得が、(a) 投資者、または受託者として行為している場合はその受益者の、資金的ニーズ、目的および状況と十分に整合し、(b) 投資者、または受託者として行為している場合にはその受益者に適用される投資方針、ガイドラインおよび規制を遵守し、これに十分整合し、かつ、(c) 当該受益証券への投資に固有の明瞭かつ重要なリスクがあるとしても、投資者にとって、または受託者として行為している場合にはその受益者にとって、適切かつ妥当で適格な投資であることを判断しなければなりません。

パフォーマンスに関する保証はないこと

受益証券の投資利益(すなわち、初期投資額を上回るすべての受益証券の利益)は、とりわけ当該受益証券に帰属するポートフォリオのパフォーマンスによって決まります。受託会社、管理会社、報酬代行会社および投資運用会社は、受益証券の価値が下落または上昇することにつき、何らの保証または表明をせず、受託会社、管理会社、報酬代行会社または投資運用会社のいずれもファンドの期間中受益証券の価値が上昇することまたは受益証券の投資利益が受益者にとって望ましいレベルであることを保証しません。すべての潜在的投資者は金融およびビジネスに関して知識と経験を有し、市場リスクの判断に長けて、受益証券への投資のメリット、リスクおよび適合性を評価する能力を有するべきです。受託会社、管理会社、報酬代行会社または投資運用会社のいずれも、受益証券に関する市場リスクの情報源であると称しません。

助言および中立的な評価を提供しないこと

受託会社、管理会社、報酬代行会社および投資運用会社は、ポートフォリオまたはその運用に関して助言、情報または信用分析を発信しません。具体的には、本書は投資アドバイスに当たりません。

依拠しないこと

受益証券の潜在的購入者は、受益証券の取得の合法性についての判断に関して、受託会社、管理会社、報酬代行会社または投資運用会社に依拠することができません。

ファンドへの投資に係るリスク

キーパーソン

管理会社および投資運用会社は、ファンドに関する投資方針の決定をしばしば個人に頼ることがあります。また、投資対象ファンドの成功は、投資対象ファンド投資運用会社の専門性にかかっています。かかる個人を失うことが、投資対象ファンド、ひいてはファンドの運用実績を危険にさらす可能性があります。

投資運用会社への依存

ポートフォリオの成功または失敗は、一定程度、これらの投資の選択およびそのパフォーマンスの監視における投資運用会社の判断および能力に依存しています。投資者は、ポートフォリオについて、関連する経済、財務およびその他の情報を自分自身で評価する機会を持ちません。投資運用会社が成功するという保証はありません。さらに、投資運用会社のキーパーソンの死亡、就労不能または退職によってポートフォリオのパフォーマンス、ひいてはファンドのパフォーマンスに悪影響が及ぶ可能性があります。

投資運用会社、その関連会社、またはファンドに関して受託会社にサービスを提供する者(管理会社を除きます。)のいずれも、受益者に対していかなる義務も負わず、または受益者との間でいかなる代理関係もしくは信託関係も有しません。

投資目的および取引リスク

ファンドの投資目的が成功するという保証も表明もなく、ファンドがその投資目的を達成するという保証はありません。投資運用会社は、特定の会社またはポートフォリオへの投資を自ら選択、実行または実現できることを保証することはできません。ファンドが投資者にリターンを生むことができるまたはリターンが本書に記載する種類の会社に投資するリスクに見合うものとなる保証はありません。すべての投資の損失を負うことができる者に限って、ファンドへの投資を検討すべきです。ファンドに関連のある投資会社の過去のパフォーマンスは、必ずしもファンドの将来の結果を表すものではなく、またファンドの予定された、または目標とされたリターンが達成されるという保証はありません。

ファンドの実績がないこと

ファンドには運用実績およびパフォーマンス・レコードがありません。管理会社または投資運用会社が運用する投資ファンドの過去のパフォーマンスは必ずしもファンドの将来の結果を予測するものではありません。

分配

ファンドの現在の方針は、受益者に対する分配を行わないというものであり、ファンドの純インカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲインの全額は再投資されます。よって、ファンドへの投資は、インカム・ゲインを求める投資家には適さない可能性があります。

流通市場の不在

投資者は、受益証券の流動性に関する保証はなく、受益証券の流通市場が形成される予定はないことを留意すべきです。その結果として、受益者が下記「第2 管理及び運営 - 2 買戻し手続等」に記載される手続および規制に従った買戻しによってのみ受益証券を処分することができます。関連する買戻日に受益証券の買戻しを要求する受益者が保有する受益証券の価格の低下のリスクは、その買戻しを要求する受益者が負います。

投資対象の集中

ファンドは、受益証券の申込による購入代金の大部分を、主として投資対象ファンドに投資します。このため、投資対象ファンドが被る損失により、ファンドの全体的な財務状況および受益証券のパフォーマンスに重大な悪影響が生じます。

流動性リスク

流動性は、投資運用会社が投資対象を適時に売却する能力に関連します。ファンドが投資対象とする投資対象ファンドは、流動性が低い可能性が高いと考えられます。比較的流動性の低い投資対象の市場は、流動性の高い有価証券の市場よりも変動が大きい傾向があります。ファンドの資産を比較的流動性の低い投資対象に投資することは、上記「2 投資方針 - (1) 投資方針」の「ファンドの流動性」の項目で説明した流動性の仕組みを用いても、投資運用会社が希望する価格やタイミングで投資対象を処分する能力を制限する可能性があります。

集中投資リスク

ファンドが実質的に投資対象とする投資対象ファンドは、投資目的に沿った投資テーマに限定して投資を行うため、投資対象とする国や投資分野が限定され、実質的に少数の資産に集中して投資を行う可能性があります。したがって、多くの資産クラスを対象に分散投資を行った場合と比較して、価格変動が大きくなる可能性があります。

投資対象ファンドに固有の留意点

ファンドが行う投資対象ファンドへの出資については、プライベート・アセットの価値や評価額の変動、市場金利の変動等の悪化により、投資対象ファンドの投資収益に悪影響がおよび、出資に損失が生じるおそれがあります。投資対象ファンド持分の流通市場は現在確立されていません。

投資対象ファンドは、投資経験の豊富な投資家向けのファンドです。投資対象ファンドへの出資ならびに投資対象ファンドの投資目的および投資戦略は、様々なリスクを内包しており、当該リスクを原因として元本欠損が生じるおそれがあります。実質的に投資対象ファンドに出資するファンドへの投資にあたっては、投資者は、投資対象ファンドへの出資に伴う様々なリスク等を十分に理解した上で、投資の判断および決定を行うよう留意する必要があります。

純資産総額および基準価額の公表の遅延

継続申込期間中に受益証券の申込みを希望する潜在的投資者は、関連する取引日から暫く経過するまでは、自身が申込みを行う受益証券の申込価格を知ることができません。

ファンドの投資先である投資対象ファンドは、毎月の最終暦日に投資対象ファンド純資産価額を算出します。投資対象ファンド純資産価額は通常、関連する月末から15ルクセンブルグ営業日後に入手可能となります。投資対象ファンド純資産価額が入手可能になってから基準価額が計算されるまでの間には時間差があります。したがって、評価日時点の基準価額は公表時点の純資産価額を表すものではない可能性があります。

ファンドが投資する投資対象ファンドの流通市場は現在確立されておらず、ファンドの持分の評価額は、流通市場で取引される投資対象ファンドの受益証券の価値に基づいたものではなく、そのほとんどが受益証券の公正価値に基づくものです。投資対象ファンドの組入投資対象の業績動向等によってはファンドの評価額が急激に変動する可能性もあります。

買戻しに関連するリスク

投資対象ファンドでは流動性の低い組入投資対象に投資を行いますが、投資対象ファンド投資運用会社はこのような流動性の低い投資対象を有利なタイミングや価格で処分できない場合があるため、最終的に既存の受益者に悪影響を与える可能性があります。

投資対象ファンドが保有する組入投資対象を売却する場合、その公正価値と売却価格の乖離が実現することがあります。これは、主に流動性の制限や類似の要因等に起因する割引効果によるものですが、これに限定されません。上記の乖離により基準価額が大きく下落することがあります。

投資対象ファンドが保有する組入投資対象を投資対象ファンド投資運用会社が売却する場合、投資対象ファンドの関連する投資対象の市場規模や環境により、このような清算が当該投資対象の市場価格に悪影響を及ぼし、結果として投資対象ファンド投資運用会社が、当初期待されるより不利な価格で投資対象を清算することがあります。これにより基準価額の下落が引き起こされる可能性があります。

また、投資対象ファンドが保有する組入投資対象に未実現利益がある場合、かかる未実現利益が実際の基準価額に反映されていないため、買戻請求を提出した受益者は、かかる未実現利益からの利益を獲得できない可能性があります。

一方で、投資対象ファンドが保有する組入投資対象に未実現損失がある場合、当該投資対象の売却後に基準価額が大幅に下落する可能性があり、また、かかる未実現損失が実際の基準価額に反映されていないため、買戻請求後に残る受益者は、かかる未実現損失からの損失を将来被る可能性があります。

さらに、受益者からの請求を受けて受益証券の多量の買戻しを行う場合、投資運用会社は、買戻しを行うために必要な現金を調達するため、そうでない場合に要求されるよりも急速に、かつそうでない場合に入手可能な価格よりも不利な価格で、当該ファンドの投資対象を清算しなくてはならない可能性があります。

受益証券の多量の買戻しが請求された場合、当該払戻しが請求された時点においてファンドの投資対象を清算することができない可能性または投資運用会社が当該投資対象の真の価値を反映していないと考える価格でしか清算することができない可能性があり、その結果、受益者へのリターンに悪影響が及ぶおそれがあります。また、ファンドの終了時には、ファンドの投資対象をすべて清算し、受益者に対して現金のみを分配することが予定されていますが、これが実現する保証はありません。

受益者は、買戻通知の提出時さらには買戻日においても、買戻価格を知らないこと

受益者は、買戻日における買戻価格を知る前に、買戻通知を提出しなければなりません。したがって、受益者は、買戻日における受益証券の買戻価格がいくらになるかを知らないまま、買戻通知を提出することを求められます。さらに、投資対象ファンドの買戻価格は、関連する買戻日の投資対象ファンド純資産価額を管理事務代行会社が確認できる投資対象ファンド純資産価額確認日後に初めて管理事務代行会社により算出されます。

投資対象ファンドの解約手数料

受益証券の買戻し請求により、ファンドが自己勘定で保有する投資対象ファンドの持分の解約が必要となる場合があります。かかる解約には、投資対象ファンド解約手数料および/または投資対象ファンド短期解約手数料が適用されることがあります。これらの手数料はファンドが負担し、1口当たりの基準価額を低下させます。その結果、買戻しに応じる受益者の1口当たりの買戻価格は低くなり、残存するすべての受益者の1口当たりの基準価額も低下します。ファンドのレベルでは、別途の買戻手数料は課されません。

受益証券の買戻しは、買戻日にのみ可能であり、また、制限される場合があること

受益証券の買戻しは、各買戻日にのみ可能であり、管理会社が決定する純資産総額または発行済受益証券口数に対する割合を上限とする場合があります。投資者は、投資対象ファンド投資証券の解約には投資対象ファンド・ゲートや特別取引手続等の制限が設けられていることに留意する必要があります。

投資対象ファンドに関連する買戻金のための決済済みの資金が調達可能であることを条件として、また、本書に別段の定めがある場合を除き、買戻金の決済は、現金決済日について、関連する買戻日(該当する場合)の投資対象ファンド純資産価額確認日から5ファンド営業日目もしくはそれより前に、または管理会社が決定するその他の時まで、受益者に対して支払われます。

受益証券の買戻しに関するその他の制限

受託会社は、管理会社との協議の後、特定の状況では、下記「第2 管理及び運営 - 3 資産管理等の概要 - (1) 資産の評価 - 純資産総額の計算の停止」および下記「第2 管理及び運営 - 2 買戻し手続等」に

記載の通り、純資産総額および/もしくは基準価額の決定および/もしくは受益証券の買戻しを停止すること、ならびに/または受益証券の買戻しを要求した者への買戻しによる受取額の支払期間を延長することができます。管理会社もまた、受託会社との協議の後、買戻日に買戻しすることができる受益証券の合計数を、下記「第2 管理及び運営 - 2 買戻し手続等」に記載の通り、管理会社が決定する数量および方法で制限することができます。

決済不履行

受益証券は取引日を基準にして購入することができます。ただし、受益証券の申込者は、関連する取引日に関する投資対象ファンド純資産価額確認日から8ファンド営業日以内に購入代金を決済すれば足りるものとします(当初申込期間中の購入の場合は設定日まで)。受益証券に関して、万一投資者が期日に購入代金を決済できなかった場合(以下「不履行投資者」といいます。)、管理会社は決済不履行の対象である不履行投資者の受益証券を強制的に無償で買い戻すことができます。不履行投資者が受益証券の購入をした設定日または取引日からかかる不履行投資者の受益証券が強制的に無償で買戻された日までの期間に、受益証券を購入する投資者および既存の受益者は、不履行投資者の受益証券の購入が受理されなかった場合よりも高額な1口当たりの購入価格を支払うことになる、あるいは、1口当たりの購入価格が低くなることで利益を得る(その場合、受益証券を保有する既存の受益者は、受益証券の価値に関して、希薄化を受ける)可能性があります。同様に、受益証券をかかっている期間中に買戻しに出した受益者は、決済の不履行が発生しなかった場合より、受け取る1口当たりの買戻価格が低くなる、あるいは高くなる可能性があります。後者の場合、受益証券を保有するすべての残存受益者は、受益証券の価値に関して、希薄化を受けます。決済不履行の場合、発行もしくは買戻される受益証券の口数または購入を行った受益者が支払ったもしくは受け取った1口当たりの購入価格もしくは1口当たりの買戻価格への調整は行われず、結果として、決済の不履行は受益証券を保有する受益者に悪影響を及ぼす可能性があります。管理会社はまた、不履行投資者が期限内に決済し損ねたことの直接的または間接的な結果として発生した損失に対する補償を得るため、不履行投資者に対して訴訟を起こすことがあります。

事前投資

受益者は、購入が受理された通知後、購入代金が受領される前に、管理会社がファンドの負担でかかる資金の決済を見込んで投資する(以下「事前投資」といいます。)可能性があることに留意すべきです。かかる事前投資は、ファンドの利益になることを意図しています。しかし、決済不履行の場合、ファンドは、損失にさらされる可能性があります。かかる損失は、反対取引の費用(反対取引までの間に市場が不利に変動した可能性がある)だけでなく事前投資の資金を得たファンドの銀行預金口座または関連するファシリティ契約がマイナスになった場合の遅延利息の支払を含みますが、これに限りません。結果として、事前投資に起因するファンドへの損失は、該当するクラスの基準価額に悪影響を及ぼす可能性があります。管理会社、受託会社および投資運用会社のいずれも、かかる損失が発生した場合、責任を負わないものとします。

申込代金は関連する取引日より前に投資されることがあります

下記「第2 管理及び運営、1 申込(販売)手続等、(1)海外における販売手続等、マネー・ロンダリング防止およびテロへの資金調達の対策」に記載のとおり、管理事務代行会社が適用されるマネーロンダリング防止および制裁チェックを実施することを条件に、管理事務代行会社は、投資対象への継続的な投資を容易にするためにも、申込者から受領した申込代金を設定日または関連する取引日より前にファンドのカストディ口座に送金することがあります。これにより、投資者は、関連する取引日の前または当日に、投資者の申込却下や受益権の発行停止など、受益権の発行が妨げる事象または遅延させる事象が発生するリスクにさらされることがあります。当該事例において、投資者は、受益権を受領できないか、想定より少ない受益権しか受領できないことがあり、また申込代金は既に投資運用会社によって運用されていることがあることから、損失を被るか、申込代金の回復が遅れることがあります。投資者は、ファンドがこれらの状況において申込代金を速やかに返還するための十分な現金または流動資産を保有していないことがある点、および申込代金の返還に際して当該投資者負担となる費用が発生することがある点に留意すべきです。さらに、ファンドは申込代金の返還能力に影響を与える法的、規制上または契約上の制約や義務の対象となることがある点にも留意すべきです。

評価リスク

純資産価額は、(その他の要素のほか)投資対象ファンドの純資産価額を参照して算定されます。投資対象ファンド純資産価額の算定手続は、ファンドで採用される算定方法と一致しないことがあります。さらに、投

投資対象ファンドがその純資産価額を算定する時点および日付が、評価時点および評価日と一致しないことがあります。その結果、投資対象ファンドの公表された純資産価額が存在しない場合や、投資対象ファンドの評価日がファンドの評価日と一致しない場合、純資産価額は、投資対象ファンドの推定純資産価額または過去の純資産価額に基づいて算定されることがあります。当該推定された純資産価額や過去の純資産価額は、評価日における投資対象ファンドの実際の純資産価額と大きく異なることがあります。当該差異は純資産価額に反映されないことがあり、その結果、公表される純資産価額が関連する評価日における関連する純資産の実際の価額よりも高くなったり低くなったりすることがあります。したがって、受益証券の買戻しにより得られる代金や、投資者が受益証券の申込みのために支払う金額が、当該受益証券に帰属する純資産価額に対して割引(またはプレミアム)状態にあることがあり、それは当該投資者および既存の受益者にとって有利(または不利)に働く可能性があります。

為替リスク

受益証券は、米ドル建てです。そのため、投資者の財務活動が主として米ドル以外の通貨または通貨単位(日本円を含み、以下「投資者通貨」といいます。)建てで行われている場合、通貨換算に関連して一定のリスクが生じます。当該リスクには、為替相場が大幅に変動するリスク(米ドルの平価切下げまたは投資者通貨の平価切上げに伴う変動を含みます。)および米ドルまたは投資者通貨(場合によります。)に対する管轄権を有する当局が為替管理を実施または変更するリスクが含まれます。投資者通貨の価値が対米ドルで上昇した場合、(a)純資産総額および基準価額の投資者通貨の相当額ならびに(b)支払われる分配金(もしあれば)の投資者の通貨相当額が減少します。

評価が実際の純資産総額を反映しない可能性があること

各評価日の純資産総額は、投資対象ファンドおよび投資対象ファンドの原資産の評価が四半期、半年または1年に1回しか行われないことがあること、および当該評価がその計算後数か月経過するまで入手できない可能性があること等の様々な理由により、ファンドの投資対象のその時点での実際の価値を反映しない可能性があります。その結果、任意の評価日における純資産総額は、特定の投資対象の非現在価値に基づくことがあります。

ファンドの特定の直接または間接投資について、それが正確な評価であると受託会社、管理事務代行会社および報酬代行会社またはその関連会社のいずれかが合理的に考えた価格が後日不正確であると判断された場合、受託会社、その委託先および報酬代行会社またはその関連会社のいずれも何ら責任を負わないものとします。ファンドの資産の一部に関する独立した価格情報は、入手できない可能性があります。評価に誤りがある場合、純資産価額および受益証券1口当たり買戻価格は、過大または過小となる可能性があります。結果として、受益者は、受益証券に対して過大に支払う可能性があり、また、受益証券の買戻しを要求した受益者は、過小に支払われる可能性があります。さらに、ファンドの多数の業務提供者の報酬が純資産総額と紐付けられているため、評価の相違により、かかる業務提供者に対して過大または過小の支払を行うことになる可能性があります。純資産総額の計算に誠実に使用した価格または評価が不正確であることが後に判明した場合、受託会社、管理事務代行会社および報酬代行会社またはその関連会社のいずれも何ら責任を負いません。受託会社、管理事務代行会社および報酬代行会社またはその関連会社のいずれかは、あらゆる情報源から提供された価格および評価にさらなる調査を行うことなく依拠し、当該依拠に関してファンドまたは受益者に対して責任を負いません。明らかな誤りがない場合、純資産総額の決定は最終的であり、純資産総額の再計算は行われません。

投資対象の評価

管理事務代行会社が、ファンドが取引を行うかまたは現金を保有する取引相手方から、ファンドの勘定において締結される取引および保有される現金または有価証券を照合するのに十分な時間内に、取引明細書またはその他の必要な情報を受領しない場合があります。これは、不完全な情報または計算時に検証できない情報に基づいて純資産総額が計算されることを意味し、不正確な純資産総額の計算につながる場合があります。受託会社、管理事務代行会社および投資運用会社のいずれも、その結果発生した損失について責任を負いません。

監査待ちを行わないこと

受益証券の買戻しにおいて、買戻価格は、当該受益証券の未監査の基準価額に基づいており、基本信託証書は年次監査によって以前の評価の調整が必要と判断された場合の回収メカニズムを規定していません。したがって、受益者に支払われる買戻代金は、買戻価格が、該当する受益証券の監査済みの基準価額に基づいてい

た場合に受益者が受領していたであろう買戻代金より高いまたは低い可能性があります。支払われた買戻代金が、該当する受益証券の監査済みの基準価額に基づいていた場合の買戻価格よりも高額である場合、かかる過払いはこれに相応する悪影響をファンドに及ぼす可能性があります。

ファンドの手数料

受託会社は、報酬代行会社がファンドを代理して通常経費の支払いを約束する報酬代行会社任命契約を報酬代行会社との間で締結します。報酬代行会社任命契約の締結にかかわらず、下記「4 手数料等および税金 - (3) 管理報酬等 報酬代行会社報酬」に記載のその他の特定の費用または経費、訴訟費用または補償費用ならびにその他通常の過程において通常発生しない臨時の費用および経費は、ファンドの資産から支払われます。

重層的な経費

潜在的投資者は、投資対象ファンドへの投資の結果、ファンドに対する支払費用(運用報酬およびサービス提供会社に対して支払う報酬を含みますが、これに限りません。)の重複が生じ得ることに留意するべきです。なお、投資対象ファンドは当該ファンドの運用報酬その他の費用を負担し、その一部は間接的にファンドにより負担されます。この結果、ファンドの費用は、一般的な直接投資の場合に比べて純資産総額に対して高い割合を示す可能性があります。

ファンドの早期終了

潜在的投資者は、強制買戻事由が発生した場合、最終買戻日が早まる可能性があることに留意すべきです。強制買戻事由は、受託会社および管理会社が、すべての受益証券の強制的な買戻しを行うものとするに同意した場合に発生します。これには、管理会社が、受託会社と協議の上、何らかの理由(最終買戻日より前の投資対象ファンドの早期終了を含みます。)によりすべての受益証券を強制的に買い戻すことを決定した場合を含みますが、これに限定されません。潜在的投資家は、最終買戻日がファンドの全投資資産の清算を条件としており、投資対象ファンドレベルにおける制限事項(投資対象ファンドゲートおよび/または特別取引手続を含むがこれらに限定されない)により、ファンドが全投資資産を現金化する能力が遅延し、その結果、最終買戻日が遅延する可能性があることに留意すべきです。

ファンド障害事由

ファンド障害事由の影響を受ける評価日に要求される支払いまたは必要な計算は遅延する可能性があり、かかるファンド障害事由の結果として、推定に基づいて計算を行う必要性が生じる可能性または評価が調整される可能性があります。投資者は、本書に記載されている通り、ファンド障害事由がどのように受益証券に影響を与えるかについて留意すべきです。

スタートアップ期間

ファンドは、新規に拠出された資産の初期投資に関連する一定のリスクを招くスタートアップ期間に直面する可能性があります。さらに、スタートアップ期間はまた、ファンドの一または複数のポートフォリオの分散レベルが、完全にコミットされたポートフォリオまたはポートフォリオ・グループのものより低い可能性があるという特別なリスクを示します。管理会社または投資運用会社は、完全にコミットされたポートフォリオに移行するために様々な方法を採用する可能性があります。これらの方法は、部分的に市場判断に基づいています。これらの方法が成功するという保証はありません。

投資方針に係るリスク

一般事項

ファンドの投資目的の達成、投資利益の保証はないこと

ファンドの投資目的が成功するという保証も表明もなく、ファンドがその投資目的を達成するという保証はありません。投資運用会社は、特定のポートフォリオへの投資を自ら選択・実行し、かつエグジットを実現できることを保証することはできません。ファンドが投資者にリターンを生むことができるまたはリターンが本書に記載する種類の投資商品に投資するリスクに見合うものとなる保証はありません。すべての投資の損失を負うことができる者に限って、ファンドへの投資を検討すべきです。ファンドに関連のある投資商品および/または投資会社の過去のパフォーマンスは、必ずしもファンドの将来の結果を表すものではなく、またファンドの予定された、または目標とされたリターンが達成されるという保証はありません。

流動資産

現金

投資運用会社が、ファンドの勘定で保有される現金の引出しをファンドの勘定において行うことができない場合、投資運用会社のファンドの投資目的および投資方針を達成する能力に悪影響を及ぼし、および/またはファンドに損失を生じさせる可能性があります。

投資対象ファンド

投資対象ファンドは適切な投資でない可能性があること

投資者は、投資対象ファンドへの間接的なエクスポージャーを有します。かかるエクスポージャーは、(a) 投資対象ファンドへの投資のメリットおよびリスクを評価するために必要な財務および事業上の問題についての知識および経験を有しており、(b) 投資対象ファンドへの投資の経済的リスクを負うことができ、かつ、(c) 投資者の財務状況に照らして、投資対象ファンドへの投資のリスクを進んで許容できる投資者にとってのみ適切です。

潜在的投資者は、投資対象ファンドへのエクスポージャーを有することが各自の状況にとって適切であるかどうかを判断し、ファンドの投資対象ファンドへの投資の結果を判断するために、各自の法律、ビジネス、財務(および会計)の顧問に相談すべきです。

投資対象ファンド(ファンドの実質的な投資資産)に固有の留意点

ファンドが投資する投資対象ファンドへの投資については、プライベート・アセットの価値や評価の変動、市場金利の変動等の悪化により、投資対象ファンドの投資収益に悪影響が生じ、投資損失が発生するリスクがあります。投資対象ファンドの持分の流通市場は現在確立されていません。

投資対象ファンドは、投資経験の豊富な投資家向けのファンドです。投資対象ファンドへの投資は、投資対象ファンドの投資目的および投資戦略と同様、様々なリスクを伴い、元本割れを生じる可能性があります。実質的に投資対象ファンドへの投資であるファンドへの投資を行う場合、投資者は、投資対象ファンドへの投資に伴う様々なリスクを十分に理解した上で、投資判断および決定を行うよう留意する必要があります。

相関性の欠如

手数料、費用および適用される外国為替ヘッジまたはクーポンならびに受益証券および/または投資対象ファンド特有のその他の要因の影響により、投資対象ファンドの価値の変化は、受益証券の価値の変化には直接的に関連しない可能性があります。投資者は手数料および利子が基準価額にどのように影響するかについて留意すべきです。

非公開の情報および情報提供

受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社および/またはそれらの関連会社は、投資対象ファンドおよびこれに関連するすべての原資産に関する非公開の情報を保有または取得することがあります。これらのうちいずれもかかる情報を公開する、または受益者のために投資対象ファンドの事業、財務状況、信用力または事務の状況を審査し続ける義務を負いません。

投資対象ファンドの一般的なリスク要因

投資対象ファンドへの投資を検討する投資者は、潜在的なリスクを認識すべきであり、その一部については、以下に要約します。英文目論見書補遺は、投資対象ファンド投資証券の申込みまたは買戻しに関する決定に関連するすべてのリスクを完全に開示することを意図したものではありません。投資予定者は、投資対象ファンドへの間接的な投資または投資対象ファンドからの間接的な買戻しに関する決定を行うにあたり、この投資の性質(関連するリスクを含みます。)について、各自の検討および理解力に依拠しなければなりません。投資対象ファンドがその投資目的を達成できるとの保証はなく、また、投資対象ファンドが各自の元本を回収できるとの保証もありません。また、投資対象ファンドAIFM、投資対象ファンド投資運用会社またはそれら各々の関連会社もしくは投資対象ファンド取締役会のメンバーは、潜在的な利益相反に直面することがあり、その一部については、以下に要約します。各受益者は、受益証券を取得することにより、このような実際のおよび潜在的な利益相反の存在を認識したものとみなされ、また、当該利益相反の存在に起因して発生する責任に関して請求権を放棄したものとみなされます。

投資対象ファンドへの投資に関連するリスク

投資機会の特定・利用可能性および投資リターンの保証の不存在 投資対象ファンドの成功は、投資対象ファンド投資運用会社および投資対象ファンドが直接または間接的に投資を行うポートフォリオ投資対象(以下

「ポートフォリオ事業体」といいます。)のスポンサーが適切な投資機会を特定できるか、また、そのような投資機会が投資対象ファンド投資運用会社およびポートフォリオ事業体のスポンサーにおいて利用可能であるかにかかっています。投資機会の利用可能性は、市況および投資対象ファンド投資運用会社の支配の及ばないその他の要因に左右されます。投資対象ファンド投資運用会社が運用する資金および個別口座の過去のリターンは、今後再現または継続しない投資機会および一般的な市況(債券市場における有利な借入条件を含みます。)の恩恵を受けていますが、投資対象ファンドが同等の機会および状況を利用できるとの保証はありません。投資対象ファンドがその投資目的を達成するのに十分かつ魅力的な投資機会を特定できるとの保証はなく、また、投資目的の遂行または損失(投資額全額を失うことを含みます。)の回避が成功するとの保証もありません。投資対象ファンドへの投資は、投資額全額を失うことを許容できる者のみが検討すべきです。投資対象ファンド投資運用会社に関連する投資の過去のパフォーマンスは、必ずしも将来の結果を示すものではなく、投資対象ファンド投資運用会社が他の顧客のために達成した投資パフォーマンスと同等のパフォーマンスを投資対象ファンドが達成するとの保証はありません。

ポートフォリオの構築および分散投資の欠如の可能性 投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドの投資目的に沿った投資ポートフォリオの組成を目指しますが、オポチュニスティック・ベース(機会便乗型)で、投資対象ファンドの投資対象を選定します。投資対象ファンドは、投資対象ファンドの投資は、1つの投資分野または比較的少数の業種もしくは地域に集中する可能性があります。その結果、投資対象ファンドの総合的な投資リターンは、特定の投資分野、業種または地域のパフォーマンス不振により悪影響を受けることがあり、投資対象ファンドが特定の投資種別に集中していない場合と比べて、経済、金利、為替レートまたはその他の市況の全般的な変化に対するリスクが増大する可能性があります。

関係の重要性ならびに投資対象および投資ファンドへのアクセスをめぐる競争 投資対象ファンド投資運用会社は、これまで投資を行ったことがあり、直接投資、オポチュニスティック投資およびセカンダリー投資の機会を提供し得る投資ファンドのスポンサーに加え、プライベート・エクイティおよびプライベート・デットの流通市場において潜在的な売り手となり得る投資者と強固な関係を維持することを目指しています。しかしながら、直接投資、オポチュニスティック投資およびセカンダリー投資へのアクセスをめぐる市場では競争が激化しており、市場の成熟または当該競争への対応に伴い、投資対象ファンド投資運用会社の非公開市場における機関投資家としての立場は変化することがあります。このため、投資対象ファンド投資運用会社が、自ら選定または希望するすべての投資対象について、投資対象ファンドに代わって投資機会を確保できるとの保証はなく、また、投資対象ファンド投資運用会社において利用可能な投資規模が希望どおりとなるとの保証もありません。さらに、投資対象ファンド投資運用会社は、一般に、ポートフォリオ事業体の投資判断またはその他の事業上の決定を管理していないため、投資対象ファンドが関連する投資分野、業種および地域に対して望ましいエクスポージャーを達成するとの保証はありません。

オルタナティブ資産スポンサー間の競争 多数のオルタナティブ資産スポンサーが、投資のための新規資本を調達済みであるか、調達中です。スポンサーによる、投資向けの新規資本調達は継続されることが予想されます。これにより、魅力的な投資の競争は激化し、投資対象ファンドおよびポートフォリオ事業体が魅力的な評価額で投資を適切に特定し、組み立て、実行し、または各々の投資目標を達成することがより困難になる可能性があります。

第三者との投資に関するリスクおよび非支配的投資 投資対象ファンドは、主に、第三者がスポンサーを務め、支配し、および/または運用するポートフォリオ事業体に投資します。当該第三者たる運用者およびスポンサーは、投資対象ファンドの利益と一致しない利益(金銭的利益を含みます。)を有する場合があります。また、投資対象ファンドの利益に反する方法で行動し、または行動を阻止する立場にある場合もあります。投資対象ファンドは、一般に、ポートフォリオ事業体の条件を交渉する機会がほとんどなく、投資対象の処分時期および処分条件を決定する権利を有しておらず、むしろ、投資対象ファンドの最善の利益となるか否かにかかわらず、当該決定を第三者のスポンサーおよび運用者に委ねざるを得ません。投資対象ファンドは、ポートフォリオ事業体の運用面において積極的な役割を果たさず、第三者に依拠します。投資対象ファンドのポートフォリオ事業体への投資から撤退し、またはその投資対象を譲渡する能力は限定されます。その結果、投資対象ファンドのパフォーマンスは、第三者が行う投資判断およびその他の決定に大きく依拠することとなり、これは、投資対象ファンドの投資者に対するリターンに間接的かつ重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。

さらに、特定のポートフォリオ事業体の他の投資者との関係により、投資対象ファンドは支配グループの一員とみなされる場合があります。当該ポートフォリオ事業体に関する支配者の潜在的な責任(環境損害、製品欠陥、未積立年金債務、経営監督の不履行および政府規制の違反に対する責任を含みます。)にさらされることがあります。

また、投資対象ファンドは、投資対象ファンド投資運用会社の他のファンド、投資ピークルおよび/または口座と共同で投資(共同出資の特別目的ピークルを通じた投資を含みます。)を行うことがあります。その結果、投資対象ファンド投資運用会社の他のファンド、投資ピークルまたは口座が共同出資の特別目的ピークルに対する義務を履行できなかった場合、投資対象ファンドは、その不履行によって生じた不足分のうち自己の負担分を補填しなければならないこととなり、投資対象ファンドは、その範囲で悪影響を受けるおそれがあります。投資対象ファンドならびに投資対象ファンド投資運用会社の他の関連するファンド、投資ピークルおよび/または口座がそのような不履行によって生じた不足分を共同で補填しない、または補填できない場合、該当する特別目的ピークルは、その裏付けとなる投資に関連する該当取引書類に基づく義務の債務不履行に陥る可能性が高まります。こうした債務不履行は(一般に、当該取引書類の内容に応じた)不利な結果をもたらす可能性が高く、投資対象ファンドは、その債務不履行に起因して生じた債務または損失について自己の負担分を負担する可能性があります。さらに、当該ピークルの利用は様々な利益相反を生じさせることがあります。例えば、当該投資ピークルを利用した場合、投資対象ファンドならびに参加する他のファンド、投資ピークルおよび口座ごとに個別の投資ピークルを利用する場合と比べ、投資対象ファンドならびに当該他のファンド、投資ピークルおよび/または口座ならびにそれら各々の投資者に適用される特定の勘案事項に対処することが困難になることがあります。投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドならびに当該他のファンド、投資ピークルおよび口座との間で締結された契約上の取決めの異なる諸条件(投資対象ファンド投資運用会社に支払われる手数料その他の報酬、諸経費、ポートフォリオの構築および投資目的に関する諸条件を含み、これらの相違は利益相反を発生させることがあります。)に従います。また、各事業体の当該ピークルへの相対的な参加比率(各々の募集期間の終了時点における各事業体の相対的な投資可能資本の反映を目的とする調整を含みます。)については、一定の裁量が必要となります。

評価の重要性 投資対象ファンドの総合的なパフォーマンスは、投資対象ファンドがその投資(セカンダリー投資を含みます。)に対して支払った取得価格および(該当する場合)ポートフォリオ事業体が各々の投資に対して支払った取得価格に一部依拠します。投資対象の評価は、そのスポンサー、第三者評価機関または投資対象ファンドによって報告されたとしても(財務報告用が取引目的かを問いません。)、現在のまたは最終的な実現可能な評価額を示すものではない場合があります。さらに、投資対象ファンドの非公開投資対象には、一般に、確立された流通市場は存在せず、公開市場の評価額が存在する類似の資産が存在しない場合もあります。その結果、投資対象ファンド投資対象の評価は限られた情報に基づいて行われることがあり、固有の不確実性を伴います。投資対象ファンド投資運用会社または第三者スポンサーが投資対象の取得交渉の過程で想定した評価額が高すぎたことが判明した場合、投資対象ファンドのパフォーマンスは悪影響を受けることとなります。

1口当たり純資産価格

さらに、投資対象ファンドのセカンダリー投資対象の取得価格はその売り手との交渉次第となる可能性が高いですが、セカンダリー投資対象の取得価格は通常、関連するスポンサーにより直近に報告された帳簿価額およびその他の入手可能な情報を参照して決定されます。スポンサーは、一般に、流通市場における持分の譲渡に関連して評価額を更新する義務を負いません。そのため、セカンダリー投資の実行後、翌評価日に、投資対象ファンドの純資産価額に多額の損益が反映される場合があります。また、セカンダリー投資を追求する過程において、投資対象ファンドは、ポートフォリオの売却またはその他の状況に直面することがあり、その際、望ましいとみなされるセカンダリー投資を実行するために、魅力が低いとみなされるまたは推定評価額に確信が持てない他の投資を余儀なくされます。

投資対象ファンド投資証券1口当たり純資産価格の計算およびディスカウント 投資対象ファンドAIFMが用いる評価は、投資対象ファンドの純資産価額、ならびに投資対象ファンド投資主および投資予定者が入手可能な投資対象ファンド投資証券の申込価格(以下「投資対象ファンド申込価格」といいます。)、投資対象ファンド投資証券の買戻価格(以下「投資対象ファンド買戻価格」といいます。)および投資対象ファンド投資証券の特別取引価格(以下「投資対象ファンド特別取引価格」といいます。)に影響を与えます。投資対象ファンドAIFMが用いる投資対象の評価(ならびにそれに基づいて行われる、申込み、買戻しおよび取得に用いられる

投資対象ファンド投資証券1口当たり純資産価格の計算)は、当該投資対象が最終的に売却される価格を反映しない可能性が高いです。投資予定者は、投資対象ファンドへの間接的な投資または投資対象ファンドからの間接的な買戻しを決定するにあたり、投資対象ファンドへの投資および投資対象ファンドからの買戻しの条件(関連する評価プロセスを含みます。)に関して、各自の検討および理解力に依拠しなければなりません。投資対象ファンドの評価、ならびに投資証券1口当たり純資産価格および純資産価額の計算に関する詳細については、上記「諸条件 純資産価額」を参照してください。

ポートフォリオ事業体の持分の流動性が乏しいことを踏まえ、その持分の公正価値に関する投資対象ファンドAIFMの誠実な決定に基づいて、投資対象ファンド投資証券の純資産価額またはポートフォリオ事業体の純資産価額の評価が行われます。上記に関連して、投資対象ファンドAIFMは投資先のスポンサーに依拠し、かつ/または第三者評価会社のサービスを利用することがあります。上記にかかわらず、投資対象ファンドAIFM、投資先のスポンサーまたは第三者評価会社による評価が正確もしくは最新である、または第三者の価格設定もしくは評価が入手可能であるとの保証はありません。

さらに、投資対象ファンド投資証券1口当たり純資産価格は、該当する投資対象ファンドの純資産価額計算日(以下「投資対象ファンド純資産価額計算日」といいます。)時点で投資対象ファンド中央管理事務代行会社および投資対象ファンドAIFMが入手可能な情報に基づいて決定されるため、投資対象ファンド投資主に交付される財務諸表の作成に関連してその後受領した情報を反映していない場合があります。その結果、特定の投資対象ファンド評価日における投資対象ファンド申込価格および投資対象ファンド買戻価格は、当該投資対象ファンド評価日時点における投資対象ファンドの資産価値に関して最終決定(純資産価額計算日後に行われます。)された金額と異なる場合があります。投資対象ファンドは、財務諸表で後日報告される金額を反映させるために投資対象ファンド申込価格または投資対象ファンド買戻価格を適時的に調整することはありません。

投資対象ファンド投資証券1口当たり純資産価格が実際の資産価値に対して過大評価または過小評価されている場合、買戻しを行う投資対象ファンド投資主は過度に高いまたは低い投資対象ファンド買戻価格を受け取り、新規投資者は過度に高いまたは低い投資対象ファンド申込価格を支払うことがあり、その結果、既存投資対象ファンド投資主の持分希薄化を招く可能性があります。一般に、投資対象ファンド評価日より後に入手可能な情報に、過去の投資対象ファンド投資証券1口当たり純資産価格が過大評価または過小評価されていたことが示されている場合であっても、買戻しを行う投資対象ファンド投資主および残存投資対象ファンド投資主はいずれも、投資対象ファンド、投資対象ファンドAIFMまたは各々の関連会社に対して求償権を有しません。

様々な要因(為替レート、投資対象ファンドの投資証券クラス(以下、各投資証券クラスを「投資対象ファンド投資証券クラス」といいます。)間で異なる管理報酬率、特定の投資対象ファンド投資証券クラスに帰属するヘッジ損益および特定の投資対象ファンド投資証券クラスに配分される費用を含みますが、これらに限られません。)により、投資予定者および投資対象ファンド投資主は、ある投資対象ファンド投資証券クラスに係る投資証券1口当たり純資産価格は別の投資対象ファンド投資証券クラスに係る投資証券1口当たり純資産価格と異なり、当該差額は時間の経過とともに拡大する可能性があることを想定すべきです。投資対象ファンド取締役会は、当該差額を縮小または解消するために投資対象ファンド投資証券の分割または転換を行うことができますが、その義務を負いません。さらに、通貨ヘッジを行うために用いられる取引は、一または複数の投資対象ファンド投資証券クラスを代理して投資対象ファンドが行うことになるため、当該転換により、投資対象ファンド投資主は新しい投資対象ファンド投資証券クラスのヘッジ・エクスポージャーにさらされることとなり、当該新しい投資対象ファンド投資証券クラスのパフォーマンスは他の投資対象ファンド投資証券クラスのパフォーマンスから大幅に乖離する場合があります。

特別取引手続きが開始された場合、投資対象ファンド取締役会は、適用されるディスカウント(以下「ディスカウント」といいます。)を決定しなければなりません。ディスカウントは、市況が流動性に欠け、変動性が高く、異常状態にあると想定される時に決定されるため、その性質上、正確な評価を行うことが困難であると見込まれます。ディスカウントは第三者の見積りに大きく左右されることがあります。この見積りは、投資対象ファンド取締役会が追加の見積りを得るためにより多くの時間を有していれば確認できていた、他の第三者による投資対象ファンドの資産の評価方法を反映していないことがあり、また、すべての場合においてそれが入手可能とは限りません。特別取引手続き中の買戻請求が投資者による投資対象ファンド特別取引価格(以下「特別買付け」といいます。)による投資対象ファンド投資証券の買付けの請求を上回る場合(以下「対象外特別取引」といいます。)の場合)、適用されるディスカウントは、投資対象ファンド取締役会が選択した

実現資産に依拠することとなり、対象特別取引が行われた場合にすべての投資対象ファンドの資産間で決定されるディスカウント総額に比例しない場合があります。また、投資対象ファンド買戻請求を行う投資対象ファンド投資主は相対的に大きなディスカウント負担を求められる場合があります。いずれの場合においても、特別取引手続き中に投資対象ファンド買戻請求を提出する投資対象ファンド投資主および特別買付けの請求を提出する投資対象ファンド投資主または投資予定者は、拘束力のある請求が提出される特別買戻基準日より前に最終的な投資対象ファンド特別取引価格が決定されることはなく、特別買戻基準日より後に発生する市場変動(投資対象ファンド投資運用会社の支配の及ばない変動を含みます。)が投資対象ファンド特別取引価格に影響を与えることを認識しておくべきです。投資対象ファンド投資主は、特別取引手続きでは、通常の市況において支払われる買戻価格よりも著しく低い買戻額を受け取る準備をしなければなりません。一方で、市場が改善した場合、または投資対象ファンドの資産の純資産価値もしくはディスカウントの金額が投資対象ファンド投資運用会社、投資対象ファンド投資主または投資予定者が特別買付けの請求を提出した時点で見積もっていた投資対象ファンド特別取引価格と比較して変動した場合、投資対象ファンド投資主および投資予定者は、想定よりも大幅に上回る投資対象ファンド特別取引価格を支払う準備をしなければなりません。

「対象特別取引」とは、投資対象ファンド投資証券の特別買付けの請求口数が、当該投資対象ファンド投資証券の買戻口数以上となる場合を指します。

規制環境の変化 近年、世界各国の政府当局およびその他の政治家は、世界の金融市場の変動および混乱(金融機関の破綻および金融詐欺を含みます。)に対応するため、金融システムの規制改革を実施し、またはその実施を求めてきました。当該改革には、投資ファンド(投資対象ファンドを含みます。)ならびにその運用者およびその活動(追加のコンプライアンス、リスク管理およびその他の手続きを含みます。)に対する追加的な規制、特定の種類の投資およびレバレッジの提供・利用に対する制限、透明性に関する要件、運用者に対する報酬に関する制限、税務上の取扱いに関する変更、ならびに帳簿・記録、報告および開示に関する要件が含まれます。当該改革措置が投資対象ファンドに与える影響は確実に予測できませんが、潜在的な債務に対するエクスポージャーの増加、法的、コンプライアンス上、税務上およびその他の関連する費用の増加、投資機会の減少、追加的な管理事務上の負担、ならびに投資対象ファンドの投資者の身元の透明性の向上が生じる可能性があります。法的および規制上の動向は、投資スポンサーおよびポートフォリオ事業体またはそれらが事業を運営する業界に対しても様々な費用および負担を課す可能性が高く、その結果、投資対象ファンドにとって魅力的な投資機会の減少およびいずれかの投資対象ファンド投資証券クラスの投資対象ファンド投資証券1口当たり純資産価格のパフォーマンスの低下が生じる可能性があります。各国における選挙の結果、新たな与党連合または政党が成立するという可能性は、投資対象ファンド、その投資対象およびそれらのスポンサーに影響を及ぼす潜在的な法律、規則、規制、税制および関税がどのような方向性に進むかについての不確実性を高めます。

貿易政策 各国政府が自国で適用される貿易政策に重大な変更(自国に輸入される一定の物品および原材料に関税を課すことによるものを含みます。)を加え続けた場合、当該措置は、影響を受ける国による報復措置を誘発し、その結果、「貿易戦争」が発生することがあり、ひいては、物品および原材料の費用の増加または貿易相手国による当該国との貿易の制限が生じることがあり、いずれの場合もポートフォリオ事業体の事業および運営に重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。

欧州連合の変化 2016年6月23日、英国は、国民投票を実施し、欧州連合の加盟国ならびに欧州連合の機能に関する条約およびそれに関連する条約の当事国としての地位から離脱することを決定しました(以下「ブレグジット」といいます。)。この国民投票の影響は不透明です。国民投票は既に世界の金融市場に大きなボラティリティをもたらし、欧州連合の結束および機能に対する不確実性を生じさせており、これらの状況は長期にわたり継続するおそれがあります。2017年3月29日、英国は、欧州理事会に対し欧州連合からの離脱意思を通告し、正式に離脱手続きを開始した。2018年3月19日、ブレグジットの交渉担当者は、2020年12月31日までの移行期間を想定した離脱協定草案を公表しました。移行期間中、英国に欧州連合法が引き続き適用され、欧州連合は、その通商協定上の相手国に対し、英国を引き続き欧州連合の加盟国(以下「加盟国」といいます。))として扱うよう指示しました。2020年2月1日、英国は欧州連合から正式に離脱し、2020年12月24日には通商・協力協定に関する合意がなされました。移行期間は2020年12月31日に終了し、英国は、2021年1月1日をもってEU単一市場および関税同盟ならびにすべてのEUの政策および国際協定から離脱しました。

欧州連合の他の加盟国の中には、自国の欧州連合加盟国としての地位について、英国と同様の国民投票を実施しよう提案している政党があります。これらの加盟国が当該国民投票を実施するか否かは不明ですが、実施された場合にはさらなる混乱が生じることが予想されます。

ブレグジットの中長期的な影響は、通商・協力協定の履行および英国が欧州連合市場への参入をどの程度維持できるかに左右されます。これらの措置は、投資対象ファンドがサービスを提供する市場、投資対象ファンドが投資する市場ならびに投資対象ファンドが事業運営および投資を行う課税管轄区域を混乱させ、これらおよび他の管轄区域における税制上の優遇措置または税負担を不利に変更する可能性があります。さらに、英国が欧州連合のどの法律を置き換え、または踏襲するかを決定する過程で、ブレグジットにより法的な不確実性が生じるとともに、国家間で異なる法令につながる可能性があります。

運用歴の不存在 投資対象ファンド投資運用会社の投資専門家は、プライベート・エクイティ・ファンドおよび共同投資への投資および投資助言業務において豊富な経験を有していますが、投資対象ファンドは、その設立初期には、投資対象ファンドの今後のパフォーマンスについて、評価の基礎となる運用歴を有していません。投資対象ファンド投資運用会社が運用する他のファンドおよび口座の過去のパフォーマンスは、投資対象ファンドの将来のパフォーマンスの指標としては関連性が限られています。

流動性の低い投資 投資対象ファンドは、流動性が極めて低い投資対象に投資します。投資対象ファンドは、ポートフォリオ事業体への投資について、その投資対象の譲渡またはその投資からの撤退はできないと予想しています。さらに、投資対象ファンドの投資対象は、一般に流動市場を欠き、そのため、投資対象ファンドは、当該投資対象を満期まで保有することを余儀なくされ、またはその処分には制限が課されることがあります。同様に、投資対象ファンドが投資するポートフォリオ事業体自体についても、投資から撤退し、その価値を実現する機会が減少する状況(市場全体の低迷または特定の市場混乱の場合を含みますが、これらに限りません。)に直面することがあります。その結果、ポートフォリオ事業体または投資対象ファンドは、希望するタイミングで投資対象を売却できない場合または売却時に自身がその公正価値であると考えた金額を実現できない場合があります。さらに、一定の状況下において、投資対象ファンドは、投資対象ファンド投資主に対して現物で買戻しを行うことがあり(監査報告書の受領を条件とします。)、容易に利用可能な市場が存在しない証券で構成される可能性があります。

投資対象ファンドは、ポートフォリオ事業体およびその他の原資産に関して投資対象ファンドが確保できる流動性を上回る流動性を投資対象ファンド投資主に認めることがあります。当該不一致は、投資対象ファンドが対応可能な範囲を超える買戻し請求が生じた場合には、投資対象ファンドの資産の「取付」を生じさせる可能性があります。投資対象ファンド投資証券の買戻しに係るゲート、特別取引手続ならびに投資対象ファンド純資産価額の計算および/または買戻しを停止する決定は、投資対象ファンドが対応できない上記のような撤退を防止することがありますが、投資対象ファンド投資主にとっては、自身が保有する投資対象ファンド投資証券に関する想定よりも流動性が低下し、投資の完全な撤退が実行されるまで長期的な遅延が生じる可能性があります。当該不一致は、投資対象ファンド投資運用会社に資産を早期に売却させ、ひいては、投資対象ファンド投資証券1口当たり純資産価格に悪影響を及ぼす可能性があります。

買戻しリスク 多数の投資対象ファンド投資主が投資対象ファンドからの買戻しを決定した場合、投資対象ファンドは投資対象を早期に換金せざるを得なくなり、投資対象ファンドに損失が生じる可能性があります。投資対象ファンドからの多額の買戻し請求に対応するために講じられる措置は、投資対象ファンドが保有する証券の価格の下落および投資対象ファンドの運営に関する費用(以下「投資対象ファンド費用」といいます。)の増加(例えば、ポジションの清算に伴い発生した取引コストの増加により、またはカウンターパーティー契約の終了に関連して発生する費用の増加)を招く可能性があります。多額の買戻しは、投資対象ファンドがその投資戦略に必要な資金調達またはカウンターパーティーを確保する能力を著しく制限する可能性があるほか、ポートフォリオ構築およびリスク管理戦略を混乱させる可能性があり、ひいては投資対象ファンドのパフォーマンスにさらなる重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。さらに、投資対象ファンドは買戻しの停止または上限設定を行うことがあり、これらの措置により、投資対象ファンド投資主が各自の投資対象ファンド投資証券を買い戻す能力が限定され、買戻しが認められる時点までの間に、投資対象ファンドの投資対象の価値が下落することがあります。

申込みリスク 対象特別取引の場合、投資対象ファンド投資証券を買い付ける先買権(以下「先買権」といいます。)を有する投資対象ファンド投資主の特別買付けに関する申込みは全部(または一部)執行される一

方、投資対象ファンド投資主ではない者から提出された特別買付けに関する申込み、または先買権で認められた口数を上回る申込みを行った投資対象ファンド投資主から提出された特別買付けに関する申込みの場合は、当該口数を上回る部分に関する申込みは、全部または一部取り消される場合があります。

流動性の限定および持分市場の不存在 原則として投資対象ファンド投資証券は投資対象ファンド取締役会の事前承諾なしに譲渡できず、投資対象ファンド投資主の買戻しを行う権利は前述の記載事項および投資対象ファンドの定款(以下「投資対象ファンド定款」といいます。)の定めに従って制限されるため、投資対象ファンドへの投資は、比較的流動性の低い投資とみなされることがあります。また、DLT登録投資対象ファンド投資証券(以下に定義します。)は、関連するブロックチェーン・ベースの分散型台帳上でのみ、かつ当該投資対象ファンドの保有条件が満たされている場合にのみ譲渡可能です。さらに、当該投資対象ファンド投資証券の譲渡は適用法により課される再販制限の影響を受けることがあります。投資対象ファンドは、完全な投資プログラムとして意図されたものではなく、投資の経済的リスクを負担でき、金融およびビジネス面に精通し、かつ各自の投資に関して流動性を必要としない者のみを対象に設計されています。

投資対象ファンド短期買戻手数料 投資対象ファンド取締役会は、随時またはシステムティックに投資対象ファンド短期買戻手数料を免除することがあり、その結果、投資対象ファンドおよび残存する投資対象ファンド投資主は、当該投資対象ファンド短期買戻手数料から得られる利益を享受できなくなることがあります。当該免除が適用される状況には、死亡、一定の障害もしくは離婚の結果として行われる買戻しの場合、仲介業者がスポンサーを務めるモデル・ポートフォリオのリバランスに起因する買戻しの場合、または運用上、管理上および/もしくはシステム上の制限により、適用される当該手数料もしくはその適用が合理的な範囲で実務上可能でない場合が含まれますが、これに限りません。モデル・ポートフォリオのリバランスに伴い、当該免除が適用されている場合、投資対象ファンド取締役会により承認されたガイドラインに基づきシステムティックに適用されることがあります。当該システムティック免除が適用された場合、投資対象ファンドおよび短期買戻手数料から利益を受け取る投資対象ファンド投資主は、当該免除がなければ課されていた投資対象ファンド短期買戻手数料から得られる利益を享受できなくなります。投資対象ファンド取締役会により承認されたガイドラインには、投資対象ファンド短期買戻手数料のシステムティックな免除から利益を得るための客観的基準および当該免除がシステムティックに適用される条件が定められます。

全額払込方式による申込み 投資対象ファンドは、投資対象ファンド投資証券への各申込みについて、(投資者による段階的な払込みに関する出资方式を認めるのではなく、)該当する投資者に投資対象ファンド投資証券が発行される、関連する評価日に関する決済日に全額払込みを完了することを条件として申込みを受理する予定です。投資対象ファンドは申込みを受理する日に多額の出資金を受け取ることがあるため、当該出資額の全部または実質的全体を投資できるまでに相当な期間を要する場合があります。投資対象ファンドの資産が主要投資戦略に従って実質的に投資されていない期間中は、投資対象ファンドのパフォーマンスは悪化することがあります。さらに、投資対象ファンド取締役会は、投資目的のために申込代金を投下するのではなく、投資対象ファンドの買戻し、投資対象ファンド費用またはその他の負債もしくは債務の資金を賄うために当該申込代金を投下することを決定することがあります。

投資対象の満期到達までに要する期間 投資対象ファンドが投資を行った時点から、投資対象ファンドまたは関連するポートフォリオ事業体が当該投資を回収できるようになるまでには相当な期間を要する場合があります。その結果、当該投資から得られる収益は、投資対象ファンドの継続的な流動性ニーズ(買戻請求を含みますが、これに限りません。)を満たすために利用可能な状態となるまで、相当期間にわたり投資対象ファンドにより実現されない場合があります。

ポートフォリオ事業体に関連するリスク 投資対象ファンドが投資するポートフォリオ事業体(投資対象ファンドが投資を行うための特別目的ピークルまたはその他の事業体を含みます。)は、時に高度な事業リスクおよび財務リスクを伴います。当該ポートフォリオ事業体および/またはそのスポンサーもしくは運用者は、発展の初期段階にある場合、実績のある運用歴を有しない場合、損失を計上して運営している場合、運用成績に著しい変動がある場合、急速に変化する事業に従事し製品が陳腐化する相当なリスクにさらされている場合、事業運営の支援、事業拡大に向けた資金調達もしくは競争力の維持のために多額の追加資本を必要とする場合、高いレバレッジ比率を有する場合、または財務状態が脆弱な場合があります。また、ポートフォリオ事業体ならびに/またはそのスポンサーおよび運用者は、激しい競争(より豊富な財務資源、より広範な開発・製造・マーケティング等の能力およびより多くの適任の経営・技術人材を有する企業から仕掛けられる競争を含

みます。)に直面することがあります。米国以外の法域に所在地を置くポートフォリオ事業体は、為替レートの変動、為替管理規制、異なる種類の入手可能な情報(および質の低下)に関連するリスク、収用または没収の場合の課税および不利な政治動向などの追加的なリスクにさらされることがあります。また、市況が厳しい時期または特定の投資分野・業種・地域で景気減速が生じた場合、ポートフォリオ事業体は、収益の減少、財務上の損失、資金調達難およびコストの増加を経験することがあります。こうした時期において、ポートフォリオ事業体は事業・運営の拡大に困難を抱え、支払期日が到来した未払債務の履行または費用の支払いが不可能となることもあります。市場全体の低迷または特定の市場混乱は、投資対象ファンドの投資パフォーマンスに悪影響を及ぼすおそれがあります。

ボラティリティおよび金利リスク 証券の市場価格および金利の一般的な変動または不安定さは、投資対象ファンドの投資機会および投資対象ファンドの投資対象の価値に影響を及ぼすことがあります。一般に、金利が上昇すると、当該投資対象(負債性投資対象およびメザニン投資対象を含みます。)の価値は下落します。また、投資対象ファンドは、その投資対象および/もしくは買戻し、投資対象ファンド費用またはその他の負債もしくは債務の資金を賄うために、制限なく借入れを行うことがあります。借入資金で購入した投資対象(または買戻請求への対応もしくは投資対象ファンド費用の支払いのために売却する必要のない投資対象)から得られるリターンが、当該借入資金に係る支払額を上回る場合、当該借入資金の利用はリターンを増加させることがあります。当該借入資金に係る支払額を上回るリターンを得られない場合にはリターンを減少させます。その結果、金利の上昇は、投資対象ファンドのパフォーマンスおよび投資証券1口当たり純資産価格に直接的な影響を及ぼす可能性があります。

直接投資のスポンサーへの依拠 投資対象ファンドは、第三者がスポンサーを務め、支配し、運用する直接投資対象に投資します。投資対象ファンドは、一般に、直接投資の資産運用面において積極的な役割を担わず、また、投資対象ファンドが当該直接投資から撤退し、または当該直接投資の持分を譲渡する能力は限定されます。その結果、投資対象ファンドのパフォーマンスは、第三者によって行われる投資判断およびその他の決定に大きく依拠することとなり、その結果、投資対象ファンドのパフォーマンスに重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。

債券 一般的に、債券は、その保有者に対し、発行体に対する支配権を付与するものではなく、また、()投資取引が、関連する債権者の権利に関する法律に基づく「詐欺的譲渡」または「優先弁済」として無効となる可能性があること、()債務の発行体によるいわゆる融資者責任請求、および()債務の担保に関して環境賠償責任が生じる場合があることなどの債権者リスクにさらされています。また、投資対象ファンドによる債券投資は、早期償還条項、借換えオプション、期限前返済オプションまたは類似の規定の適用も受ける場合があります。その結果、いずれの場合においても、発行体が投資対象ファンドの保有する債務の元本返済を予定より早期に行う可能性があります。

不安定な市況 近年、世界の金融市場では長期にわたる変動と混乱が続いています。市場の変動や混乱はポートフォリオ事業体に悪影響を及ぼし、ひいては投資対象ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があります。例えば、利用可能なクレジットの不足および/または信用コストの増加は、レバレッジド・バイアウト・ファンドなどのレバレッジに依拠するところが大きいポートフォリオ事業体のパフォーマンスに重大な悪影響を及ぼすことがあります。債券市場および株式市場の混乱が起きた場合、ポートフォリオ事業体の潜在的な買い手が取得資金を調達できないことがあり、株式市場が新規株式公開(IPO)に不利な状況となる場合があります。そのため、ポートフォリオ事業体および投資対象ファンドが、その投資からの撤退および価値の実現を行うことがさらに困難になることがあります。さらに、ボラティリティは、多くの企業が発行する証券の市場価格に、当該企業の業績とは無関係な理由で直接影響を与え、投資対象ファンドの投資の評価に悪影響を及ぼすことがあります。加えて、不安定な市況は投資対象ファンドからの買戻しの増加を招く可能性があります。

これらの要因のいずれかまたはすべてが、投資対象ファンドの投資パフォーマンスの低下をもたらすことがあります。政府当局は、経済および金融市場を強化し安定させることを目的とした様々な取組みを実施しており、今後も実施し続けることがあります。しかしながら、これらの取組みの導入、実施および段階的縮小が成功するとの保証はなく、混乱がもたらす最終的な影響や、これらの取組みがポートフォリオ事業体または投資対象ファンドのパフォーマンスに与える影響を予測する方法はありません。

主要人員への依拠 投資対象ファンドの成功は、投資対象ファンド投資運用会社の投資専門家の技能および専門知識に一部左右されます。当該専門家が投資対象ファンド投資運用会社と関与し続けるとの保証はなく、投

投資対象ファンド投資運用会社の主要従業員が離職または辞職した場合、投資対象ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があります。

第三者サービス・プロバイダーへの依拠 投資対象ファンドは、投資対象ファンドAIFM、投資対象ファンドの保管受託銀行(以下「投資対象ファンド保管受託銀行」といいます。)、投資対象ファンド中央管理事務代行業社、シグナム・バンクAG(以下「シグナム銀行」といいます。)および投資対象ファンドの監査人を含む第三者サービス・プロバイダーのパフォーマンスに依拠しています。当該第三者サービス・プロバイダーが、その任命条件に従って業務を遂行しなかった場合、投資対象ファンドの運営に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。第三者サービス・プロバイダーが業務を全く遂行しない、またはその他投資対象ファンドの利益を促進する形で業務を遂行しない場合があります。これには、投資対象ファンドの事業に大きな支障をきたすおそれのあるシステム障害およびセキュリティ侵害が含まれる場合があります。

特に、投資対象ファンドAIFMが自ら辞任し、もしくは投資対象ファンドにより解任された場合、投資対象ファンドAIFMがAIFM指令により要請される認可要件を満たさなくなった場合、または投資対象ファンドAIFMが支払不能に陥った場合、投資対象ファンド取締役会は、投資対象ファンドAIFMを、AIFM指令第5条および第8条に定める要件を満たす別のAIFMと交代させるために必要なすべての措置を講じなければなりません。投資対象ファンドが同等の能力とサービス水準を備えた代替のAIFMを見つけることができるとの保証はありません。投資対象ファンドがキャピタル・コールを履行しなかった場合の影響 投資対象ファンドが、ポートフォリオ事業体またはその他のカウンターパーティーのいずれかに対する出資義務を期日までに適時に履行しなかった場合(投資対象ファンド投資運用会社によるオーバーコミットメント、投資対象ファンド投資運用会社による投資対象ファンドの現金の不適切な管理またはその他の理由に起因する資金不足が原因であるか否かを問いません。)、投資対象ファンドは、当該ポートフォリオ事業体またはカウンターパーティーの条件に基づき、多額の違約金が科されることがあり、その場合、投資対象ファンドによる当該ポートフォリオ事業体への投資の価値が重大な悪影響を受け、または投資対象ファンドが当該カウンターパーティーに対し債務を負う可能性があります。投資対象ファンドは、投資対象ファンド投資主に追加の出資を要求する権利も、分配金の返還を要求する権利も有しないため、ポートフォリオ事業体からの予期せぬキャピタル・コールまたはポートフォリオ事業体への分配金の返還義務の履行が、より困難になる場合があります。

ポートフォリオ事業体に対する投資対象ファンド持分の償還 ポートフォリオ事業体のジェネラル・パートナーまたは運用者が、投資対象ファンドが当該ポートフォリオ事業体への参加を継続することにより当該ポートフォリオ事業体またはその資産に重大な悪影響が及ぶと判断した場合、当該ポートフォリオ事業体は、とりわけ、当該ポートフォリオ事業体に対する当該持分を償還し、または投資対象ファンドにその他の違約金を科すことがあります。

投資対象ファンドの運営を支配する権利の不存在 投資対象ファンド投資主は、投資対象ファンドの日常業務(投資判断や処分に関する判断を含みます。)に参加する機会を有しません。投資対象ファンドの債務および義務に対する投資対象ファンド投資主の有限責任を保護するため、投資対象ファンド投資主は、投資対象ファンドの業務の実施および管理について投資対象ファンド投資運用会社に全面的に依拠しなければなりません。**第三者のブローカーン・ディール費用** 投資対象ファンドが、第三者との間で直接投資、セカンダリー投資、オポチュニスティック投資またはその他の投資に参加することに同意し、または関心を示した場合で、当該潜在的投資が未完了の場合でも、当該潜在的投資に関連する多額の経費、費用および手数料(デュー・デリジェンス、ストラクチャリングおよび「ブローカーン・ディール費用」の支払いに関するものを含みます。)が発生する場合があります。また、場合によっては、当該第三者が、投資対象ファンドその他の潜在的な投資者に対して当該経費、費用および手数料を配分できる相当の柔軟性を有する場合があります。その結果、投資対象ファンドは、未完了の直接投資、セカンダリー投資その他の投資に関連して多額の経費、費用および手数料(当該未完了の投資案件における想定持分比率に基づく投資対象ファンドの比例負担分を上回る金額となる場合もあります。)を負担することを求められることがあります。

不正行為 ポートフォリオ事業体のスポンサーまたは運用者が、故意、過失またはその他により、当該ポートフォリオ事業体のパフォーマンスや活動に関する情報(不正行為または類似の行為(以下「不正行為」といいます。)の存在または影響を含みます。)を差し控え、またはそれについて虚偽の報告を行うリスクがあります。投資対象ファンド投資運用会社および投資対象ファンドAIFMのいずれも、当該スポンサーまたは運用者から提供された情報の正確性を監視する立場にあるとは想定されず、また、一般的に、当該スポンサーまたは運

ユーザーによる不正行為の存在または影響の開示 (またはそれらの公表) に先立ち、状況を発見する機会も有しません。したがって、投資対象ファンド投資運用会社および投資対象ファンドAIFMはいずれも、ポートフォリオ事業体ならびにそれぞれのスポンサーおよび運用者のいずれも不正行為に関与しないとの保証を行うことはできず、また、投資対象ファンド投資運用会社または投資対象ファンドAIFMが、当該不正行為による損失から投資対象ファンドを保護する機会または能力を有するとの保証を行うこともできません。

さらに、ポートフォリオ事業体の経営陣が不正行為に関与するリスクもあります。投資対象ファンドにより直接保有されるポートフォリオ事業体については、特に、投資対象ファンドが当該ポートフォリオ事業体の支配的持分を有しないことが想定されるが故に、すべての関連情報にアクセスできない場合があるという点を考慮すると、投資対象ファンド投資運用会社が相当な期間にわたって、当該不正行為を発見できない場合があります。投資先ファンドを通じて間接的に保有されるポートフォリオ事業体については、当該投資先ファンドのスポンサーは、相当な期間にわたって、当該不正行為を発見できない場合があります。また、たとえ発見した場合でも、当該スポンサーは、当該不正行為を投資対象ファンドに開示しない、またはその他同様の状況において投資対象ファンド投資運用会社が取るとような対応を取らないことがあります。その結果、投資対象ファンドは損失を被る可能性があります。

加えて、ポートフォリオ事業体または投資対象ファンドの一定のサービス・プロバイダー、およびポートフォリオ事業体または投資対象ファンドが起用するコンサルタントその他の第三者が不正行為に関与する場合があります。当該ポートフォリオ事業体が故意または過失により、当該不正行為から利益を得ることがあります。

投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドおよび投資対象ファンド投資主に対する重大な損害を防ぐのに十分な期間内に不正行為を把握することができない可能性が高いです。投資対象ファンド投資運用会社が潜在的な不正行為を検知することができ、関連するジェネラル・パートナー、スポンサー、経営陣、サービス・プロバイダー、コンサルタントまたはその他の第三者を解任および解雇しようと決定した場合であっても、投資対象ファンド投資運用会社がそれを実行できるとの保証はなく、また、成功した場合でも、その実行にあたり、投資対象ファンド側に多大な時間および費用がかからないとの保証もありません。また、当該ジェネラル・パートナー、スポンサー、経営陣、サービス・プロバイダー、コンサルタントまたはその他の第三者が、投資対象ファンドからポートフォリオ事業体に拠出された資産または投資対象ファンドからその他の第三者に支払われた資産を、当該者自身の用途に転用するリスクもあります。ジェネラル・パートナー、スポンサー、経営陣、ポートフォリオ事業体、サービス・プロバイダー、コンサルタントおよびその他の第三者が、適用あるすべての法律を遵守するとの保証はなく、また、ポートフォリオ事業体またはその他の第三者に委託された投資対象ファンドの資産が保護されるとの保証もありません。

キャリード・インタレストの影響 キャリード・インタレスト投資主は、投資対象ファンドの投資に関してキャリード・インタレストを受け取る権利を有し、ポートフォリオ事業体は、それぞれのジェネラル・パートナーまたは運用者が、当該ポートフォリオ事業体の投資者へのリターンに基づいて、一定の指定キャリード・インタレストまたはその他の特別配分を受け取るよう定めることができます。このキャリード・インタレストの存在は、ポートフォリオ事業体のスポンサーまたはジェネラル・パートナーおよび投資対象ファンド投資運用会社にとって、当該パフォーマンス連動報酬がない場合に比べて、より投機的な投資を行うインセンティブとなる場合があります。

さらに、キャリード・インタレストの金額を決定する目的において、投資対象ファンドが受領または割り当てられた関連収益における米国連邦所得税に起因する減額は、投資対象ファンド投資主が単独で負担するものとし、投資対象ファンド費用として扱ってはならず、また、当該減額によりキャリード・インタレスト投資主に対する支払額が減少するようなことがあってはなりません。したがって、投資対象ファンド投資運用会社は、通常、米国連邦所得税を最小限に抑えようとする金銭的インセンティブを有さず、投資のストラクチャリングに関して利益相反が生じることがあります。さらに、キャリード・インタレストの金額を決定する目的において、キャリード・インタレスト投資主は、各適用投資に関する利益の一定割合を受け取りますが、これは、投資対象ファンド費用 (投資対象ファンド管理報酬を含みます。) 込みの総額であり、他の投資における実現または未実現の損失とは無関係です。

投資対象ファンド投資運用会社が投資対象ファンドの投資目的を達成することができるか、および各ポートフォリオ事業体の運用者がそれぞれの投資目的や事業目的を達成することができるかは、投資専門家およびその他の主要人員を起用し意欲を与え、新たな有能な人員を採用する投資対象ファンド投資運用会社および各

ポートフォリオ事業体それぞれの能力に大きく左右されます。現米国政権や将来の米国政権が今後どのような立場を取るかは本質的に不確実ですが、2017年末に米国で成立した法律では、一定の保有期間要件を満たさない場合、一定のパフォーマンス連動報酬(キャリード・インタレストを含みます。)および投資サービスパートナーシップ持分の売却益には、過去の法律よりも高い米国の連邦所得税率が適用されることなどが規定されています。この保有期間要件は、処分時期を含む投資判断に影響を与え、投資者のリターンおよび投資対象ファンドの流動性に悪影響を及ぼす可能性があります。この法律は、投資対象ファンドまたはポートフォリオ事業体のために業務を遂行する従業員またはその他の個人のうちキャリード・インタレストまたはその他のパフォーマンス連動報酬の恩恵を受ける者に悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、投資対象ファンド投資運用会社またはポートフォリオ事業体の運用者(該当する方)が、投資対象ファンドまたは当該ポートフォリオ事業体のために業務を遂行する個人を奨励し、惹きつけ、および起用することがより困難になる可能性があります。

成功報酬、管理報酬および費用がリターンに及ぼす影響 投資対象ファンドAIFMの指示があった場合、投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドから投資対象ファンド管理報酬を受け取る権利を有し、投資対象ファンドAIFMは、投資対象ファンドAIFM報酬を受け取るものとし、キャリード・インタレスト投資主は、キャリード・インタレストを受け取る権利を有し、かつ、投資対象ファンドは、ポートフォリオ事業体の投資者として、一定の報酬、パフォーマンス連動報酬および費用(当該事業体のそれぞれのジェネラル・パートナー、投資顧問または運用者に対して支払われる報酬およびパフォーマンス連動報酬を含む。)を直接または間接的に負担します。当該報酬、パフォーマンス連動報酬および費用は、投資対象ファンドの実際のパフォーマンスを大幅に低下させると予想されます。さらに、投資対象ファンドが投資対象ファンド投資運用会社に支払う報酬、キャリード・インタレスト投資主に支払われるキャリード・インタレスト、および投資対象ファンドが負担するその他の費用が差し引かれるため、投資対象ファンドの投資者へのリターンは、ポートフォリオ事業体に直接投資する投資者へのリターンよりも低くなります。投資対象ファンドの各投資者は、実質的に、複数の一連の報酬およびパフォーマンス連動報酬を、投資対象ファンドレベルで直接支払った上、投資対象ファンドを通じて投資先事業体(複数の場合があります。)レベルで間接的にも支払う場合があります。投資対象ファンドおよびポートフォリオ事業体の報酬および費用は、通常、投資対象ファンドまたはポートフォリオ事業体がプラスの投資リターンを生み出すか否かにかかわらず支払われ、その結果、投資対象ファンド投資主が投資損失を被る可能性があります。さらに、あるポートフォリオ事業体に関して投資対象ファンドに課されるパフォーマンス連動報酬は、他のポートフォリオ事業体の報酬またはパフォーマンス(マイナスのパフォーマンスを含みます。)を考慮せずに計算され、分配されます。したがって、投資対象ファンドのパフォーマンスがマイナスであっても、一または複数のポートフォリオ事業体に関するキャリード・インタレストを負担しなければならない可能性があります。

投資対象ファンド投資運用会社は、上記の費用を抑制するため、一定の状況下で管理報酬を免除することに同意しています。投資対象ファンド投資運用会社は、過去に免除した管理報酬を回収する裁量権を有するため、投資対象ファンドをして、一部の投資対象ファンド投資主にとって不利な時期に、また特定の将来年度において投資対象ファンドの費用増加を招く可能性のある方法で、管理報酬の支払いを将来に繰り延べさせることがあります。免除された投資対象ファンド管理報酬の回収の潜在的な影響は投資対象ファンド純資産価額の決定において考慮されないため、投資対象ファンド投資証券に関して支払われる投資対象ファンド申込価格および投資対象ファンド買戻価格は、当該申込みまたは買戻しの直前に投資対象ファンド管理報酬が回収された場合に支払われたであろう金額よりも高くなる場合があります。

情報の入手可能性が限られること 秘密保持上の懸念から、ポートフォリオ事業体は通常、自身の投資戦略、投資、リスクおよび/または過去のパフォーマンスに関する情報を投資対象ファンドが開示することを許可しません。さらに、一定のポートフォリオ事業体は、自身の投資戦略または投資について限定的な情報しか提供せず、または全く提供しない場合があります。したがって、一定の状況において、投資対象ファンド投資主は、投資対象ファンドへの投資に伴うリスクおよび当該投資主が投資対象ファンドに拠出した資本の運用方法について当該投資主が完全に満足する形で評価するための十分な情報を有しないことがあり、また、投資対象ファンドがそのような十分な情報を提供することができない場合があります。さらに、不完全な情報は投資の評価に影響を与えるおそれがあり、当該評価が現在または最終的に実現可能な価値を示さない場合があります。

レバレッジのリスク ポートフォリオ事業体は、その運営、投資および/またはその他の活動に関連して、多額のレバレッジを活用することがあります。レバレッジは一般的に、株式投資における利益獲得機会と損失リスクの両方を増幅させるものであり、投資対象ファンド投資証券1口当たり純資産価格の計算は、このリスクとリターンの増幅された変動にさらされることとなります。ポートフォリオ事業体は、レバレッジを用いた結果として、制限的な財務および運営に係る誓約条項に服す場合があります。レバレッジにより、当該ポートフォリオ事業体が金利上昇の影響を受けやすくなり、当該ポートフォリオ事業体の将来の運営、活動および資本需要に対する資金調達能力が損なわれる場合があります。その結果、変化する事業環境および経済状況ならびに事業機会に対応するための当該ポートフォリオ事業体の柔軟性が制限される場合があります。レバレッジを効かせたポートフォリオ事業体の財務パフォーマンスは、借入金を用いない場合と比べて、上昇率および低下率がより大きくなる傾向があります。

投資対象ファンドおよび投資対象ファンドが投資の際に介する特別目的ビークルもまた、担保付クレジット・ファシリティに基づくものを含め、レバレッジを活用することがあります。借入資金を使用する場合、投資対象ファンドが借入資金で購入した投資対象から得られるリターンが当該資金の調達のために支払った金額を上回るならば収益は増加しますが、投資対象ファンドが当該投資対象から得たリターンが当該資金の調達のために支払った金額を下回る場合には、収益は減少します。投資対象ファンドが負う債務の条件を満たさない場合、投資対象ファンドの債務の履行のための投資の強制的な清算など、悪影響が生じる可能性があります。

分配の撤回 ポートフォリオ事業体は、追加投資の実施、費用の支払いまたはその他の目的のために、その投資者(投資対象ファンドを含みます。)への分配の一部または全部を撤回する権利を留保する場合があります。また、(x)投資対象ファンドがセカンダリーベースで投資するポートフォリオ事業体が、(投資対象ファンドではなく)譲渡人に対して当初行った分配を返還するよう投資対象ファンドに要求する、あるいは、(y)ポートフォリオ事業体が、補償またはその他の義務を履行するため、当該ポートフォリオ事業体に係る分配(投資対象ファンドに対して行われる分配であるか、セカンダリー投資の場合に当該譲渡人に対して行われる分配であるかを問いません。)を撤回する権利を留保する可能性があります。

経営陣およびその他の者の免責および補償 定款の条件に基づき、投資対象ファンド取締役会のメンバー、投資対象ファンドAIFM、投資対象ファンド投資運用会社ならびにそれらのそれぞれの関連会社、取締役、役員、株主、マネージャー、パートナー、社員、従業員、職員、独立契約当事者、代表者および代理人(以下、それぞれ「適用対象者」といいます。)はいずれも、投資対象ファンドに関する適用対象者の作為または不作為に関連する損害について、投資対象ファンドまたは投資対象ファンド投資主に対して責任を負いません。ただし、いずれかの管轄裁判所の最終判断により主に不適格行為に直接起因すると判断された損害を除きます。投資対象ファンドは、適用対象者が投資対象ファンドを代理して行為したことを理由に被る可能性のある、または被ったすべての請求、損害、責任、経費および費用(弁護士費用を含みます。)について、各適用対象者を補償します。ただし、いずれかの管轄裁判所の最終判断により、当該請求、損害、責任、経費または費用が、主に当該適用対象者の投資対象ファンドに関する重過失、詐欺、故意の不法行為を構成する適用対象者による行為または不作為(以下、当該行為または不作為を「不適格行為」といいます。)に直接起因するものであると判断された場合を除きます。これらの免責および補償規定により、投資対象ファンドの投資活動またはその他の業務に起因する損失が生じた場合、投資対象ファンド投資主の償還請求権は限定されることとなります。さらに、ポートフォリオ事業体の設立文書には、通常、同様の免責および補償に関する合意が規定されており、ポートフォリオ事業体によって投資対象ファンドに損失が生じた場合、当該ポートフォリオ事業体のスポンサーならびにその対象者および対象事業体に対する投資対象ファンドの償還請求権が事実上制限されます。

将来予測に関する記述、意見 投資対象ファンド英文目論見書に含まれる、歴史的事実でない記述は、投資対象ファンド投資運用会社の現在の予想、見積り、予測、意見および/または見解に基づくものです。そのような記述には、既知および未知のリスク、不確実性その他の要因が伴うため、過度に依拠すべきではありません。さらに、英文目論見書補遺に含まれる一定の情報は、「将来予測に関する」記述であり、これは、「ことがあります」、「こととなります」、「目指す」、「すべきである」、「予想する」、「想定する」、「予測する」、「推定する」、「意図する」、「継続する」もしくは「考える」などの将来予測に関する用語またはこれらの否定形もしくは派生形その他類似の用語の使用によって識別できます。英文目論見書補遺に記載されたものを含む様々なリスクおよび不確実性により、実際の事象もしくは結果または投資対象ファンドの実際の

パフォーマンスが、こうした将来予測に関する記述において反映または企図されているものと大きく異なる場合があります。

税務リスク 投資対象ファンドへの投資により投資対象ファンド投資主にもたらされる税務上の影響は複雑です。

米国外投資に関連するリスク 投資対象ファンドおよびポートフォリオ事業体は、米国外(新興市場を含みます。)への投資を行うことがあります。当該投資は、政治および規制上のリスク(不利な政治および規制環境、武力紛争、国有化、経済的不安定、税制、財政および金融政策の変更、利益の本国送金に関する制限ならびにその他の経済的規制を含みます。)にさらされることがあり、当該リスクはいずれも、当該各法域における民間投資に悪影響を及ぼすおそれがあり、投資対象ファンドの投資価値に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、会計基準および会計慣行が米国で採用されているものと大きく異なる場合があります。このことは、投資対象ファンドまたはポートフォリオ事業体が潜在的な投資を評価し、デュー・ディリジェンスを実施し、および投資を評価する能力に悪影響を及ぼすことがあります。

欧州の規制 AIFM指令は、欧州経済領域(以下「EEA」といいます。)内でファンド運用活動または投資者へのファンド持分販売を行う一定の私募ファンド運用会社の活動を規制します。投資対象ファンドが、EEAに居住したまたはEEAに登記上の事務所を置く投資者に対して積極的に販売される場合、()投資対象ファンドはAIFM指令に基づく一定の追加の報告、開示その他のコンプライアンス上の義務を課される場合があります、その結果、投資対象ファンドは、追加の経費および費用を負担することがあり、()投資対象ファンドおよび/または投資対象ファンドAIFMは、一定のEEA法域における国内法に基づき発生する追加の規制上またはコンプライアンス上の義務の適用対象となる場合があります、その結果、投資対象ファンドは、追加の経費および費用を負担し、またはその他投資対象ファンドの運用および運営が影響を受けることがあり、かつ、()投資対象ファンドAIFMは、投資対象ファンドおよびその投資に関する詳細な情報を規制当局および第三者に提供するよう求められることがあります。

規制の変更により、投資対象ファンドAIFMがAIFM指令の定義における認可されたオルタナティブ投資ファンド運用会社として行なうことができなくなった場合、投資対象ファンドは、投資対象ファンドAIFMの関連会社またはその他の第三者オルタナティブ投資ファンド運用会社を、AIFM指令の定義における自身の認可されたオルタナティブ投資ファンド運用会社として任命することができます。当該変更は投資対象ファンド投資主に対して通知されるものの、投資対象ファンド投資主の同意を必要としません。

米国外投資に関連する法的リスクおよび税務リスク 米国外の法域における法令、特に外国投資および税務に関する法令により、投資対象ファンドおよびその投資に経費および費用(投資対象ファンドの投資に関して認識された所得および利益に対する米国外の税金(投資対象ファンド投資主による税額控除または所得控除の対象とならない場合があります。))に関するものを含みます。)が発生したり、あるいは資本または利益の本国送金に関する制限が課されたりする場合があります。さらに、投資対象ファンドおよび投資対象ファンド投資主は、米国外のポートフォリオ事業体が所在したまたは事業を行う米国外の法域において、税務、報告その他の届出義務を負う場合があります。

通貨リスク 通貨リスクとは、参照通貨に関する為替レートの変動が、当該参照通貨以外の通貨建ての証券および/または当該参照通貨以外の通貨で収益を受け取る証券に悪影響を及ぼすリスクです。通貨の流動性や取引価値は、インフレ、金利水準、財政赤字、国家間の貿易収支およびある通貨圏とその他の通貨圏との間の資本移動に影響を与えるおそれのあるその他の要因ならびに国家の政府および中央銀行の措置など、世界経済に関する要因の影響を受ける可能性があります。為替レートの(特定の投資対象ファンドの基準通貨または投資対象ファンド投資証券クラスの参照通貨に対する)不利な変動は、他の通貨建ての証券への投資対象ファンド(および各投資対象ファンド投資証券クラス)の投資から得られる潜在的な利益を損ない、もしくは逆転させ、または既存の損失を拡大させることがあります。さらに、参照通貨が投資対象ファンド投資証券クラスごとに異なることから、当該リスクは投資対象ファンド投資証券クラスごとに異なる影響をもたらします。投資対象ファンド投資運用会社は、参照通貨と基準通貨または原資産通貨との間の変動の影響を該当する各投資対象ファンド投資証券クラスに配分することを意図していますが、各投資対象ファンド投資証券クラスは法律上別個の事業体ではないため、ある投資対象ファンド投資証券クラスの参照通貨に関する為替変動(または潜在的な変動に関するリスクのヘッジ)による損失は、異なる参照通貨建ての別の投資対象ファンド投資証券クラスに影響を与える可能性があります。為替レートの変動があった場合、各投資対象ファンド投資証券クラ

スに関して、投資対象ファンド投資証券1口当たり純資産価格または投資対象ファンド特別取引価格の確定から決済までの期間中、投資対象ファンド投資証券1口当たり純資産価格の計算において月ごとに異なる変動が生じる可能性があります。

ヘッジリスク 投資対象ファンドは、その投資に係る為替レート、金利および証券価格の不利な変動リスクならびにその投資に関するその他の市場リスクを軽減するために、為替契約、先物、先渡し、あらゆる種類のプット・オプションおよびコール・オプション、スワップ取引(金利スワップ、クレジット・デフォルト・スワップ、資産スワップ、指数スワップ、インフレ・スワップ、相関スワップ、ベース・スワップ、通貨スワップ、バリエーション・スワップ、ならびに関連するキャップ、フロア、カラーおよびスワップションの購入または売却を含みます。)、デリバティブの購入、ならびにヘッジ対象リスクと負の相関関係があることが証明された商品または手法を含むと投資対象ファンド投資運用会社が判断したその他の手段によるものを含め、幅広いヘッジ手法を採用することがあります。適切なヘッジ商品またはヘッジ手法が、投資対象ファンドがそれらを利用したいときに利用可能であるとの保証はなく、投資対象ファンドは、為替レート、金利および証券価格の変動その他の市場リスクに対するエクスポージャーを排除できるとは予想していません。さらに、ヘッジ商品におけるポジションと、当該商品が保護対象とするポジションとの相関が完全ではない場合、あるいは当該投資に要する経費のために、望ましい保護が得られないことがあり、投資対象ファンドが損失リスクにさらされることがあります。ヘッジ手法を利用した場合、経費および費用が発生するため、当該費用により投資対象ファンドのリターンが減少することがあります。投資対象ファンド投資主は、当該ヘッジによって投資対象ファンドの損失が防げなかった場合や、ヘッジ益を上回る経費が発生した場合であっても、当該経費および費用をすべて負担することになります。

通貨ヘッジを実行するための取引は、投資対象ファンドが一または複数の投資対象ファンド投資証券クラスを代理して行います。したがって、いずれかの投資対象ファンド投資証券クラスがオーバーヘッジまたはアンダーヘッジとなる場合があり、特定の投資対象ファンド投資証券クラスのパフォーマンスが、当該投資対象ファンド投資証券クラスの参照通貨のパフォーマンスと著しく乖離し、他の投資対象ファンド投資証券クラスのパフォーマンスとも著しく乖離する場合があります。

クラス間における債務負担 投資対象ファンドは、投資対象ファンド投資証券を複数のクラスで発行します。投資対象ファンド定款は、債務を各クラスに帰属させる方法を規定しています。投資対象ファンドが、いずれかのクラスの債務に関する償還請求権を当該投資対象ファンド投資証券クラスの資産に限定しようとする場合、当該限定は、様々な法的、規制上その他の制約を受ける可能性があります。投資対象ファンドは単一の事業体であり、いかなる投資対象ファンド投資証券クラスについても責任財産限定特約(リミテッド・リコース)は存在しません。したがって、投資対象ファンドのすべての資産は、投資対象ファンドのあらゆる債務の履行のために、当該資産または債務がいかなる投資対象ファンド投資証券クラスに帰属するものであれ、利用可能です。ある投資対象ファンド投資証券クラスが被った損失またはその他の債務が当該投資対象ファンド投資証券クラスに帰属する資産を上回った場合、当該損失または債務は、別の投資対象ファンド投資証券クラスの資産に請求される可能性があります。実際には、クラス間またはシリーズ間の債務負担は、ある投資対象ファンド投資証券クラスに帰属する債務が当該クラスに帰属する資産を上回り、かつ、当該投資対象ファンド投資証券クラスが当該投資対象ファンド投資証券クラスに帰属する債務のすべてを履行できない場合にのみ発生すると予想されます。この場合、当該投資対象ファンド投資証券クラス以外の各クラスに帰属する投資対象ファンドの資産が充当され、当該債務の超過部分を補填します。

新興市場への投資に伴うその他のリスク 新興市場への投資は、株式その他の金融商品の市場における流動性の制限、銀行システムの健全性の低下ならびに仲介業者リスクおよびカウンターパーティー・リスクに対する無保険のエクスポージャーを含むその他のリスクにさらされます。

強制買戻しおよび転換 投資対象ファンド取締役会は、投資対象ファンド投資主に対し投資対象ファンドからの買戻しを要求する権限を有します。投資対象ファンドは、買戻しを円滑に行うために、投資の清算を余儀なくされる場合があります。投資対象ファンドの規模の縮小は、少数の投資対象への集中度増大をもたらす可能性があります。さらに、投資対象ファンド取締役会は、投資対象ファンド投資主が現在保有する投資対象ファンド投資証券クラスの該当する最低投資金額を維持できなくなった場合、または当該投資証券クラスの維持が技術的または経済的に不可能な場合、当該投資対象ファンド投資主に対し異なる投資対象ファンド投資証券クラスへの転換を要求する権限を有します。新たな投資対象ファンド投資証券クラスは、元のクラスとは異なる

条件となる場合があり、投資対象ファンド投資主は、これを元の投資対象ファンド投資証券クラスの条件と比べて望ましくないと判断する場合があります。ルクセンブルグの居住者でない投資者は、強制転換が税務上の処分または換金として扱われる場合があるため、自身のアドバイザーに相談する必要があります。

サイバーセキュリティ・リスク 投資対象ファンド投資運用会社、投資対象ファンドAIFM、投資対象ファンドのその他のサービス・プロバイダーおよびその他のカウンターパーティーは、業務機能を遂行するため、複雑な情報技術および通信システムへの依存度を高めています。これらのシステムは、投資対象ファンドおよびその投資者に悪影響を及ぼす可能性のある多数の様々な脅威またはリスクにさらされています。例えば、権限を有しない第三者は、投資対象ファンド投資運用会社、投資対象ファンドAIFM、投資対象ファンドのその他のサービス・プロバイダーおよびその他のカウンターパーティーのかかるシステム(またはかかるシステム内のデータ)へ不正にアクセスし、これを変更し、その運用を妨害し、またはこれへのアクセスを阻止しようとする場合があります。また、第三者は、投資対象ファンド投資運用会社のデータまたは投資対象ファンドの投資者のデータにアクセスするために、投資対象ファンド投資運用会社のシステム、投資対象ファンドAIFMのシステムまたは投資対象ファンドのその他のサービス・プロバイダーもしくはカウンターパーティーのシステムの従業員、顧客、第三者サービス・プロバイダーまたはその他のユーザーを不正に誘導し、機密情報を開示させようと試みるおそれがあります。当該システムのセキュリティへの侵入またはその回避に成功した場合、投資対象ファンドもしくはその投資者のデータもしくは資金の喪失もしくは盗難、電子システムへのアクセス不能、専有情報もしくは個人情報もしくは企業データの喪失もしくは盗難、コンピューターもしくはネットワークシステムへの物理的損傷、および/またはシステム修復に伴う費用が発生する可能性があります。こうしたインシデントにより、投資対象ファンド、投資対象ファンド投資運用会社、投資対象ファンドAIFM、その他のサービス・プロバイダーおよび/またはその他のカウンターパーティーは、規制上の罰則、風評被害、追加のコンプライアンス費用または金銭的損失を被る可能性があります。

投資対象ファンドが投資するポートフォリオ事業体ならびにそれらのサービス・プロバイダーおよびカウンターパーティーにおいても、同様の種類のオペレーショナル・リスクおよびテクノロジー・リスクが存在し、これらのリスクは当該ポートフォリオ事業体、サービス・プロバイダーおよびカウンターパーティーに対して重大な悪影響を及ぼす可能性があり、投資対象ファンドの投資の価値の下落を引き起こすことがあります。

サステナビリティ・リスク 投資対象ファンド投資運用会社は、サステナビリティ・リスクを考慮の上、投資判断を行うことがあります。サステナブルファイナンス開示規則(以下「SFDR」といいます。)第2条において、サステナビリティ・リスクとは、その発生が投資価値に実際にまたは潜在的に重大な悪影響を及ぼす可能性がある環境、社会またはガバナンスに関する事由または状況と定義される。サステナビリティ・リスクは、独立したリスク区分として扱われるか、あるいは市場リスク、流動性リスク、信用リスクまたはオペレーショナル・リスクなどの投資対象ファンドに関連するその他のリスク区分を強化する効果を有する可能性があり、これに関連して、サステナビリティ・リスクにより、投資対象ファンドの全体的なリスクが大幅に増大する場合があります。

サステナビリティ・リスクが発生し、または投資対象ファンド投資運用会社の予期しない方法で発生する限りにおいて、関連する投資の価値および/またはリターンに重大な影響(最悪の場合は全損も含まれます。)を及ぼすことがあり、また、投資対象ファンドの純資産価額に悪影響を及ぼすこともあります。こうした資産への影響は、投資対象ファンドの全体的なリターンに悪影響を及ぼす場合があります。サステナビリティ・リスクを考慮することにより、投資対象ファンド投資運用会社は、これらのリスクの発生を早期に特定し、影響を受ける資産または投資対象ファンドのポートフォリオ全体に対する影響を最小限に抑えるための適切な措置を行うことを目指します。

投資対象ファンドのリターンに悪影響を及ぼすことがある持続可能性の側面は、環境(例えば、気候保護)、社会(例えば、職場の安全要求)およびガバナンス(例えば、従業員の権利およびデータ保護の遵守)の側面(以下「ESG」といいます。)に分類されます。加えて、熱波、海面上昇および地球温暖化などの物理的気候変動事象または状況を含む気候変動の側面も考慮されます。

主要リスク指標は、投資対象ファンド投資運用会社がサステナビリティ・リスクを評価するために使用する場合があります。主要リスク指標は、関連するESG側面に応じて定量的または定性的特性を有する可能性があります。

投資対象ファンド投資運用会社は、サステナビリティ・リスクの評価が複雑であり、また、入手困難、不完全またはその他著しく不正確なデータに基づくことがある主観的な判断を必要とするという事実について、投資者に注意を促します。サステナビリティ・リスクが投資対象ファンドのそれぞれの投資に及ぼす影響について、特定された場合であっても、投資対象ファンド投資運用会社がこれを正確に評価するとの保証はありません。

環境的および社会的な特性の推進に関連するリスク 投資対象ファンド投資運用会社が社会的または環境的な特性を推進する投資に重点を置くことは、投資対象ファンドの投資パフォーマンスに影響を与え、そのような重点を置かない類似ファンドと比較して、時に不利なリターンをもたらすことがあります。投資対象ファンドの投資方針で用いられる持続可能な特性により、投資対象ファンドが、本来有利となる可能性のある一定の証券を購入する機会を放棄する場合があります。および/またはその持続可能な特性を理由に、不利となる可能性のある時期に証券を売却する場合があります。短期的には、持続可能な特性を維持する発行体の証券に重点を置くことは、そのような重点を置かない類似ファンドと比較して、投資対象ファンドの投資パフォーマンスに有利または不利な影響を与えることがあります。長期的には、そのような重点を置くことが好影響をもたらすと予想されますが、その保証はありません。しかしながら、ESG基準の適用により、投資対象ファンドがその投資対象を想定する価格で、かつ、想定する時期に取得または処分する能力が制限される場合があります。その結果、投資対象ファンドが損失を被る場合があります。さらに、証券のESG特性は時間とともに変化することがあり、そのため、場合によっては、投資対象ファンド投資運用会社が財務的観点のみでは不利となると思われる時期に当該証券を処分することを余儀なくされる場合があります。その結果、投資対象ファンドの価値が下落する場合があります。

SFDRに関する標準化の欠如 ESG評価手法の標準化は進んでおらず、金融商品が社会的および環境的な特性を推進しているかどうかを評価するための合意された共通の原則および指標がまだ確立されていないため、各国規制当局のESG基準の解釈方法が異なる場合があります。責任ある投資慣行および規制は発展し進化しているため、投資対象ファンド投資運用会社が付与したSFDRの適格性について各国の管轄当局により異なる解釈がなされ、調整が必要となる場合があるというリスクがあります。

ロシアのウクライナ侵攻 2021年、ロシアはウクライナとの国境付近およびクリミア半島に数千の兵士および装備を集中させ始め、2022年初頭にはウクライナへの部隊移動を開始しました。このロシアの行動に対し、米国および一部の欧州諸国は、対ロシア制裁を発表しました。これは世界中(投資対象ファンドが投資する国々を含みます。)の経済および事業活動に悪影響を及ぼす可能性があり、したがって、投資対象ファンドの投資パフォーマンスにも悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、このロシアとウクライナ間の紛争や、米国とその他のNATO諸国の関与の度合いが異なることにより、それらが世界経済および市況に及ぼす最終的な悪影響を予測することが難しくなる可能性があり、その結果、投資対象ファンドおよびその投資または運営のパフォーマンスならびに投資対象ファンドがその投資目的を達成する能力に関して、重大な不確実性およびリスクが生じます。加えて、第三者、投資者または関連顧客基盤がロシアまたはウクライナに重要な事業または資産を有している場合、継続中の紛争に関連する悪影響が生じる場合があります。

DLTベースの投資証券登録簿に特有のリスク

管理リスク 投資対象ファンドは、DLTベースの投資証券登録簿用ブロックチェーン技術を用いて、クラスI-DLT投資証券およびクラスR-DLT投資証券を発行する予定です。これは、ルクセンブルグにおいて同技術を導入する先駆的なプロジェクトの一つであり、ルクセンブルグの投資信託においては、そのような仕組みのDLTベース投資証券登録簿の利用は一般的ではありません。したがって、ブロックチェーン技術を用いて記録を維持し、投資対象ファンドのクラスI-DLT投資証券およびクラスR-DLT投資証券(以下、あわせて「DLT登録投資対象ファンド投資証券」といいます。)の申込みおよび買戻しを円滑化するという投資対象ファンドによる管理方法の実例はほとんど存在しません。

オペレーショナル・リスクおよびテクノロジー・リスク ブロックチェーン上の記録は、完全に仮名化された形で、イーサリアム・ブロックチェーン(Ethereum Blockchain)のレイヤー2であるポリゴン(Polygon)(オープンソースの公開分散型台帳)上で、一般に(すなわち、インターネットにアクセス可能な者なら誰でも)閲覧可能となります。したがって、投資対象ファンドのクラスI-DLT投資証券およびクラスR-DLT投資証券の初回発行以降ポリゴン・ブロックチェーン上で行われた取引の完全な履歴は、完全に仮名化された形で、インターネットにアクセス可能な者なら誰でもポリゴン・ブロックチェーン上で閲覧可能となります。その結

果、堅牢かつ透明性の高い取引データ(ただし、投資対象ファンド投資主の身元情報は除きます。)がブロックチェーン上で公開されることとなります。公開鍵から導出される(ただし、投資対象ファンド投資主の個人識別情報ではない)ウォレット・アドレスがブロックチェーン上で公開されることとなります。投資対象ファンド登録・名義書換事務代行会社またはシグナム銀行のデータに関するセキュリティ侵害が発生し、個人識別情報と公開鍵を関連付けるために必要な情報が盗まれた場合、盗まれた情報を使用して、影響を受ける投資対象ファンド投資主のDLT登録投資対象ファンド投資証券における完全な取引履歴を特定される可能性があります。

ポリゴンおよびイーサリアム・ブロックチェーンの利用に関連するリスク 投資対象ファンドは、DLTベースの投資証券登録簿の運用に必要なイーサリアム・ブロックチェーンおよびポリゴン・ブロックチェーンのいずれのネットワークも支配しておらず、いずれのブロックチェーン・ネットワークも、将来にわたり現行の条件下で運用が継続されるとの保証はありません。ポリゴンまたはイーサリアム・ブロックチェーンのネットワークが何らかの変更を行った場合(例えば、将来的に異なる取引検証の仕組みに移行した場合や、(潜在的な)ハードフォーク(すなわち、下位互換性のないオープンソースのソフトウェアのアップグレード)が発生した場合)には、当該変更の評価を行わなければならない、必要な措置の実施が必要となります。また、必要に応じて、DLTベースの投資証券登録簿の運用に適した新たなブロックチェーンを見つける必要があります。

DLTベースの投資証券登録簿の基盤となるデジタル台帳技術(以下「DLT」といいます。)は、まだ開発の初期段階にあり、ベストプラクティスはまだ確立されておらず、実行もされていません。DLTは将来、技術的变化および/または革新の影響を受ける可能性が高いです。デジタル暗号化や量子コンピューティングなどにおけるこうした技術的变化および進歩は、投資対象ファンド、投資対象ファンドAIFM、投資対象ファンド登録・名義書換事務代行会社、シグナム銀行および/またはその他の代理人もしくはサービス・プロバイダーの支配を完全に超えるものであり、DLTベースの投資証券登録簿の機能に悪影響を及ぼすおそれがあります。ただし、投資対象ファンド登録・名義書換事務代行会社レベルで整備されているオフチェーンのバックアップ・システムにより、このリスクは大幅に軽減されています。

DLTベースの投資証券登録簿の機能はオープンソースのソフトウェアに基づいています。当該オープンソースのソフトウェアの開発者は、投資対象ファンド、投資対象ファンドAIFM、投資対象ファンド登録・名義書換事務代行会社、シグナムならびに/またはその他の代理人およびサービス・プロバイダーのいずれからも任命を受けておらず、また、これらの者による支配も受けていません。オープンソースのソフトウェアのコードは自由にアクセス可能であり、いつでも複製、使用および修正することができます。逆に、開発者は、セキュリティ更新および/または当該オープンソースのソフトウェアの修正が必要となる重要な局面で、当該ソフトウェアの開発を中止する場合があります。したがって、オープンソースのソフトウェアは一般的に、脆弱性、プログラミング・エラーならびに詐欺、窃盗およびサイバー攻撃の脅威にさらされています。

しかしながら、DLTベースの投資証券登録簿の仕組みの設計上、ブロックチェーン上で対処不能な重大な問題がブロックチェーンに発生した場合、シグナム銀行および投資対象ファンド登録・名義書換事務代行会社は、当該投資証券登録簿に介入し、これをオフチェーンに移行させることができます。

スマート・コントラクトに関連するリスク

スマート・コントラクトは高度なコンピューター・コードに基づいており、それぞれの分散型台帳ネットワークとの相互作用は非常に複雑です。スマート・コントラクトまたはそれが稼働する分散型台帳ネットワークのバグのない実行は保証されません。分散型台帳ネットワークの規則およびプロトコルは、事前の通知なしに、かつ、当該ネットワークの単独の裁量によりいつでもスマート・コントラクトのコードを修正する権利を留保する場合があります。そのようなスマート・コントラクトのコードの変更は、投資対象ファンド、投資対象ファンドAIFM、シグナム銀行ならびに/またはその他の代理人およびサービス・プロバイダーの支配を完全に超えるものです。

一般的な投資リスク

経済情勢

例えばインフレ率、産業の状況、競争、技術開発、政治および外交の事象および傾向、税法ならびにその他の無数の要因を含むその他の経済情勢の変化は、ファンドの収益に重大で有害な影響を与える可能性があります。これらの状況のいずれも、受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社および日本における販売会社がコントロールできる範囲のものではありません。ファンドが直接的または間接的にポジションを保有する

市場の予期せぬ変動または流動性は、管理会社および投資運用会社がファンドの資産の投資および再投資を管理する能力を損なう可能性があり、ファンドが損失にさらされうることになります。経済的および/または政治的不安定性は、資産価格に悪影響をもたらす可能性があり、法律、財務および規制の変化につながりうることになります。

パンデミックのリスク

感染症の発生は、世界経済や金融市場に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。これには、事業運営、サプライチェーン、消費者需要、貿易、旅行および金融サービスにおける混乱、ボラティリティの上昇、流動性の低下および資産価格・資産評価の損失、投資家、消費者および政府内での不確実性、不安およびリスク回避の高まり、資本やクレジットへのアクセスの低下、当局による財政・金融刺激策や介入の増加、ならびに潜在的な社会不安、内乱、地政学的紛争などが含まれますが、これらに限定されません。パンデミックの発生期間や深刻度、その影響、さらに政府、中央銀行、その他の機関がパンデミックの拡大を抑制、緩和、防止するために行う対応や措置の有効性は、極めて不確実で予測不可能であり、地域、国、セクターによって大きく異なる場合があります。

ファンドおよびその投資対象は、ファンドの投資戦略、ポートフォリオおよび運用の性質、範囲および場所、ならびに変化する市場環境や規制要件に適應する投資運用会社の能力に応じて、様々な形でパンデミックのリスクから重大かつ不利益な影響を受ける可能性があります。例えば、ファンドは、収益の減少、コストの増加、流動性の低下および/または取引の遅延もしくは中止に見舞われる可能性があります。また、ファンドは、競争の激化、分散投資の減少または新規投資・オルタナティブ投資の機会の制限に直面する可能性があります。さらに市場リスク、信用リスク、流動性リスク、運用リスク、法務リスク、規制リスクまたは風評リスクに、より一層さらされる可能性があります。さらに、ファンドのサービス提供会社、取引相手、貸付人、投資者その他の利害関係者もパンデミックのリスクにより悪影響を受ける可能性があります。これによりファンドに対する義務もしくはコミットメントを履行し、またはファンドに適切なサポート、情報もしくはサービスを提供する能力または意欲が損なわれる可能性があります。ファンドは、パンデミックのリスクへの対処もしくはリスクの軽減またはパンデミックによる損失もしくは損害から回復するための十分なリソース、緊急時対応計画または保険を有していない可能性があります。

パンデミックのリスクは、ファンドの業績、財務状況、見通し、運営、さらに受益証券の価値、流動性、譲渡可能性に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。受益者は、パンデミックのリスクにより、ファンドへの投資の一部またはすべてを失う可能性があります。投資運用会社がパンデミックのリスクをうまく回避または克服できる保証はなく、ファンドまたは受益者がパンデミックのリスク以降の世界経済、金融市場、公衆衛生または社会の安定性の回復または改善から利益を得る保証はありません。

規制リスク

ファンドの運用に関して、将来的に規制が課せられる可能性があり、それによりファンドの実行に悪影響を与えることおよびトラストのスポンサーがファンドの投資目的および方針の変更が必要になる可能性があります。これらの変更により、ファンドの利益、管理会社および/または投資運用会社の運用に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

税リスク

投資者は、その法域で、投資によるまたは投資によるとみなされるすべての収益またはキャピタル・ゲインが課税の対象になることがあります。そのため、投資者は受益証券への投資を検討する前に各自、税に関する助言を求めるべきです。受託会社、管理会社、報酬代行会社および投資運用会社ならびにその各関連会社は、ファンドの納税要件および義務に関して一切の責任を負わないものとします。

保管リスク

ファンドは、保管者の支払不能、管理、清算またはその他形式による債権者の保護に関する多数のリスクに晒されています。このようなリスクには、保管会社が保有するすべての現金のうち、保管会社あるいは副保管会社のレベルで顧客の資金として扱われていなかったものの喪失、保管会社あるいは副保管会社のレベルで適切な分別が行われず、またはそのように特定されていなかった有価証券の一部または全部の喪失、保管会社または副保管会社による勘定の運営が不正確であったことによる資産の一部または全部の喪失、送金残高の受領の遅延、かつ資産に対するコントロールを取り戻すのが大幅に遅れたことによる損失が含まれますが、これらに限定されません。ファンドは、有価証券の保管先である副保管会社、顧客の資金の保管先である第三者たる

銀行または取得した担保の保管先である国際証券集中保管機関もしくは信用機関が支払不能に陥った場合も同様のリスクに晒されます。

キャッシュ・スイープ

保管会社が保有する翌日物の現金残高は、キャッシュ・スイープ・プログラム(以下、「キャッシュ・スイープ・プログラム」といいます。)の対象とすることがあります。キャッシュ・スイープ・プログラムは、第三者のプロバイダー(以下、「キャッシュ・スイープ・プロバイダー」といいます。)に保有する1つ以上の共同の顧客預金口座に現金を置くことを伴います。投資者は、キャッシュ・スイープ・プログラムの結果として、ファンドが、キャッシュ・スイープ・プロバイダーに対して、カウンターパーティー・エクスポージャーを有することに留意すべきです。カウンターパーティー・リスクの内容は、下記「カウンターパーティー・リスク」をご参照ください。

カウンターパーティー・リスク

ファンドおよび投資対象ファンドは、(それが誠実なものであるかに関わらず)契約条件について争いがありまたは信用もしくは流動性の問題のために、取引の条件に従って取引を決済しない相手方当事者にさらされることがあり、そのためファンドおよび投資対象ファンドが損失を被る可能性があります。かかる「カウンターパーティー・リスク」は、決済を阻害する出来事がある場合、または取引が単一もしくは小さなグループのカウンターパーティーとの間で締結される場合に、満期がより長い契約において増加します。受託会社、管理会社および投資運用会社は、ファンドについて、特定のカウンターパーティーと取引を行うことまたはその取引の一部もしくは全部を一つのカウンターパーティーに集中させることを制限されていません。さらに、受託会社、管理会社および投資運用会社は、そのカウンターパーティーの信用度を評価する内部の信用機能を有していない可能性があります。受託会社、管理会社および投資運用会社のあらゆる数のカウンターパーティーと取引する能力および当該カウンターパーティーの財務的能力の有意義かつ独立した評価の欠如は、ファンドの損失の可能性を高めます。

ファンドの投資者は、回収口座キャッシュ・スイープ・プログラムに関連して、回収口座キャッシュ・スイープ・カウンターパーティーからのカウンターパーティー・リスクにさらされる可能性があります。また、ファンドは、キャッシュ・スイープ・プログラムに関連して、キャッシュ・スイープ・カウンターパーティーからのカウンターパーティー・リスクにさらされる可能性があります。

過去、いくつかの著名な金融市場参加者が期限通りに契約上の義務を履行できず、またはもう少しで不履行になることがありました。これは、金融市場に見られる不確実性を高め、予期せぬ政府介入、信用および流動性の収縮、取引および金融取り決めの早期終了ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行につながりました。このような混乱のため、支払能力のある主要なブローカーや金融業者でさえも新たな投資資金の融資を渋るようになり、または以前よりも著しく悪い条件で融資を提供することの原因となりました。カウンターパーティーが不履行をしないという保証およびファンドが結果的に取引で損失を被らないという保証はありません。

決済リスク

取引の決済ならびに資産の保管に関連する市場慣行は、リスクを増加させる可能性があります。取引を実行するために利用できるクリアリング、決済および登録システムは、取引の決済および振替の登録に関連する遅滞およびその他の重大な困難につながる可能性があります。また、顧客または取引の相手方当事者が契約上の義務を履行できない可能性もあります。決済に関するあらゆる問題は、ファンドの純資産総額および流動性に影響を与える可能性があります。

投資制限リスク

これは、政府による資本規制または資本制限から生じるリスクで、資本を処分するタイミングや量に悪影響を及ぼす可能性があります。場合によっては、ファンドまたは投資対象ファンドは一部の国で行われた投資を撤回できない可能性があります。政府は、外国人による現地資産の所有に関する制限を変更する場合があります。これには、セクター、個別および総計の取引割当量、支配割合ならびに外国人に提供される株式の種類に関する制限が含まれますが、これらに限定されません。ファンドは、制限によりその戦略を実行できない可能性があります。

収益および利得の送金

ある国への原投資により発生する収益およびキャピタル・ゲインの送金は、その国の通貨が流動性を有することおよびかかる利益の本国送金を抑制または阻止する外国為替政策がないことにより左右される可能性があります。

適用法の遵守

受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社および日本における販売会社は、潜在的投資者による受益証券の取得の合法性または潜在的投資者に適用されるいかなる法令、規則または政策への遵守について、責任を負いません。潜在的投資者は、これらの事項に関して決定を下すとき、受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社および日本における販売会社に依拠することができません。潜在的投資者が受益証券に関して講じるべき措置について懸念がある場合は、かかる潜在的投資者は直ちに株式仲買人、バンク・マネージャー、顧問弁護士、会計士またはその他独立した財務顧問に財務に関する助言を求めるべきです。

投資の集中

投資運用会社は、申込金のほぼ全額を、投資目的に応じ投資テーマを限定して、ポートフォリオに投資します。このため、ファンドへの投資は、分散投資ポートフォリオには存在しない相当な集中リスクにさらされる可能性があります。

利益相反

ファンド

受託会社、管理会社、投資運用会社、報酬代行会社、日本における販売会社、代行協会員、管理事務代行会社、保管会社、その各持株会社、持株会社の株主および持株会社の子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社またはファンドのその他の関連当事者（以下、「利害関係人」といいます。）は、ファンドとの間の利益相反を引き起こす可能性があるその他の金融、投資またはその他の専門的活動に従事することがあります。これらには、その他ファンドの受託会社、管理会社、投資運用会社、報酬代行会社、管理事務代行会社、保管会社、代行協会員または日本における販売会社として行為することおよびその他のファンドもしくは会社の取締役、役員、顧問または代理人として従事することが含まれます。利害関係人は、当該活動から得た利益に関する説明責任を負わないものとします。利益相反が発生した場合、利害関係人は、状況に応じて、これが公平かつ独立当事者として対等に解決されるよう努力するものとします。

前述の一般性を制限することなく、利害関係人の役務はファンドに限られるものではなく、各利害関係人は自由にファンドとは異なる別途のファンドを設立すること、またはこれに対してその他の役務を提供すること、その他のミューチュアル・ファンドおよびその他の同様のスキームに対して利害関係人が取り決める条件においてその他のサービスを提供すること、ならびに各自の使用および利益のためにこれらの役務から支払われる報酬またはその他金銭を保持することを自由に行うことができます。ただし、ファンドの運営およびこれに関連する情報は、機密かつファンドに排他的に帰属するものであるとみなされます。管理会社は、管理会社が他社に同様のサービスを提供する過程、もしくは他の資格において事業を行っている過程で、または本信託証券に基づく義務を遂行している過程以外のあらゆる方法で、管理会社またはその社員もしくは代理人の知るところとなる事実または事柄につき、この事実または事柄を知ったことに起因して受託会社もしくはその関連会社にこれを通知または開示する義務を負わないものとします。

適用ある法令に従い、利害関係人（下記（a）項の場合、受託会社を除く。）は、以下のことを行うことができます。

- （a）受益証券の所有者となり、利害関係人が適切と考える方法で当該受益証券を保有、処分または取引すること。
- （b）同一または類似の投資がファンドの勘定で保有されるとしても、投資における購入、保有および取引を各自の勘定において行うこと。
- （c）その証券のいずれかがファンドによって、またはファンドの勘定で保有されている受託会社、管理会社または受益者もしくは事業体と、契約または金融取引、銀行取引もしくはその他の取引を締結すること、または当該契約もしくは取引に利害関係を有すること。利害関係人は、ファンドおよび受益者に対する受託会社および管理会社の義務に常に従い、当該契約または取引に関して、関連当事者間の関係のみを理由に説明を求められることはありません。

(d) 利害関係人が、ファンドの利益になるか否かによらず、利害関係人が実行するファンドの投資の売買について交渉することに対する手数料および利益を受領すること。受託会社またはその関連会社がファンドの資金または借入についてバンカー、貸付人もしくは資金提供者として行為する場合、利害関係人は、かかる資格において、通常の銀行貸付の利益のすべてを保持する権利を有します。

管理会社および報酬代行会社は、利益相反につながる利害関係を有する事業体になる可能性があります。さらに、管理会社および報酬代行会社ならびにファンドの受託者としての受託会社に対し役務を提供する各関係会社は、これらの立場における受託会社および受益者に対する義務とその他の資格における利害との間の利益相反に直面する可能性があります。このような場合、管理会社および報酬代行会社ならびにファンドの受託者としての受託会社に役務を提供する各関係会社は、各自の都合により、利益相反を解決することができます。さらに、管理会社および報酬代行会社ならびに各関連会社は、戦略に名目上含まれる原資産またはかかる原資産に投資された資産(場合による)に関してプライム・ブローカーとしての役割を果たすことができます。

投資対象ファンド

投資対象ファンド投資運用会社は、他の口座および投資ファンドなどを通じて、様々な顧客に投資アドバイスを提供しており、将来においてさらに顧客が増えると予想します。これらの他の顧客は、投資対象ファンドと類似するかまたは重複する目標を有することがあります。その結果、投資対象ファンド投資運用会社およびその関連会社ならびにそれらの各取締役、役員、パートナーおよび従業員ならびに投資対象ファンド取締役会メンバーは、投資対象ファンドとの関係および取引において、様々な利益相反にさらされることがあります。投資対象ファンド投資証券を直接または間接的に取得することにより、各投資者は、このような実際のおよび潜在的な利益相反の存在を認識したものとみなされ、また、適用法により認められる範囲において、利益相反の存在に関するあらゆる請求権を放棄したものとみなされます。

投資機会の配分 投資対象ファンド投資運用会社が知ることとなった投資機会は、投資対象ファンドだけでなく、投資対象ファンド投資運用会社の他の顧客(投資対象ファンド投資運用会社の他のファンドを含みません。)にも適していることがあります。このような目的において、「顧客」には、投資対象ファンド投資運用会社の単独の裁量により、投資対象ファンド投資運用会社が関係を有する投資者(投資対象ファンド投資運用会社がスポンサーを務めるファンドのリミテッド・パートナーまたは他の投資者など)であって、投資対象ファンド投資運用会社がスポンサーを務めるファンドおよび/または他の顧客と共に共同投資を行うことに関心を示した投資者が含まれることがあります。投資対象ファンド投資運用会社および投資対象ファンド取締役会は、このような機会の配分に関して利益相反に直面する。投資対象ファンド投資運用会社は、投資機会の配分に関する書面による方針を採用しており、投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンド投資運用会社が知ることとなり、投資対象ファンドに適していると投資対象ファンド投資運用会社が考える投資機会を、本項に記載する投資対象ファンド投資運用会社の配分方針および手続きに従って、投資対象ファンドおよび投資対象ファンド投資運用会社の他の顧客の間で配分します。その結果、特定の場において、投資対象ファンドは、投資対象ファンド投資運用会社の投資目的の範囲に含まれる投資対象ファンド投資運用会社が利用可能な取引について、独占的な投資権(もしあるとしても)を有しないと予想されます。投資対象ファンド投資運用会社の配分方針の結果、投資対象ファンドは、関連する配分がそのような配分要因を考慮せずに決定されていた場合に投資対象ファンドが参加していたかまたはより広範囲で参加していたであろう投資機会に、同一の範囲で参加することもあれば、参加しないこともあります。多くの場合、投資対象ファンドは、投資対象ファンド投資運用会社の他の顧客と共に(相互所有の投資ピークルなどを通じて)取引に投資することが予想されます。これは、投資対象ファンドが当該顧客に対して優先権を有する場合であっても同様です。投資対象ファンド投資運用会社は、いかなる者の同意または承認も得ることなく、いつでも随時、その配分方針および手続きを変更し、または置換することができます。したがって、以下に記載する投資対象ファンド投資運用会社の配分方針は、通知なく変更される可能性があります。投資対象ファンド投資運用会社の事業は進化を続けており、資本プールも拡大しているため、投資対象ファンド投資運用会社は、その投資配分方針の変更を実施中です。2025年4月1日より後に設立された投資対象ファンド投資運用会社の顧客は、対象となる投資戦略における現行のクローズド・エンド型ファンドの最終投資後に発効する、以下に概説する改訂配分方針に服することとなります。2025年4月1日より前に設立された顧客については、新たな方針が発効する、対象となる投資戦略における現行のクローズド・エンド型ファンドの最終投資の時点までは、従来の配分方針が引き続き適用されます(以下、いずれの場合も当該日付を「適用日」といいます。)

適用日前は、以下の方針が適用されるものとします。

投資対象ファンド投資運用会社の配分委員会(以下「配分委員会」といいます。)および投資対象ファンド投資運用会社の最高コンプライアンス責任者は、以下に記載する配分方針および手続きの実施に対して責任を負います。投資対象ファンドは、他の顧客が辞退した機会に投資する可能性があり、または、投資対象ファンド投資運用会社の他の顧客は、投資対象ファンドが辞退した機会に投資する可能性があります。投資対象ファンド投資運用会社の顧客への配分を決定するにあたり、配分委員会は、多くの要因に基づいて主観的な判断を行い、必ずしも顧客間で投資機会を比例的に配分するとは限りません。

エクイティ直接投資(エクイティおよびエクイティ関連の共同投資の性質を有するオポチュニスティック投資を含むが、これに限りません。)に関して、州内、地域その他の「インパクト」・プログラムに関する下記の優先順位に従い、配分方針は、投資対象ファンドを含む他の顧客よりも、投資対象ファンド投資運用会社のエクイティおよびエクイティ関連の共同投資ファンド・プログラムの一環として行われるエクイティ直接投資に特化した配分を行っている特定の顧客(比例的または公式的に投資対象ファンド投資運用会社のファンドと共に投資する顧客を含むが、これに限りません。)を優先します。上記の優先順位(および実物資産のエクイティ共同投資機会に関する下記の優先順位)に従い、配分方針は、次に、エクイティ直接投資にオポチュニスティックな配分を行っている他の顧客よりも、エクイティ直接投資(ただし、投資対象ファンド投資運用会社のエクイティおよびエクイティ関連の共同投資ファンド・プログラムの一部ではありません。)に特化した配分を行っている他の顧客(投資対象ファンドを含む。)を優先します。

クレジット直接投資(デットおよびデット関連の共同投資の性質を有するオポチュニスティック投資を含みますが、これに限りません。)に関して、州内、地域その他の「インパクト」・プログラムならびに実物資産に特化したマニフェストに関する下記の優先順位に従い、配分方針は、(a)特定の種類のクレジット直接投資に重点を置く特定の顧客(当該特定の種類のクレジット直接投資に関して)、および(b)投資対象ファンド投資運用会社がその単独の裁量により選択した他の特定の顧客(比例的または公式的に当該種類のクレジット直接投資に重点を置いて投資対象ファンド投資運用会社のファンドと共に投資する顧客を含みますが、これに限りません。)に同等の優先順位を付与します。上記の優先順位(および実物資産の共同投資機会に関する下記の優先順位)に従い、配分方針は、次に、クレジット直接投資に対してオポチュニスティックな配分を行っている他の顧客よりも、上記の優先順位を付与されなかったクレジット直接投資に通常特化した非集中的な配分を行っている他の顧客を優先します。優先順位の配分の目的において、投資対象ファンドは、あらゆる種類のクレジット直接投資に通常特化した非集中的な配分を行っていると同みなされ、同一の優先順位のカテゴリーに属する他の顧客と共に、当該クレジット直接投資に関して、(特定の種類のクレジット直接投資に重点を置く顧客またはそのような優先顧客と共に投資を行うことを選択した顧客に関する上記の他の優先順位に従った後に)クレジット直接投資にオポチュニスティックな配分を行っている他の顧客よりも優先されます。

セカンダリー投資に関して、州内、地域その他の「インパクト」プログラムに関する下記の優先順位に従い、配分方針は、投資対象ファンドを含む他の顧客よりも、セカンダリー戦略を主な戦略とする投資対象ファンド投資運用会社がスポンサーを務めるファンドを優先します。上記の優先順位(および実物資産のセカンダリー投資機会に関する下記の優先順位)に従い、配分方針は、次に、セカンダリー投資にオポチュニスティックな配分を行っている他の顧客よりも、セカンダリー投資に特化した配分を行っている顧客(投資対象ファンドを含みます。)を優先します。さらに、配分方針に基づき(かつ、実物資産の投資機会に関する下記の優先順位に従い)、投資対象ファンドを除き、セカンダリー投資に特化した配分を行っている一部の顧客(ただし、すべての顧客ではありません。)は、場合によっては、比例的または公式的に、セカンダリー戦略を主な戦略とする投資対象ファンド投資運用会社の優先ファンドとのセカンダリー取引に参加することがあります。

クローズド・エンド型私募ファンドへの当初申込みに関して、配分方針には、本書に別段の定めがある場合を除き、いかなる顧客も、当該顧客が投資対象ファンド投資運用会社に支払う報酬の構造または金額などの理由の如何を問わず、他の顧客よりも優先的な配分を受けることはないとして規定されています。

上場プライベート・エクイティ企業、ファンドまたはその他の事業体(以下「上場プライベート・エクイティ投資対象」といいます。)への投資に関して、投資対象ファンド投資運用会社は、一般的に、そのような投資へのアクセスが制限されるとは予想しておらず、投資対象ファンドおよび投資対象ファンド投資運用会社の他の顧客を代理した上場プライベート・エクイティ投資対象の売買は、随時有効となる投資対象ファンド投資運用会社の注文集約方針に従って行われます。ただし、上場プライベート・エクイティ投資対象における投

資機会が限定的であるかまたは特定の価格に限定される場合、投資対象ファンド投資運用会社は、当該機会に関して実行可能な売買を、投資対象ファンド投資運用会社がその裁量により決定し、当該時に有効な配分方針と矛盾しない方法で、当該投資機会に参加する投資対象ファンドおよび他の顧客の間で配分することを選択することがあります。

投資対象ファンド投資運用会社はまた、特定の州もしくは地域における投資または「インパクト」投資について、投資対象ファンドおよび他の顧客よりも優先されているかまたは優先されることとなる州内および地域の専門的なプログラムおよびその他の「インパクト」プログラムを数多く設定しており、今後も設定する予定です。投資対象ファンド投資運用会社はまた、実物資産(商品、鉱物、エネルギーおよび鉱業を含みます。)、不動産およびインフラ関連の直接投資およびセカンダリー投資への投資機会に関して投資対象ファンドよりも優先される、実物資産に特化したマニフェストを設定しており、今後も設定する予定です。

上記の優先順位および要因に従い、配分委員会は、投資機会(もしあれば)を該当する各顧客にどの程度配分するか(また、優先順位の配分を受ける顧客への当該割合の配分後に参加余力が残っている場合は、当該投資機会について次に優先順位の配分を受ける顧客にどの程度配分するか)を決定します。このような配分を決定するにあたり、配分委員会は、各顧客に適用される投資ガイドラインならびに各顧客の投資戦略および現在のポートフォリオ(ポートフォリオの構成および満期を含みます。)、今後6か月から12か月の間に投資対象ファンド投資運用会社が市場において入手できると予想される投資機会、現在の市場環境、投資機会および各顧客のリスク・リターン特性、予測リターンおよび投資倍率、投資機会が顧客のJカーブに与える影響の予測および顧客のJカーブに対する感応度、投資対象ファンド投資運用会社が利用可能な総配分額および各顧客から出資約束されたかまたは投資に利用可能な資本(場合に応じて)、顧客がファンド運用者、地理的地域および産業セクターに対して有するエクスポージャー、対象となる投資機会のスポンサーが課す制限、各顧客に関連する税務上の考慮事項ならびに配分委員会がその単独の裁量により関連性があるとみなすその他の要因を考慮することがあります。投資対象ファンド投資運用会社は通常、本項に記載される投資対象ファンド投資運用会社の配分方針および手続きに従い、投資対象ファンドおよびアクティブ運用期間中の先行ファンドまたは後続ファンドの間で投資機会を配分します。

さらに、投資対象ファンド投資運用会社の配分方針により、投資対象ファンド投資運用会社は、該当する顧客の投資目的および準拠書類に照らして投資対象ファンド投資運用会社が適切かつ許容可能であるとみなした場合、特定の状況において、配分の優先順位を調整する裁量権がある程度認められています。

適用日後は、以下の配分方針が適用されるものとします。

投資機会の配分を決定するにあたり、投資対象ファンド投資運用会社は、()各顧客の最善の利益となるよう行動し、当該利益は投資対象ファンド投資運用会社の利益よりも優先され、()公正かつ公平な方法で行動し、()利益相反を軽減する方法で行動し、()透明性をもって行動し、かつ、()一貫性をもって行動するという原則に従って投資機会を配分することを約束します。ダウンサイド・リスクを軽減しながらパフォーマンスを向上させることを目標として各顧客のポートフォリオ構築を検討するにあたり、投資対象ファンド投資運用会社は、戦略的資産配分、投資者への適合性、実行および実施ならびに継続的なモニタリングに重点を置く、投資者中心のアプローチを実施します。投資対象ファンド投資運用会社は、投資機会を配分する際、こうした包括的な原則および重点事項に従って行動するとともに、一または複数の要因を考慮します。当該要因には、各顧客に適用される投資目的および投資ガイドライン(各顧客に適用される制限、リスク許容度および流動性ニーズの要件に関するものを含みます。)、各顧客に適用される規制上および法律上の制限、各顧客の現在のポートフォリオ(ポートフォリオの構成、満期および分散を含みます。)、オプトインまたはオプトアウトの権利を有する特定の顧客の評価または承認に関連するタイミングの問題、各顧客の利用可能な現金または予想されるキャッシュ・フロー、関連する顧客が利用可能と予想される将来の投資機会、投資機会の規模、流動性およびデュレーション、各顧客の利用可能資本の増加およびこれがターゲット・サイジングに及ぼす影響、各顧客に関連する税務上および規制上の考慮事項、ファンド運用者、地理的地域、産業セクター、ボラティリティおよびレバレッジ(または類似のリスク指標)に対する顧客のエクスポージャーおよびこれらに関するリスク・パラメーターまたは集中パラメーター、投資機会がフォローオン投資であるかどうか、投資機会が過度に負担となる義務を表す場合、ならびに合理的に関連するとみなされるその他の要因が含まれますが、これらに限りません。

投資者は、以下に概説する考慮事項も考慮すべきであり、疑義を避けるために付言すると、当該考慮事項は、適用日前および適用日後に適用されるものとします。

投資対象ファンド投資運用会社は、特定の状況において不正確であると判明する予想に基づいて、配分決定に関して誠実な決定を行い、そのような決定により、投資対象ファンド投資運用会社は、本書に記載するガイドラインおよび取決めの適用に関する主観的な判断を行うことが必要となります。投資対象ファンド投資運用会社が入手できない情報または投資対象ファンド投資運用会社が配分時に予見しなかった状況により、投資機会が予想とは異なるリターンをもたらすことがあります。例えば、スポンサーが、投資対象ファンドではなく投資対象ファンド投資運用会社の別の顧客のリターン目標に整合すると決定した投資機会が、投資対象ファンド投資運用会社の予想および評価を上回り、投資対象ファンドにとって適切であったであろう実質リターンを生み出す可能性があります。逆に、投資対象ファンド投資運用会社が投資対象ファンドのリターン目標に整合すると予想した投資が、特定の状況において、当該目標を達成せず、または上回らないことがあります。こうした判断および適用には、投資機会に関する仮定が最終的に正しいと判明しないことがあるという固有の矛盾およびリスクが伴います。したがって、投資対象ファンド投資運用会社が行った主観的な判断が、後になって正しいと判明するとの保証はありません。投資対象ファンド投資運用会社は、投資機会の成立前のいずれかの時点において、配分決定が行われる時点で投資対象ファンド投資運用会社が入手可能な情報に基づいて投資対象ファンドに当初配分された投資機会について、その後、投資対象ファンド投資運用会社が当該投資機会に関して受領したその後の情報に基づき、その全部または一部を一または複数の他の投資対象ファンド投資運用会社のファンドに配分し直すべきであると決定する可能性があります(その逆の場合もあります。)

投資対象ファンドが、予想デューレーションまたは流動性条件が異なる他の投資対象ファンド投資運用会社の顧客と共同で証券を保有する限りにおいて、機会の処分のタイミングおよび方法に関して、投資対象ファンドと当該投資対象ファンド投資運用会社の顧客との間に利益相反が生じます。例えば、法律上、税務上、規制上、会計上その他の考慮事項の結果として、投資対象ファンドおよび/または当該他の投資対象ファンド投資運用会社の顧客に対する当該投資の条件(価格およびタイミングに関するものを含まず)が同一とはならない可能性があります。さらに、投資対象ファンドおよび/または当該他の投資対象ファンド投資運用会社の顧客は、通常、異なる満期日および/または投資目的(リターン特性を含まず)を有しており、その結果、投資対象ファンド投資運用会社は、処分機会の価格およびタイミングに関する目標が相反することがあり、そのような相違は、投資機会(投資対象ファンドおよび他の投資対象ファンド投資運用会社の顧客が行った先行投資に関連するフォローオン投資を含まず)の配分にも影響を及ぼすことがあります。当該他の投資対象ファンド投資運用会社の顧客はまた、法律上、規制上その他の理由により、投資対象ファンドにはない特定のガバナンス権を有することもあります。したがって、投資対象ファンドおよび/または当該他の投資対象ファンド投資運用会社の顧客は、異なる時期に異なる条件で、そのような共有された投資を処分する(または関連投資(フォローオン投資など)への投資を行うかどうかを決定する)ことがあります。投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドと当該他の投資対象ファンド投資運用会社の顧客の満期日および/もしくは投資目的の違いに基づき、またはその他の理由により、当該各ピークルについて、当該証券を売却するかどうか、売却の時期および価格について異なる結論に達することがあり、その結果、他の投資対象ファンド投資運用会社のファンドは、投資対象ファンドよりも早くまたはより高い価格で撤退することがあります(その逆の場合もあります)。または、投資対象ファンドおよび他の投資対象ファンド投資運用会社の顧客は、共同で投資を処分することがあり、当該処分のタイミングは、特に、投資対象ファンドの永続的な性質に照らして、投資対象ファンドのものとは異なる別の投資対象ファンド投資運用会社の顧客の条件およびリターン特性によって部分的に決定されることがあります。また、投資対象ファンドおよび一または複数の他の投資対象ファンド投資運用会社の顧客が、一または複数の他の追加の投資対象ファンド投資運用会社のファンドが同一のまたは関連する投資または資産を売却すると同時にまたはほぼ同時に、特定の投資または資産を購入する可能性もあります。このような状況は、多くの理由により随時発生することが予想され、投資対象ファンドおよび/または他の投資対象ファンド投資運用会社の顧客の利用可能資本の額、満期日、投資目的および/またはリターン特性などの様々な要因によって左右されることがあります。投資対象ファンド投資運用会社は、当該取引の条件または発生について、投資対象ファンド投資主に通知または開示を行う必要はなく、また、当該取引から生じる利益相反が投資対象ファンドにとって有利な形で解決されるとの保証はありません。

投資対象ファンド投資運用会社は随時、投資機会の全部または一部について、投資対象ファンド投資主、投資対象ファンド投資運用会社の顧客であるその他の者または投資対象ファンド投資運用会社の顧客ではないその他の第三者が購入することが望ましいと決定することがあります。いかなる投資対象ファンド投資主も、当該投資機会に関する特定の権利を当該投資対象ファンド投資主に明示的に付与するサイド・レターが当該投資対象ファンド投資主との間で締結されている場合を除き、当該投資機会に参加する権利を有しません。当該投資機会を提供するかどうか、また誰に提供するかは決定は、投資対象ファンド投資運用会社の単独の裁量により行われるものであり、投資対象ファンド投資運用会社が投資対象ファンド、他の投資対象ファンド投資運用会社の顧客および第三者の間で投資機会を配分すると決定した場合でも、当該者間での比例的な配分をもたらさないことがあります。投資対象ファンド投資運用会社または投資対象ファンドが、サイド・レターにおいて通知されるかその他の方法で通知されるかを問わず、当該投資機会に対する持分を投資対象ファンド投資主に対して承認することは、当該投資機会のいずれかの部分の配分を受ける権利をこれらの者に付与する(またはそのためのあらゆる水準の努力を行う)旨の拘束力のある契約上の約束ではなく、また、そのような投資機会があった場合に当該承認の受領者に通知するよう投資対象ファンド投資運用会社に要求するものでもありません。

投資対象ファンド投資運用会社の運用ファンド 投資対象ファンド投資運用会社は、個別口座および類似の関係を締結しており、将来においても締結することが予想されます。こうした関係においては、多くの場合、投資家は、一または複数の投資対象ファンド投資運用会社の運用ファンドに対して出資約束(または追加の出資約束)を行うことに同意します。投資対象ファンドの投資家は、必ずしも個別口座または類似の関係を記録した契約の写しを受け取るわけではなく、また、そのような関係を通じて付与される権利または利益を選択することはできません。こうした追加的な権利および利益の具体的な例には、専門的な報告、投資対象ファンドの投資者全般に提供されるものを超える特定の手数料の割引、減額および/もしくは払戻し、投資対象ファンド投資運用会社において個別口座もしくは類似の関係を有する投資者から投資対象ファンド投資運用会社への人員の出向(その逆もまた同じとします。)、投資対象ファンド投資運用会社の運用ファンドとの共同投資の目標額(共同投資機会の優先的または有利な配分および投資対象ファンド投資運用会社の運用ピークルへの共同投資その他の参加に関する優先的な諸条件を含みますが、これらに限りません。)が含まれており、含まれることが予想されます。疑義を避けるために付言すると、これらの例は網羅的なものではなく、最終的に一または複数の投資者に付与される当該追加の権利および利益の具体的な条件は、投資対象ファンド英文目論見書に基づいて投資者全般に提供される権利および利益とは異なることがあります。投資対象ファンド投資運用会社および/またはその人員は、個別口座および類似の関係から報酬を受け取り、そのような口座および類似の関係に投資機会を配分する(したがって、投資対象ファンド投資運用会社の他の運用ピークルには配分しない)よう奨励されます。このような関係は、特定の状況において、投資対象ファンドの投資者に提供される共同投資機会が少なくなる(または規模が小さくなる)結果をもたらす可能性があります。

ウェアハウス投資 投資対象ファンド管理会社は、投資対象(以下、各投資対象を「ウェアハウス投資」といいます。)を取得することがあります。当該ウェアハウス投資の取得原価(当該取得に関連するすべての経費および費用を含みますが、これに限りません。)に、(x)取得のうち借入れによって融資されている部分(もしあれば)については、当該ウェアハウス投資が借入れによって融資されていた期間における投資対象ファンド管理会社の資金調達コストに等しい利率による利息、または(y)取得のその他の部分については、投資対象ファンド管理会社が当該投資を保有している間、年率8%の利息に等しい追加費用を加算した金額を加算した金額以上の購入価格で、当該投資対象ファンド管理会社が保有する間に生じる当該ウェアハウス投資(およびそこから生じる当期収益または分配金)の全部または一部を、投資対象ファンドまたは投資対象ファンド管理会社が運用する一または複数の事業体に譲渡する意向です。ただし、公正価値を反映するために購入価格の調整を必要とする重大な評価事由が発生した場合はこの限りではなく、その場合、投資対象ファンド取締役会は異なる購入価格を採用する権利を有するものとします。

投資対象ファンド投資運用会社またはその関連会社、関連当事者その他の者(疑義を避けるために付言すると、あらゆる銀行ウェアハウスを含み、これは、証券化、トータル・リターン・スワップ、ジュニアおよび/もしくは「ファースト・ロス」債券(その価格は原資産の価値に連動します。))またはその他の仕組みを有することがあり、いずれの場合も、上記のいずれかの者によって保証され、融資され、または部分的に融資されることがあります。)は、いずれかの投資(疑義を避けるために付言すると、各ウェアハウス投資を含みま

す。)を本人として取得し、その後、その一部または全部を投資対象ファンドに売却する可能性があります。投資対象ファンド投資運用会社は、ウェアハウス投資の取得原価(当該取得に関連するすべての経費および費用を含みますが、これに限りません。)に、(x)取得のうち借入れによって融資されている部分(もしあれば)については、当該ウェアハウス投資が借入れによって融資されていた期間における投資対象ファンド投資運用会社の資金調達コストに等しい利率による利息、または(y)取得のその他の部分については、投資対象ファンド投資運用会社が当該投資を保有している間、年率8%の利息に等しい追加費用を加算した金額以下の購入価格で、当該ウェアハウス投資を譲渡する意向です。ただし、公正価値を反映するために購入価格の調整を必要とする重大な評価事由が発生した場合はこの限りではなく、その場合、投資対象ファンド投資運用会社は異なる購入価格を採用する権利を有することがあります。当該ウェアハウス投資が投資対象ファンドに譲渡される保証はありません。

投資対象ファンドは、投資対象(および当該投資対象ファンドが保有する間に生じるそこから生じる収益または分配金)(以下、各投資対象を「投資対象ファンド・ウェアハウス投資」といいます。)の全部または一部を、投資対象ファンド投資運用会社または第三者である共同投資者が運用する一または複数の他の事業体に譲渡する意向で、当該投資対象を取得することがあります。当該投資対象ファンド・ウェアハウス投資の取得原価(当該取得に関連するすべての経費および費用を含みますが、これに限りません。)に、(x)取得のうち借入れによって融資されている部分(もしあれば)については、当該投資対象ファンド・ウェアハウス投資が借入れによって融資されていた期間における投資対象ファンドの資金調達コストに等しい利率による利息、または(y)取得のその他の部分については、投資対象ファンドが当該投資を保有している間、年率8%の利息に等しい追加費用を加算した金額を加算した金額以上の購入価格によります。ただし、公正価値を反映するために購入価格の調整を必要とする重大な評価事由が発生した場合はこの限りではなく、その場合、投資対象ファンド取締役会は異なる購入価格を採用する権利を有するものとします。当該投資対象ファンド・ウェアハウス投資が投資対象ファンドによって譲渡される保証はありません。

投資対象ファンドはまた、本人として投資を取得し、その後、当該投資の一部または全部を投資対象ファンド投資運用会社の一または複数の他のファンドに売却することもあります。投資対象ファンドは、当該投資対象ファンド・ウェアハウス投資を、当該投資対象ファンド・ウェアハウス投資の取得原価(当該取得に関連するすべての経費および費用を含みますが、これに限りません。)に、(x)取得のうち借入れによって融資されている部分(もしあれば)については、当該投資対象ファンド・ウェアハウス投資が借入れによって融資されていた期間における投資対象ファンドの資金調達コストに等しい利率による利息、または(y)取得のうちその他の部分については、投資対象ファンドが当該投資を保有している間、年率8%の利息に等しい追加費用を加えた金額以上の購入価格で、当該その他の投資対象ファンド投資運用会社・ファンドに譲渡する意向です。ただし、公正価値を反映するために購入価格の調整を必要とする重大な評価事由が発生した場合、投資対象ファンド投資運用会社は異なる購入価格を採用する権利を有することがあります。当該投資対象ファンド・ウェアハウス投資が当該投資対象ファンド投資運用会社のファンドに譲渡されるとの保証はありません。

投資対象ファンド取締役会(またはその非関連取締役)は、必要に応じて、ウェアハウス投資および投資対象ファンド・ウェアハウス投資の両方の当該譲渡の価格および諸条件を承認し、これに関連して生じるあらゆる利益相反を投資対象ファンド投資主を代理して承認または放棄することがあります。また、投資対象ファンド投資運用会社は、このような譲渡に関する手数料を、その当事者の一方または双方に請求することがあります。投資対象ファンド投資運用会社またはその関連会社は、共同投資者その他の潜在的な購入者へのシンジケーションを目的として当初取得したウェアハウス投資のいずれかの部分について、当該部分が合理的な努力にもかかわらずシンジケーションされない限りにおいて、これを留保することが認められます。このようなシンジケーションおよびウェアハウジングの取決めを構築する一環として、投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドに対し、条件付き購入契約を締結するよう要求することがあります。この契約において、投資対象ファンドは、将来のウェアハウス投資を、()その当初の取得前に、かつ、()投資対象ファンドが当該資産を取得するために必要な利用可能資本を保有する前に取得することに同意します。いずれの場合も、当該売却は、投資対象ファンドが関連するウェアハウス資産を取得するために十分な利用可能資本を有していることが条件となります。これらの潜在的なウェアハウジングの取決めおよび関連する関連会社取引(当該ウェアハウジングへのウェアハウス投資のタイミングの配分、構造、価格設定その他これに関連する取引の条件を含みます。)に関連して、利益相反が生じることが予想されます。例えば、投資対象ファンド投資運用

会社は、いずれかのウェアハウス投資の全部または一部を投資対象ファンドから取得するかまたは投資対象ファンドに譲渡する別の投資対象ファンド投資運用会社のファンドから報酬(インセンティブ配分を含みます。)を受け取る場合、利益相反を有することになります。

ウェアハウス投資の取得、投資対象ファンド・ウェアハウス投資の売却およびウェアハウス投資のシンジケーションに関するこれらの利益相反は、必ずしも投資対象ファンドにとって有利な形で解決されるとは限らず、投資対象ファンド投資主は、これらの利益相反の発生について通知または開示を受ける権利を有しないことがあります。投資対象ファンド投資証券の申込みを行うことにより、投資対象ファンド投資主は、ウェアハウス投資の取得、投資対象ファンド・ウェアハウス投資の売却および当該ウェアハウス投資のシンジケーションに同意したものとみなされます。

費用および報酬の配分 投資の評価および実行の過程において発生する費用および報酬を、投資対象ファンドおよび投資対象ファンド投資運用会社の他の顧客(投資対象ファンド投資運用会社が助言するファンドを含みます。)ならびにその他の第三者投資者の間で適切に配分することは、特に、複数のファンドもしくは顧客または第三者が参加している場合には、明確でないことが多いです。一般的に、投資対象ファンドまたは投資対象ファンド投資運用会社が、投資対象ファンドが投資対象ファンド投資運用会社の一または複数の他の顧客または他の共同投資者と共に行う投資に関連して投資対象ファンド投資運用会社が維持する特別目的ビークルまたは「コレクター」・ビークルに関する費用を負担する場合、当該費用(「ブロークン・ディール」費用を除きます。)は通常、投資対象ファンドと当該他の顧客および共同投資者の間で、比例配分によりまたは投資対象ファンド取締役会が別途決定する方法で配分されます。投資対象ファンド投資運用会社はまた、投資対象ファンドおよび投資対象ファンド投資運用会社の他の顧客に関して投資対象ファンド投資運用会社が使用する情報技術、インフラその他のシステムを確立し、開発し、構築し、または改良する目的での第三者のベンダーおよびサービス・プロバイダーの利用に関する費用のうち投資対象ファンドの比例配分割合を投資対象ファンドに配分します。

ブロークン・ディール費用 投資対象ファンド投資運用会社は、成立しなかった投資に関連して、多額の法律上、税務上、構造上またはその他の現金支払費用(解約手数料を含みます。)を負担することがあります。投資対象ファンド投資運用会社が、第三者(投資対象ファンドと共同投資を行う予定の他の投資対象ファンド投資運用会社の顧客を含みます。)との契約に基づき、これらの費用の払戻しを受ける権利を有する場合を除き、これらの費用は、投資対象ファンド投資運用会社が提案された当該投資が成立しないと決定した時点もしくは投資スポンサーからその旨の通知を受けた時点より前に潜在的な共同投資者が特定されていたか否か、または投資対象ファンド投資運用会社がその顧客間での提案された当該投資の配分について最終決定を下していたか否かにかかわらず、全額が投資対象ファンド費用となり、共同投資予定者ではなく投資対象ファンドがこれを負担します。投資対象ファンドがこれらの費用を負担する限りにおいて、投資対象ファンドのパフォーマンスおよび投資対象ファンド投資証券1口当たり純資産価格が悪影響を受けます。

調達 一部の投資対象ファンド投資運用会社の顧客または当該顧客の投資先企業は、投資対象ファンド投資運用会社、その関連会社または投資対象ファンド投資運用会社の顧客の他の投資先企業との契約、取引その他の取決めのカウンターパーティーまたは参加者であるかまたはそうであったことがあり、手数料、サービシング料、割戻し、割引その他の金銭的利益など、有利な調達条件を享受しているかまたは享受したことがあります。投資対象ファンド投資運用会社は、その顧客またはその顧客の投資先企業がそのような取決めに参与していることを一因として、調達において有利な条件を享受する資格を有することが多く、割引額は、管理報酬相殺の対象とならず、投資対象ファンドと別途共有されることもありません。また、投資対象ファンド投資運用会社およびその関係者は、特定の状況において、顧客の投資先企業および/または当該投資先企業の顧客もしくは供給業者が提供する製品およびサービスについて割引を受けることがあります。

投資スポンサー 投資対象ファンド投資対象に関連する投資スポンサー、運用者または共同投資者は、投資対象ファンドの利益もしくは目標と矛盾もしくは相反する利益もしくは目標(財務上の制約を含みます。)を有することがあり、かつ/または、投資対象ファンドの利益に反する形で行動し、もしくは行動を阻止する立場にあることがあります。利益相反の一つの形態として、投資対象ファンドが直接または間接的に投資する投資に関して、スポンサーの様々な利害関係が部分的に重複することがあります。これにより、当該スポンサーのファンドその他の顧客間で同一の投資機会をめぐる競争が生じ、特に、異なるファンドがポートフォリオ事業体の資本構成の異なる部分を保有する場合、当該スポンサーの異なるファンドおよび顧客が保有する投資先

企業の管理における当該スポンサーの意思決定において利益相反が生じることがあります。また、当該スポンサーまたは当該その他のファンドが運用する事業体は、対等な交渉を通じて決定されたものではない諸条件で、関連当事者とその他の取引を行うことがあります。投資のスポンサーもまた、投資対象ファンドの利益に反する可能性のある同様の利益相反に直面することがあります。

投資対象ファンド投資運用会社および投資対象ファンド投資運用会社の顧客による投資 投資対象ファンド投資運用会社の関連会社は現在、複数の集団投資ピークル、個別口座およびアドバイザー口座のジェネラル・パートナー、投資運用者または投資アドバイザーを務めており、多様な投資戦略における投資運用サービスまたはアドバイザー・サービスを提供しています。これらの他の顧客は、投資対象ファンドが(直接または間接的に)投資を行ったか、同時に行っているかまたは行う予定の投資に投資することがあります。これらの他の顧客は、当該投資に関して、異なる投資目的、投資ガイドライン、投資戦略、リスク・リターン特性、投資期間および投資範囲を有することがあります。また、これらの他の顧客は、投資対象ファンドが異なる証券クラスに直接または間接的に投資しているポートフォリオ事業体に、直接または間接的に投資することがあります。その結果、これらの他の顧客を一方とし、投資対象ファンドを他方として、それらの間に利益相反が生じることがあります。英文目論見書補遺または投資対象ファンド定款のいかなる規定も、投資対象ファンド投資運用会社またはこれらの顧客の活動を妨げ、制約し、または何ら制限するものではありません。当該活動には、投資対象ファンドが投資を行ったか、同時に行っているかもしくは行う予定の事業体について自己勘定もしくは他の投資ファンドもしくは顧客の勘定で持分を売買もしくはこれに対して融資を行う能力ならびに/または投資対象ファンドと類似した投資戦略を有する追加のファンドおよび口座を設定しおよび/もしくはこれに助言する能力が含まれます。これらの顧客にサービスおよび投資アドバイスを提供するにあたり、投資対象ファンド投資運用会社およびその関連会社は、既存または将来の顧客(競合ファンドを含みます。)に対し、投資対象ファンドに提供したアドバイスと競合または矛盾する可能性のある活動を推奨またはアドバイスを提供することがあり、投資対象ファンド投資運用会社側の意思決定は、投資対象ファンド以外のこれらの顧客のためにより多くの利益をもたらすことがあります。

投資対象ファンド投資運用会社の他のファンドおよび投資ピークルへの投資、投資対象ファンド投資運用会社ならびに投資対象ファンド投資運用会社の他の顧客およびファンドによる投資対象ファンドへの投資 投資対象ファンドは、随時、投資対象ファンド投資運用会社の他のファンドおよび投資ピークル(直接のプライマリー投資およびセカンダリー購入を含みます。)に投資することがあります。このような場合、構造、流動性条件、評価方法、リスク・リターン特性、投資期間および投資範囲、法律上および規制上の要件ならびに投資目的および投資戦略を含むがこれらに限らない様々な理由により、投資対象ファンドの利益が、当該他の投資ピークルの利益と常に一致するとは限りません。投資対象ファンドを代理するこのような投資は、投資対象ファンド投資運用会社の当該他のファンドおよび投資ピークル(またはセカンダリー購入の場合は当該投資ピークルの投資者)が、資本もしくは流動性のニーズを満たし、または資金調達目標を達成できるようにすることを含むがこれらに限らない目的のために利益相反を引き起こすことがあります。さらに、投資対象ファンドが投資対象ファンド投資運用会社の別のファンドまたは投資ピークルに投資することにより、投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンド投資運用会社の当該他のファンドまたは投資ピークルに関して、パフォーマンス報酬またはパフォーマンス連動報酬を最大化しようとするインセンティブが生じることがあり、そのような投資決定は、投資対象ファンドの流動性その他のニーズと整合しないことがあります。その結果、投資対象ファンド投資運用会社および/または当該他の投資ピークルによって、投資対象ファンドにとって不利となる行動がとられることがあります。

適用法により認められる範囲において、投資対象ファンドは、投資対象ファンド投資運用会社が運用するファンドのセカンダリー投資を取得することがあります。投資対象ファンドが投資対象ファンド投資運用会社が運用する投資先ファンドに投資する場合、投資対象ファンド投資主は、投資対象ファンドの報酬、費用およびキャリド・インタレストを支払うとともに、投資対象ファンド投資運用会社が運用する投資先ファンドの報酬、費用およびキャリド・インタレストも間接的に支払うことになり、投資対象ファンドおよび当該その他の投資ファンドに関する投資対象ファンド投資運用会社の忠誠心と責任の分担が潜在的に相反する可能性があります。

また、投資対象ファンド投資運用会社および投資対象ファンド投資運用会社の顧客(投資対象ファンド投資運用会社が運用するファンドを含みます。)は、随時、投資対象ファンド投資証券を購入することがありま

す。このような購入は、通常の申込手続きに基づき、特別取引手続きに基づき、または既存の投資対象ファンド投資主からのセカンダリー取得として行われることがあります。投資対象ファンド投資運用会社および当該他の顧客は、特別取引手続きの一環として、まだ発表されていない予想特別買戻価格に関するものを含め、投資対象ファンドの資産の評価に関して、直接または間接的により多くの情報を有することがあります。さらに、そのような投資対象ファンド投資証券の購入は、現物による申込みに基づいて行われることがあります。投資対象ファンド取締役会が現物による申込額を受け入れる場合、当該資産の評価は、独立した財務アドバイザー、投資銀行その他の評価プロバイダーが発行する慣例的なフェアネス・オピニオンによって裏付けられるものとしします。

投資対象ファンド投資運用会社および投資対象ファンド取締役会は、投資対象ファンドの原投資の運用および投資対象ファンドの資産の評価に関連して、利益相反に直面することがあります。投資対象ファンドに投資している投資対象ファンド投資運用会社の顧客はまた、自らの最善の利益のために買戻しの決定を行うことがあり、これは、投資対象ファンドまたは他の投資対象ファンド投資主の最善の利益とならないことがあり、投資対象ファンド・ゲートその他の要因により、他の投資対象ファンド投資主の流動性に影響を及ぼす可能性があります。投資対象ファンド投資運用会社は、適用ある評価日もしくは特別買戻基準日に先立ち、またはその他の時点において、当該他の顧客の決定内容を投資対象ファンド投資主に通知する責任を負いません。さらに、投資対象ファンド投資運用会社またはその顧客が投資対象ファンドにおいて保有することのある投資対象ファンド投資証券の流動性に対する投資対象ファンド投資運用会社の関心は、投資対象ファンドの資産を運用する最善の方法に関する利益相反を生じさせる可能性があります。

人員の配分 投資対象ファンドの日常的な運用は、投資対象ファンドAIFM、投資対象ファンド投資運用会社および投資対象ファンド取締役会の責任に留まる。投資対象ファンドAIFMおよび投資対象ファンド投資運用会社ならびにそれらの各関連会社の役員、取締役および従業員ならびに投資対象ファンド取締役会のメンバーは、投資対象ファンドAIFM、投資対象ファンド投資運用会社および当該関連会社ならびに投資対象ファンド取締役会メンバーが、それぞれの単独の裁量により、投資対象ファンドの運営を効果的に遂行するために必要とみなす時間を割きます。これらの役員、取締役および従業員は、他の顧客に関連する事項を含め、投資対象ファンドに特に関係のない事項に多くの時間を費やすことが予想されます。上記の結果、投資対象ファンドと他の顧客の間で、経営陣の時間の配分などの利益相反が生じます。

同一のポートフォリオ事業体が発行する異なる種類の証券 投資対象ファンドが、投資スポンサー、投資対象ファンド投資運用会社またはそれらの各関連会社の他の顧客も投資しているポートフォリオ事業体に投資している場合(当該他の顧客が所有する原ファンドその他のピークルを通じて間接的に投資している場合も含みます。)、特に異なる種類の証券に対してそのような投資が行われる場合には、利益相反が生じます。そのようなポートフォリオ事業体が経営難に陥り、または何らかの事業目的を追求するために追加資本を得ようとする場合、とるべき行動に関する決定は、ポートフォリオ事業体がとるべき行動について、異なる種類の証券の保有者間で利益相反を引き起こすことがあります。支払義務および契約条項を執行し、変更し、もしくは放棄すべきか、または債務の借換えを行うべきかといった問題が生じます。特に、債権を執行するか否か、破産内外における再編または清算を主張しまたは開始するか否かおよびワークアウトまたは再編の条件など、問題のある状況においてどのような行動をとるべきかの決定は、利益相反を引き起こします。例えば、メザニン証券の保有者は、発行体の清算によって全額の支払いを受ける方が有利ですが、株式保有者は、株式保有者にとって価値創出の機会を増やす可能性のある会社更生を好むことがあります。投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドおよび他の各顧客の利益を考慮した上で、その誠実な裁量により、ケースバイケースでそのような利益相反を解決する権限を有しますが、投資対象ファンド投資運用会社は通常、関連するポートフォリオ事業体を支配しないため、常にそのような利益相反を解決するための行動をとる立場にあるとは限りません。そのような利益相反が投資対象ファンドにとって有利な形で解決されるとの保証はありません。投資対象ファンド投資運用会社またはそのいずれかの顧客が、関連するポートフォリオ事業体を支配し、または当該ポートフォリオ事業体のいずれかのクラスの株式保有者もしくは債券保有者による決定について決定票となる議決権行使を行う能力を有する場合であっても、そのような議決権行使が投資対象ファンドにとって有利な形で行われるとの保証はありません。投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドまたは他の顧客のそれぞれを代理して決定を行う際にそれらの最善の利益のために行動することが法律上義務付けられていることがあり、その結果、投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドおよび他の顧客が議決権行使を行う能力

を有する場合に、これらにポートフォリオ事業体に関して別々のまたは相反する議決権行使を行わせることがあります。投資対象ファンド投資運用会社はまた、議決権行使を行うことが可能な場合に議決権行使を棄権することが投資対象ファンドもしくは別の顧客にとって最善の利益となると決定することがあり、またはポートフォリオ事業体に関する特定の事項に関して、その顧客の全部ではなく一部のみのみ議決権行使を行う権利を有するという立場に置かれることもあります。投資対象ファンド投資運用会社およびその顧客が、株式および債券の両方のレベルで関与している場合、他の債権者間の戦略的な情報交換が妨げられる可能性があります。特定の状況では、投資対象ファンドは、議決権その他の権利の行使を禁止されることがあり、また、他の債権者によるその持分の劣後に関する請求の対象となることがあります。また、投資対象ファンドまたは投資対象ファンド投資運用会社の別の顧客のいずれかが潜在的な投資を行う可能性がある場合、ワークアウト、再編その他の特殊な状況から生じる投資機会の配分において利益相反が生じることがあります。投資対象ファンド投資運用会社の複数の顧客がポートフォリオ事業体に投資する場合、ある顧客の資産が別の顧客がとるポジションの補完に使用されるリスクが生じることもあります。取引に参加する投資対象ファンドのリターンが、同一の取引に参加する別の顧客のリターンと同等以上になるとの保証はなく、また、そのような利益相反が存在しなかった場合と同じくらい有利になるとの保証もありません。

多様なメンバーシップ、投資対象ファンド英文目論見書および定款の補足および変更 投資対象ファンド投資主は、投資対象ファンドへの投資に関して、税務上およびその他の利益が相反することがあります。その結果、投資対象ファンド投資運用会社が、投資の実行または資金調達に関する場合を含め、特に投資者個人の税務状況に関して、ある投資者にとって別の投資者よりも有利となり得る決定を行うことに関連して、利益相反が生じます。投資対象ファンド投資対象の選定および資金調達において、投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンド投資主の投資、税務その他の目的を個別に考慮するのではなく、投資対象ファンドの投資目的および税務目的全体を考慮します。

投資対象ファンドの定款および投資対象ファンド英文目論見書の変更案に関連して、投資対象ファンド投資主間で利益相反が生じることがあります。こうした相反にもかかわらず、投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドに投資する一または複数の顧客に対して個別の権限を有することから、自らが適切と考える方法で当該顧客を代理して議決権行使を行うことがあり、これは、すべての投資対象ファンド投資主の最善の利益とはならないことがあります。

キャリード・インタレスト キャリード・インタレスト投資主がキャリード・インタレストを受け取る権利は、投資対象ファンド投資運用会社にとって、そのようなパフォーマンス連動報酬がない場合よりもリスクが高いかまたは投機的な投資を投資対象ファンドに行わせるインセンティブとなります。キャリード・インタレスト投資主は、キャリード・インタレストを受け取る権利が、実際の投資対象ファンド自体よりも下位の特別目的ビークルその他のビークルにおいて受け取られるため、投資対象ファンドが負担する税金の対象とはならないと予想しています。したがって、キャリード・インタレスト投資主は、キャリード・インタレスト投資主以外の投資対象ファンド投資主の一部またはすべてに影響を及ぼす税金その他の費用を削減する上で、投資対象ファンド投資主と足並みが揃わないことがあります。さらに、対象外特別取引に関連して、投資対象ファンド取締役会は、() 特別買戻基準日における当該時点の公開市場価格で実現資産のポートフォリオを特定し、() 必要な買戻金の支払いを行うために、特定の実現資産および実現資産に含まれない投資対象ファンドの特定の資産を売却することがあります。このような決定は、当該資産に関するキャリード・インタレストの支払いの期限の利益喪失につながる可能性があり、利益相反を生じさせる可能性があります。これは、例えば、投資対象ファンド投資運用会社が、特定の資産の利益を確定させるために、当該資産を換金対象として選択するインセンティブを有することがあるなどの理由によるものです。

投資対象ファンドへの貸付け 投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドに融資を行うことがあります。投資対象ファンド投資運用会社は、当該貸付けの金利その他の条件の設定において、投資対象ファンドとは異なる利害関係を有することがあり、投資対象ファンドに対し、投資対象ファンドにとって不利となる形で債務不履行への強制執行を行うことがあります。

クロス取引 特定の場において、投資対象ファンド投資運用会社は、自身が運用しまたは助言するファンドを含む他の顧客に投資対象ファンドへの投資の売却を行わせ、投資対象ファンドに別の顧客への投資の売却を行わせることがあります。当該別の顧客との間の当該売買の価格は、事前に設定されていませんが、独立した

第三者から対等な取引条件で入手できる価格または独立した財務アドバイザー、投資銀行その他の評価プロバイダーが発行する慣例的なフェアネス・オピニオンによって裏付けられる価格を上回ってはなりません。

このような取引は、利益相反を生じさせます。これは、他の顧客とのクロス取引において、取引の両当事者に関する投資対象ファンド投資運用会社の忠誠心と責任の分担が相反するためです。この利益相反には、本書で別途記載する価格設定その他事項に関連する具体的な相反が含まれます。このような売買取引を市場原理にさらさないことにより、投資対象ファンドは、本来であれば得られる最良の価格を得られないことがあり、投資対象ファンド投資運用会社は、手数料の取決め、事業の見通しまたはその他の違いから、ある顧客を投資対象ファンドよりも優先するインセンティブを有することがあります。

分配投資対象ファンド管理報酬 投資対象ファンドが、()ポートフォリオ事業体から、または投資先企業その他投資対象ファンド投資対象の換金に関連して、証券を受け取る場合、または()特別取引手続きに関連して資産を売却する場合、投資対象ファンド投資運用会社の分配管理サービス・チームは、分配投資対象ファンド管理報酬の支払いを含め、投資対象ファンドを代理して当該証券または資産の売却を管理するために起用されます。分配投資対象ファンド管理報酬は、投資対象ファンド投資運用会社、キャリド・インタレスト投資主およびそれらの関連会社が投資対象ファンドから得る投資対象ファンド管理報酬およびキャリド・インタレストとは別に、かつ、これらに加えて投資対象ファンド投資運用会社に支払われるものであり、また、分配投資対象ファンド管理報酬は、投資対象ファンド投資主に対する投資対象ファンド管理報酬の相殺またはその他の類似の報酬の減額をもたらさないため、投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドの現物証券の受領および処分を管理し、分配管理サービスを利用する際に利益相反に直面します。

これらの利益相反には、投資対象ファンド投資運用会社が投資対象ファンドを代理して投資対象ファンド投資対象その他の投資対象の最終的な処分および分配を交渉しおよび管理する際に直面するものが含まれます。例えば、特定の投資に関してそのような約束が得られるとの保証はないものの、投資対象ファンド投資対象その他の投資対象を交渉する際、投資対象ファンド投資運用会社は、当該投資対象ファンド投資対象その他の投資対象から、当該投資対象ファンド投資対象その他の投資対象が、投資対象ファンドに対して現物で証券を分配せず、その代わりに投資対象ファンドに対して投資対象ファンドを代理して当該証券を処分した際の現金または純収益のみを分配するとの約束を得ようとする(またはそれについて強く交渉しようとする)ことを躊躇する可能性があります。

投資対象ファンドを代理して投資対象ファンド投資対象の最終的な処分および分配(ポートフォリオ事業体からのものを含みます。)またはその他の投資の最終的な処分および分配を管理することに関して、投資対象ファンド投資対象その他の投資対象から現物で証券を受け取った場合、投資対象ファンド取締役会は通常、投資対象ファンドに、当該証券を現金化させ(分配管理サービスを利用するかその他の手段によるかを問いません。)、当該現金収益を投資対象ファンド投資主に分配させる権限を留保します。現物証券を現金化するために分配管理サービスを利用することにより、投資対象ファンド投資運用会社に手数料収入が生じるため、投資対象ファンド投資運用会社は、当該証券を清算するために他の手段を利用するか(費用対効果が高い場合もあればそうでない場合もあります。)または投資対象ファンド投資主に現物証券を分配するのではなく、投資対象ファンドが受領した現物証券を分配管理サービスを利用して現金化するインセンティブを有することがあります。

投資対象ファンド投資運用会社に対して支払われる分配投資対象ファンド管理報酬がもたらす利益相反は、投資対象ファンドを代理して投資対象ファンド投資対象その他の投資対象の最終的な処分および分配を交渉しおよび管理する方法に関する投資対象ファンド投資運用会社の決定に影響を及ぼすことがあるものの、分配投資対象ファンド管理報酬は、当該決定を行う上で投資対象ファンド投資運用会社に関連する要因の一つに過ぎません。とりわけ、投資対象ファンド投資運用会社は、特定の投資対象ファンド投資対象その他の投資対象が、現物で分配される証券を(特に分配管理サービスを利用した清算と比較して)効果的かつ効率的に清算する可能性が高いかどうか、またその結果として、投資対象ファンド投資対象その他の投資対象に対して清算支援を要請することが投資対象ファンドの最善の利益となるかどうかを評価します。投資対象ファンド投資運用会社は通常、請求される価格が当該サービスに対して公正かつ合理的であると考えます。ただし、投資対象ファンド投資運用会社は、そのサービスのコストまたは品質を比較しておらず、一般的にも特定の事例においても、投資対象ファンド投資運用会社のサービスの利用が他の代替サービスよりも投資対象ファンド投資主にとって有益であるとの保証はありません。

サイド・レター契約 投資対象ファンド取締役会、投資対象ファンド投資運用会社またはそれらの各関連会社は、特定の投資対象ファンド投資主との間で特定のサイド・レター契約を締結し、当該投資者に対して、情報および流動性に関する異なる権利を含みますがこれらに限らない、異なるまたは優先的な権利または条件を付与することがあります。投資対象ファンド投資運用会社および投資対象ファンド取締役会は、ある投資対象ファンド投資主とのサイド・レター契約の条件が優遇措置に相当する場合、当該条件を他の投資対象ファンド投資主に開示することが義務付けられています。

法務代理人 投資対象ファンド運用会社は、投資対象ファンドの法律顧問としてロープス&グレー・エルエルピー(Ropes & Gray LLP)およびボン・シュタイヒェン&パートナーズ(Bonn Steichen & Partners)を起用しています。ロープス&グレー・エルエルピーおよびボン・シュタイヒェン&パートナーズのいずれも、投資対象ファンドに対する投資主の利益を保護または代理するために起用されたものではありません。投資主および将来の投資主は、ロープス&グレー・エルエルピーおよびボン・シュタイヒェン&パートナーズならびに投資対象ファンドの組織化、投資対象ファンド投資証券の販売、投資対象ファンドの管理および運営、または投資対象ファンドと投資主間の紛争に関連して投資対象ファンド取締役会が委任したその他の法律事務所が投資対象ファンドの顧問として活動していることを認識すべきです。当該顧問として、()投資対象ファンドまたは投資対象ファンド運用会社に対する投資主の利益を保護または代理するために起用されたものではなく、()法律で許容される最大限の範囲において、いかなる投資主、将来の投資主または投資主グループに対しても代理義務を負わず、またいかなる義務も負いません。

その他の利益相反 投資対象ファンド投資運用会社およびその人員は、過去において、投資対象ファンドを代理して行う活動に起因してまたはその結果として生じる特定の有形または無形の利益および/または特典を受け取っており、将来においてもこれを受け取ることがあります。例えば、投資対象ファンドの費用として発生した航空機旅行またはホテル宿泊は、投資対象ファンド投資運用会社および/またはその人員に対して、ロイヤルティ/ステータス・プログラムにおける「マイル」もしくは「ポイント」またはクレジットをもたらすことがあり、こうしたリワードおよび/または金額は、投資対象ファンド投資運用会社および/または当該人員にのみ利益をもたらすものであり、上記の相殺の取決めの対象とはならず、投資対象ファンド、投資対象ファンド投資主および/またはポートフォリオ事業体と共有されることもありません。

ハミルトン・レーン・インコーポレイテッド ナスダック上場企業であるハミルトン・レーン・インコーポレイテッド(以下「HLI」といいます。)は、投資対象ファンド投資運用会社の唯一の業務管理社員を務めています。そのため、HLIはファンドとは異なる利害関係を持つことがあります。

サービス・プロバイダーの選定 ルクセンブルグ法の制限に従い、投資対象ファンド投資運用会社、投資対象ファンドおよび/またはその既存および潜在的なポートフォリオ事業体は、投資対象ファンド投資運用会社(その関連会社を含みます。)が自己勘定または顧客勘定において利害関係を有する一定の非助言サービスを提供するサービス・プロバイダー(以下「関連サービス・プロバイダー」といいます。)を起用することがあります。

投資対象ファンド投資運用会社と関連サービス・プロバイダーとの関係は、投資対象ファンド投資運用会社および関連サービス・プロバイダーと、投資対象ファンド投資運用会社の顧客(投資対象ファンドを含みます。)との間、あるいは当該サービス・プロバイダーがサービスを提供する顧客、または潜在的もしくは既存のポートフォリオ事業体もしくは投資案件に関与する投資対象ファンド投資運用会社の顧客(投資対象ファンドを含みます。)との間に、利益相反を生じさせます。また、当該サービス・プロバイダーがサービスを提供する、または関与する、投資対象ファンド投資運用会社の顧客(投資対象ファンドを含みます。)のうち、関連サービス・プロバイダーがサービスを提供する、または関与する潜在的または既存のポートフォリオ事業体または投資に関心を持つ顧客についても同様です。さらに、関連サービス・プロバイダーは、第三者(投資対象ファンド投資運用会社またはその関連会社の競合他社、投資対象ファンド投資運用会社の顧客、またはそれらの既存もしくは潜在的なポートフォリオ事業体もしくは投資対象を含みます。)に対してもサービスを提供することがあります。このような場合、関連サービス・プロバイダーは、通常、投資対象ファンドまたはそのポートフォリオ事業体の利益を考慮せず、自社の利益を考慮します。

関連サービス・プロバイダーは、適用される守秘義務または適用法令により、当該情報に基づく行動または開示(投資対象ファンドのために行う場合を含みます。)が禁止される場合があります。たとえそのような行動または開示が投資対象ファンドまたはポートフォリオ事業体の最善の利益となる場合であっても同様です。

投資対象ファンドがサービス・プロバイダーを直接採用する場合、投資対象ファンド取締役会は投資対象ファンドのサービス・プロバイダー(関連サービス・プロバイダーを含むことがあります。)を選定し、取締役会の承認を条件とし当該提供者への報酬を投資対象ファンド投資主の審査または同意なしに決定します。投資対象ファンドは、投資対象ファンド投資運用会社とサービス・プロバイダーの関係にかかわらず、当該サービスに関連する手数料、費用および経費を負担します。これにより、投資対象ファンド投資運用会社が自己の持分を有するサービス・プロバイダーを推薦したり、ルクセンブルグ法の要件に従って投資対象ファンドではなく投資対象ファンド投資運用会社またはその関連会社にとっての潜在的利益に基づいてサービス・プロバイダーを選定するインセンティブが生じます。さらに、投資対象ファンド取締役会は、投資対象ファンド投資運用会社またはその関連会社にもサービスを提供する同一のサービス・プロバイダーを、投資対象ファンドへのサービス・プロバイダーとして起用する可能性があります。これにより、当該当事者間の利益が一致しない範囲において、潜在的な利益相反が生じる可能性があります。

内部法務・管理サービス 投資対象ファンドは、投資対象ファンド投資運用会社が投資対象ファンドに代わって負担する外部専門費用の配分額を負担するほか、投資対象ファンド投資運用会社の内部職員が投資対象ファンドのために業務を行うことに伴う費用を、随時改正される投資対象ファンド投資運用会社の法務費用方針に従い負担します。投資対象ファンド投資運用会社の担当者は、投資対象ファンドに対し、法務、規制対応、税務、投資モニタリング、評価、会計、運用、コンプライアンス、情報技術その他のサービスを提供します。当該費用は、投資対象ファンド投資運用会社が当該専門家と同等のサービスを提供する第三者サービス・プロバイダーを起用した場合に投資対象ファンドが負担していたであろう、当該専門家に対する投資対象ファンド投資運用会社の間接費の一部を回収することを目的とします。

投資対象ファンド投資運用会社は、現在、投資対象ファンドに対して、(x)ファンド組成および分離口座交渉事項、ならびに(y)対象ファンドが参加する取引の交渉および実行に関して、内部法務サービスの費用が請求される予定です。加えて、投資対象ファンド投資運用会社は随時、内部法務サービスの範囲を拡大し、現在外部サービス・プロバイダーによって支援されている追加のファンド運営・管理カテゴリーに適用することができます。

さらに、投資対象ファンド投資運用会社の社内法務専門家は、随時、同一の案件または業務に関して、投資対象ファンドの管理会社、外部弁護士、その他の第三者サービス・プロバイダーと並行してサービスを提供し、またはそれらを監視することがあります。この場合、当該案件に第三者も関与しているにもかかわらず、(投資対象ファンド覚書に定める条件に従い)投資対象ファンド投資運用会社が社内業務が償還基準を満たすと判断した範囲において、投資対象ファンドは投資対象ファンド投資運用会社に対し社内業務の費用を償還することがあります。ただし、投資対象ファンドは通常、当該案件のために起用された外部弁護士およびその他の第三者サービス・プロバイダーの全額費用を別途負担する責任を負います。ただし、後述のように、当該外部弁護士または第三者サービス・プロバイダーの費用が、関連する法務業務の提供に対して投資対象ファンド投資運用会社が投資対象ファンドに請求する金額に組み込まれる場合はこの限りではありません。

投資対象ファンド投資運用会社は、内部法務費用のうち対象ファンドに配分可能な部分を算定するため、以下の方法論に基づく法務費用方針を策定しています。すなわち、()ファンド組成および個別口座交渉業務に関しては、担当者が投資対象ファンドに費やした時間の割合を定期的に概算し、当該概算時間割合に応じて当該担当者の報酬(すなわち、給与、賞与、給与税および福利厚生)の一部を投資対象ファンドに配分し、()取引執行(疑義を避けるため付言すると、破談案件を含みます。)に関しては、投資対象ファンド投資運用会社が誠実に公正な執行報酬率と判断する固定報酬を算定します。内部法務費用の区分ごとに、その算定方法が異なる場合があり、投資対象ファンド投資運用会社は、同一の内部法務費用区分においても、時期や配分方法の違いに応じて、異なる算定方法(またはそれらの組み合わせ)を採用することがあります。

投資対象ファンド投資運用会社が取引(新規公開を含みます。)の実行に対して請求する固定手数料を決定するにあたり、投資対象ファンド投資運用会社は、以下の要素を含みますがこれらに限定されない、一つまたは複数の要素を考慮します。()投資対象ファンド投資運用会社およびその関連会社が類似取引の実行に要した過去の実績コスト、()当該取引を支援する投資対象ファンド投資運用会社およびその関連会社の法務担当者の年間間接費、()社内法務担当者が当該取引に費やした時間割合、()社内担当者が年間に実行した取引の総量、()他の運用会社が類似取引に対して請求する市場相場、()類似取引に関する助言における外部弁護士の過去および現在の報酬額、()当該取引について外部弁護士が助言を依頼されたか否

か、（ ）当該取引が、内部法務担当者、外部弁護士、またはその両方の組み合わせのいずれか単独で執行されたか、または通常そのように執行されるか否か、（ ）設立根拠書類に基づき投資対象ファンドに請求が認められる投資対象ファンド投資運用会社の法務費用の割合、および（ ）投資対象ファンド投資運用会社が合理的に関連性があると判断するその他の要素。

投資対象ファンドに課される固定手数料は、特定の取引に関して実際に発生した費用を反映するものではありません。固定手数料の算定に影響を与える変数が多数存在するため、固定手数料額は年度ごとに大きく変動することがあり、たとえ同一または類似の投資を行った場合でも、前年度に顧客が負担した固定手数料額より多くなったり少なくなったりすることがあります。投資対象ファンド投資運用会社が顧客に請求する固定手数料は、発生した法務費用の見積もりであり、投資対象ファンド投資運用会社およびその関連会社が個々の投資に関連して実際に負担した法務費用を完全に正確に反映するものではありません。

外部弁護士および/または社内法務担当者が取引文書の作成および交渉に時間を費やした未成立の取引に関しては、投資対象ファンド投資運用会社は、当該投資が成立しなかった理由（例えば、顧客が投資を拒否した場合、顧客固有の要件が最終的に投資完了と両立しないと判断された場合、または規制上の理由その他の顧客の支配外の事情により取引が破談となった場合など）を考慮した上で、当該破談投資に関連する固定報酬を顧客が引き続き負担すべきか否かを、単独の裁量により決定します。

法務サブスクリプション費用 さらに、投資対象ファンドは、前四半期に投資対象ファンド投資対象ファンドが参加した投資の評価および管理に関連して、投資対象ファンド投資運用会社およびその関連会社がオンライン法務サブスクリプション（例えば、契約条項レビュー）にアクセスするために発生したサブスクリプション費用のうち、投資対象ファンドに帰属する割合について、四半期ごとに投資対象ファンド投資運用会社に償還します。投資対象ファンド投資運用会社の複数の顧客が同一投資案件において同一のオンライン法務購読サービスを利用する場合、当該購読料の顧客間（投資対象ファンドを含みます）の配分は、投資対象ファンド投資運用会社の単独裁量により、同社の法務費用方針に従って決定されます。

投資対象ファンド投資運用会社の法務費用方針は、投資家からの要請に応じて提供されます。投資対象ファンド投資運用会社およびその関連会社は、法務サービスに対して顧客に請求する固定手数料を少なくとも年1回見直す方針です。投資対象ファンド投資運用会社はまた、法務費用方針を定期的に見直し、市場慣行および類似取引における手数料体系との整合性を高めるため、必要に応じて方針および手数料を改訂する可能性があります。したがって、将来の対応はその方針に記載されている内容から実質的に異なる場合があります。

内部法務費用計算に内在する利益相反と不正確性 投資者は、投資対象ファンド投資運用会社が請求する内部法務費用が概算に基づく場合があり、当該サービス提供に際して投資対象ファンド投資運用会社およびその関連会社が実際に負担した費用を示すものではないことに留意すべきです。特に、各年度期間における顧客取引執行に対して投資対象ファンド投資運用会社が課す固定手数料は、当該取引に関連する法務サービス提供費用について投資対象ファンド投資運用会社が誠実に算定した概算値です。さらに、ファンド組成業務および顧客向けその他の取引に内部法務担当者が費やした時間の算定は、従業員自身の時間配分見積もりに大きく依存しており、これは主観的であり不正確な可能性があります。この算定方法に内在する判断と裁量の余地は誤りを招きやすく、従業員が特定の業務に実際に費やした時間は、当該従業員が報告した時間と比べて大幅に少なくなる可能性もあれば多くなる可能性もあります。

さらに、投資対象ファンド投資運用会社は、自社ファンドおよびその他の顧客に割り当てられた内部法務費用を、同様のサービスを提供する非関連第三者サービス・プロバイダーの料金と比較する必要はなく、また従業員コストを同種の運用会社のコストと比較する必要もありません。したがって、投資対象ファンド投資運用会社の内部法務費用は、同様のサービスに対する第三者の料金よりも高くなる可能性もあれば低くなる可能性もあります。

投資対象ファンド投資運用会社が、ファンドまたはその他の顧客からの償還を求めた配分可能経費の計算に誤りを発見した場合（これにより内部法務経費の過少または過大償還が生じた場合）、投資対象ファンド投資運用会社は合理的に実行可能な限り速やかに当該誤りを修正するよう努めるものとし、これには投資対象ファンド投資運用会社の単独の裁量により決定される、過大償還分の返金または当該金額を投資対象ファンド投資運用会社への今後の支払額からの相殺が含まれます。投資対象ファンド投資運用会社と当該ファンドおよびその他の顧客間における過剰支払いの是正を目的とした追加償還金の返還については、利息は発生しません。

さらに、投資対象ファンド投資運用会社が当初自社内でサービスを実施する決定をした場合でも、後日当該サービス(または追加サービス)の全部または一部を第三者サービス・プロバイダーに外部委託する決定を妨げるものではなく、投資対象ファンド投資運用会社は当該変更についていかなるファンドまたはその他の顧客に通知する義務も負いません。同様に、投資対象ファンド投資運用会社が過去に第三者サービス・プロバイダーの利用を決定した事実も、投資対象ファンド投資運用会社が後日当該サービスを自社内で実施し、適用されるパートナーシップ契約その他の組織文書に基づき許容される範囲で、そのファンドおよびその他の顧客に費用を請求することを妨げるものではありません。その結果、投資対象ファンドを含む投資対象ファンド投資運用会社の顧客は、一部を自社で実施した後、第三者に委託するサービスについて重複費用が発生する場合があります、その逆も同様です。また、投資対象ファンドを含む投資対象ファンド投資運用会社の顧客に対する当該サービスの費用が、当初から完全に外部委託した場合よりも低くなる保証はありません。投資対象ファンド投資運用会社は、関連サービスの提供に外部弁護士を起用するか、内部従業員を活用するかを独自の裁量で決定します。

さらに投資者は、投資対象ファンド投資運用会社が外部弁護士および第三者サービス・プロバイダーを起用するか否か、内部法務担当者を活用して法務サービスを提供するか否かの判断は、投資対象ファンド投資運用会社およびその関連会社がより高額な費用を負担することになることを理由とする利益相反を生じさせる点に留意すべきです。

リスクに対する管理体制

管理会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。

投資運用会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。また、定期的にコンプライアンス会議を開催し、法令、投資制限、投資ガイドライン等についてファンドの遵守状況をチェックします。

基準価額の変動要因

- 投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、ファンドの基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。投資信託は預貯金と異なります。
- ファンドは、その財産を主として投資対象ファンドに投資します。このため、ファンドへの投資には、投資対象ファンドにおけるリスクも伴います。

※基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。これらの詳細につきましては、投資信託説明書(請求目論見書)の該当箇所をご参照下さい。

<ファンド・投資対象ファンドに関する主なリスク要因>

投資目的および取引リスク

ファンドが投資目的を達成できるという保証はありません。投資の損益はすべて投資者に帰属します。

価格変動リスク

ファンドの組入資産の価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

ファンドは、米ドル建てであるため、表示通貨では投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により、円換算ベースでは投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。

投資対象ファンドAIFMおよび投資対象ファンド投資運用会社への依拠

投資対象ファンドの損益は、投資対象ファンドにおける投資先の選択、そのパフォーマンスをモニタリングする判断力と能力に大きく左右されます。投資対象ファンドのパフォーマンスは投資運用会社によってモニタリングされますが、ファンドのパフォーマンスは、投資対象ファンドAIFMおよび投資対象ファンド投資運用会社のスキルおよび専門知識に依拠することになります。

投資対象の集中

ファンドは、申込みによる購入代金の大部分を、主として投資対象ファンドに投資します。このため、投資対象ファンドが被る損失により、ファンドの全体的な財務状況およびパフォーマンスに重大な悪影響が生じます。

投資対象ファンドへの投資に関連する報酬

投資者は、投資対象ファンドで発生する費用について、ファンドを通じて間接的に負担します。この結果、ファンドの費用は、一般的な直接投資の場合に比べて純資産総額に対して高い割合を示す可能性があります。

買戻しに関する制限

ファンドでの買戻し(換金)に応じられるかどうかは、投資運用会社が投資対象ファンドの持ち分を適切なタイミングで解約し、現金化できるかに左右されます。投資対象ファンドは、基本的に毎月解約を受け付けますが、解約日の直前の暦四半期末時点の純資産総額の5%を上限とする解約制限があり、この上限を超える解約は原則受け付けられません。また、投資対象ファンドの判断により、解約申込みの全部または一部が受け付けられない場合があります。

管理会社は、その裁量により適正とみなす場合(投資対象ファンドの解約制限によりファンドの買戻しが制限され、または妨げられる場合が含まれます。)には、(受託会社と協議の上で)買戻請求の数量を管理会社が制限し、または当該買戻請求の受付を停止することができます。管理会社が買戻請求を制限または停止した場合、投資者は受益証券の買戻しを受けることはできません。

流動性の低い投資

投資対象ファンドは極めて流動性の低い資産に投資するため、持分の譲渡や解約ができず、満期まで保有を迫られる場合があります。市況悪化等では、売りたい時期に売れない、想定する公正価値で売却できないといったリスクがあります。状況によっては、投資先からの償還が現物分配となり、市場で容易に売却できない資産を受け取る可能性があります。

投資機会の不確実性や競争

投資対象ファンドの成果は、投資対象ファンド投資運用会社が有利な投資機会を見つけられるかに左右され、これは市況など外部要因の影響を受けます。過去の好環境が今後も続くとは限らず、十分な投資機会を確保できない場合や損失(元本全額を含む)を被る可能性があります。また、直接投資、オポチュニスティック投資、およびセカンダリー投資への投資は競争が激しく、投資対象ファンド投資運用会社が希望するおりの投資ができないことがあります。加えて、投資先(企業・ファンド等)の意思決定を投資対象ファンド投資運用会社が直接コントロールできないため、狙いどおりのエクスポージャーを得られない可能性があります。

十分な分散投資ができない可能性

十分な分散投資を目指しても、投資先が特定の資産タイプ・業種・地域に偏る場合があります。投資先の偏りが大きいほど、その分野の不振や景気・金利・為替などの変動にポートフォリオ全体が影響を受けやすくなります。

第三者が運用するファンドや共同投資などへ投資するリスク

投資対象ファンドは、主に第三者が運用する投資先に投資するため、利害不一致や条件交渉の制約、売却時期・条件を自ら決められないといった制約、譲渡制限などの流動性リスクがあります。さらに、SPV(金融機関や事業会社などが資産の流動化や証券化を利用する目的で設立された会社を指します。)で他者と共同で投資する場合、他方の不履行による投資対象ファンドの負担増加やSPVのデフォルト、手数料・配分などを巡る利益相反が生じ、投資対象ファンドの収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

バリュエーションに関するリスク

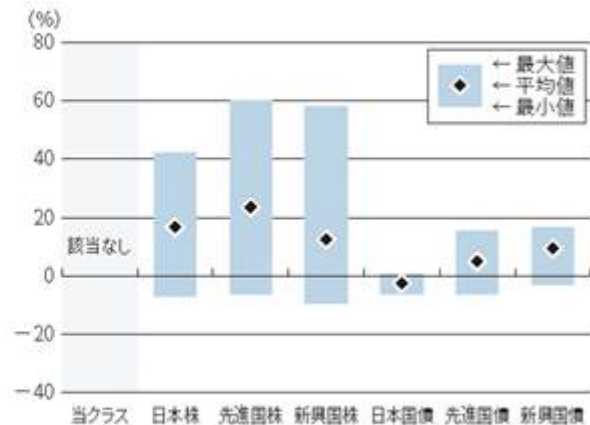
プライベート・アセットは市場価格がなく情報も限られるため、評価額が実勢や最終売却価格と異なることがあります。その結果、割高な価格での資産の取得は将来のリターンを押し下げる可能性があります。特にセカンダリー投資は、売り手やスポンサーの直近の簿価等を基準に価格が決まるため、取得後に価格が大きく変動することがあります。さらに、魅力的な投資案件にアクセスするために、相対的に魅力の低い資産と併せて取得する場合があります、リターンの不確実性が高まります。

参考情報

ファンドの年間騰落率および 基準価額の推移

ファンドは2026年3月31日から運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日(2026年2月13日)現在、該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの 年間騰落率の比較



	当クラス	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	該当なし	42.1	60.3	57.9	0.6	15.3	16.6
最小値(%)	該当なし	-7.1	-6.0	-9.4	-6.2	-6.1	-2.9
平均値(%)	該当なし	16.8	23.6	12.5	-2.4	5.0	9.4

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

- 代表的な資産クラスについては2021年1月から2025年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

(ご注意)

○すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

○代表的な資産クラスを表す指数

日本株・・・TOPIX(配当込み)

先進国株・・・FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)

新興国株・・・S&P新興国総合指数

日本国債・・・ブルームバーグ1年超日本国債指数

先進国債・・・FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)

新興国債・・・FTSE新興国市場国債指数(円ベース)

(注) S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)の指数値およびTOPIXに係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

購入は、口数でのみ申込みできます。

購入時手数料の額は、購入口数に応じて販売会社が定める3.30%(税抜3.00%)以内の率を乗じて得た金額を上限とします。

購入時手数料は、購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価として日本における販売会社または販売取扱会社に支払われます。

(2)【買戻し手数料】

買戻し手数料はかかりません。

(3)【管理報酬等】

ファンドの管理報酬等

ファンドの資産から支払われる管理報酬等の総額は、原則として純資産総額の年率3.04%程度です。

(注1)有価証券届出書提出日現在の見込みであり、今後この数値は見直される場合があります。

(注2)管理事務代行報酬および保管会社報酬に最低報酬金額が設定されているため、純資産総額によっては上回ることがあります。

管理会社報酬

管理会社は、報酬代行会社報酬(以下に定義されます。)から四半期ごとに後払いされる運用報酬として、年間5,000米ドルを受け取る権利を有します。疑義を避けるために付言すると、管理会社は、その単独の裁量により、管理会社報酬の支払いを減免することを決定することができます。

管理会社報酬は、ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻業務の対価として管理会社に支払われます。

受託会社報酬

受託会社は、報酬代行会社により報酬代行会社報酬から毎年前払いされる12,000米ドルの年間固定報酬を受け取る権利を有します。受託会社はまた、業務の遂行に伴い負担したすべての適切な経費および支払金に関して、報酬代行会社により報酬代行会社報酬から支払いを受ける権利を有します。

受託会社報酬は、ファンドの受託業務の対価として受託会社に支払われます。

保管会社報酬

保管会社は、保管業務の提供に対し、各評価日時点で発生および計算され、四半期ごとに後払いされる、純資産総額の年率0.03%の報酬を受け取る権利を有します(ただし、最低年間報酬は、18,000米ドルです。)。さらに、保管会社は1,250米ドルの初期設定手数料を受領します。保管会社報酬は、保管業務の提供に対し、ファンドの資産から支払われます。また、保管会社は、関係者との間で合意したその他の報酬を受け取り、業務の遂行に伴い適切に負担したすべての経費に関して、ファンドの資産から支払いを受ける権利を有します。保管会社報酬は見直され、変更されることがあります。

保管会社報酬は、ファンド資産の保管業務の提供の対価として保管会社に支払われます。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、各評価日時点で発生および計算され、各評価日時点で按分のうえ、四半期ごとに後払いされる純資産総額の年率0.08%の報酬を受け取る権利を有します(ただし、最低年間報酬は、60,000米ドルです。年間最低報酬は、設定日から起算して最初の12か月間は免除されます。)。管理事務代行報酬は、受託会社によってファンドの資産から支払われます。さらに、管理事務代行会社は、5,000米ドルの前払報酬を受け取り、これはファンドの設定費用の一部として償還することができます。また、管理事務代行会社は、年次財務書類の作成に関して年間5,000米ドルの報酬を、CIMAへの年次報告書の作成に関して年間1,000米ドルの報酬を受け取る権利を有します。また、管理事務代行会社は、業務の遂行に伴い適切に負担したすべての経費に関して、受託会社よりファンドの資産から支払いを受ける権利を有します。

管理事務代行報酬は、ファンドの登録・名義書換代行業務および管理事務代行業務の対価として管理事務代行会社に支払われます。

販売報酬

日本における販売会社は、各評価日時点で発生および計算され、四半期ごとに後払いされる、純資産総額の年率0.50%以内の報酬を受け取る権利を有します。販売報酬は、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

販売報酬は、受益証券の販売・買戻しの取次業務、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の業務の対価として日本における販売会社に支払われます。

代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日時点で発生および計算され、四半期ごとに後払いされる、純資産総額の年率0.15%の報酬を受け取る権利を有します。代行協会員報酬は、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

代行協会員報酬は、ファンドの基準価額の公表業務、目論見書、決算報告書等の日本における販売会社または販売取扱会社への交付業務等の対価として代行協会員に支払われます。

報酬代行会社報酬

報酬代行会社は、各評価日に発生し計算される純資産総額の年率0.20%の報酬(以下「報酬代行会社報酬」といいます。)を受領する権利を有します。報酬代行会社報酬は、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

報酬代行会社は、管理会社報酬、受託会社報酬ならびに報酬代行会社の合理的な判断において管理会社および受託会社が負担する通常のコストおよび費用であると決定されるコストおよび費用(以下「通常経費」といいます。)を支払う責任を有します。

疑義を避けるために付言すると、報酬代行会社は、投資運用会社報酬、監査報酬、設立費用、販売報酬、管理事務代行報酬、保管会社報酬、代行協会員報酬、証券取引に関わるブローカー報酬、監査報酬および費用に含まれない法律顧問および監査費用、ファンドまたはトラストについて政府機関および諸官庁に支払う年間手数料、保険料、英文目論見書および英文目論見書補遺ならびにこれに類するその他の募集書類に関わる費用、当該文書の作成、印刷、翻訳、および交付に関わる費用、有価証券の購入・処分に関する税金、リーガルコストまたは補償費用、ライセンス費用、税務申告、マネー・ロンダリング防止の遵守および監視、ファンドの経済的実体に関する費用、ファンドの終了または清算に関する費用ならびに通常は発生しないと管理会社が単独で判断するその他の臨時費用および諸費用の支払いには、責任を負いません。本書において規定されているその他の費用は、別段の定めがない限り、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

通常経費のうち、報酬代行会社報酬でのカバーを上回る金額は、報酬代行会社が支払う義務を負います。通常経費の支払後の残額については、報酬代行会社がファンドについて報酬代行会社として行為することの報酬として保持します。

報酬代行会社報酬は、最初の発生期間に限り、起算日は設定日(同日を除きます。)とし、その後は毎四半期の最終日(以下それぞれ「報酬計算日」といいます。)(同日を除きます。)から、最終の期間以外のすべての期間については次回の報酬計算日、最終期間については最終買戻日または当該日が評価日ではない場合直前の評価日(以下「最終評価日」といいます。)(同日を含みます。)までに発生する金額が四半期ごとに後払いされます。

疑義を避けるために付言すると、最終評価日が報酬計算日ではない場合、最終発生期間は、最終評価日に終了するものとします。

報酬代行会社報酬は、管理会社報酬およびその他の報酬の支払業務の対価として報酬代行会社に支払われます。

投資運用会社報酬

投資運用会社は、各評価日時点で発生および計算され、四半期ごとに後払いされる、純資産総額の年率0.55%以内の報酬を受け取る権利を有します。投資運用報酬は、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

投資運用会社報酬は、ファンドの資産運用業務の対価として投資運用会社に支払われます。

投資対象ファンドに係る手数料、費用およびキャリード・インタレスト

投資対象ファンドAIFMの指示がある場合、投資対象ファンド投資運用会社は投資対象ファンドから投資対象ファンド運用報酬(以下に定義します。)を受領する権利を有し、投資対象ファンドAIFMは投資対象ファンドAIFM報酬(以下に定義します。)を受領し、キャリード・インタレスト投資主(以下に定義します。)はキャリード・インタレスト(以下に定義します。)を受領する権利を有します。また、投資対象ファンドは、特定の費用および経費を負担する責任を負います。これらの費用は、最終的にファンドを含む投資主により負担されます。

投資対象ファンド運用報酬

投資対象ファンド投資運用会社は、ファンドが投資するクラスに関して、投資対象ファンドから、ルクセンブルグの源泉徴収税その他の税金を控除して計算され、四半期毎に後払いされる年率1.50%の報酬(以下「投資対象ファンド運用報酬」といいます。)に、()投資対象ファンド純資産価額のうち当該月の末日において当該クラスに帰属する部分、または()当該クラスに帰属する投資対象ファンド純資産価額に、投資対象ファンドの投資先に対して行ったが当該投資先からまだ請求されていないコミットメント額のうち当該クラスに帰属する総額を加算し、当該クラスに帰属する現金および現金同等物を差し引いた額(いずれの場合も当該月末時点)を乗じた額の支払いを受けます。

投資対象ファンドAIFM報酬

投資対象ファンドAIFMには、年間20,000ユーロを最低額とし、投資対象ファンド純資産価額の0.03%に相当する料率での報酬が支払われるものとします。

キャリード・インタレスト

キャリード・インタレストは、各直接投資、セカンダリー投資、上場プライベート・エクイティ投資およびオポチュニスティック投資(以下それぞれ「適用対象投資」といいます。)に関して(すなわち、案件ごとに)、当該投資が中間ピークルを通じて行われるか否かに関わらず、計算され、クラスC投資証券の所有者(以下「クラスC投資主」といいます。)であるキャリード・インタレスト投資主(以下に定義します。)に対して分配されるものとします。以下に記載するとおり、分配は、クラスC投資主に対して適宜行われ、他のクラスの投資主に対しては行われません。疑義を避けるために付言すると、ファンドはクラスC投資主ではありません。

各適用対象投資および各クラスに関するキャリード・インタレストは、以下のとおり計算されるものとします。

- () 第一に、当該適用対象投資から生じるすべての収益のうち投資対象ファンドが受領し、当該クラスに帰属するもの(以下「関連収益」といいます。)の100%は、投資対象ファンドが受領した関連収益が以下の(a)と(b)の合計額に達するまで、投資対象ファンドによって留保されるものとします。
 - (a) 当該適用対象投資の取得原価のうち当該クラスに帰属するもの、および
 - (b) 投資対象ファンドが当該適用対象投資に当初投資した金額のうち当該クラスに帰属するものに対し、当該クラスの優先リターン率を年複利で適用した金額です。当該金額は、関連するキャッシュ・フローのタイミングを考慮した上で、投資対象ファンドが当該適用対象投資に関して資本を拠出した時点(または複数の時点)から、投資対象ファンドが当該適用対象投資に関して受領した関連収益が本()項の金額に達するまでの期間について計算されます。
- () 第二に、当該適用対象投資に関して投資対象ファンドが受領した追加の関連収益の100%に相当する金額は、キャリード・インタレスト投資主に対し、そのクラスC投資証券に関して、当該キャリード・インタレスト投資主が当該クラスの適用キャリード・インタレスト率に、(x)上記()項

(b)に記載の優先リターンと、(y)本()項に基づき当該キャリード・インタレスト投資主に分配された金額(いずれの場合も当該クラスに関するもの)の合計額を乗じた金額を受け取るまで分配されるものとします。

- ()第三に、当該クラスの適用キャリード・インタレスト率に、当該適用対象投資に関する追加の関連収益を乗じた額に等しい追加の金額は、キャリード・インタレスト投資主に対し、そのクラスC投資証券に関して分配されるものとし(上記()項に基づく支払いと併せて、以下「キャリード・インタレスト」といいます。)、当該適用対象投資に関する追加の関連収益の残額は、投資対象ファンドによって留保されるものとします。

上記の目的において、(A)各クラスの「優先リターン率」は、(x)エクイティ直接投資、セカンダリー投資、オポチュニスティック投資または上場プライベート・エクイティ投資に関しては年率8%であり、(y)クレジット直接投資に関しては年率6%です。(B)「キャリード・インタレスト投資主」とは、投資対象ファンド投資運用会社の関連会社または投資対象ファンドの取締役会がキャリード・インタレストの受領者として指定したその他の関連会社を意味します。(C)「適用キャリード・インタレスト率」は、12.5%です。(D)あるクラスに「帰属する」金額は、あらゆる目的において、換金時点における各クラスのそれぞれの割合に基づくものとし、適用対象投資の取得時点における該当割合に基づくものではありません。(E)投資対象ファンドが「留保」するすべての金額は、投資対象ファンドが、費用の支払い、再投資または投資対象ファンドのその他のあらゆる有効な目的のために即時に使用できるものとし、投資対象ファンドによって現金その他の形態で一定期間保有される必要はなく、投資対象ファンドは、当該金額をあらゆる方法で自由に使用することができます。(F)単一のセカンダリー投資は、取締役会がその合理的な裁量において決定する単一の取引または一連の関連取引において取得された原資産のポートフォリオで構成されることがあり、単一のセカンダリー取引の一環として取得された資産は、一または複数の別個のセカンダリー投資として扱われることがあります。(G)適用対象投資への出資および適用対象投資からの分配は、当該金額が出資または分配される実際の通貨に基づくものであり、基準通貨または該当クラスの参照通貨に対するヘッジは反映しません。

投資対象ファンドによるプライマリー・ファンド投資、通貨ヘッジ取引または現金同等物への投資については、キャリード・インタレストは支払われません。

キャリード・インタレスト投資主に支払われるキャリード・インタレストの金額に関する情報は、請求に応じて、投資対象ファンドの登録事務所において入手可能です。

投資対象ファンドに関する追加の報酬

投資対象ファンド中央管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社および登録代理人は、投資対象ファンドの資産から報酬を受け取る権利を有します。

(4) 【その他の手数料等】

その他の手数料および費用

ファンドを含むトラストのシリーズ・トラストは、以下の費用および手数料をさらに負担します。

- (a) シリーズ・トラストのために実行されたすべての取引の費用および手数料
- (b) 関連したシリーズ・トラストの管理の費用および手数料 (以下を含みます。)
 - () 法務および税務の専門家ならびに監査人の報酬および費用
 - () 委託手数料 (もしあれば) および証券取引に関して課税される発行税または譲渡税
 - () 副資産保管会社報酬および費用
 - () 政府または当局に対して支払われるすべての税金および法人手数料
 - () 借入れにかかる利息
 - () 投資者向けサービスに関連した通信費ならびに当該シリーズ・トラストの受益者総会の準備、財務およびその他の報告書、委任状、目論見書、販売用資料および文献、およびこれらに類する資料ならびにそれらの翻訳の印刷および配布の費用
 - () 保険の費用 (もしあれば)
 - () 訴訟および補償費用ならびに通常の事業活動で発生しない臨時費用
 - () 登録サービスの提供
 - () 財務書類の準備および純資産総額の計算
 - () コーポレート・ファイナンスまたは当該シリーズ・トラストの組成および通知、小切手、計算書等の配布に関連したコンサルタント報酬を含む他のすべての設立および運営費用
 - () あらゆる政府税、物品税および消費税、管理会社、受託会社もしくはその他サービス提供者に対して提供され、またはこれらから提供を受けるサービスに関連して支払われる登録料
 - () 基本信託証書に基づき受託会社、監査人、管理会社 (および適法に任命された代理人) に補償するために必要な金額
 - () 基本信託証書に基づく、それぞれの義務および職務の適切な履行の結果として、管理会社または信託会社もしくはそれらの代理人が適切かつ合理的に負担したその他のすべての費用、手数料または報酬
 - () 基本信託証書においてシリーズ・トラストの財産から支払われることが明示的に規定されているその他の費用、手数料および報酬

このような費用および手数料が特定のシリーズ・トラストに直接起因しない場合、各シリーズ・トラストは、それぞれの純資産総額に比例して、費用および手数料を負担します。

設立費用

設立費用は、以下を含みます。

- (i) 受益証券の発行に関わる募集費用 (募集書類の作成および提出に関する手数料、ならびにかかる書類の作成、印刷、翻訳および交付に関する費用を含みますが、これに限りません。) ならびにファンドおよび受益証券の販売に関わる手数料 (もしあれば)、ならびに
- () 当初発生したものを除く、ファンドの設立、各種サービス提供会社の任命および受益証券の募集に関わるその他の費用。

かかる費用、経費は、受託会社の代理として、管理事務代行会社によってファンドの資産から、5会計年度にわたり分割して支払われます。

監査報酬

監査人は、監査業務の提供に対して報酬を受け取る権利を有します。監査報酬は、受託会社の代理として、管理事務代行会社によりファンドの資産から毎年支払われるものとします。

その他の費用・手数料につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

●投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入は、口数でのみお申込みいただけます。 購入時手数料の額は、ご購入頂いた口数に応じて販売会社が定める3.30%(税抜3.00%)以内の率を乗じて得た金額を上限とします。 購入時手数料は、購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価として販売会社または販売取扱会社に支払われます。詳しくは販売会社または販売取扱会社にお問い合わせ下さい。
換金(買戻し)手数料	ありません。

●投資者が信託財産で間接的に負担する費用

管理報酬等	ファンドの資産から支払われる総報酬は、純資産総額の年率3.04%程度です ^(注1) 。			
		手数料	対価とする役務の内容	報酬料 (年率は純資産総額 に対する割合)
	内訳	報酬代行会社報酬	管理会社報酬等の支払い代行業務	年率0.20% ^(注2)
		管理会社報酬	ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻し業務	年間5,000米ドル
		受託会社報酬	ファンドの受託業務	年間12,000米ドル
	投資運用会社報酬	ファンドの資産運用業務およびファンドの管理会社が行う業務を日本国内において代行する業務	年率0.55%	
	代行協会員報酬	ファンドの受益証券の基準価額の公表業務、目録見書、決算報告書等の日本における販売会社または販売取扱会社への交付業務等	年率0.15%	
	保管会社報酬	ファンドの資産の保管業務	年率0.03% ^(注3)	
	管理事務代行報酬	ファンドの登録・名義書換代行業務、管理事務代行業務	年率0.08% ^(注3)	
	販売報酬	受益証券の販売・買戻し業務、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理	年率0.50%	
投資対象ファンド投資運用会社および投資対象ファンドAIFMの運用報酬ならびに成功報酬	投資対象ファンドの運用業務	投資対象ファンド純資産総額の年率1.53% ^(注4) および成功報酬 ^(注5)		
その他の費用・手数料 ^(注6)	上記の報酬のほか、設立費用、監査報酬、目録見書等の印刷費用、信託財産の処理に関する費用、設定後の法務関連費用、信託財産にかかる租税等がファンドの信託財産から支弁されます。また、ファンドが初回に投資対象ファンドに投資してから1年以内に投資対象ファンドの持分の解約をする場合、投資対象ファンド短期解約手数料(3.0%)が課されます。			

(注1) 管理事務代行および保管報酬に最低報酬金額等が設定されているため、純資産総額によっては上回ることがあります。

(注2) 管理会社報酬は年間5,000米ドル、受託報酬は年間12,000米ドルであり、年率0.20%の報酬代行会社報酬から支弁されます。

(注3) 保管会社報酬は最低年間18,000米ドル、管理事務代行報酬は最低年間60,000米ドルが設定されています。

(注4) 内訳：投資対象ファンド投資運用会社は年率1.50%、投資対象ファンドAIFMは年率0.03%および最低年間20,000ユーロ

(注5) 投資対象ファンドの成功報酬は投資案件ごとに計算されます。クレジット直接投資では年率6%、その他投資では年率8%のリターンを達成するまでは収益の全額が投資者に分配されます。クレジット直接投資においては年率6%、その他投資においては8%をそれぞれ上回る追加の収益については、「投資者に分配した収益と追加の収益の合計額」に対して12.50%相当額になるまで、追加の収益は全額が成功報酬として徴収されます。その後さらなる収益については、そのうち12.50%が継続的に成功報酬として徴収されます。

(注6) その他費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を記載することができません。

(注7) 手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。これらの詳細につきましては、投資信託説明書(請求目録見書)の該当箇所をご参照下さい。

(5) 【課税上の取扱い】

受益証券の投資者になるようとする者は、その設立地や住居地の法律における、受益証券の購入、保有、買戻し、償還、譲渡、売却その他の処分に伴う税金等の取扱いについて専門家に相談することが推奨されます。

日本

2025年12月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

I ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

(2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

(3) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)。日本の個人受益者は、申告不要とすることも、配当所得として確定申告することもできます。申告不要を選択せず、確定申告を行う場合、総合課税または申告分離課税を選択することになります。申告分離課税を選択した場合、20.315% (所得税15.315%、住民税5%)の税率が適用されます(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)。

なお、申告分離課税を選択した場合、一定の条件のもとでは、その年分の他の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいい、一定の公社債や公募公社債投資信託等を含みます。以下本において同じです。)の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失(前年以前に既に控除したものを除きます。)の控除が可能です。

(4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2038年1月1日以後は所得税のみ15%の税率となります。)。

(5) ファンド証券の売買および買戻しに基づく損益については、日本の個人受益者の売買および買戻しに基づく損益も課税の対象となります。譲渡損益における申告分離課税での税率は20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)であり、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失(前年以前に既に控除したものを除きます。)の控除が可能です。

源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択したときは、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

(6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、償還益については、(5)と同様の取扱いとなります。

(7) 個人であるか法人であるかにかかわらず、分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

税制等の変更により上記に記載されている取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現在の法律に基づき、ファンドまたは受益者に対する一切の所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税もしくは源泉徴収税を課しません。ケイマン諸島は、(ト

ラストまたはファンドに係る受託会社へなされるすべての支払いまたは受託会社が行うすべての支払いに適用される)いかなる国との二重課税回避条約の当事国でもありません。有価証券届出書提出日現在、ケイマン諸島には一切の為替管理が存在しません。

受託会社は、トラストの設立日より50年間、所得、資本資産、利得または増収に課される一切の遺産税または相続税の性質を有する一切の税金を課税する今後制定されるケイマン諸島の一切の法律が、トラストに含まれる一切の資産もしくはトラストから発生する所得に対し、またはかかる資産もしくは所得に関し、受託会社または受益者に適用されない旨の誓約を、ケイマン諸島信託法第81条に基づき、ケイマン諸島総督から受領しています。ケイマン諸島では、受益証券の譲渡、買戻しまたは償還について一切の印紙税は課されません。

5【運用状況】

ファンドは、2026年3月31日から運用を開始します。

(1)【投資状況】

該当事項はありません。

(2)【投資資産】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

該当事項はありません。

(4)【販売及び買戻しの実績】

該当事項はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 海外における販売手続等

投資者は、申込単位を下限として、各取引日における基準価額に相当する価格にて受益証券の申込みを行うことができます(当該基準価額は、関連する取引日の直後の投資対象ファンド純資産価額確認日の2ファンド営業日後または管理会社が決定するその他の時に公表されます。)。基準価額は、関連する取引日時点で計算されます。申込金額の総額は、0.005を切り上げて、小数点第2位に四捨五入します。申込手数料はありません。

管理会社が別途定める場合を除き、任意の取引日に受益者が申込請求することができる受益証券の最低申込口数は300口、以後は1口単位の増分とします。

信託証書の条項に基づき、受益者は、その名義で登録された受益証券に対して権利、権原、または利益を有する者として受託会社が認識する唯一の者とし、受託会社は、かかる受益者のみを受益証券の絶対的な所有者として認識し、これに反するいかなる通知にも拘束されません。受託会社は、いかなる信託についても留意する義務または執行を監視する義務を負わず、信託証書で規定されている場合を除き、または管轄裁判所の命令がある場合を除き、いかなる信託、持分、または受益証券の所有権に影響を与えるその他の利益についても認識する義務を負いません。

募集手続

投資者は、管理事務代行会社が投資者の受益証券申込用の口座を開設できるように、記入済みの口座開設申込書(管理事務代行会社から要請がある場合にはかかる投資者の身元を証明する補足情報および書類ならびに管理事務代行会社が要求した場合は申込代金の出所の詳細とともに)を、ファクシミリまたは(署名済みのPDFファイルの形式による)電子メールにより送付しなくてはなりません。これらの要件の詳細については、下記「マネー・ロンダリング防止およびテロへの資金調達の対策」の記載をご参照ください。

管理事務代行会社が投資者に対してその投資者口座が開設された旨の確認書を提供した後、投資者は申込書を使用して受益証券の申込みを行うことができます。申込書は、ファクシミリ、(署名済みのPDFファイルの形式による)電子メールまたは管理事務代行会社との間で事前に合意されたその他の電子的手段により、管理事務代行会社が申込通知期限までに受領できるように、管理事務代行会社により要求されるその他の情報および書類とともに送付されます。管理事務代行会社が申込書を申込通知期限までに受領しなかった場合または申込書に不備があった場合、申込書は受理されません。

「申込通知期限」とは、関連する取引日の午後6時(日本時間)および/または管理会社がその単独の裁量により決定するその他の日時をいいます。以下同じです。

受益証券の当初または追加の申込みを行う場合、受益証券の保有者は、申込書に代わり、管理事務代行会社から取得し提出する申込みおよび買戻し請求書(管理事務代行会社が合意する様式による申込みおよび買戻しの請求のための取引注文書)を利用することができます。

投資者口座が開設された旨の確認書の受領および、申込書の管理事務代行会社に対する交付後、代金は、関連する取引日についての投資対象ファンド純資産価額確認日から8ファンド営業日以内に、申込者名義の口座からファンドの口座へ現金決済日に電信送金で全額送金されなければなりません。支払いは米ドルでなければなりません。第三者による支払いは認められません。

申込者は、管理事務代行会社による申込者の投資者口座が開設された旨の確認書の受領前に管理事務代行会社が受け取った申込書は処理されないことに留意する必要があります。この場合、申込者は、管理事務代行会社による申込者の投資者口座が開設された旨の確認書の受領後、新たな申込書を作成し提出する必要があります。投資者口座が開設された旨の確認書の前にファンドの回収口座に入金された申込代金は受理されず、申込者は、申込者の費用負担で追加の銀行手数料を請求される場合があります。

一般

受益証券への申込者は、とりわけ、ファンドへの投資のリスクを評価するための知識、専門性および金融に関する事柄の経験を有すること、ファンドの投資資産への投資およびそれらの資産が保有および/または取引される方法に内在するリスクを認識していること、ならびにファンドへの投資全部の損失を負担することができることを口座開設申込書において表明および保証しなければなりません。

受益証券は、関連する取引日に発行されます。

受益証券の申込者は、受託会社、管理事務代行会社、管理会社もしくは正式に権限が与えられた取次人または代理人のいずれも、ファクシミリまたはその他の方法により送付された口座開設申込書、申込書の判読の難しさもしくは不受理の結果として生じた損害または正式に権限を与えられた者に署名された信じられた指示の結果として講じられた措置によって生じた損害の責任を負わないことに留意してください。

管理会社は、その独自の裁量で全体または一部の受益証券購入の申込み(適格投資家(注)でない者による申込みを含みますが、これに限られません。)を拒否する権利を留保し、関連する取引日に発行されたが上記の記入済みの口座開設申込書、申込書(または同等の書類)および支払いが期限内に受理されなかった受益証券を、無償で強制的に買い戻すことができます。特に、支払いが上記の適用される支払期日までに全額決済資金で受領されなかった場合、管理会社は(受託会社との協議の後、)(申込者の期日支払いの不履行に関する権利に影響を与えることなく)かかる申込者に発行された受益証券の購入代金に関して、無償で強制的に買い戻すことができます。かかる強制買戻しの際に、かかる受益証券の申込者は、これに関して管理会社または受託会社に対して申立てを行う権利を有さないものとします。ただし、(i)かかる受益証券のかかる強制買戻しの結果として、当該純資産総額または基準価額の以前の計算は再開または無効にされないものとし、および()管理会社は、かかる申込者にファンドの名義で、管理会社、受託会社および/または申込者の関連する決済期日までの支払いの不履行に係ると管理会社が判断するその他の受益者が被った損失を補償するために、管理会社が随時決定する強制買戻手数料を請求する権利を有します。かかる損失には、かかる申込みに関連して行われた事前投資に起因する損失を含みますが、これに限りません。管理会社は、全体または一部における絶対的な裁量権で受益証券への申込みを拒否することを決定することができますが、その場合、申込みの際に支払われた額またはその残高(場合による)は、可能な限り速やかに、かつ、申込者のリスクと費用で、(無利息で)返還されます。

受益証券の申込みが承認されると、当該受益証券の申込者は、関連する取引日が経過するまで受益者登録簿(以下「登録簿」といいます。)に登録されない場合がありますが、受益証券は関連する取引日の営業終了時から有効に発行されたものとして取り扱われます。これにより、受益証券について申込者が支払った申込代金は、関連する取引日からファンドへの投資リスクにさらされます。

回収口座に保有される翌日物の現金残高は、ファンドに投資される前または分配もしくは受益証券の買戻しに関連して投資者に支払われる前を含めて、キャッシュ・スイープ・プログラム(以下「回収口座キャッシュ・スイープ・プログラム」といいます。)の対象となることがあります。回収口座キャッシュ・スイープ・プログラムでは、S & P、ムーディーズまたはフィッチのうち少なくとも1社からA格相当以上の信用格付けを受けた第三者の取引相手方(以下「回収口座キャッシュ・スイープ・カウンターパーティー」といいます。)に保有される一つまたは複数の共同顧客口座に当該金銭を預託することになります。投資者は、回収口座キャッシュ・スイープ・プログラムの結果、回収口座キャッシュ・スイープ・カウンターパーティーに対するカウンターパーティー・エクスポージャーを負うことに留意すべきです。カウンターパーティー・リスクについては、上記「第1 ファンドの状況 - 3 投資リスク」の「カウンターパーティー・リスク」に記載されています。

(注)「適格投資家」とは、以下の個人、法人または法主体をいいます。以下同じです。

次のいずれにも該当しないもの。(a)米国の市民もしくは居住者、米国において設立され、もしくは存続するパートナーシップ、もしくは米国の法律に基づいて設立され、もしくは米国において存続する会社、信託もしくはその他の法主体、または米国人(1933年米国証券法下のレギュレーションS(その後の改正を含みます。)において定義されます。)、もしくは当該米国人の利益のためにファンド証券を保有しもしくは保有しようとする個人、会社もしくは法主体、(b)ケイマン諸島に居住もしくは所在する者(慈善信託もしくは能力の対象または免税もしくは非居住のケイマン諸島の会社を除きます。)、(c)適用法令に違反せずにファンド証券に申込み、もしくは保有することができないもの、または、(d)欧州経済領域の加盟国に居住し、もしくは登記上の事務所を持つもの、(e)上記(a)から(d)までに記載される個人、会社もしくは法主体の保管人、名義人もしくは受

託者、および/または、ファンドに関して、随時、管理会社が、受託会社の同意を得て、特定もしくは指定するその他の個人、会社もしくは法主体。

マネー・ロンダリング防止およびテロへの資金調達の対策

マネー・ロンダリング防止ならびにテロリストおよび拡散金融への対策のための法令を遵守するため、受託会社は手続を採用および維持することが必要であり、受益証券の申込者に身元、(該当する場合には)その実質的所有者/支配者の身元および資金の出所を証明するための証拠を提供することを求めるものとします。受託会社はまた、許可を受け、特定の条件に従う場合には、これらの手続(デュー・デリジェンス情報の取得を含みます。)の維持について適切な者に依拠し、またはかかる手続の維持を適切な者に委託することができます。受託会社は、これらの手続の維持について管理事務代行会社に依拠するものとします。

管理事務代行会社は、アイルランドを本拠地とし、随時改正されるアイルランドのマネー・ロンダリング防止規則および法令の対象です。

アイルランドの2010年 - 2021年刑事司法(マネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金調達)法(その後の改正を含みます。)(以下「刑事司法法」といいます。)は、管理事務代行会社に対し、マネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金調達を防止し検知するための強固なリスク評価および適切な措置を実施する義務を課しており、かかる措置には、すべての受益者、および場合によっては受益者が代理して受益証券を保有する「実質的所有者」ならびに/または刑事司法法の下で定義されるところによる上級管理役員(疑義を避けるために付言すると、取締役および最高経営責任者(該当する場合)を含みます。)(以下「上級管理役員」といいます。)の身元および住所を確認するための措置が含まれています。管理事務代行契約に基づき、受託会社は、刑事司法法に従い、(必要に応じて)各受益者、実質的所有者および/または上級管理役員の身元を確認するために必要な書類を入手するため、管理事務代行会社を任命しました。リスクベースのアプローチを適用する場合、管理事務代行会社は、特定の状況において、例えば、政治的リスクにさらされている個人(以下「PEP」といいます。)およびその直系家族または当該個人と近い関係にあることが知られている人物、または高リスク・カテゴリーに該当すると評価されたその他の投資家等、特定の投資家の種類に対して、強化された顧客デュー・デリジェンスを適用することが要求されます。管理事務代行会社は、顧客、顧客の代理人であると主張する者および潜在的な実質的所有者の特定および確認に関して、刑事司法法第33条から第39条までに定める規定を遵守しなければなりません。

管理事務代行会社はまた、申込者の代理人であると主張する者の身元を確認する義務を負い、かかる者が申込者の代理人として行動する権限を与えられていることを確認しなければなりません。

管理事務代行会社は、申込者、該当する場合には申込者の実質的所有者およびノミニーに関する取決めにおいては受益証券の実質的所有者の身元を確認するために必要な情報を請求する権利を留保します。特に、管理事務代行会社は、PEPに分類される投資家および当該PEPの近親または近い関係者に関する追加手続きを実施する権利を留保します。また、管理事務代行会社は、当該申込者との継続的な取引関係を監視できるように、申込者から追加情報を入手する権利を留保します。

投資家、実質的所有者および潜在的な投資家(該当する場合)の身元確認は、取引関係を確立する前に行う必要があります。申込者は、マネー・ロンダリング防止/テロ資金供与対策のための要件の詳細について、口座開設申込書を確認する必要があります。投資家の身元確認が完了し、関連する口座開設書類がすべて受理されるまで、申込みは処理されません。受理されなかった申込みに関してファンドに支払われた金額は、適用法に従い、申込者自身の責任と費用において、利息を付さずに申込者に返還されます。

管理事務代行会社は、マネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金調達に効果的に対抗するために、また、刑事司法法第33条(1)に従って、以下の場合に顧客ならびに(該当する場合には)最終実質的所有者および/または上級管理役員(場合による)を特定し、確認しなければなりません。

- ・ファンドに関し受益者と受託会社との間に取引関係が成立する前
- ・臨時的取引またはサービスを行う前
- ・受益者に関する重要な詳細が変更される場合

管理事務代行会社は、継続的なデュー・デリジェンスの実施を要求することができ、それに応じて受益者、上級管理役員および/または受益証券の実質的所有者の身元を確認するために必要な情報を随時要求する権利を留保します。

受託会社は、管理事務代行会社に対し、受益証券の申込者の身元および住所を確認するために必要と考える情報および文書を請求する権限を付与しています。規制された仲介機関を通じて申込みが行われる場合であって、当該仲介機関がアイルランドと同等のマナー・ロンダリング防止規則を有するものとして適用法で認められている国において営業している場合、管理事務代行会社は、かかる投資家に対して簡易の顧客デュー・デリジェンスを適用するか、または潜在的投資家に関して規制された仲介機関からの書面による表明に依拠する権利を有しますが、マナー・ロンダリング防止の目的で、かかる投資家を継続的に監視しなければなりません。

ファンドの受益証券の購入を希望する潜在的投資家に要求される書類(本人確認書類の種類を含みます。)の詳細は、口座開設申込書に記載されています。管理事務代行会社は、潜在的投資家に対し、マナー・ロンダリング防止を目的とする特定または確認のために必要な追加文書または情報に関し、通知するものとします。

申込者による、その身元を確認するために管理事務代行会社が必要とする情報の提示の遅延または不履行があった場合、管理事務代行会社は、投資者口座の開設または取引の実施を拒否することができます。潜在的投資家は、投資家が第三者の身元を確認するための情報を管理事務代行会社に提示していない限り、償還金または分配金が当該第三者の口座に支払われないことに特に留意すべきです。管理事務代行会社は、受益証券の申込者がすべてのマナー・ロンダリング防止要件を満たすまでは、投資者口座を開設することができず、そのような場合、受益証券の申込者がすべてのマナー・ロンダリング防止要件を満たし、かつ、投資者口座が開設されたことの確認を受領するまでは、申込書を受理せず、該当するファンドの回収口座に購入代金を受け取ることにはできないことに留意が必要です。管理事務代行会社が申込者の身元を確認し、投資者口座が開設されている旨の確認を申込者に送付すると、申込者は、当初払込日または取引日においてファンドの受益証券の申込みを行うことができます。

各申込者は、受託会社および管理事務代行会社が、かかる申込者の申込書の処理を拒否した結果として生じた損失、または管理事務代行会社が要求した情報および文書がかかる申込者によって提供されなかった場合、および/または受託会社もしくは管理事務代行会社が、かかる受益者への買戻金もしくは分配金の支払いが適用法令に違反する可能性があるかと疑いもしくは助言を受けた場合、または受託会社もしくは管理事務代行会社の適用法令の遵守を保証するためにかかる拒否が必要または適切とみなされる場合、分配金または買戻金の支払いが遅延した結果として生じた損失について何ら損害を被らないようにすることを確認し、これに同意します。

CIMAは、随時改正されるケイマン諸島マナー・ロンダリング防止規則の所定の規定のファンドによる違反に関して、ファンドに対し、また、ファンドの受託者または役員で当該違反に同意もしくは共謀した者、または当該違反がその懈怠に帰属することが証明された者に対し、多額の過料を課す裁量権を有しています。ファンドが当該過料を支払わなければならない限りにおいて、ファンドは、当該過料および関連する手続の費用を負担します。

ケイマン諸島に在住する者で、ある者が犯罪行為に関わっているまたはテロもしくはその特性を持つものに関与していると知っているもしくは疑っているまたはいずれかへの合理的な理由があり、その知識または疑いに関する情報が規制されたセクターでの事業またはその他の取引、職業、事業もしくは雇用の中で目に留まるようになった場合、その者はかかる情報または疑いを(i)ケイマン諸島の犯罪行為もしくはマナー・ロンダリングに関する開示の場合は犯罪収益に関する法律(その後の改正を含みます。)に従いケイマン諸島フィナンシャル・レポーティング・オーソリティ(以下「FRA」といいます。)または(ii)テロへの関与もしくはテロへの資金調達に関する開示の場合はケイマン諸島テロリズム法(その後の改正を含みます。)に従い巡査またはそれより上級の警察官もしくはFRAに報告しなくてはなりません。かかる報告は、秘密漏洩または法律あるいはその他により課せられた情報開示の制限への違反として扱われないものとします。

申込みにより、申込者は、自らのため、また、自らの実質的所有者および支配者を代理して、受託会社、管理会社、販売会社、管理事務代行会社および/または受託会社を代理する保管会社による、ケイマン諸島およ

びその他の法域内でのマネー・ロンダリング、税金の情報交換、規制および類似の事柄に関連する請求に応じた、監督官およびその他に対する申込者に関するすべての情報の開示に同意します。

受益証券の各申込者は、適用されるマネーロンダリング防止およびテロ資金供与対策法令に関連して、一定の表明を行うことが求められます。また、受益証券の各申込者は、受託会社が要求するマネーロンダリング防止プログラムに関する表明(以下を含みますがこれに限定されない)を行うことが求められるものとします。

- (a) 当該申込者がトラストに拠出した金額は、直接的または間接的に、適用されるマネーロンダリング防止およびテロ資金供与対策法令を含む米国(連邦または州)の法令または国際法に違反する可能性のある行為に由来するものではないこと
- (b) 当該申込者は、米国財務省外国資産管理室(以下「OFAC」といいます。)のウェブサイトに掲載された禁止対象の国、地域、個人または事業体に該当しておらず、かつ、国際連合(以下「UN」といいます。)、OFAC、欧州連合および/または英国(以下「UK」といいます。)の規則(後者については、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とします。)および/またはケイマン諸島の法令に基づき各機関が管理するいかなるリストに記載される国、地域、個人または事業体とも直接的または間接的に関係しておらず、OFAC、EU、UN、UKおよび/またはケイマン諸島の制裁プログラムにより禁止されていないこと。

各申込者は、申込代金が、直接的または間接的に、マネーロンダリング防止法令を含む米国(連邦または州)の法令または国際法に違反する可能性のある行為に由来するものではないことを表明するよう要求されることもあります。各受益者は、自らの表明に記載された情報に変更が生じたことを認識した場合には、速やかに管理事務代行会社へ書面で通知する必要があります。

申込者が身元確認目的(マネーロンダリング防止およびテロ資金供与対策手続を含みますがこれに限られません。)に要求される情報を遅滞なく提出しない、または提出できない場合、受託会社を代理して行為する管理事務代行会社は、当該受益者の受益証券を強制的に買い戻すことができ、かつ、買戻代金や分配金の支払を遅滞させることができます(すなわち、当該受益者が当該情報を提出しない場合、買戻代金や分配金は支払われません。)。さらに、管理事務代行会社は、受託会社を代理して、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払いが関係するいずれかの法域における適用されるマネーロンダリング防止、金融制裁その他の法令や規制の違反を引き起こすおそれがあると疑う場合、または管理事務代行会社が当該法域におけるこれらの法令・規制への準拠を確保するために当該支払の拒絶が必要または適当と判断する場合において当該支払いを拒絶する権利を留保します。当該状況においては、当該金銭は、管理事務代行会社がマネーロンダリング防止およびテロ資金供与対策手続が完全に履行されたと認められるまでファンドの資産として保有された後に、買戻金および/または分配金として支払われます。当該買戻金または分配金は、身元確認手続のために要求された情報を提供しなかったことを原因として、受益者に対する当該金銭の支払義務が生じた日から6年(または合意されたより短い期間)を超えて支払われない場合、没収され、ファンドに帰属するものとします。

ファンドの各受益者は、法令により、管理事務代行会社が当該申込者の口座を「制限」する義務を負う場合があることにご留意ください。制限の内容には、投資の禁止、支払予定の買戻代金または分配金の支払停止、および/または口座内資産の分別管理が含まれることがあります。また、管理事務代行会社は、当該措置を報告し、申込者の身元に関連する政府当局又は規制当局に開示することを要求されることがあります。

管理事務代行会社に一旦受理された記入済みの申込書は、管理会社が受託会社との協議後一般的にまたは特別な場合において決定しない限り、取消不能です。管理事務代行会社は、記入済みの口座開設申込書、申込書および購入代金に関する決済資金ならびに申込者の身元を証明するために必要なすべての書類の受領を条件として、受理された申込者に対し、権利が帰属することの確認書を発行します。管理事務代行会社が確認書を発行する前に申込者の追加情報を必要とすると判断した場合は、管理事務代行会社は申込者に通知し、必要な情報を要請します。

受益証券の各申込者は、管理事務代行会社が、法律により、投資の禁止、未払償還金もしくは未払分配金の支払いの停止、および/または口座内の資産の分離のいずれかにより、その口座を「制限」するよう義務付け

られる場合があることに留意する必要があります。また、管理事務代行会社は、該当する政府機関や規制当局に対し、かかる措置を報告し、申込者の身元を開示するよう求められる場合があります。

すべての受益証券は、登録受益証券です。受益者の資格は、受益証券ではなくファンドの受益者名簿により証明されます。

投資者資金規制

管理事務代行会社は、アイルランドの2013年中央銀行（監督および執行）法（第48条(1)（投資法人）2017年規制（2017年のSI 604）（以下「投資者資金規制」といいます。）に従い、ファンドのための回収口座を維持しており、当該回収口座は投資者の申込み、買戻金および配当金を管理する目的で使用されています。管理事務代行会社は、かかる金員が投資者以外の金員から分離して保有されること、投資者の資金がその記録の中で明確に特定できること、また帳簿および記録が各投資者により保有されている投資者の資金について各投資者のために常に正確に記録されることを確保する責任を有しています。償還または分配金の支払いに先立ち、これらの口座の金額に対して利息が支払われることはありません。回収口座中の投資者の資金に発生した利息は、ファンドの利益のために使用され、かつ定期的にファンドに配分されてかかる配分実施時に受益者の利益のために使用されます。回収口座中の投資者資金に発生する未払利息は、定期的にファンドの資産から支払われます。

制裁

受託会社、管理会社およびファンドは、適用ある制裁措置の対象となる法人、個人、組織および/または投資対象との取引を制限する法律に服しています。

これにより、管理会社および受託会社は、投資者に対し、自ら、および（もしあれば）自らの実質的所有者、支配者または権限者（以下「関係者」といいます。）が自ら知り信じる限りにおいて、（i）UN、OFAC、日本の財務省に保持され、または欧州連合（以下「EU」といいます。）および/もしくはUKの規制（UKについては、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とします。）および/もしくはケイマン諸島の法令に従った制裁対象の法人もしくは個人のリストに掲載されていないこと、（ii）UN、OFAC、日本の財務省、EU、UKおよび/またはケイマン諸島が適用する制裁に関連する国または地域に運用上の拠点を持っておらず、かつ居住していないこと、また（iii）その他UN、OFAC、日本の財務省、EU、UK（UKについては、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とします。）またはケイマン諸島により課される制裁の対象（以下あわせて「制裁対象」といいます。）となっていないことを継続的に表明および保証することを求める場合があります。

投資者または関係者が制裁対象である、または制裁対象となった場合、受託会社および管理会社は、直ちにかつ投資者への通知をすることなく、かかる投資者および/もしくはかかる投資者のファンドに対する持分を対象とするその後の取引を、当該投資者またはその関係者（該当する場合）が制裁対象に該当しなくなるまで、または適用ある法律に従いかかる取引を継続するための許可を取得するまで停止するよう求められる場合があります（以下「制裁対象者事由」といいます。）。受託会社、管理会社およびファンドは、制裁対象者事由の結果、投資者により発生した負債、費用、経費、損害および/または損失（直接的、間接的もしくは結果的損失、喪失利益、利益の減少、信用の毀損ならびにすべての金利、罰金および訴訟費用その他すべての専門家に要する費用や経費を含みますが、これらに限りません。）に対して一切の責任を有しません。

また、その後、ファンドのために行われた投資が、適用される制裁の対象となる場合、受託会社および管理会社は、直ちにかつ投資者への通知をすることなく、かかる投資を対象とするその後の取引を、適用される制裁が解除されるまで、または適用ある法律に従いかかる取引を継続するための許可を取得するまで停止する場合があります。

情報の要請

受託会社、管理会社またはケイマン諸島に所在するそれらの取締役もしくは代理人は、適用法に基づく規制または政府の当局または機関による情報の要請により、情報提供せざるを得なくなる可能性があります。例えば、金融庁法（その後の改正を含みます。）に基づく、CIMAによる、CIMAまたは海外の一般に認められる規制当局のためのもの、または税務情報庁による、税務情報法（その後の改正を含みます。）および関連する規制、合意、協定および覚書に基づくものです。かかる法律に基づく秘密情報の開示は、秘密保持義務の

違反とみなされず、特定の場合には、受託会社、管理会社およびそれらの取締役または代理人は、そのような要求があったことを公表することを禁じられる可能性があります。

ケイマン諸島におけるデータ保護

ケイマン諸島の政府は、2017年5月18日にデータ保護法(その後の改正を含みます。)(以下「DPA」といいます。)を制定しました。DPAは、国際的に認められたデータプライバシーの原則に基づき、受託会社および管理会社に対して法的な要件を導入します。

受託会社および管理会社は、DPAに基づく、受託会社および管理会社のデータ保護に関する義務ならびに投資者(および投資者と関係する個人)のデータ保護に関する権利の概要を記した書類(以下「ファンド・プライバシー通知」といいます。)を作成しました。ファンド・プライバシー通知は、口座開設申込書に含まれません。

潜在的投資者は、ファンドへの投資、ならびにそれに伴う受託会社、管理会社およびこれらの関連会社および/または代理人との連絡(口座開設申込書への記入、および該当する場合には電子通信もしくは電話の記録を含みます。)の結果、または受託会社もしくは管理会社に対して、投資者と関係する個人(例えば取締役、受託者、従業員、代表、株主、投資家、顧客、実質的所有者または代行者)の個人情報を提供した結果、かかる個人が、受託会社、管理会社ならびにこれらの関連会社および/または代理人(管理事務代行会社を含みますが、これに限定されません。)に、DPA第2条において定義される個人データに該当する特定の個人情報を提供することになる点に留意するべきです。受託会社および/または管理会社は、かかる個人データに関してデータ管理者として行動するものとし、管理事務代行会社等の関連会社および/または代理人は、データ処理者として(または状況によっては自らの権限でデータ管理者として)行動することができます。

ファンドに投資することおよび/またはファンドへの投資を継続することにより、投資者は、ファンド・プライバシー通知を細部まで読み理解し、ファンド・プライバシー通知に、ファンドへの投資に関連する範囲におけるデータ保護に係る権利および義務の概要が記載されていることを了解したとみなされるものとします。関連する表明および保証は、口座開設申込書に含まれます。

DPAを監督することは、ケイマン諸島の行政監察機関の責任です。受託会社がDPAに違反した場合、行政監察官によって強制的な措置がとられることがあり、かかる措置には、改善命令、課徴金または刑事訴追への付託が含まれます。

(2) 日本における販売手続等

日本においては、本書「第一部 証券情報 - (7) 申込期間」に記載される期間中、本書「第一部 証券情報」に従って日本における販売会社または販売取扱会社により取扱いが行われます。原則として、()当初申込期間については2026年3月27日の午後3時(日本時間)までに申込みが行われ、かつ日本における販売会社所定の事務手続が完了した申込み受付分が当初発行価格での購入となり、()継続申込みについては、申込受付日の午後3時(日本時間)までに申込みが行われ、かつ日本における販売会社または販売取扱会社所定の事務手続きが完了したものを申込みとして取り扱います。申込受付日の申込み受付分が、その月の取引日の基準価額での購入となります。基準価額は、原則として投資対象ファンド純資産価額が海外において公表される日(通常、購入の申込みを受け付けた月の評価日から15ルクセンブルグ営業日後)の2ファンド営業日後の翌国内営業日に公表されます。

販売の単位は300口以上1口単位です。

投資者は、()当初申込期間中の申込みについては2026年3月27日までに、()継続申込みについては、国内約定日から起算して4ファンド営業日目までに日本における販売会社または販売取扱会社に対して、申込金額および申込手数料を円貨または米ドル貨により支払うものとします。なお、日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額および申込手数料の支払いを投資者に依頼する場合があります。円貨で支払う場合における円貨と外貨の換算は、日本における販売会社または販売取扱会社が決定する為替レートによります。換算(買戻し)についても同様です。また、管理会社は適格投資家でない者による受益証券の取得を制限することができます。

(注)「国内約定日」とは、申込みの注文の成立を日本における販売会社が確認した日(通常、基準価額が公表される日)をいいます。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し手続等

買戻日(以下に定義されます。)に買戻しのために受益証券の提出を希望する投資者は、買戻通知期限(以下に定義されます。)までに管理事務代行会社が購入代金を受領した受益証券について、管理事務代行会社に対し買戻請求を行うことができます。買戻請求を行うためには、受益者は、買戻通知期限までに、管理会社が随時承認する書式による、買い戻される受益証券の口数が適切に記入された買戻通知(以下「買戻通知」といいます。)を管理事務代行会社にファクシミリ、(署名済みのPDFファイルの形式による)電子メールまたは管理事務代行会社との間で事前に合意されたその他の電子的手段により提出しなければなりません。

「買戻日」とは、ファンド障害事由が発生していない2026年4月30日以降の毎月の取引日および/またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。以下同じです。

「買戻通知期限」とは、関連する買戻日が属する月の15暦日(ファンド営業日でない場合は翌ファンド営業日)の午後6時(日本時間)および/または管理会社がファンドに関し決定するその他の日時をいいます。以下同じです。

「ファンド障害事由」とは、管理会社の単独の裁量により、ファンドまたは投資対象ファンドを含むポートフォリオのいずれかの部分について流動性および/または価格を算定するための実効性に悪影響を与えると判断される事由をいいます。以下同じです。

一度提出された買戻通知は、管理会社が受託会社と協議した後に別途決定しない限り、取消不能となります。

受益証券1口当たりの買戻価格は、関連する買戻日における基準価額として計算されます(以下「買戻価格」といいます。)

投資者は、投資対象ファンド投資証券の買戻しについて、投資対象ファンドの取締役会が随時決定するところにより解約価格に対して上限5%の買戻手数料(以下「投資対象ファンド買戻手数料」といいます。)が課せられる場合があることに留意すべきです。

投資対象ファンド買戻手数料に加え、投資対象ファンドの投資主(ファンドを含みます。)が投資主になってから12か月以内に投資対象ファンド投資証券について買戻請求を行う場合、当該投資主に対して支払われる買戻代金から解約価格に対して3%が投資対象ファンドの利益のために控除されます(以下「投資対象ファンド短期買戻手数料」といいます。)

投資対象ファンド買戻手数料および/または投資対象ファンド短期買戻手数料はファンドが負担し、基準価額を低下させます。これにより、買戻しに応じる受益者の買戻価格は低くなり、残存する受益者の基準価額も低下します。

買戻通知が買戻通知期限までに受領された場合、以下に記載される場合を除き、関連する受益証券は、買戻価格で買い戻されます。買戻日において受益者が買戻し請求の対象とすることができる受益証券の最低口数は、管理会社がその他の決定をしない限り、1口以上1口単位とします。

該当法域におけるマネー・ロンダリング防止を目的とする規制を遵守するため、管理事務代行会社は、買戻通知を処理するために必要とみなす情報を請求する権利を有します。管理事務代行会社は、買戻しのため受益証券を提出した受益者が管理事務代行会社により請求された情報の提出を遅延しもしくは怠った場合、または買戻通知の処理の拒否が受託会社または管理事務代行会社があらゆる法域におけるマネー・ロンダリング防止法もしくはその他の法令の遵守を確保するために必要である場合、かかる買戻通知の処理を拒否または買戻代金の支払いを遅延することができます。

買戻通知が受領されると、当該受益者が登録簿から削除されたか否か、買戻価格が決定され送金されたか否かに関わらず、受益証券は該当する買戻日から有効に買い戻されたものとして取り扱われます。このため、該当する買戻日以降、受益者は受益者としての資格において、買戻対象の受益証券について信託証書に基づき発生する権利(ファンドの総会の通知を受領し、総会に出席しもしくは総会において投票する権利を含みます。)を行使する資格を喪失し、またこれを行えることができなくなります。ただし、(それぞれ買戻対象となる受益証券について)買戻価格および該当する買戻日の前に宣言されたが未払いのままである分配を受領

する権利を除きます。かかる買戻しを行う受益者は、買戻価格についてファンドの債権者となります。支払い不能により清算が行われる場合、買戻しを行う受益者は、通常の債務者の後位であり受益者の先位に位置付けられます。

買戻しの制限

管理会社が、受託会社との協議の上、特定の買戻日の1つまたは複数の買戻通知を履行するために必要となる投資運用会社によるファンドの投資対象の清算が実行不可能であると判断した場合(投資対象ファンドが停止を宣言した場合または(投資対象ファンド・ゲートによる場合またはその他の場合により)買戻請求を制限した場合を含みますが、これらに限定されません。)、または、これが受益者の利益を害すると判断した場合、管理会社は、受託会社との協議の上、受益者の買戻しの全部または一部を拒否する選択をすることができます。

この場合、当該制限は、かかる買戻日に買戻しのため受益証券を提出することを希望するすべての受益者が同じ割合で当該受益証券を買い戻すことができるよう、比例配分により適用されます。

投資対象ファンド・ゲートに関するより詳細な情報は、上記「第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - (1) 投資方針 - ファンドの流動性 - 投資対象ファンド・ゲート」をご参照ください。

当該買戻日に買戻されなかった受益証券の買戻通知は、次の買戻日に繰り越されません。したがって、買戻通知が全部または一部拒否され、次の買戻日に当該受益証券の買戻しを希望する受益者は、該当受益証券について新たな買戻通知を提出しなければなりません。

停止

受託会社は、下記「3 資産管理等の概要 - (1) 資産の評価 - 純資産総額の計算の停止」の項目に記載の状況が発生した場合、管理会社と協議の上、純資産総額および/もしくは基準価額の決定および/もしくは受益証券の発行と買戻しを停止し、ならびに/または受益証券の買戻しを請求した者に対する買戻金の支払期間を延長することができます。

ファンド障害事由が発生した際にも停止を宣言することができます。受益証券に係るすべての支払いは、下記「3 資産管理等の概要 - (1) 資産の評価 - 純資産総額の計算の停止」の項目に記載の状況およびファンド障害事由が終了するまで停止されることがあります。

上記に加え、以下の事由が発生した場合、受託会社が、管理会社と協議を行った上で、停止を宣言することができます。

- (i) 管理会社および/または投資運用会社と協議の上、受託会社の判断により、() ファンドの資産の一部もしくは全部の処分ができない、または(y) 当該処分金の移転が合理的な方法で実行できない場合、もしくは当該処分の実行が受益者の最良の利益にならない可能性がある場合
- () 投資対象ファンドが() 投資対象ファンド投資証券の発行または償還の停止、および/または(y) 投資対象ファンド純資産価額の算出の停止を宣言する場合
- () 管理会社と協議の上、受託会社の判断により、純資産総額が公正かつ合理的方法により算出できない場合
- () 受託会社、管理会社および/または投資運用会社のオフィスまたは運営が、テロ、パンデミックまたは天災等に起因して閉鎖され、または相当に妨げられる場合
- (v) 受託会社、管理会社および/または投資運用会社にファンドの投資資産の大部分を清算させるまたはファンドの終了を準備させる事由が発生した場合

買戻し手続

買戻通知は、管理事務代行会社にファクシミリ、(署名済みのPDFファイルの形式による)電子メールまたは管理事務代行会社との間で事前に合意されたその他の電子的手段により送付されなければなりません。

受託会社、管理会社、管理事務代行会社またはその適式に授權された代理人もしくは受任者のいずれも、ファクシミリまたはその他の方法により送付された買戻通知の判読不能または未受領の結果として生じる損失について何らの責任も負いません。

決済

投資対象ファンドの投資対象の処分から十分な収益を受領することおよび下記「3 資産管理等の概要」 -

(1) 資産の評価 - 純資産総額の計算の停止」の項目の記載に従い買戻日に適用される純資産総額の計算が遅延しないことを前提として、買戻代金の決済は、関連する投資対象ファンド純資産価額確定日から5ファンド営業日以内の現金決済日に受益者に対し支払われます。受益者に対する支払いは、米ドル建てで、電信送金により行われます。受益者に対して支払われる買戻代金の総額は、0.005を切り上げて、小数点第2位に四捨五入します。買戻代金は、登録された受益者のみに支払われ、第三者に対する支払いは認められません。

強制買戻し

受託会社または管理会社が、受益証券が適格投資家でない者により、もしくはかかる者の利益のために保有されている、またはかかる保有により、トラストまたはファンドに登録が要求される、課税対象となるもしくは法域における法に違反すると判断した場合、受託会社もしくは管理会社がかかる受益証券の申込みもしくは購入の資金拠出に利用された資金源の正当性に疑義を抱く根拠がある場合、またはいかなる理由(当該理由は受託会社および管理会社により受益者に開示されない場合があります。)において、受託会社または管理会社が受益者全体の利益に照らしてその絶対的な裁量に基づき適切とみなす場合、管理会社は、受託会社との協議の上、その保有者にかかる受益証券を受託会社または管理会社が決定する期間中に売却して当該売却の証拠を受託会社および管理会社に提出するよう指示することができ、仮に売却が履行されない場合、かかる受益証券は買い戻されます(以下「強制買戻し」といいます。)

受益証券の強制買戻しの際に支払われる買戻価格は、強制買戻日の評価時点(かかる日が評価日でない場合は、直前の評価日)において決定される、(ファンドの流動化に際して発生または偶発債務を含む強制買戻しに起因する負債を考慮後の)当該強制買戻しにおける基準価額に等しい1口当たりの価格(管理会社と協議の上、受託会社の裁量により)ファンドの投資対象のうち当該買戻しの資金調達のために実現される投資対象の当該評価日における公表価額とその後の実現価額との差額についての調整の加減後)(以下「強制買戻価格」といいます。)となります。強制買戻価格を計算するため、管理会社は、受託会社との協議の上、当該受益証券の1口当たり純資産価格から、受益証券にかかる買戻しの資金を拠出するための資産の換金またはポジションの決済によりファンドの勘定で発生する財務および販売手数料を反映するために適切な引当金とみなす金額を差し引くことができます。

「評価時点」とは、各評価日におけるファンドに関連する最後の市場の営業終了時または各評価日における管理会社がファンドについて随時決定するその他の時間をいいます。

(2) 日本における買戻手続等

毎月の10日(国内営業日ではない場合は前国内営業日)のお申込み受付分が、その月の買戻日の基準価額での換金(買戻し)となります。第1回目の換金(買戻し)は、2026年4月10日(金曜日)のお申込み受付分について、4月の買戻日の基準価額での換金(買戻し)となります。買戻日に買戻しを行おうとする日本の受益者は、毎月の10日(国内営業日ではない場合は前国内営業日)の午後3時(日本時間)または日本における販売会社もしくは販売取扱会社が別途定める時までには申込みを日本における販売会社または販売取扱会社に対して行い、かつ日本における販売会社または販売取扱会社所定の事務手続を完了しなければなりません。

買戻価格は、申込みを受け付けたその月の買戻日の基準価額とします。

買戻価格は、原則として投資対象ファンド純資産価額が海外において公表される日(通常、換金(買戻し)の申込みをした月の評価日から15ルクセンブルグ営業日後の日)の2ファンド営業日後の翌国内営業日に公表されます。

買戻単位は、1口以上1口単位です。

日本における買戻代金の支払は、通常、国内約定日から起算して4ファンド営業日目から、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、円貨または米ドル貨により支払われます。

(注)「国内約定日」とは、買戻しの注文の成立を日本における販売会社が確認した日(通常、買戻価格が公表される日)をいいます。

受益者の利益を保護するため、その他やむを得ない事態が発生した場合、管理会社は受託会社と協議の上で、管理会社は買戻日に買戻されることができ、ファンドの受益証券の口数および方法を限定することができます。

(3) 受益証券の譲渡

すべての受益者は、受託会社および管理会社の事前の書面による同意を条件として、受託会社が随時承認する形式の書面によって受益者が保有する受益証券を譲渡することができます。ただし、譲受人は、法規事項もしくは政府のもしくはその他の規則または関連するもしくは適用される法域の規制または受託会社の当面の効力を持つあるいは受託会社に要求される方針を遵守するため、まず受託会社またはその正式に権限を与えられた代理人に請求される情報を提供するものとします。受託会社および/または管理会社は、その絶対的な裁量により、同意を与えることを拒むことができます(譲受人が適格投資家でない場合を含みますが、これに限られません。)。さらに、譲受人は、受託会社に対して(a)受益証券の譲渡は適格投資家に対して行われること、(b)譲受人は、投資のみを目的として自己勘定で受益証券を取得することおよび(c)受託会社または管理会社はその裁量で要求するその他の事項を書面で表明しなければなりません。

受託会社または管理会社により、すべての譲渡証書が譲渡人および譲受人によりまたは代理として署名されることを求められます。譲渡人は、譲渡が登録され譲受人の名前が受益者としてファンドの受益者名簿に記載されるまでは受益者のままとみなされ、譲渡される受益証券の権利を保持します。譲渡は、管理事務代行会社が譲渡証書の原本および前述の情報を受理するまでは登録されません。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産総額の計算

ファンドの純資産総額は、基本信託証書に定める原則に従い、ファンドの各評価日の評価時点に、ファンドの通貨建てで計算されます。

ファンドの、その表示通貨建てによる純資産総額は、ファンドの資産合計の価額を確定して、そこからファンドの負債額を差し引くことによって求めます。ファンドの発行済みの受益証券クラスが一つしかない場合、ファンドの基準価額は、ファンドの純資産総額を、ファンドの発行済みの受益証券の口数で除して求めるものとし、管理会社が受託会社と協議の上で決定して、関連するファンドの目論見書補遺に開示される手法にて端数処理が行われます。

ファンドにつき、複数のクラスの受益証券が発行されている場合、ファンドの純資産総額は、ファンドの特定の受益証券クラスに帰属するファンドの資産および負債がファンドの当該受益証券クラスの受益者のみにより効果的に負担され、受託会社が決定する合理的な分配方法に基づいてファンドの別の受益証券クラスの受益者には負担されないことを確保するため、ファンドの異なる発行済み受益証券クラス間で分配されません。ファンドの各受益証券クラスに帰属するファンドの、表示通貨以外の通貨による純資産総額は、ファンドについて受託会社が決定する評価日ごとの為替レートにて、ファンドの該当する受益証券クラスの表示通貨に換算されます。ファンドの各受益証券クラスの基準価額は、(必要な通貨換算を実施後)ファンドの純資産総額のうちファンドの該当する受益証券クラスに帰属する部分をファンドの発行済みの当該受益証券クラスの口数で除して求めます。ファンドの当該受益証券クラスの基準価額は、管理会社が決定し、ファンドに係る英文目論見書補遺に開示される手法で端数処理されます。

ファンドの資産は、特に以下の規定に従い計算されます。

- (a) 手元現金または預金、手形、要求払い約束手形、売掛金、前払い費用、公表されたまたは現に発生しているものの未払いの現金配当金および利息の価額は、かかる預金、手形、要求払い約束手形、売掛金はその全額に相当しないと管理会社が判断する場合(その場合は、かかる価額は管理会社が適当とみなす価額となります。)を除き、その全額であるとみなされます。
- (b) 下記(c)が適用されるマネージド・ファンドの持分を除き、かつ下記(d)、(e)および(f)の規定に基づき、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において上場、値付け、売買もしくは取引されている投資対象の価額に基づく計算はすべて、当該投資対象の主要取引所または市場に関する現地の規則および慣習に基づき、かかる計算が行われる日の営業終了時点における最終取引価格または公式終値を参照して行われ、他方、特定の投資対象に対する証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が存在しない場合は、当該投資対象の値付けを行っている個人、企業または機関(当該マーケット・メーカーが2社以上存在する場合は、管理会社が指定する特定のマーケット・メーカー)により付けられた価額を参照してかかる投資対象の価額の計算が行われます。ただし、管理会社がその裁量において、主要な取引所または市場以外の取引所または市場の価額が、かかる投資対象に関してすべての状況下においてより公正な価値基準を提供するとみなす場合は、かかる価額を採用することができます。
- (c) 下記(d)、(e)および(f)の規定に基づき、ファンドと同日に評価されるマネージド・ファンドの各持分の価額は、受益証券、株式もしくはかかるマネージド・ファンドのその他の持分1口当たりのその日に計算された純資産価格であり、管理会社が決定する場合またはかかるファンドと同日に評価されない場合は、直近に公表された受益証券、株式もしくはかかるマネージド・ファンド(利用可能な場合)のその他の受益証券、株式もしくは持分1口当たりの純資産総額、または(上記が利用可能でない場合)直近に公表されたかかる受益証券、株式もしくはその他の持分の償還額もしくは入札額となります。とりわけ、マネージド・ファンドの評価に使用可能な相場が存在しない場合、公表されたまたはマネージド・ファンドもしくはその代理人によりファンドに書面で報告された関連する評価日における価額に基づき計算され、マネージド・ファンドが当該評価日に評価されていない場合

は、直近に公表されたもしくは報告された価額となります。評価額は、管理会社の絶対的裁量により将来調整される可能性があります。管理会社は、計算を行う際に、マネージド・ファンドおよびその管理事務代行会社、代理人、運用会社もしくは顧問会社またはその他の取引子会社等の第三者から受領する未監査の評価や報告、推定評価に依拠する権利を有しており、管理会社はかかる評価および報告を確認する責任を負わず、かかる評価および報告の内容または信憑性を確認する責任を負いません。

- (d) 上記(b)もしくは(c)の純資産総額、償還額、ビッド、取引価格もしくは終了価格または相場で利用できるものがないとき、関連する資産の価値は、管理会社が決定する方法により、管理により適宜決定されます。
- (e) 上記(b)に基づき、投資対象につき上場、値付け、売買または市場取引の各価格を特定するため、受託会社は価格公表の機械システムおよび/または電子システムにより提供される価格データおよび/または価格情報を使用し、これに依拠することができ、それらのシステムにより提供される価格が上記(b)における最終取引価格または公式終値とみなされます。
- (f) 上記にかかわらず、管理会社は、その単独の裁量により、関連する投資対象につき、より公正な価値を正確に反映できると判断した場合、その他の価額算定方法の利用を認めることができます。
- (g) ファンドで使用される通貨以外の通貨建てによる投資対象(有価証券または現金)の価値は、関連するプレミアムや割引および交換費用を考慮した状況下において管理会社が適切とみなすレート(公式またはそれ以外)により、ファンドで使用される通貨建てに換算されます。

年次報告書および各ファンドの計算書は、ファンドに係る英文目論見書補遺にて指定される会計基準に従って作成されます。

受託会社は、ファンドの純資産総額の計算において、追加調査を行う事なく、上記に従って提供される価格および評価に依拠することができ、かつ、かかる依拠に関して、ファンド、受益者またはその他の者に対し責任を負わないものとします。

また、管理事務代行会社は、受託会社または管理会社の指示に従い、管理事務代行契約に基づき、各評価日における評価時点での純資産総額を、信託証書に記載され、詳細は英文目論見書に記載される原則に基づいて計算します。

かかる方法により管理事務代行会社が計算する純資産総額は、(a)ファンドの勘定で行われる投資対象ファンドに対する投資の価額は、投資対象ファンドの管理事務代行会社が決定する直近の利用可能な投資対象ファンド純資産価額に基づき算出され、(b)流動資産について、実際の現金(米ドル)価値、(注5)上記(a)および(b)の両方について、特定の評価日において作成されるものであり、したがって、管理会社によって別途決定がなされない限り、市場価値もしくは価格または当該決定に関連するその他の要因におけるその後の変化を反映しません。

評価日に関し管理事務代行会社が取引締切時間(以下に定義されます。)までに受け取った取引確認書は、管理事務代行会社による当該評価日に関する純資産総額の計算に含まれます。例えば、取引日が評価日にあたり、当該取引が取引締切時間までに管理事務代行会社に提供された場合は、その評価額が当該評価日に関する純資産総額の計算に反映されます。評価日に関し管理事務代行会社が取引締切時間後に受け取った取引確認書は、次の評価日の純資産総額の計算に含まれます。

「取引締切時間」とは、評価日にファンドの勘定で行われた取引に関して、当該評価日に係る投資対象ファンド純資産価額確認日の午前7時(ダブリン時間)または管理事務代行会社および管理会社が合意したその他の時間をいいます。

管理事務代行会社は、各評価日に係る純資産総額および基準価額に関する情報を、当該評価日後の投資対象ファンド純資産価額確認日から2ファンド営業日後に受益者に提供します。

管理事務代行会社は、投資対象ファンド財務書類が関連する締切時間までに投資対象ファンドによって管理事務代行会社に提供されない場合、当該評価日に関する純資産総額の計算を遅らせることができます。この場合、受益者に対する純資産総額に関する情報の提供に関連する期限は、関連する投資対象ファンド財務

書類の公表後 2 ファンド営業日まで延期される可能性があります。また、これに伴い、買戻代金の決済も延期される可能性があります。

純資産総額を提供し、かつ / または受益証券を買い戻す受託会社の義務は、ファンド障害事由および / または停止がないことを条件とします。

純資産総額の計算の停止

受託会社は、以下の場合において、全期間または一部期間中、管理会社と協議の上、ファンドの純資産総額および / もしくはかかるファンドの受益証券クラスの基準価額の決定ならびに / もしくはファンドの受益証券クラスの受益証券の発行および買戻しを停止すること、ならびに / またはかかるファンドの受益証券クラスの受益証券につき買戻しの請求者に対する買戻代金の支払期間を延長することができます。

- (a) ファンドの投資対象もしくはファンドのうちもしくは複数の受益証券クラスに帰属する投資対象の大部分が上場、値付け、売買もしくは取引されている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が閉鎖されている期間 (通常の休日および祝日を除きます。)、またはかかる証券取引所もしくは市場での取引が制限されるかもしくは停止されている場合
 - (b) ファンドの投資対象もしくはファンドのうちもしくは複数の受益証券クラスに帰属する投資対象の処分を管理会社が合理的に実行できなくなる状況が発生したと受託会社もしくは管理会社が判断する場合、または当該状況により、かかる処分がファンドの受益者またはファンドの一もしくは複数の受益証券クラスの保有者に重大な悪影響を及ぼす場合
 - (c) 投資対象の評価額もしくはファンドもしくはファンドの一または複数の受益証券クラスに帰属する純資産総額の確定に通常使用している方法をとることに支障が生じている場合、またはその他の理由によって、投資対象もしくはその他の資産の評価額、もしくはファンドもしくはファンドの一または複数の受益証券クラスに帰属する純資産総額を合理的もしくは公正に確定することができないと受託会社もしくは管理会社が決定した場合
 - (d) ファンドの投資対象の買戻しもしくは換金、またはかかる買戻しもしくは換金に関係した資金の移動を通常の価格もしくは通常の為替レートで行えないと管理会社が判断した場合
 - (e) いかなる期間であれ、管理会社が、その絶対的裁量により、かかる措置をとることが賢明であると考えられる場合
 - (f) その他、ファンドに係る補遺信託証書または英文目論見書補遺で定める場合
- かかるファンドの受益者は全員、上記の停止についても速やかに書面で通知され、かかる停止の解除についても速やかに通知されます。

(2) 【保管】

受益証券が販売される海外において、受益証券の確認書は受益者の責任において保管されます。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社または販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、下記「 (5) その他 - ファンドの解散」の記載に従って早期終了しない限り、最終買戻日まで存続します。

「最終買戻日」とは、 () 2163年12月1日 (もしくは管理会社および受託会社が決定するこれよりも遅い日) または () 強制買戻事由 (以下に定義されます。) 発生後に最も早く到来する買戻日のいずれか早い日を行い、管理会社が決定する通り、ファンドのすべての投資対象が清算されます。

(4) 【計算期間】

ファンドの決算期は毎年12月31日です。

(5) 【その他】

ファンドの解散

以下の事由のいずれかが発生した場合、ファンドは終了することがあります。

- (a) ファンドの継続もしくはファンドの他の法域への移動が違法となった、または受託会社もしくは管理会社の意見において、実行不可能、不適当もしくはファンドの受益者の利益に反する場合
- (b) ファンド受益者がファンド決議で終了を決定した場合
- (c) 基本信託証書の締結日に開始し当該日付の150年後に終了する期間が終了した場合
- (d) 受託会社が退任の意向を書面で通知した、または受託会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、管理会社がかかる通知もしくは清算後90暦日以内に受託会社の後任を任命できないもしくは受託会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合
- (e) 管理会社が退任の意向を書面で通知した、または管理会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、受託会社がかかる通知もしくは清算の開始後90暦日以内に管理会社の後任を任命できないもしくは管理会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合
- (f) ファンドに関係する補足信託証書または附属書類で予期される日付が到来したまたは状況が生じた場合

また、受益証券は、次のいずれかに初めて該当する場合には、強制的に買い戻されます（以下それぞれ「強制買戻事由」といいます。）。

- (1) いずれかの評価日の純資産総額が10,000,000米ドル以下であり、かつ、当該評価日以降、管理会社が、影響を受けるすべての受益者に対して通知を行うことで、すべての受益証券を強制的に買い戻すべきと判断した場合
- (2) 管理会社が、受託会社と協議の上、すべての受益証券を強制的に買い戻すべきと判断した場合（これには、管理会社が受託会社と協議の上、理由の如何を問わず（最終買戻日より前に投資対象ファンドが早期に終了することを含みます。）、すべての受益証券を強制的に買い戻すことを決定した場合を含みますが、これに限定されません。）。

強制買戻事由が発生した場合、各受益証券は最終買戻日に1口当たり最終買戻価格で買戻されます。

受益証券の1口当たり最終買戻価格は、最終買戻日（またはその日が評価日でない場合には直前の評価日）における基準価額（（管理会社と協議の上、受託会社の裁量により）ファンドの投資対象のうち当該買戻しの資金調達のために実現される投資対象の当該評価日における公表価額とその後の実現価額との差額についての調整の加減後。）となります。

上記に記載された強制買戻事由によるかまたはファンドの終了に関する規定に従うかを問わず、ファンドの終了後に多額の残余金が残ることは想定されていません。上記にかかわらず、ファンドの終了後に残余金が残る限りにおいて、管理会社は、ファンドの終了に関連して、報酬代行会社のためにかかる資金を保持する権利、または慈善団体への支払いを含むその他の適切とみなす方法で、かかる資金を処理する権利を留保します。

ソフトwindダウン

管理会社が、受託会社と協議し、ファンドの投資方針がもはや実行可能ではないと判断した場合、信託証書および英文目論見書補遺の規定に従い、秩序ある方法で資産を換価するためにファンドを管理し、受益者の最善の利益になると判断される方法でその収益を受益者に分配することができます。この手続はファンドの事業に不可欠であり、受益者の関与なしに実行することができます。

信託証書の変更

受託会社および管理会社は、受益者に対する10暦日前までの書面通知（受益者による決議またはファンドによる決議（場合による）により放棄することができる）により、受託会社および管理会社が誠意を持ってかつ商業上合理的方法により受益者または（場合に応じて）影響を受けるファンドの受益者の最大の利益となると考える方法および限度により、基本信託証書の修正信託証書により、基本信託証書の規定を修正し、改訂し、変更または追加する権利を有します。ただし、受託会社はその意見において、（i）かかる修正、改訂、変更または追加が、

（a）既存の受益者の利益を重大に害するものとはならず、既存の受益者または（場合により）影響を受けるファンドの受益者に対する責任から受託会社および管理会社を相当程度免除するようにならないこと、

（b）財政上、法令上または当局による要請（法的強制力の有無を問わない）を遵守できるようにするために必要であること、または

（c）明白な誤りを訂正するために必要であること

を書面で証明しない限り、かかる修正、改訂、変更または追加を承認する受益者による決議またはファンドによる決議（必要に応じて）を受託会社がまず取得しなければ、かかる修正、改訂、変更または追加は行わないものとし、（ ）かかる修正、改訂、変更または追加によって、いずれの受益者も、その受益証券に関し追加の支払を行いまは債務を引き受ける義務を課されないものとします。

関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、いずれかの当事者による90日前の書面による通知またはいずれかの当事者の支払不能または通知後も違反を解消できないなどの一定の状況においては即時の書面による通知により終了することができます。管理事務代行契約は、アイルランドの法律に準拠し、同法に従って解釈されます。

保管契約

保管会社の任命は、保管会社または受託会社のいずれかが、他方当事者に対して90日前の書面による通知を行うことにより解除することができます。保管契約は、同契約に定める一定の事由により直ちに解除することもできます。

保管契約は、英国法に準拠し、同法に従って解釈されます。

代行協会員契約

代行協会員契約は、管理会社または代行協会員による3か月前の他の当事者に対する書面による通知により終了されるまで継続しますが、かかる終了は、日本において代行協会員の指定が要求されている限りにおいては、管理会社の日本における後任の代行協会員が指定されることを条件とします。

本契約は日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとします。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、英文目論見書または信託証書に従ってファンドが解散するまで効力を有しますが、他方当事者に対する3か月前の書面による通知により、終了することができます。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に解釈されるものとします。

報酬代行会社任命契約

報酬代行会社または受託会社のいずれも報酬代行会社任命契約を他方当事者に対して90暦日前の書面による通知を送付することにより終了することができます。報酬代行会社任命契約は、同契約に定める他の事由により解除することもできます。

投資運用契約

投資運用契約は管理会社または投資運用会社が相手方当事者に対し90暦日前の書面による通知をすることにより、または同契約に定める他の事由により終了することができます。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、日本における販売会社または販売取扱会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は日本における販売会社または販売取扱会社との間の口座約款に基づき日本における販売会社または販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができます。日本における販売会社または販売取扱会社から国内の投資者に対する買戻金等の支払いは外国証券取引口座約款に基づいて行われるため、買戻金等の支払いに関する問い合わせは日本における販売会社または販売取扱会社に対して行うこととなります。

受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行うものとします。

受益者の有する権利は次の通りです。

() 分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、受益証券口数に応じて請求する権利を有します。

() 管理会社に対する買戻請求権

受益者は、信託証書の規定および本書の記載に従って、管理会社に対し、受益証券の買戻しを請求することができます。

() 残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有します。

() 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

() 議決権

受託会社は、基本信託証書の定めにより招集することが要求されている場合、または提案されているものが受益者による決議であるときは受益証券の保有者として登録され基準価額の総額がトラストのすべてのシリーズ・トラストの純資産総額の10分の1以上となる受益証券を保有する受益者の書面による要請のある場合、もしくは提案されているものがファンドによる決議であるときは受益証券の保有者として登録されファンドの受益証券の口数の10分の1以上を保有する受益者の書面による要請がある場合、招集通知に記載されている日時および場所にて、全受益者または(場合により)ファンドの受益者の集会を招集します。

(2)【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3)【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

() 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題およびJSDAの規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

() 日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、下記の通りとします。

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番2号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

ファンドの運用は、2026年3月31日から開始する予定であり、ファンドは、現在何ら資産を保有していません。第1期の監査済財務書類は、2026年12月31日に終了する期間について作成されます。ファンドの会計監査は、ケーピーエムジーエルエルピーが行います。なお、ケーピーエムジーエルエルピーは、公認会計士法(昭和23年法律第103号、その後の改正を含みます。)第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。

1【財務諸表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

該当事項はありません。

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(イ) 受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換を行う登録・名義書換事務代行会社は次の通りです。

取扱機関 エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド

取扱場所 アイルランド、ダブリン2、ハーコート通り、ハーコートセンター、ブロック5

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、その日本における販売会社または販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては受益者本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

(ロ) 受益者集会

受託会社は、基本信託証書の定めにより招集することが要求されている場合、または提案されているものが受益者による決議であるときは受益証券の保有者として登録され基準価額の総額がトラストの全てのシリーズ・トラストの純資産価額の10分の1以上となる受益証券を保有する受益者の書面による要請のある場合、もしくは提案されているものがファンドによる決議であるときは受益証券の保有者として登録されファンドの受益証券の口数の10分の1以上を保有する受益者の書面による要請がある場合、招集通知に記載されている日時および場所にて、全受益者または(場合により)ファンドの受益者の集会を招集します。受託会社は、各集会の15暦日前までに、集会の場所、日時および集会で提案される決議の条件を記載した書面による通知を、トラストの受益者全員の集会の場合は各受益者に郵送し、ファンドの受益者の集会の場合はファンドの受益者に郵送します。集会の基準日は、集会の通知に指定された日の少なくとも21暦日前とします。受益者に対する通知が偶然になされなかった場合または受益者によって通知が受領されなかった場合でも、集会の手続が無効となることはありません。受託会社または管理会社の取締役またはその他権限を付与された役員は、いずれの集会にも出席し、発言する権利を有します。定足数は受益者2名としますが、受益者が1名しかいない場合はこの限りではなく、この場合定足数は当該受益者1名とします。いずれの集会においても、集会の投票に付された決議は書面による投票で決定され、提案されたのが受益者による決議であるときは基準価額の合計がトラストのシリーズ・トラスト全ての純資産価額の50%以上である受益証券を保有する受益者により承認される場合、提案されたのがファンドによる決議であるときは発行済みの当該ファンドの受益証券口数の半分以上を保有する受益者により承認された場合、投票結果は集会の決議であるとみなされます。上記にかかわらず、且つ基本信託証書第33.2条の目的に限り、トラストが「ミューチュアル・ファンド」であって「規制対象のミューチュアル・ファンド」(ケイマン諸島ミューチュアル・ファンド法に定義された用語)ではない場合はいつでも、「受益者による決議」という表現は、トラストの(当該法で定義された)「投資者」の人数の過半数が書面で同意した決議を指します。受益者による決議に関する純資産総額の計算は、集会の直前の該当する評価日の評価時点で行われます。投票は、本人または代理人のいずれかにより行うことができます。

(ハ) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は、いかなる者(米国人および(制限付例外があります。))ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含みます。)による受益証券の取得も制限することができます。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

2025年12月末日現在、管理会社の払込済み資本金は735,000米ドル(約1億1,512万円)です。

過去5年間において、主な資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構

管理会社の定款によれば、管理会社の業務は10名以下(代理取締役は除きます。)で構成される取締役会によって管理されます。取締役の株式保有資格は総会において管理会社によりかかる決定がなされるまで要求されません。管理会社は通常の決議により取締役を選任でき、同様に取締役を解任し、代わりに他の者を指名できます。取締役は、管理会社の定款に定められた最大数を条件として、いつでも随時何人をも取締役に指名する権限を有します。

取締役会は、その構成員から議長を選出できますが義務はありません。

取締役会は、招集通知に記載された場所で開催されます。

取締役会は、各取締役および代理取締役に書面により少なくとも2日前に通知がなされることにより招集されます。ただし、全取締役(または代理取締役)が通知を取締役会開催の前か後に撤回する場合、招集通知の期間が短縮された取締役会も有効な取締役会であるものとします。

取締役会の決議の定足数は、取締役会で別途定めがなければ2名です。ただし、いかなる時でも取締役が1名の場合は定足数は1名です。

決議は、定足数を満たしている取締役会に自らまたは代理人により参加している者の過半数の賛成によりなされます。議長は、賛否同数の場合の決定権を有します。

取締役会は、法律、定款、総会で管理会社により規定された規則および関連するファンドの基本的書類による制限にしたがって、管理会社の名前で活動し、管理会社のために活動する過程にある全業務ならびに事務管理および財産処分に関する全活動を行い、かつ、権限を付与する権限を授与されています。

取締役会は、取締役会の構成員ではない1名以上の執行役員、支部の委員会もしくは代理人、または取締役会の構成員で構成されると取締役がみなす委員会に対し、管理会社の業務および管理会社の代表権の全てまたは一部を委託することができます。

株主総会が、適式に成立した場合には、全株主を代表します。株主総会は、管理会社に代わって議案に記載された全ての活動を行い、かつ、承認する幅広い権限を有します。

適用法令の要件および管理会社の定款の遵守を条件とし、株主総会で正式に可決された決議は全株主を拘束します。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。

管理会社は、2025年12月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っています。

国別(設立国)	種類別	本数	純資産の合計(通貨別)
ケイマン諸島	公募	14	2,283,894,440米ドル
			9,648,786ユーロ
			60,125,669豪ドル
			28,164,363,340円
			3,492,926,448トルコリラ
	私募	12	109,516,533,764円
	その他	8	53,704,086,851円

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近2事業年度(2023年1月1日から2023年12月31日までおよび2024年1月1日から2024年12月31日まで)の日本語の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第328条第5項ただし書の規定を適用して、管理会社によって作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものです(ただし、円換算部分を除きます。)。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)であるアーンスト・アンド・ヤング(安永会計事務所)から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含みます。)が当該財務書類に添付されています。
- c．管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本語の財務書類には円換算額が併記されています。日本円による金額は2025年11月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=156.63円)で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

損益計算書およびその他の包括利益

2024年12月31日を末日とする事業年度

	注記	2024年		2023年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
収益					
運用手数料収入	4	170,000	26,627	185,000	28,977
その他の収入	4	62,322	9,761	60,009	9,399
		<u>232,322</u>	<u>36,389</u>	<u>245,009</u>	<u>38,376</u>
費用					
監査報酬		4,340	680	6,390	1,001
取締役報酬	9(c)	107,053	16,768	108,643	17,017
その他費用		5,015	785	48	8
費用合計		<u>116,408</u>	<u>18,233</u>	<u>115,081</u>	<u>18,025</u>
税引前利益		115,914	18,156	129,928	20,351
税金	5	-	-	-	-
当期利益合計					
当期包括利益合計		<u>115,914</u>	<u>18,156</u>	<u>129,928</u>	<u>20,351</u>

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財政状態計算書

2024年12月31日

	注記	2024年		2023年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
運用手数料未収入金	7	170,000	26,627	185,000	28,977
関連会社に対する債権	9(a)	864	135	864	135
現金および現金同等物	6	1,955,991	306,367	2,249,019	352,264
資産合計		<u>2,126,855</u>	<u>333,129</u>	<u>2,434,883</u>	<u>381,376</u>
負債					
直接持株会社に対する債務	9(b)	23,303	3,650	16,752	2,624
未払取締役報酬		-	-	428,396	67,100
未払金		4,339	680	6,436	1,008
負債合計		<u>27,642</u>	<u>4,330</u>	<u>451,584</u>	<u>70,732</u>
純資産		<u>2,099,213</u>	<u>328,800</u>	<u>1,983,299</u>	<u>310,644</u>
株主資本					
資本金	8	735,000	115,123	735,000	115,123
利益剰余金		<u>1,364,213</u>	<u>213,677</u>	<u>1,248,299</u>	<u>195,521</u>
株主資本合計		<u>2,099,213</u>	<u>328,800</u>	<u>1,983,299</u>	<u>310,644</u>

Nicolás Henri Jean Papavoine

取締役

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

U B S マネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

株主資本等変動計算書

2024年12月31日を末日とする事業年度

	株式資本		利益剰余金		合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2023年1月1日現在	735,000	115,123	1,118,371	175,170	1,853,371	290,293
当期純利益および包括利益	-	-	129,928	20,351	129,928	20,351
2023年12月31日および 2024年1月1日現在	735,000	115,123	1,248,299	195,521	1,983,299	310,644
当期純利益および包括利益	-	-	115,914	18,156	115,914	18,156
2024年12月31日現在	735,000	115,123	1,364,213	213,677	2,099,213	328,800

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

キャッシュ・フロー計算書

2024年12月31日を末日とする事業年度

	注記	2024年		2023年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー					
税引前利益		115,914	18,156	129,928	20,351
調整：					
受取利息		(62,436)	(9,779)	(60,034)	(9,403)
		<u>53,478</u>	<u>8,376</u>	<u>69,894</u>	<u>10,947</u>
運用手数料未収入金の減少		15,000	2,349	20,000	3,133
直接持株会社に対する債務の増加 / (減少)		6,551	1,026	(313,301)	(49,072)
未払取締役報酬の(減少) / 増加		(428,396)	(67,100)	428,396	67,100
未払金の減少		(2,097)	(328)	(37)	(6)
		<u>(355,464)</u>	<u>(55,676)</u>	<u>204,952</u>	<u>32,102</u>
営業活動に(使用した) / より発生した現金 受取利息		<u>62,436</u>	<u>9,779</u>	<u>60,034</u>	<u>9,403</u>
		<u>(293,028)</u>	<u>(45,897)</u>	<u>264,986</u>	<u>41,505</u>
営業活動に(使用した) / より発生した正味 キャッシュ・フロー		<u>(293,028)</u>	<u>(45,897)</u>	<u>264,986</u>	<u>41,505</u>
現金および現金同等物の純増(減)額		(293,028)	(45,897)	264,986	41,505
期首における現金および現金同等物		<u>2,249,019</u>	<u>352,264</u>	<u>1,984,033</u>	<u>310,759</u>
期末における現金および現金同等物		<u>1,955,991</u>	<u>306,367</u>	<u>2,249,019</u>	<u>352,264</u>
現金および現金同等物の分析					
現金および銀行預金残高	6	<u>1,955,991</u>	<u>306,367</u>	<u>2,249,019</u>	<u>352,264</u>

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

1. 会社情報

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「会社」という)は、ケイマン諸島 会社法Cap.22に基づき、ケイマン諸島において2000年1月4日に有限責任の免税会社として設立された。会社の登録事業所は、ケイマン諸島 KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309、メイプルズ・コーポレート・サービスズ・リミテッド(Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands)に所在する。

会社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。

2023年6月12日、UBSグループAGはクレディ・スイス・グループAGを買収し、スイス法の適用によりクレディ・スイス・グループAGのすべての資産および負債を承継したことにより、クレディ・スイス・グループAGの直接および間接子会社すべての直接または間接株主となった(以下「本取引」という)。会社は、この取引に含まれるクレディ・スイス・グループAGの間接的な子会社のひとつであった。

本取引の完了後、クレディ・スイスの発行済み登録株式は、クレディ・スイスの米国預託株式の場合、クレディ・スイスのデポジタリーに一定の手数料を支払うことを条件として、合併対価として1株当たりUBSグループAGの株式22.48分の1株を受領する権利に転換される。全体として、クレディ・スイスの株主は、買収日時点において、37億米ドルの購入価格で発行済みUBSグループAG株式の5.1%を取得した。

2023年12月、UBSグループAGの取締役会はUBS AGとクレディ・スイスAGの合併を承認し、両社は正式な合併契約を締結した。本合併手続きは、2024年5月31日に完了する。

2024年3月1日付で、UBSグループAGの取締役会は名称をクレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッドからUBSマネジメント(ケイマン)リミテッドに変更することを承認した。

究極の持株会社は、スイスで設立されたUBSグループAGである。取締役は、クレディ・スイス(香港)リミテッドを直接持株会社、UBS AGを中間持ち株会社とみなしている。

U B S マネジメント (ケイマン) リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

2.1 作成の基準

会社のこれらの財務諸表は、国際会計基準審議会 (以下、「I A S B」という) が公表する I F R S 会計基準に準拠して作成されている。これらの財務諸表は、純損益を通じて公正価値で測定された金融資産および金融負債を除き、取得原価を基準に作成されている。

I F R S の会計基準に準拠した財務諸表の作成に当たり、経営陣は会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが求められている。見積りおよびこれに伴う仮定は、状況に応じて合理的であると考えられ、結果として他の情報源からは容易に明白とはならない資産および負債の帳簿価額を決定する基準となる過去の実績およびその他のさまざまな要因に基づくものである。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。

これらの財務諸表は米ドル (「U S D」) で表示され、また別段の記載がない限り、1ドル単位に四捨五入されている。

財政状態計算書は、資産および負債を流動性の順に示しており、また流動資産または負債と固定資産または負債の区別はしていない。

過去の期の一部の比較情報は、当年度の表示と合致するように組み替えられている。

2.2 会計方針の変更と開示事項

当期に採用された会計原則は前年と整合している。当会計期間において効力を発して会社に重大な影響を与える、既存の基準にかかる他の基準、解釈または改正はない。

2.3 既発表であるが未発効の I F R S 会計基準

2024年12月31日を末日とする会計年度に関して発表済みであるがまだ有効になっていない新規および改訂された I F R S 会計基準のいずれについても、会社はこれらの財務諸表において早期適用を行っていない。新規および改訂 I F R S 会計基準の中で、以下の点については発効の時点で会社の財務諸表が関連性を持つものと予想される。

I F R S 第18号財務諸表における表示および開示

2024年4月に、I A S B は I A S 第1号財務諸表の提示に置き換わる I F R S 第18号を発表した。I F R S 第18号は損益計算書における表示に、特定の合計および小計を含む新たな要求事項を導入した。さらに企業は、すべての収益および費用を損益計算書内で5つの区分に分類することが求められる。すなわち営業、投資、財務、法人所得税および非継続事業の区分であり、そのうち最初の3つの区分が新しいものである。

U B S マネジメント (ケイマン) リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

2.3 既発表であるが未発効の I F R S 会計基準 (続き)

また、新たに定義された経営陣が定める業績評価指標、収益および費用の小計の開示も義務付けられ、基本財務諸表 (P F S) および注記の「役割」に基づき、財務情報の集計および細分化に関する新たな要件も盛り込まれている。

さらに、I A S 第7号キャッシュ・フロー計算書について、間接法による営業キャッシュ・フロー算定の出発点を「損益」から「営業損益」に変更することと、配当金および利息のキャッシュ・フローの分類にかかる選択肢が削除されるなど、狭い範囲に限定した改訂も行われた。これに加え、いくつかの他の基準に対して重要な改訂がなされた。I F R S 第18号および他の基準の改正は、2027年1月1日以降に開始する事業年度から発効するが、早期適用が認められており、その場合は開示する必要がある。I F R S 第18号は遡及適用される。

会社は現在、改正が主たる財務諸表および財務諸表の注記に与えるすべての影響を特定する作業を進めている。

交換可能性の欠如 - I A S 第21号の改正

2023年8月、I A S B は、企業はどのように交換可能性を判定するべきか、および交換可能性が欠如している場合にどのように直物為替レートを確定するかについて、I A S 第21号の改正外国為替レート変動の影響を発表した。また改訂は、他の通貨に交換可能でないことが企業の財務実績、財政状態およびキャッシュ・フローに与える影響を、財務諸表利用者が理解できる情報を開示することを求めている。

本改訂は、2025年1月1日以降に開始する事業年度から発効する。早期適用は認められるが、その場合は開示を要する。改訂を適用する場合、企業は比較情報を修正再表示することはできない。

本改訂の適用による会社の財務諸表への重大な影響はないことが予想される。

3 . 重要性のある会計方針

関連当事者

当事者は、以下の場合に、会社に関連するとみなされる。

- a) 当事者が個人、またはその個人の家族の近親者は、以下に該当する場合、会社の関連当事者である。
-) 会社を支配している、または共同支配している。
 -) 会社に重要な影響を与える。
 -) 会社または会社の親会社経営幹部の一員である。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3. 重要性のある会計方針（続き）

または

b) 事業体の場合、以下の条件のいずれかが当てはまる場合は関連当事者となる。

- ）事業体と会社が同一グループのメンバーである。
- ）一方の事業体が、他方の事業体（または他方の事業体の親会社、子会社、或いは同系列子会社）の関連会社または合併企業である。
- ）事業体と会社が、同一の第三者の合併会社である。
- ）一方の事業体が第三者企業の合併会社であり、もう一方の事業体が当該第三者企業の関連会社である。
- ）当該事業体が、会社または会社の関連当事者である企業の従業員給付のための退職後給付制度である。
- ）当該事業体が、(a)に規定する個人に支配されているか、共同支配されている。
- ）(a)()に規定する個人が、当該事業体に重要な影響を与えるか、当該事業体（またはその親会社）の経営幹部の一員である。および
- ）当該事業体、またはその事業体が属するグループのメンバー企業のいずれかが、会社または会社の親会社に重要な経営幹部業務を提供している。

現金および現金同等物

財政状態計算書上の現金および現金同等物は、価値変動のリスクが大きくなり短期的な現金支払債務を満たすために保有する、手許現金および銀行預金ならびに一般的に期日が3カ月以内の確定額で現金に転換できる高流動性預金で構成される。

キャッシュ・フロー計算書において、現金および現金同等物は、上記に定義される手許現金ならびに銀行預金および短期預金から、要求払いで返済可能な会社の現金管理の一部を構成する銀行当座借越を控除した金額で構成される。

金融商品：

() 分類

I F R S 第9号に従い、会社は、当初認識時に金融資産および金融負債を以下で説明する金融資産および金融負債の区分に分類する。

分類にあたって、金融資産または金融負債は以下の目的で保有されるとみなされる。

- (a) 短期間に売却または買戻しを行うことを主な目的として取得または発生した資産。または
- (b) 当初認識時において、一括して管理される特定された金融商品ポートフォリオの一部であり、かかる資産につき最近において短期的な利益確定の現実の取引パターンが存在している場合。または、
- (c) デリバティブ（金融保証契約であるデリバティブまたは指定され有効なヘッジ・ツールのデリバティブを除く）

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3 . 重要性のある会計方針（続き）

金融資産

会社は、その金融資産を償却原価で測定する事後測定または次の両方の基準によってF V P Lにより測定して分類する。

- ・金融資産の運用に関する事業モデル
- ・金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性

償却原価で測定する金融資産

契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有するという目的の事業モデルの範囲内で保有され、契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみ（以下、「S P P I」）であるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合は、デット型商品は償却原価で測定される。会社はこの分類に短期の非財務債権を含めている。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産（「F V P L」）

次の場合、金融資産はF V P Lにより測定する。

- (a) その契約条件は、特定の日付に元本および元本残高に対する利息の支払いのみ（S P P I）であるキャッシュ・フローを生じない。または、
- (b) その目的が契約上のキャッシュ・フローであるか、または契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方であるビジネスモデル内では適用されない。または、
- (c) 当初の認識では、それは、F V P Lで測定されたものとして取消不能で指定されており、そうすることで、資産もしくは負債の測定、または異なる根拠でのそれらに関する損益の認識から生じると思われる、測定または認識の矛盾を排除または大幅に削減している。

金融負債

F V P Lで測定する金融負債

売買目的で保有されるという定義に合致するか、または当初認識時にF V P Lにより測定すると指定された場合は、金融負債はF V P Lにより測定される。

償却原価で測定する金融負債

この分類は、F V P Lで測定するものを除くすべての金融負債を含む。会社はこの分類に短期債務関連の金額を含めている。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3. 重要性のある会計方針(続き)

() 認識

会社は、金融資産および金融負債につき、会社がかかる金融商品の契約条項の当事者となった場合に限り認識する。

市場における規制または慣習によって一般的に定められた期間内に資産の受渡しが求められる金融資産の売買(通常取引)は、取引日、すなわち、会社が資産の売買を約束した日に認識される。

() 当初の測定

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は財政状態計算書に公正価値で記録される。かかる金融商品のすべての取引コストは、純損益とその他の包括利益によって直接認識される。

金融資産および金融負債(純損益を通じて公正価値で測定するものを除く)は、公正価値プラス取得のために直接起因する増分コストによって当初測定を行う。

() 後続測定

当初測定の後、会社は純損益を通じて公正価値で測定するものとして分類された金融資産を測定する。こうした金融商品の公正価値のその後の変動は、純損益およびその他の包括利益において、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債にかかる純損益に記録される。これらの金融商品にかかる受取または支払利息および配当金は、純損益およびその他の包括利益において、受取利息または支払利息ならびに受取配当金または配当支出としてそれぞれ記録される

純損益を通じた公正価値として分類されるものを除き、デット商品は、減損による引当を差し引いた実効金利法を用いた償却原価で測定される。デット商品のコストの認識の中止または減損だけでなく、償却プロセスなどの場合には、純損益において損益が認識される。

実効金利法(「EIR」)は、金融資産または金融負債の償却原価を計算して、関連期間にわたって受取利息または支払利息を振り分ける手法である。実効金利は、金融商品の予想残存期間、または状況に応じこれよりも短い期間にわたり見積もられる将来の現金支払額または受領額を、金融資産または金融負債の帳簿価格(純額)へと厳密に割り引く利率である。実効金利を計算する際、会社は予想貸倒損失(「ECL」)は考慮しないが、金融商品の全ての契約条件を考慮して将来のキャッシュ・フローを推定する。計算には契約の当事者間のすべての支払報酬または受取報酬を含み、これらは実効金利、取引コスト、およびすべてのその他のプレミアムおよびディスカウントの不可欠な一部である。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3. 重要性のある会計方針(続き)

() 認識の中止

以下の場合、金融資産(または該当する場合、金融資産の一部または類似した金融資産グループの一部)の認識は中止される。

- ・金融資産のキャッシュ・フロー受取の権利が失効した場合。または
- ・会社が、金融資産のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡した。または受け取ったすべてのキャッシュ・フローを重大な遅延なしで、第三者に「パス・スルー」契約によって支払う義務を負った。あるいは(a)会社が金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡したか、または(b)会社が、金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡せずまた保持もしないが、金融資産の管理権を譲渡した場合。

会社が、金融資産のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡したか、または「パス・スルー」契約を締結したか、あるいは会社が金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡せずまた保持もせず、金融資産の管理権も譲渡しない場合には、会社の継続的な関与の範囲でかかる金融資産が認識される。その場合、会社は関連する債務も認識する。譲渡資産と関連債務は、会社が保持する権利と義務を反映するベースで測定される。

会社は、金融負債にかかる契約上の債務が免責、取消、または失効となった場合、当該金融負債の認識を中止する。

金融資産の減損

会社は、金融要素のない短期の未収金だけを持ち、それは償却原価で測定する12カ月未満の期日を有するので、IFRS第9号のすべての未収金に適用される予想貸倒損失(「ECL」)アプローチと類似した簡易化されたアプローチの適用を選択している。そのため、会社は、信用リスクの変動は追跡せず、その代わりに各報告書日に全期間ECLに基づいた損失評価引当金を認識している。

会社のECLに対するアプローチは、過度のコストを要しない確率加重結果、貨幣の時間価値、および合理的で裏付け可能な情報、または報告書日時点における過去の事象、現状および将来の経済状況の予想における取組を反映している。

会社は、同種の損失パターンで未収金をグループ化するために、遅延日数に基づいた、未収金にかかるECL測定の現実的手段として、引当マトリックスを使用している。未収金は内容に基づいてグループ化されている。引当金マトリックスは、未収金の予想残存期間に対する過去の損失実績に基づき、将来予測を反映して調整されている。

U B S マネジメント (ケイマン) リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3 . 重要性のある会計方針 (続き)

公正価値測定

会社は各報告書日に公正価値で金融商品への投資を測定する。

公正価値は、測定日において所定の手続きに基づいて市場参加者との間で行われる、資産の売却により受領する価格、または負債の移転のために支払う価格として定義される。

公正価値の測定は、金融資産の売却または債務の移転の取引が、資産または負債にとって主要な市場において、または主要な市場が存在しない場合には、資産または負債にとって最も有利な市場で行われるとの推定に基づいている。主要な市場または最も有利な市場には、会社がアクセスできなければならない。

活発な市場において取引された金融商品の報告書日の公正価格は、買い値 / 売り値の範囲内の市場公表価格または気配値の場合のある第三者の算定する価格に基づいている。これらの勘定で「上場」と定義されている有価証券は、活発な市場で取引されている。

活発な市場で取引されていない他のすべての金融商品については、公正価値はその状況において適切とみなされる評価手法を用いて決定される。評価手法にはマーケット・アプローチ (実質的に同一である他の金融商品の現在の市場価格を参考にした、必要に応じて調整された最近の独立企業間市場取引の利用) およびインカムアプローチ (入手可能で裏付け可能な市場データを出来るだけ使用した割引キャッシュ・フロー分析と、オプション価格決定モデル) などがある。

公正価値が測定されたか、または財務諸表で開示されたすべての資産および負債は、以下に記述されるように公正価値ヒエラルキーに従って分類される。

レベル 1 - 同一の資産または負債につき、活発な市場における公表価格 (未調整) 。

レベル 2 - 公正価値測定にとって重大なインプットのうち、最も低いレベルのインプットが直接的または間接的に観察可能である評価手法

レベル 3 - 公正価値測定にとって重大なインプットのうち、最も低いレベルのインプットが観察不能である評価手法

各期初において、経常的に財務諸表で認識される資産および負債について、会社は分類の再評価によって階層内のレベル間で移転が生じたかどうかを決定する (全体として公正価値測定にとって重要な入力のうち、最も低いレベルの入力に基づく) 。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3. 重要性のある会計方針(続き)

引当金

(法的または推定的な)現在の債務が過去の事象の結果生じて、債務の決済のために将来、リソースの流失が必要になる可能性が高い場合に、債務の金額について信頼できる推定が可能という条件で引当金が認識される。

割引の影響が大きい場合、引当金として認識される金額は、債務を決済するために必要と見込まれる将来の支出金額にかかる、事業年度末における現在価値である。時間の経過によって発生する割引現在価値の増価は損益計算書に含まれる。

(h) 収益の認識

顧客との契約から生じる収益

顧客との契約から生じる収益は、会社が財またはサービスの見返りとして受け取る権利がある対価が反映された金額で、顧客に財またはサービスの支配権が移転された場合に認識される。

(a) 運用手数料

顧客は会社が提供するメリットを同時に受取り、消費するため、運用手数料報酬は経時的に認識される。

その他の収益

受取利息

受取利息は、発生主義により実効金利法を用いて金融商品の予想残存期間(または状況に応じこれよりも短い期間)にわたり見積られる将来の現金受領額を、金融資産のネットの帳簿価格へと厳密に割り引く利率である。

機能通貨

これらの財務諸表における表示には、会社の機能通貨および表示通貨である米ドルを使用する。

外貨建取引

外貨建取引は、報告単位の機能通貨に取引日の直物為替レートで換算される。事業年度末には、外貨建てのすべての貨幣性資産および負債は終値で機能通貨に換算される。貨幣項目の決済または換算から生じる差額は、純損益で認識される。

取得原価により測定された外貨建の非貨幣性資産・負債は、当初取引日の為替レートで換算される。公正価値で計上された外貨建の非貨幣項目は、公正価値が算定された日の為替レートで換算される。公正価値で測定された非貨幣項目の換算から生じる損益は、項目の公正価値の変動から生じる損益の認識と合致して取り扱われる。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3 . 重要性のある会計方針（続き）

費用

すべての費用は、発生主義により損益計算書に認識される。

4 . 収益及びその他の収入

会社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。年度中に認識された収益及びその他の収入は以下の通りである。

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
収益：		
運用手数料収入	<u>170,000</u>	<u>185,000</u>
その他の収入には次のものが含まれる。		
受取利息	62,436	60,034
純為替差損益	<u>(114)</u>	<u>(25)</u>
	<u>62,322</u>	<u>60,009</u>

運用手数料収入の履行義務は、役務が提供されるにしたがって経時的に充足される。

5 . 法人税等

ケイマン諸島において所得またはキャピタル・ゲインに課される税金はなく、会社は、ケイマン諸島総督より、2019年10月10日から20年間のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除すると
の保証を得ている。したがって、本財務諸表に所得税は計上されていない。

6 . 現金および現金同等物

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
銀行預金	<u>1,955,991</u>	<u>2,249,019</u>

銀行預金は、日次の銀行預金利率に基づいて変動金利による利息を獲得する。銀行預金の簿価は公正価値に近い。

U B S マネジメント (ケイマン) リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

7. 運用手数料未収入金

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
運用手数料未収入金	170,000	185,000

上記の資産のうち、減損した資産または満期を超えたものは存在しない。上記の金融資産に関連する未収金には、近年、デフォルトの実績はない。

8. 資本金

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
発行済全額払込済株式： 735,000株 (2023年：735,000株) 普通株式 1株につき1米ドル (2023年：1米ドル)	735,000	735,000

普通株式の株主には、随時宣言される配当金を受け取る権利が付与されており、会社株主総会において1株当たり1議決権を有する。すべての普通株式は、会社の残余財産に関して同等順位である。

資本管理

会社は、リスクレベルに応じてサービスの価格設定を行い妥当な費用で資金を調達することにより、株主に利益を還元し続けるべく、会社が継続企業として存続する能力を保護することを資本管理の第一の目的としている。会社は大手企業グループの一員であり、追加資本調達元および余剰資本の分配に関する会社の方針が、グループの資本管理目的の影響を受ける場合もある。会社は「資本」を、すべての資本項目を含むものと定義している。

会社の資本構成は定期的に見直しが行われ、会社が所属するグループの資本管理の慣行を考慮して管理されている。資本構成は、会社に対する取締役の信任義務に反しない限り、会社またはグループに影響を及ぼす経済状況の変化を踏まえて調整される。

当期において会社は、外部による資本規制の対象とはなっていない。

U B S マネジメント (ケイマン) リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

9 . 関連当事者間取引

一方当事者が他方当事者を支配する、あるいは財政上または運営上の決定に際して他方当事者に対して重要な影響力を行使することができる場合、両当事者は関連当事者とみなされる。

関連当事者との未払残高

会社は事業年度末時点で関連企業に対する / に支払うべき、以下の残高を有する。

	注記	2024年 米ドル	2023年 米ドル
関連会社に対する債権	(a)	864	864
直接持株会社に対する債務	(b)	<u>(23,303)</u>	<u>(16,752)</u>

(a) 関連会社からの未収金は、クレディ・スイス (シンガポール) リミテッドに代わって会社が支払った費用である。この未収金は、無担保かつ無利息で返済条件は確定していない。

(b) 直接持株会社に対する未払金は、会社に代わってクレディ・スイス (香港) リミテッドが支払った費用である。この未払金は、無担保かつ無利息で要求に応じて返済可能である。

関連当事者との取引

2024年12月31日を末日とする年度中に、財務諸表内の他の箇所に開示したものを除き、会社は以下の重要な取引を関連先と行った。

	注記	2024年 米ドル	2023年 米ドル
会社の重要な経営幹部の報酬	(c)	<u>107,053</u>	<u>108,643</u>

(c) 会社の関連当事者に該当する重要な経営幹部である取締役の報酬の詳細

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

10. 財務リスク管理

会社の投資活動は、投資先の金融商品および金融市場に関連する様々な種類のリスクに対するエクスポージャーを抱える。会社がエクスポージャーを抱える財務リスクのうち、最も重要な種類のもは、市場リスク、信用リスク、カウンターパーティ・リスク、および流動性リスクである。市場リスクは、外国通貨リスクおよび金利リスクを含む。取締役はこれらのリスクの管理を監督する。

事業年度末の時点で保有する金融商品の特徴と残高、および会社が採用しているリスク管理関連ポリシーについて、以下に記載する。

(a) 市場リスク

市場リスクは、観察可能な金利リスク、信用スプレッド、為替レートなどを含む市場価格と金利の動きに関連した不確実性、ならびにボラティリティや相関関係のような間接的にのみ観察可能でありうるその他に関連した不確実性から生じる損失リスクである。市場リスクには、経済環境、消費特性、投資家の予想における変化などの要因がある。そしてこれらは投資価値に重大な影響を及ぼす可能性がある。そのため、市場の動きは会社の財政状態に大きな変動を引き起こす可能性がある。

為替リスク

会社は、主に香港ドル建ての支払債務が生じる一部の取引により外国為替リスクに晒されている。香港ドルは米ドルにペッグされているので、米ドル建ての請求書と費用に関する会社の外国通貨リスクへのエクスポージャーは最小限であるとみなされる。

金利リスク

会社は現金および銀行預金に対して稼得する銀行金利に限り、金利リスクが発生する可能性がある。2024年12月31日および2023年12月31日現在、金利の変動が会社の認識された資産または負債の帳簿価額に直接的で重大な影響を及ぼすことはない。

(b) 信用およびカウンターパーティ・リスク

信用およびカウンターパーティ・リスクは、顧客またはカウンターパーティのデフォルトに起因する損失リスクであって、決済リスクを含むすべての形式のクレジットエクスポージャーから発生する。会社の信用およびカウンターパーティ・リスクは、主に現金および現金等価物ならびにグループ企業に対する債権に起因するものである。会社の経営者は、定期的にすべての金融資産について信用およびカウンターパーティ・リスクをモニタリングしている。報告対象の各報告日において、延滞および減損はないと認識している。会社の金融資産のいずれも担保またはその他の信用補完によって保証されてはいない。

会社の顧客は会社の関連企業であるため、取締役は、信用およびカウンターパーティ・リスクは最小限であると判断している。

U B S マネジメント (ケイマン) リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

10. 財務リスク管理 (続き)

(c) 流動性リスク

流動性リスクは、会社が金融債務に関連したコミットメントを履行するために必要な資金を調達することが困難となる可能性についてのリスクである。会社の戦略は、会社の流動資本を随時監視し、必要に応じてパートナーから資金を調達を行うことにより、流動性リスクへのエクスポージャーを最小限に抑えることである。

以下の表は、契約上の割引前支払額に基づく会社の金融負債の満期構成を要約したものである。割引による影響は小さいため、1年以内に返済しなければならない負債の残高は簿価に等しい。また表は、会社の契約上のコミットメントと流動性の全体像を提供するため、会社の金融資産 (適切な場合には割引前のベースで) の満期構成も分析している。

金融負債

満期のグループ分けは、事業年度末から契約上の満期日までの残存期間に基づいている。カウンターパーティが支払期日についての選択権を持つ場合は、負債は会社が支払を求められる場合がある最も早い期日に割り当てられる。

金融資産

満期のグループ分けの分析は、事業年度末から契約上の満期日までの残存期間、または、金融資産が現金化される予定期日、のいずれか早い方という考え方に基づいている。

	要求払い 米ドル	3 カ月未満 米ドル	3 カ月から 12カ月 米ドル	満期なし 米ドル	合計 米ドル
2024年12月31日					
金融負債					
直接持株会社に対する債務	22,303	-	-	-	22,303
	<u>22,303</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>22,303</u>
2023年12月31日					
金融負債					
直接持株会社に対する債務	16,752	-	-	-	16,752
未払取締役報酬	428,396	-	-	-	428,396
	<u>445,148</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>445,148</u>

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

11. 非連結のストラクチャード・エンティティ

会社は、会社名がストラクチャード・エンティティの名称やそれが発行する商品に表示される、または会社がそのストラクチャード・エンティティと関係があるか、もしくは会社がそのストラクチャード・エンティティの設計や設定に関与しており、ストラクチャード・エンティティとの関与の一形態を有すると市場が一般的に期待する場合、自社をそのストラクチャード・エンティティのスポンサーであると見なす。

以下に示す非連結のストラクチャード・エンティティは、会社がスポンサーであり、年間固定管理費用としてそれぞれ5,000米ドル(2023年:5,000米ドル)を受け取っているが、2024年12月31日現在会社は持分を保有していない。

豪州高配当株・ツイン ファンド(適格機関投資家限定)
米国リート・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
プリンシパル/CSカナディアン・エクイティ・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)*
米国プリファードREITインカム・ファンド(適格機関投資家限定)*
日本エクイティ・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
NB/MYAM米国リート・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)*
ダイワ・UK・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド(適格機関投資家限定)*
ブラジル株式 ファンド(適格機関投資家限定)
ダイワ・ブラジリアン・リアル・ボンド・ファンド(適格機関投資家限定)
ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド(適格機関投資家限定)
AMPオーストラリアREITファンド(適格機関投資家限定)
J-REITアンド リアル エステート エクイティファンド(適格機関投資家限定)
ダイワ・アメリカン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・クワトロ・インカム・ファンド
(適格機関投資家限定)
ダイワ・アメリカン・リート・クワトロ・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
新生ワールドラップ・ステーブル・タイプ(適格機関投資家限定)
米国リート・トリプル・エンジン・プラス・ファンド(適格機関投資家限定)
米国・地方公共事業債ファンド
東京海上CATボンド・ファンド*
グローバル高配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
マイスターズ・コレクション
PIMCO 短期インカム戦略ファンド
ピムコ ショート・ターム ストラテジー
ダイワJ-REIT・カバード・コール・ファンド(適格機関投資家限定)
外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド
SBI-ピクテ アジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

11. 非連結ストラクチャード・エンティティ(続き)

豪ドル建て短期債券ファンド

インサイト・アルファ

USダイナミック・グロース

プレミアム・キャリア戦略ファンド

B S M D グローバル・アドバンテージ

ダイワ・W i L 3号 ベンチャーキャピタル・ファンド

ジャパン・エクイティ・プレミアム戦略ファンド

グローバル・セレクト・キャリア戦略ファンド

* 当該ファンドは2024年に終了。

会社は、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供していない。

会社は現在、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供する意向はない。

12. 財務諸表の承認

当財務諸表は、2025年5月21日に開催された会社の取締役会において、その公表が認可され承認された。

[次へ](#)

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
 (An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)
 STATEMENT OF PROFIT OR LOSS AND OTHER COMPREHENSIVE INCOME
 For the year ended 31 December 2024

	Notes	2024 USD	2023 USD
REVENUE			
Management fee income	4	170,000	185,000
Other incomes	4	<u>62,322</u>	<u>60,009</u>
		<u>232,322</u>	<u>245,009</u>
EXPENSES			
Audit fee		4,340	6,390
Directors' fee	9(c)	107,053	108,643
Other expenses		<u>5,015</u>	<u>48</u>
TOTAL EXPENSES		<u>116,408</u>	<u>115,081</u>
PROFIT BEFORE TAX		115,914	129,928
Tax expense	5	<u>-</u>	<u>-</u>
PROFIT FOR THE YEAR AND TOTAL COMPREHENSIVE INCOME FOR THE YEAR		<u>115,914</u>	<u>129,928</u>


The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF FINANCIAL POSITION

31 December 2024

	Notes	2024 USD	2023 USD
ASSETS			
Management fee receivable	7	170,000	185,000
Amount due from a fellow subsidiary	9(a)	864	864
Cash and cash equivalents	6	<u>1,955,991</u>	<u>2,249,019</u>
Total assets		<u>2,126,855</u>	<u>2,434,883</u>
LIABILITIES			
Amount due to an immediate holding company	9(b)	23,303	16,752
Directors' fee payable		-	428,396
Accruals		<u>4,339</u>	<u>6,436</u>
Total liabilities		<u>27,642</u>	<u>451,584</u>
NET ASSETS		<u>2,099,213</u>	<u>1,983,299</u>
EQUITY			
Share capital	8	735,000	735,000
Retained profits		<u>1,364,213</u>	<u>1,248,299</u>
Total equity		<u>2,099,213</u>	<u>1,983,299</u>



Nicolas Henri Jean Papavoine
Director

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY

For the year ended 31 December 2024

	Share capital USD	Retained profits USD	Total USD
At 1 January 2023	735,000	1,118,371	1,853,371
Profit for the year and total comprehensive income for the year	<u>-</u>	<u>129,928</u>	<u>129,928</u>
At 31 December 2023 and 1 January 2024	735,000	1,248,299	1,983,299
Profit for the year and total comprehensive income for the year	<u>-</u>	<u>115,914</u>	<u>115,914</u>
At 31 December 2024	<u>735,000</u>	<u>1,364,213</u>	<u>2,099,213</u>

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF CASH FLOWS

For the year ended 31 December 2024

	Note	2024 USD	2023 USD
CASH FLOWS FROM OPERATING ACTIVITIES			
Profit before tax		115,914	129,928
Adjustments for:			
Interest income		(62,436)	(60,034)
		<u>53,478</u>	<u>69,894</u>
Decrease in management fee receivable		15,000	20,000
Increase/(decrease) in amount due to an immediate holding company		6,551	(313,301)
(Decrease)/ increase in directors' fee payable		(428,396)	428,396
Decrease in accruals		<u>(2,097)</u>	<u>(37)</u>
Cash (used in)/generated from operating activities		(355,464)	204,952
Interest income received		<u>62,436</u>	<u>60,034</u>
Net cash flows (used in)/generated from operating activities		<u>(293,028)</u>	<u>264,986</u>
NET (DECREASE)/ INCREASE IN CASH AND CASH EQUIVALENTS		(293,028)	264,986
Cash and cash equivalents at the beginning of year		<u>2,249,019</u>	<u>1,984,033</u>
CASH AND CASH EQUIVALENTS AT END OF YEAR		<u>1,955,991</u>	<u>2,249,019</u>
ANALYSIS OF BALANCES OF CASH AND CASH EQUIVALENTS			
Cash and bank balances	6	<u>1,955,991</u>	<u>2,249,019</u>

The accompanying note form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

1. CORPORATE INFORMATION

UBS Management (Cayman) Limited (the "Company") was incorporated in the Cayman Islands on 4 January 2000 as an exempted company with limited liability under the Companies Act, Cap.22 of the Cayman Islands. The Company's registered office is Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands.

The Company's principal activities are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts.

On 12 June 2023, UBS Group AG acquired Credit Suisse Group AG, succeeding by operation of Swiss law to all assets and liabilities of Credit Suisse Group AG, and became the direct or indirect shareholder of all of the former direct and indirect subsidiaries of Credit Suisse Group AG (the "Transaction"). The Company was one of the indirect subsidiaries of Credit Suisse Group AG included in this Transaction.

Upon the completion of the Transaction, each outstanding, registered Credit Suisse share converted to the right to receive, subject to the payment of certain fees to the Credit Suisse depository in the case of Credit Suisse American depository shares, the merger consideration consisting of 1/22.48 UBS Group AG shares. In aggregate, Credit Suisse shareholders received 5.1% of the outstanding UBS Group AG shares on the acquisition date, with a purchase price of USD3.7 billion.

In December 2023, the Board of Directors of UBS Group AG approved the merger of UBS AG and Credit Suisse AG, and both entities entered into a definitive merger agreement. The merger is completed on 31 May 2024.

On 1 March 2024, the Board of Directors has approved to change the name from Credit Suisse Management (Cayman) Limited to UBS Management (Cayman) Limited.

The ultimate holding company is UBS Group AG, a company incorporated in Switzerland. The directors regarded Credit Suisse (Hong Kong) Limited as the immediate holding company and UBS AG as the intermediate holding company.

2.1 BASIS OF PREPARATION

These financial statements of the Company have been prepared in accordance with IFRS Accounting Standards issued by International Accounting Standards Board ("IASB"). These financial statements have been prepared on a historical cost basis, except for financial assets and liabilities held at fair value through profit or loss, which have been measured at fair value.

The preparation of financial statements in conformity with IFRS Accounting Standards requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

2.1 BASIS OF PREPARATION (continued)

These financial statements are presented in United States Dollars ("USD") and all values are rounded to the nearest USD, except where otherwise indicated.

The statement of financial position presents assets and liabilities in order of liquidity and does not distinguish between current and non-current items.

Certain prior period comparative figures are reclassified to conform with current year presentation.

2.2 CHANGES IN ACCOUNTING POLICIES AND DISCLOSURES

The accounting principles adopted in the current period are consistent with those of the prior year. There are no other standards, interpretations or amendments to existing standards that are effective for the current financial period that have a material impact on the Company.

2.3 ISSUED BUT NOT YET EFFECTIVE IFRS ACCOUNTING STANDARDS

The Company has not early applied any of the new and revised IFRS Accounting Standards that have been issued but are not yet effective for the accounting year ended 31 December 2024 in these financial statements. Among the new and revised IFRS Accounting Standards, the following is expected to be relevant to the Company's financial statements upon becoming effective:

IFRS 18 *Presentation and Disclosure in Financial Statements*

In April 2024, the IASB issued IFRS 18, which replaces IAS 1 *Presentation of Financial Statements*. IFRS 18 introduces new requirements for presentation within the statement of profit or loss, including specified totals and subtotals. Furthermore, entities are required to classify all income and expenses within the statement of profit or loss into one of five categories: operating, investing, financing, income taxes and discontinued operations, whereof the first three are new.

It also requires disclosure of newly defined management-defined performance measures, subtotals of income and expenses, and includes new requirements for aggregation and disaggregation of financial information based on the identified 'roles' of the primary financial statements (PFS) and the notes.

In addition, narrow-scope amendments have been made to IAS 7 *Statement of Cash Flows*, which include changing the starting point for determining cash flows from operations under the indirect method, from 'profit or loss' to 'operating profit or loss' and removing the optionality around classification of cash flows from dividends and interest. In addition, there are consequential amendments to several other standards. IFRS 18, and the amendments to the other standards, is effective for reporting periods beginning on or after 1 January 2027, but earlier application is permitted and must be disclosed. IFRS 18 will apply retrospectively.

The Company is currently working to identify all impacts the amendments will have on the primary financial statements and notes to the financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

2.3 ISSUED BUT NOT YET EFFECTIVE IFRS ACCOUNTING STANDARDS (continued)

Lack of exchangeability – Amendments to IAS 21

In August 2023, the IASB issued amendments to IAS 21 *The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates* to specify how an entity should assess whether a currency is exchangeable and how it should determine a spot exchange rate when exchangeability is lacking. The amendments also require disclosure of information that enables users of its financial statements to understand how the currency not being exchangeable into the other currency affects, or is expected to affect, the entity's financial performance, financial position and cash flows.

The amendments will be effective for annual reporting periods beginning on or after 1 January 2025. Early adoption is permitted, but will need to be disclosed. When applying the amendments, an entity cannot restate comparative information.

The amendments are not expected to have a material impact on the Company's financial statements.

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES

Related parties

A party is considered to be related to the Company if:

- a) The party is a person or a close member of that person's family and that person.
- i) has control or joint control over the Company;
 - ii) has significant influence over the Company; or
 - iii) is a member of the key management personnel of the Company or of a parent of the Company;

or

- b) The party is an entity where any of the following condition applies:
- i) the entity and the Company are members of the same group;
 - ii) one entity is an associate or joint ventures of the other entity (or of a parent, subsidiary or fellow subsidiary of the other entity);
 - iii) the entity and the Company are joint ventures of the same third party;
 - iv) one entity is a joint venture of a third entity and other entity is an associate of the third entity;
 - v) the entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Company or an entity related to the Company;
 - vi) the entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a);
 - vii) a person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity); and
 - viii) the entity, or any member of a group of which it is a part, provides key management personnel services to the Company or to the parent of the Company.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents in the statement of financial position comprise cash on hand and at banks, and short-term highly liquid deposits with a maturity of generally within three months that are readily convertible into known amounts of cash, subject to an insignificant risk of changes in value and held for the purpose of meeting short-term cash commitments.

For the purpose of the statement of cash flows, cash and cash equivalents comprise cash on hand and at banks, and short-term deposits, as defined above, less bank overdrafts which are repayable on demand and form an integral part of the Company's cash management.

Financial instruments

(i) Classification

In accordance with IFRS 9, the Company classifies its financial assets and financial liabilities at initial recognition into the categories of financial assets and financial liabilities discussed below.

In applying that classification, a financial asset or financial liability is considered to be held for trading if:

- (a) It is acquired or incurred principally for the purpose of selling or repurchasing it in the near term; or
- (b) On initial recognition, it is part of a portfolio of identified financial instruments that are managed together and for which, there is evidence of a recent actual pattern of short-term profit-taking; or
- (c) It is a derivative (except for a derivative that is a financial guarantee contract or a designated and effective hedging instrument)

Financial assets

The Company classifies its financial assets as subsequently measured at amortised cost or measured at FVPL on the basis of both:

- The entity's business model for managing the financial assets
- The contractual cash flow characteristics of the financial asset

Financial assets measured at amortised cost

A debt instrument is measured at amortised cost if it is held within a business model whose objective is to hold financial assets in order to collect contractual cash flows and its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely payments of principal and interest ("SPPI") on the principal amount outstanding. The Company includes in this category short-term non-financing receivables.

Financial assets measured at fair value through profit or loss ("FVPL")

A financial asset is measured at FVPL if:

- (a) Its contractual terms do not give rise to cash flows on specified dates that are SPPI on the principal amount outstanding; or
- (b) It is not held within a business model whose objective is either to collect contractual cash flows, or to both collect contractual cash flows and sell; or
- (c) At initial recognition, it is irrevocably designated as measured at FVPL when doing so eliminates or significantly reduces a measurement or recognition inconsistency that would otherwise arise from measuring assets or liabilities or recognising the gains and losses on them on different bases.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial instruments (continued)

(i) **Classification** (continued)

Financial liabilities

Financial liabilities measured at FVPL

A financial liability is measured at FVPL if it meets the definition of held for trading or is designated as measured at FVPL upon initial recognition.

Financial liabilities measured at amortised cost

This category includes all financial liabilities, other than those measured at FVPL. The Company includes in this category amounts relating to short-term payables.

(ii) **Recognition**

The Company recognises a financial asset or a financial liability when, and only when, it becomes a party to the contractual provisions of the instrument.

Purchases or sales of financial assets that require delivery of assets within the time frame generally established by regulation or convention in the marketplace (regular way trades) are recognised on the trade date, i.e., the date that the Company commits to purchase or sell the asset.

(iii) **Initial measurement**

Financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss are recorded in the statement of financial position at fair value. All transaction costs for such instruments are recognised directly in profit or loss and other comprehensive income.

Financial assets and financial liabilities (other than those classified as at fair value through profit or loss) are measured initially at their fair value plus any directly attributable incremental costs of acquisition or issue.

(iv) **Subsequent measurement**

After initial measurement, the Company measures financial instruments which are classified as at fair value through profit or loss at fair value. Subsequent changes in the fair value of those financial instruments are recorded in net gains or losses on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss in profit or loss and other comprehensive income. Interest and dividends earned or paid on these instruments are recorded separately in interest income or expense and dividend income or expense in profit or loss and other comprehensive income.

Debt instruments, other than those classified as at fair value through profit or loss, are measured at amortised cost using the effective interest method less any allowance for impairment. Gains and losses are recognised in profit or loss when the debt instruments cost are derecognised or impaired, as well as through the amortisation process.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

(iv) Subsequent measurement (continued)

The effective interest method ("EIR") is a method of calculating the amortised cost of a financial asset or a financial liability and of allocating the interest income or interest expense over the relevant period. The effective interest rate is the rate that exactly discounts estimated future cash payments or receipts through the expected life of the financial instrument or, when appropriate, a shorter year to the net carrying amount of the financial asset or financial liability. When calculating the effective interest rate, the Company estimates cash flows considering all contractual terms of the financial instruments, but does not consider expected credit losses ("ECL"). The calculation includes all fees paid or received between parties to the contract that are an integral part of the effective interest rate, transaction costs and all other premiums or discounts.

(v) Derecognition

A financial asset (or, where applicable a part of a financial asset or part of a group of similar financial assets) is derecognised where:

- The rights to receive cash flows from the asset have expired; or
- The Company has transferred its rights to receive cash flows from the asset or has assumed an obligation to pay the received cash flows in full without material delay to a third party under a "pass through" arrangement and either (a) the Company has transferred substantially all the risks and rewards of the asset, or (b) the Company has neither transferred nor retained substantially all the risks and rewards of the asset, but has transferred control of the asset.

When the Company has transferred its rights to receive cash flows from an asset or has entered into a "pass-through" arrangement, and has neither transferred nor retained substantially all the risks and rewards of the asset nor transferred control of the asset, the asset is recognised to the extent of the Company's continuing involvement in the asset. In that case, the Company also recognises an associated liability. The transferred asset and the associated liability are measured on a basis that reflects the rights and obligations that the Company has retained.

The Company derecognises a financial liability when the obligation under the liability is discharged, cancelled or expired.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Impairment of financial assets

The Company holds only short-term receivables with no financing component and which have maturities of less than 12 months at amortised cost and, as such, has chosen to apply an approach similar to the simplified approach for expected credit losses ("ECL") under IFRS 9 to all its receivables. Therefore, the Company does not track changes in credit risk, but instead, recognises a loss allowance based on lifetime ECLs at each reporting date.

The Company's approach to ECLs reflects a probability-weighted outcome, the time value of money and reasonable and supportable information that is available without undue cost or effort at the reporting date about past events, current conditions and forecasts of future economic conditions.

The Company uses the provision matrix as a practical expedient to measuring ECLs on receivables, based on days past due for groupings of receivables with similar loss patterns. Receivables are grouped based on their nature. The provision matrix is based on historical observed loss rates over the expected life of the receivables and is adjusted for forward-looking estimates.

Fair value measurement

The Company measures its investment in financial instruments at fair value at each reporting date.

Fair value is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date.

The fair value measurement is based on the presumption that the transaction to sell the asset or transfer the liability takes place either in the principal market for the asset or liability, or in the absence of a principal market, in the most advantageous market for the asset or liability. The principal or the most advantageous market must be accessible to the Company.

The fair value for financial instruments traded in active markets at the reporting date is based on their market quoted price within the bid/ask price or broker quotations which could be indicative prices, without any deduction for transaction costs. Securities defined in these accounts as 'listed' are traded in an active market.

For all other financial instruments not traded in an active market, the fair value is determined by using valuation techniques deemed to be appropriate in the circumstances. Valuation techniques include the market approach (i.e., using recent arm's length market transactions adjusted as necessary and reference to the current market value of another instrument that is substantially the same) and the income approach (i.e., discounted cash flow analysis and option pricing models making as much use of available and supportable market data as possible).

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Fair value measurement (continued)

All assets and liabilities for which fair value is measured or disclosed in the financial statements are categorised within the fair value hierarchy, described as follows:

Level 1 - Quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities.

Level 2 - Valuation techniques for which the lowest level input that is significant to the fair value measurement is directly or indirectly observable

Level 3 - Valuation techniques for which the lowest level input that is significant to the fair value measurement is unobservable

For assets and liabilities that are recognised in the financial statements on a recurring basis, the Company determines whether transfers have occurred between levels in the hierarchy by re-assessing the categorisation (based on the lowest level input that is significant to the fair value measurement as a whole) at the beginning of each reporting period.

Provisions

A provision is recognised when a present obligation (legal or constructive) has arisen as a result of a past event and it is probable that a future outflow of resources will be required to settle the obligation, provided that a reliable estimate can be made of the amount of the obligation.

When the effect of discounting is material, the amount recognised for a provision is the present value at the end of the reporting period of the future expenditures expected to be required to settle the obligation. The increase in the discounted present value amount arising from the passage of time is included in the statement of profit or loss.

Revenue recognition

Revenue from contracts with clients

Revenue from contracts with customers is recognised when the control of goods or services is transferred to the customers at an amount that reflects the consideration to which the Company expects to be entitled in exchange for those goods or services.

- (a) Management fee
Management fee income is recognised over time because the customer simultaneously receives and consumes the benefits provided by the Company.

Other income

Interest income

Interest income is recognised on an accrual basis using the effective interest method by applying the rate that exactly discounts the estimated future cash receipts over the expected life of the financial instrument or a shorter period, when appropriate, to the net carrying amount of the financial asset.

Functional currency

These financial statements are presented in United States dollar, which is the Company's functional and presentation currency.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Foreign currencies transactions

Transactions denominated in foreign currency are translated into the functional currency of the reporting unit at the spot exchange rate on the date of the transaction. At the end of the reporting period, all monetary assets and liabilities denominated in foreign currency are translated to the functional currency using the closing exchange rate. Differences arising on settlement or translation of monetary items are recognised in profit or loss.

Non-monetary items that are measured in terms of historical cost in a foreign currency shall be translated using the exchange rates at the date of the initial transactions. Non-monetary items measured at fair value in a foreign currency are translated using the exchange rates at the date when the fair value was measured. The gain or loss arising on translation of a non-monetary item measured at fair value is treated in line with the recognition of the gain or loss on change in fair value of the item.

Expenses

All expenses are recognised in the statement of profit or loss on an accrual basis.

4. REVENUE AND OTHER INCOMES

The principal activities of the Company are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts. Total revenue and other income recognised during the year are as follows:

	2024 USD	2023 USD
Revenue:		
Management fee income	<u>170,000</u>	<u>185,000</u>
Other incomes include the following:		
Bank interest income	62,436	60,034
Foreign exchange differences, net	<u>(114)</u>	<u>(25)</u>
	<u>62,322</u>	<u>60,009</u>

The performance obligation for management fee income is satisfied over time as services are rendered.

5. TAXATION

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Company has received an undertaking from the Governor in Council of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes for a period of 20 years from 10 October 2019. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

6. CASH AND CASH EQUIVALENTS

	2024 USD	2023 USD
Cash at bank	<u>1,955,991</u>	<u>2,249,019</u>

Cash at bank earns interest at floating rates based on daily bank deposit rates. The carrying amount of the cash at bank approximate to their fair values.

7. MANAGEMENT FEE RECEIVABLES

	2024 USD	2023 USD
Management fee receivables	<u>170,000</u>	<u>185,000</u>

None of the above assets is either past due or impaired. The financial assets included in the above balances relate to receivables for which there was no recent history of default.

8. SHARE CAPITAL

	2024 USD	2023 USD
Issued and fully paid: 735,000 (2023: 735,000) ordinary shares of USD1 (2023: USD1) each	<u>735,000</u>	<u>735,000</u>

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as declared from time to time and are entitled to one vote per share at general meetings of the Company. All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

Capital management

The Company's primary objectives when managing capital are to safeguard the Company's ability to continue as a going concern so that it can continue to provide returns to shareholders, by pricing services commensurately with the level of risk and by securing access to finance at a reasonable cost. As the Company is part of a larger group, the Company's sources of additional capital and policies for distribution of excess capital may also be affected by the group's capital management objectives. The Company defines "capital" as including all components of equity.

The Company's capital structure is regularly reviewed and managed with due regard to the capital management practices of the group to which the Company belongs. Adjustments are made to the capital structure in light of changes in economic conditions affecting the Company or the group, to the extent that these do not conflict with the directors' fiduciary duties towards the Company.

The Company was not subject to externally imposed capital requirements in the current period.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

9. RELATED PARTY TRANSACTIONS

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions.

Outstanding balances with related parties

The Company has the following outstanding balances due from/(to) related companies as at the end of reporting period:

	Notes	2024 USD	2023 USD
Amount due from a fellow subsidiary	(a)	864	864
Amount due to an immediate holding company	(b)	<u>(23,303)</u>	<u>(16,752)</u>

(a) The amount due from a fellow subsidiary represents expenses paid by the Company on behalf of Credit Suisse (Singapore) Limited. It is unsecured, interest-free and has no fixed terms of repayment.

(b) The amount due to an immediate holding company represents expenses paid by Credit Suisse (Hong Kong) Limited on behalf of the Company. It is unsecured, interest-free and repayable on demand.

Transactions with related parties

Except as disclosed elsewhere in the financial statements, during the year ended 31 December 2024, the Company had the following material transactions with related parties:

	Notes	2024 USD	2023 USD
Compensation of key management personnel of the Company	(c)	<u>107,053</u>	<u>108,643</u>

(c) The details of the remuneration of the directors, being the key management personnel defined as a related party of the Company

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

10. FINANCIAL RISK MANAGEMENT

The Company's investing activities expose it to various types of risk that are associated with the financial instruments and markets in which it invests. The most important types of financial risk to which the Company is exposed are market risk, credit and counterparty risk and liquidity risk. Market risk includes foreign currency risk and interest rate risk. The directors oversee the management of these risks.

The nature and extent of the financial instruments outstanding at the end of reporting period and the risk management policies employed by the Company are discussed below.

(a) Market risk

Market risk is the risk of loss arising from uncertainty concerning movements in market prices and rates, including observable variables such as interest rates, credit spreads, exchange rates, and others that may be only indirectly observable such as volatilities and correlations. Market risk includes such factors as changes in economic environment, consumption pattern and investors' expectation etc. which may have significant impact on the value of the investments. Market movement may therefore result in substantial fluctuation in the financial position of the Company.

Foreign currency risk

The Company is exposed to foreign currency risk primarily through certain transactions which give rise to payables that are denominated in Hong Kong dollars. Since the Hong Kong Dollars is pegged to the USD, the Company's exposure to foreign currency risk in respect of the invoices and expenses denominated in USD is considered to be minimal.

Interest rate risk

The Company is exposed to interest rate risk only to the extent that it earns bank interest on cash at bank. At 31 December 2024 and 2023, a change in interest rates would have no direct material effect on the carrying value of the recognised assets or liabilities of the Company.

(b) Credit and counterparty risk

Credit and counterparty risk is the risk of loss resulting from client or counterparty default and arises on credit exposure in all forms, including settlement risk. The Company's credit and counterparty risk is primarily attributable to cash and cash equivalents and amounts due from related companies. The Company's management regularly monitors the credit and counterparty risk of all the financial assets. It is considered that they are not past due or impaired for each of the reporting dates under review. None of the Company's financial assets are secured by collateral or other credit enhancements.

The directors considered the credit and counterparty risk as minimal since the Company's clients are the Company's related companies.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

10. FINANCIAL RISK MANAGEMENT

(c) Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the Company will encounter difficulty in raising funds to meet commitments associated with financial liabilities. The Company's strategy is to minimise its exposure to liquidity risk by monitoring the Company's liquid capital from time to time and by obtaining funds from partners where necessary.

The following table summarises the maturity profile of the Company's financial liabilities based on contractual undiscounted payments. Balances due within one year equal their carrying amounts, as the impact of discounting is insignificant. The table also analyses the maturity profile of the Company's financial assets (undiscounted where appropriate) in order to provide a complete view of the Company's contractual commitments and liquidity.

Financial liabilities

The maturity grouping is based on the remaining period from the end of the reporting period to the contractual maturity date. When a counterparty has a choice of when the amount is paid, the liability is allocated to the earliest period in which the Company can be required to pay.

Financial assets

The analysis into maturity groupings is based on the remaining period from the end of the reporting period to the contractual maturity date or, if earlier, the expected date on which the assets will be realised.

	On demand USD	Less than 3 months USD	3 to 12 months USD	No maturity USD	Total USD
31 December 2024					
<i>Financial liabilities</i>					
Amounts due to the immediate holding company	22,303	-	-	-	22,303
	<u>22,303</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>22,303</u>
	On demand USD	Less than 3 months USD	3 to 12 months USD	No maturity USD	Total USD
31 December 2023					
<i>Financial liabilities</i>					
Amounts due to the immediate holding company	16,752	-	-	-	16,752
Directors' fee payable	428,396	-	-	-	428,396
	<u>445,148</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>445,148</u>

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

11. UNCONSOLIDATED STRUCTURED ENTITIES

The Company considers itself the sponsor of a structured entity when either its name appears in the name of the structured entity or in products issued by it or there is a general expectation from the market that the Company is associated with the structured entity or the Company was involved in the design or set up of the structured entity and has a form of involvement with the structured entity.

The below unconsolidated structured entities are sponsored by the Company where a fixed annual management fee of USD5,000 (2023: USD5,000) each is received but no interest is held by the Company as at 31 December 2024.

Australian High Dividend Equity Twin Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US REIT Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Principal / CS Canadian Equity Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Global REIT Triple Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
US Preferred REIT Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
Japan Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
NB/MYAM US REIT Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
Daiwa UK High Dividend Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
Brazil Equity Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa Brazilian Real Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Nissay Japan Equity Active Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
AMP Australia REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
J-REIT and Real Estate Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa American High Dividend Equity Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa American REIT Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Shinsei World Wrap Stable Type (For Qualified Institutional Investors Only)
US REIT Triple Engine Plus Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US Municipal Bond Fund
Tokio Marine CAT Bond Fund*
Global High Dividend Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Meister's Collection
PIMCO Short Term Income Strategy Fund
PIMCO Short Term Strategy
Daiwa J-REIT Covered Call Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Foreign Currency Denominated Man AHL Smart Leverage Strategy Fund
SBI PICTET Asia Hi-Tech Venture Fund
AUD Short Term Bond Fund
Insight Alpha
US Dynamic Growth
Premium Carry Strategy Fund
BSMD Global Advantage
Daiwa Wil Ventures III, L.P. Fund
Japan Equity Premium Strategy Fund
Global Select Carry Strategy Fund

* The funds were terminated during 2024.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

11. UNCONSOLIDATED STRUCTURED ENTITIES (continued)

The Company has not provided financial or other support to unconsolidated structured entities that it was not contractually required to provide.

The Company does not currently have the intention to provide financial or other support to unconsolidated structured entities that is not contractually required to provide.

12. APPROVAL OF THE FINANCIAL STATEMENTS

The financial statements were approved and authorised for issue by the board of directors on 21 May 2025.

(2) 【損益計算書】

管理会社の損益の状況については、「(1) 貸借対照表」の項目に記載した管理会社の損益計算書をご参照ください。

4【利害関係人との取引制限】

受託会社および管理会社、これらの持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社(以下「利害関係者」といいます。)は、随時、ファンドと利益相反を生じる可能性のある他の金融、投資またはその他の専門的活動(以下「利益相反」といいます。)に関与することができます。これには、別のファンドの受託者、管理者、保管者、運用者、投資運用者または販売者として行為すること、および別のファンドまたは別の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれます。とりわけ、管理会社またはその利害関係者は、ファンドと投資目的が類似または重複した別の投資ファンドの運用または助言に関与することを想定されます。また、管理会社の関連会社は、受託会社および/または管理会社と合意した条件に基づき、ファンドに対し、銀行サービス、財務顧問サービス、保管サービス、販売サービス、スワップ・カウンターパーティーサービスまたはヘッジサービスを提供することができ、これを行う場合、かかるサービスの提供により得た利益は当該利害関係者が留保します。受託会社および管理会社は、ファンドに提供されるサービスと類似のサービスを第三者に提供することができ、かかる行為により得た利益を計上する責任を負いません。利益の相反が生じた場合、受託会社または管理会社(適切な場合)は、その公正な解決を確保するよう努力します。ファンドを含め、他の顧客に投資機会を割り当てる場合、管理会社は、かかる業務に関して利益の相反に直面する可能性があります、このような状況における投資機会が公正に割り当てられることを確保します。

5【その他】

(1) 定款の変更等

定款の変更または管理会社の将来の解散については、臨時株主総会の承認を必要とします。

(2) 事業譲渡または事業譲受

該当事項はありません。

(3) 出資の状況

該当事項はありません。

(4) 訴訟およびその他の重要事項

有価証券届出書提出日現在および訂正有価証券届出書提出日の前6ヶ月以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実または与えると予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終了します。

管理会社は、存続期間の定めなく、株主総会の決議により、いつでも解散します。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド(Elian Trustee (Cayman) Limited) (「受託会社」)

(イ) 資本金の額

2025年11月末日現在の額は、100米ドル(1万5,663円)です。

(ロ) 事業の内容

エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッドは、ファンドの受託会社です。受託会社は、ケイマン諸島において設立された有限責任会社であり、インタートラスト・コーポレート・サービシーズ(ケイマン)リミテッド(旧名称:エリアン・フィデューシャリー・サービシーズ(ケイマン)リミテッド)(以下「ICSC」といいます。)の完全子会社です。ICSCは、ケイマン諸島において有限責任会社として設立され、ケイマン諸島の法律に従い、信託免許およびミューチュアル・ファンドの管理事務代行免許を有しており、CIMAの規制を受けています。受託会社は、信託免許保有者の完全子会社として、ケイマン諸島の銀行・信託会社法(改正済)に定義される「被支配子会社」であり、したがって当該法律に基づく免許要件を免除されています。ICSCは2022年11月にコーポレーション・サービス・カンパニーに買収され、現在は非上場企業です。

(2) エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(SMT Fund Services (Ireland) Limited) (「管理事務代行会社」)

(イ) 資本金の額

2025年4月末日現在の額は、62,992,338ユーロ(約114億3,941万円)です。

(注)ユーロの円貨換算は、2025年11月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=181.60円)によります。以下、別段の記載がない限り、ユーロの円貨表示は全てこれによるものとします。

(ロ) 事業の内容

エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドは、1995年にアイルランドで設立され、その最終親会社は、東京証券取引所に普通株式が上場されている日本企業の三井住友トラストグループ株式会社です。エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドは、多くの法域で設立された集団投資スキームに対してもサービスを提供しています。

(3) 三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店(Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch)) (「保管会社」)

(イ) 資本金の額

2025年4月末日現在の額は、3,420億円です。

(ロ) 事業の内容

保管会社は、日本法に基づき信託および銀行事業を行う認可を受けた日本の銀行です。その最終持株会社は、東京証券取引所に上場されている日本企業の三井住友トラストグループ株式会社です。保管会社は、英国内で保管業務を行う目的で、英国金融行動監視機構により認可を受けています。

(4) 東海東京証券株式会社(「代行協会員」および「日本における販売会社」)

(イ) 資本金の額

2025年4月末日現在の額は、60億円です。

(ロ) 事業の内容

東海東京証券株式会社は、金融商品取引法に基づき登録された金融商品取引業者であり、第一種金融商品取引業を行う資格を有しています。

(5) ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店 (UBS AG, London Branch) (「報酬代行会社」)

(イ) 資本金の額

2025年11月末日現在の額は、3億8,600万米ドル (約604億5,918万円)

(ロ) 事業の内容

ユービーエス・エイ・ジーは1978年2月28日にエスピーシー・エイ・ジーという名称により存続期間を無期限として設立され、同日にカントン・バーゼル市の商業登記簿に登録されました。1997年12月8日、同社は商号をユービーエス・エイ・ジーに変更しました。同社は、1998年6月29日にスイス・ユニオン銀行 (1862年設立) とスイス銀行コーポレイション (1872年設立) が合併して現在の形となりました。ユービーエス・エイ・ジーは、カントン・チューリッヒおよびカントン・バーゼル市の商業登記簿に登録されています。登記番号は、CHE-101.329.561です。

ユービーエス・エイ・ジーは、スイスで設立され、スイスに本拠地を置き、スイス法に基づき株式会社 (Aktiengesellschaft) として事業を行っています。また、関連するスイス法令上のコーポレート・ガバナンス要件をすべて遵守しています。ユービーエス・エイ・ジーは、ニューヨーク証券取引所 (以下「NYSE」といいます。) に上場している債券を有する外国民間発行体として、外国民間発行体に適用されるNYSEのコーポレート・ガバナンス基準も遵守しています。

ユービーエス・エイ・ジーは、UBSグループの持株会社であるUBSグループ・エイ・ジーが100%所有しています。ユービーエス・エイ・ジーは、4つの事業部門 (グローバル・ウェルス・マネジメント、パーソナル&コーポレート・バンキング、アセット・マネジメントおよびインベストメント・バンク) およびグループ・ファンクションを有し、グループとして事業を行っています。ユービーエス・エイ・ジーの目的は銀行の運営です。その業務範囲は、スイス国内外におけるあらゆる種類の銀行業務、金融業務、アドバイザリー業務、トレーディング業務およびサービス業務に及びます。ユービーエス・エイ・ジーは、スイス国内外において、支店および駐在員事務所ならびに銀行、金融会社およびその他のあらゆる種類の企業を設立し、これらの企業の持分を保有し、その管理を行うことができます。ユービーエス・エイ・ジーは、スイス国内外において不動産および建物に関する権利の取得、抵当権設定および売却を行うことができます。ユービーエス・エイ・ジーは、資本市場で資金の借入れおよび投資を行うことができます。ユービーエス・エイ・ジーは、グループ親会社であるUBSグループ・エイ・ジーが支配する企業グループに属しています。同社は、グループ親会社または他のグループ会社の利益を促進する場合があります。また、グループ会社のために貸付、保証その他の種類の融資や担保を提供する場合があります。

ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店は、1998年に設立され、ユービーエス・エイ・ジーの支店です。設立番号BR004507でイングランドおよびウェールズにおいて登録されており、その登記上の事務所は、EC2M、2QS、英国、ロンドン、ブロードゲート5です。ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店は、スイス金融市場監督機関による認可および規制を受けています。また、英国ブルーデンス規制機構の認可を受けており、英国金融行為監督機構による規制およびブルーデンス規制機構による一定の規制を受けています。

(6) 東海東京アセットマネジメント株式会社 (「投資運用会社」)

(イ) 資本金の額

2025年4月末日現在の額は、5,000万円です。

(ロ) 事業の内容

東海東京アセットマネジメントは、東海東京フィナンシャル・グループの投資顧問会社として設立され、証券投資信託の委託者の業務および有価証券等に関する投資運用業務を行っています (2023年12月より、東海東京フィナンシャル・グループの持分法適用関連会社であるお金のデザインの100%子会社となっています。)。

2025年4月末日時点において、東海東京アセットマネジメントの運用資産の総額は、約2,590億円です。

2【関係業務の概要】

- (1) エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド(Elian Trustee (Cayman) Limited)
信託証書に基づき、受託業務を提供します。
- (2) エスエムティー・ファンド・サービシズ(アイルランド)リミテッド(SMT Fund Services (Ireland) Limited)
登録・名義書換代行業務および管理事務代行業務を提供します。
- (3) 三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店(Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch))
保管業務を提供します。
- (4) 東海東京証券株式会社
日本における代行協会員業務およびファンドの受益証券の販売・買戻しの取次業務を行います。
- (5) ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店(UBS AG, London Branch)
報酬代行会社任命契約に基づき、報酬等支払代行業務を行います。
- (6) 東海東京アセットマネジメント株式会社
投資運用契約に基づき、資産運用業務を行います。

3【資本関係】

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(管理会社)とユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店(報酬代行会社)は、いずれもUBSグループ・エイ・ジーを最終親会社とするグループ会社です。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を具体的に規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者はケイマン諸島の銀行および信託会社法(改正済)(以下「銀行および信託会社法」という。)の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、ケイマン諸島の会社管理法(改正済)またはケイマン諸島の地域会社(管理法(改正済))の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃に設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー(以下「設立計画推進者」という。)として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 現在、ケイマン諸島は、投資信託について以下の二つの別個の法体制を運用している。
 - (a) 1993年7月に施行された、「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型の投資信託および投資信託管理者を規制するケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改正済)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)、ならびに2020年に施行された直近の改正ミューチュアル・ファンド法
 - (b) 2020年2月に施行された、「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドを規制するケイマン諸島のプライベート・ファンド法(改正済)(以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と併せて「ファンド法」という。)
- 1.4 プライベート・ファンドについて明示的に別段の記載がなされる場合(または投資信託一般に対する言及により黙示的に記載される場合)を除き、本投資信託制度の概要の残りの記載は、ミューチュアル・ファンド法の下で規制されるオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドの運用に関するものであり、「ミューチュアル・ファンド」の用語は、これに応じて解釈されるものとする。
- 1.5 2022年12月現在、ミューチュアル・ファンド法に基づく規制を受けている、活動中のミューチュアル・ファンドの数は、12,995(3,224のマスター・ファンドを含む。)であった。またそれに加え、同日時点で、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託(2020年2月よりプライベート・ファンド法の下で規制されるクローズド・エンド型ファンド、および2020年2月より一般的にミューチュアル・ファンド法の下で規制される限定投資家ファンド(以下に定義する。)の両方を含むが、これらに限られない。)が存在していた。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会(マネー・ロンダリング)のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社の管理者をも監督しておりケイマン諸島の金融庁法(改正済)(以下「金融庁法」という。)により設置された法定政府機関であるCIMAが、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンド規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーである。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法において、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買戻しができる受益権を発行し、投資者

の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ、投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

2.3 プライベート・ファンド法において、プライベート・ファンドとは、投資者の選択による買戻しができない投資持分を募集もしくは発行する、または発行した会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、投資者の資金をプールして、以下の場合にかかる事業体の投資対象の取得、保有、管理または処分を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

(a) 投資持分の保有者が、投資対象の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を有しない場合

(b) 投資対象が、全体としてプライベート・ファンドの運営者またはその代理人によって直接的または間接的に管理される場合

ただし、以下を除く。

(a) 銀行および信託会社法またはケイマン諸島の保険法(改正済)に基づく免許を受けた者

(b) ケイマン諸島の住宅金融組合法(改正済)またはケイマン諸島の共済会法(改正済)に基づき登録された者、または

(c) 非ファンド・アレンジメント(アレンジメントの一覧は、プライベート・ファンド法の別紙に定められる。)

2.4 ミューチュアル・ファンド法に基づき、CIMAは、フィーダー・ファンドであり、それ自身がCIMAの規制を受けるミューチュアル・ファンド(以下「規制フィーダー・ファンド」という。)のマスター・ファンドとして行為するケイマン諸島の事業体についても、規制上の責任を負う。概して、かかるマスター・ファンドが、規制フィーダー・ファンドの総合的な投資戦略を実施することを主な目的として、少なくとも1つの規制フィーダー・ファンドを含む、一または複数の投資者に対して(直接的または仲介会社を通じて間接的に)受益権を発行し、投資対象を保有し、取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドは、CIMAへの登録を要求される場合がある。

2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正したケイマン諸島の(改正)ミューチュアル・ファンド法(改正済)(以下「改正法」という。)が施行された。改正法は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者を選任または解任することができるという条件で、従前登録を免除されていた一定のケイマン諸島のミューチュアル・ファンド(以下「限定投資家ファンド」という。)をCIMAに登録するよう定める。

2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの規制には、四つの類型がある。

3.1 免許を付与されたミューチュアル・ファンド

第一の方法は、CIMAの裁量により発行されるミューチュアル・ファンドに係る免許をCIMAに申請することである。所定の様式でCIMAにオンライン申請を行い、CIMAに対して募集書類を提出し、該当する申請手数料を支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、取締役(または、場合により、それぞれの地位における管理者または役員)に適格かつ適切である者がミューチュアル・ファンドを管理しており、かつ、ファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島のミューチュアル・ファンドの管理者が選任されない投資信託に適している。

3.2 管理されたミューチュアル・ファンド

第二の方法は、ミューチュアル・ファンドが、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する場合である。この場合、募集書類と所定の法定様式が、該当する申請

手数料とともにCIMAに対してオンラインで提出されなければならない。また、管理者に関するオンライン申請も所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体については、免許を取得する必要はない。ただし、投資信託管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われることを満たしていることが要求される。投資信託管理者は、主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託(第4(3)条ミューチュアル・ファンド)

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録され、以下のいずれかに該当するミューチュアル・ファンドに適用される。

(a) 一投資者当たりの最低初期投資額が(CIMAが100,000米ドルと同等とみなす)80,000ケイマン諸島ドルであるもの

(b) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

登録投資信託については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による免許の取得または主たる事務所の提供に関する要件はなく、登録投資信託は、単に一定の詳細内容を記載した募集書類をオンライン提出し、該当する申請手数料を支払うことによりCIMAに登録される。

3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月以前は登録を免除されていたが、現在はCIMAに登録しなければならない。限定投資家ファンドの義務は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの義務(CIMAへの登録時の当初手数料および年間手数料を含む。)に類似するが、両者には重要な相違点が複数存在する。ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資家ファンドは、その投資者が15名以内でなければならない。当該投資者がその過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者(運営者とは、取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社または管理者を意味する。)を選任または解任することができなければならない。他の重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの投資者が法定当初最低投資額(80,000ケイマン諸島ドル/100,000米ドルと同等の額)の規制に服する一方で、限定投資家ファンドの投資者には法定当初最低投資額が適用されない点である。

4. 投資信託の継続的要件

- 4.1 限定投資家ファンドの場合を除き、いずれの規制投資信託も、CIMAに免除されない限り、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が(投資するか否かの)判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した募集書類を発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集書類、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。マスター・ファンドに募集書類がない場合、当該マスター・ファンドに係る詳細内容は、通常、規制フィーダー・ファンドの募集書類(当該書類はCIMAに提出しなければならない。)に含まれる。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用される。募集が継続している場合で、重大な変更があった場合には、変更後の募集書類(限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料(届出がされている場合))を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務がある。CIMAは、募集書類の内容または様式を指図する特定の権限を有しないものの、折に触れて募集書類の内容について規則または方針を発表する。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない、ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にミューチュアル・ファンドの監査済み年間会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則(改正済)(以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。)または、免許を受けたミューチュアル・ファンドの場合に限り、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。かかる通知の期間は、該当する規則の様式(および該当する条件)によって異なる場合があり、かかる通知が変更の前提条件として要求される場合や、かかる通知が変更の実施から21日以内に行うものとされる場合がある。
- 4.4 当初2006年12月27日に効力を生じたケイマン諸島の投資信託(年次申告書)規則(改正済)に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 ミューチュアル・ファンド法における管理者のための免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行うことを企図する場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供すること(免除会社またはユニット・トラストであるかによる。)を含むものとし、管理と定義される。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ・ミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーの活動、ならびに法定・法的記録が保管されるか、会社の事務業務が行われる登記上の事務所の提供である。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、健全な評判を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託(該当する場合)にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託(CIMAの現行の方針は、最大10のファンドに許可を付与するものである。)に関し管理者として行なうことができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家ファンドでない場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で免許投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは、CIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようとして意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法または以下の()および()に基づく規則を遵守せずに事業を行い、またはそのように意図している場合
- () ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件
 - () 免許を受ける者が、ケイマン諸島の実質的所有者透明性法(改正済)(以下「BOTA」という。)において「法人向けサービス提供者」として定義されている場合
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに対して支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている類型は以下の通りである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、ケイマン諸島の会社法(改正済)(以下「会社法」という。)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)免除有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の当初の制定(会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立書類(特に定款)は、通常、ファンドの条件案がより正確に反映されるよう、ミューチュアル・ファンドの設立からローンチまでの間に改定される。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 免除会社があったん設立された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下の通り要約される。
- () 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、一または複数の取締役を有しなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式のいずれかの設定が認められる(ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。)。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの払込済株式の償還または買戻しの支払に加えて、免除会社は資本金から払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる(すなわち、支払能力を維持する)ことを条件とする。

- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。免除会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は、取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後最長で30年間税金が賦課されない旨の約定をケイマン諸島の財務長官から取得することができる。
- (m) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(改正済)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、(受益者である)投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書は、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書と併せて、登録料とともに信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が最長で50年間課税に服しないと約定期間取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、不動産、バイアウト、ベンチャーキャピタルおよびグロース・キャピタルを含むすべての種類のプライベート・ファンドにおいて用いられる。ある法域のファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈において、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして認められる投資者の数に制限はない。
- (b) ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法(改正済)(以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。)は、ケイマン諸島の法律の下で別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの設立および運用を規制する主なケイマン諸島の法律である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基づき、他の法域(特にデラウェア州)のリミテッド・パートナーシップ法の特徴を組み込んだ様々な修正がなされたものである。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国弁護士にとって非常に認識しやすいものである。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島

または他の所定の法域において登録されているかまたは設立されたものである。)およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。登記をもって、リミテッド・パートナーに有限責任の法的保護が付与される。

- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を外部と行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが、パートナーでない者とともに業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権限、権能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、常にパートナーシップの利益のために行う法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定に矛盾する場合を除いて、ケイマン諸島のケイマン諸島パートナーシップ法(改正済)により修正されるパートナーシップに適用されるエクイティおよびコモン・ローの法則は、一定の例外を除き、免除リミテッド・パートナーシップに適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
- () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、ケイマン諸島の税務情報庁法(改正済)に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - () リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常に少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないという要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、脱退、または買戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な条項に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、最長で50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散に際し、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に緊密に沿った構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要請に対して、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は、(免除会社と同様に)別個の法人格を有し、その株主は有限責任を負う一方で、有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を規定しており、免除リミテッド・パートナーシップと同様の方法で資本勘定の構造を実施するために使用することができる。また、有限責任会社において

は、免除会社の運営において要求されるよりも簡易かつ柔軟な管理が認められている。例えば、株主の投資の価値の追跡または計算をする際のより直接的な方法や、より柔軟なコーポレート・ガバナンスの概念が挙げられる。

(c) 有限責任会社は、複数の種類の取引(ジェネラル・パートナー・ビークル、クラブ・ディールおよび従業員報酬/プラン・ビークルなどを含む。)において普及していることが証明されている。有限責任会社は、クローズド・エンド型ファンド(代替投資ビークルを含む。)がケイマン諸島以外の法、税制または規制上の観点から別個の法人格を必要とする場合に採用されることが増えている。

(d) 特に、オンショア オフショアのファンド構造において、オンショア・ビークルとの一層の調和をもたらす能力が、管理のさらなる緩和および費用効率をもたらす、かかる構造の異なるビークルの投資者の権利をより緊密に整合させることができる可能性がある。ケイマン諸島の契約(第三者の権利)法(改正済)により提供される柔軟性は、有限責任会社についても利用可能である。

(e) 有限責任会社は、最長で50年間にわたる将来の非課税にかかる保証を得ることができる。

6.5 免除会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、B O T Aに基づく義務を遵守しなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(C I M A)による規制と監督

7.1 C I M Aは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつC I M Aが特定する時までC I M Aにそれを提出するように指示できる。

7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に依りて、取締役、運用者、受託会社またはジェネラル・パートナー)は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がC I M Aにある場合、C I M Aは、その者に対して、C I M Aが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をC I M Aに対して提供するように指示できる。

7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをC I M Aに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がC I M Aにある場合は、C I M Aは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。

7.7 C I M Aは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。

(a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合

(b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合

(c) 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合

- (d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (e) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (f) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は、以下を含む。
- (a) ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)条(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めると
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること

- (b) 投資信託が会社 (有限責任会社を含む。) の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
- (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
- (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
- (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えず、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合

- (b) 免許投資信託管理者が、ミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
 - (c) B O T A に定義される「法人向けサービス提供者」である免許投資信託管理者が、B O T A に違反した場合
 - (d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
 - (f) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
 - (g) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
 - (h) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 C I M A は、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - () C I M A に対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - () C I M A の命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をC I M A に対して行うこと
 - () C I M A の命令に従い、名称を変更すること
 - () 会計監査を受け、C I M A に対して監査済会計書類を送ること
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - () C I M A から指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をC I M A に対し提出すること
 - (b) C I M A の承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
 - (c) C I M A の書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - (d) C I M A の承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてC I M A がとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 C I M A が第8.10項による措置を執った場合、C I M A は、グランドコートに対して、C I M A が当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりC I M A に発生した費用は、管理者がC I M A に支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く)他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) C I M A から求められたときは、C I M A の特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をC I M A に対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはC I M A が特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してC I M A に対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をC I M A に対して行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後C I M A が特定する情報、報告書、推奨をC I M A に対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとC I M A が判断する場合、C I M A は、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、C I M A は以下の措置を執ることができる。
- (a) C I M A が特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) C I M A は、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 C I M A が第8.16項の措置をとった場合、C I M A は、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 C I M A のその他の権限に影響を与えることなく、C I M A は、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) C I M A は、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、C I M A が第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりC I M A によっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がC I M A 以外の者によりなされた場合、C I M A は、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はC I M A にも送付される。
- 9.3 C I M A により当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。

- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、C I M Aまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法またはB O T Aの下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はC I M Aまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を捜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して捜索すること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法またはB O T Aのもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法またはB O T Aのもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってC I M Aに対して引き渡すこと
- 9.5 C I M Aが記録を持ち去ったとき、またはC I M Aに記録が引き渡されたときC I M Aはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もC I M Aがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
10. C I M Aによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示
- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、C I M Aは、C I M Aが法律に基づく職務を行い、その任務を遂行する過程で取得した下記のいずれかに関係する情報を開示してはならない。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにC I M Aに対してなされた申請
 - (b) 投資信託に関する事柄
 - (c) 投資信託管理者に関する事柄
- ただし、以下の場合はこの限りでない。
- (a) 例えばケイマン諸島の秘密情報公開法 (改正済)、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律 (改正済) (以下「犯罪収益に関する法律」という。) またはケイマン諸島の薬物濫用法 (改正済) 等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
 - (b) C I M Aが金融庁法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合
 - (c) 免許を受ける者または免許を受ける者の顧客、構成員、クライアントもしくは保険証券保持者もしくは免許を受ける者が管理する会社もしくは投資信託に関する事項 (場合に応じて、免許を受ける者、顧客、構成員、クライアント、保険証券保持者、会社または投資信託によって自発的に同意がなされた場合に限る。) に関係する場合
 - (d) ケイマン諸島政府内閣が、金融庁法に基づき、またはC I M Aが法律に基づく職務を行う際に内閣とC I M Aの間で行われる取決めに関連して与えられた職務を行うことを可能にし、または援助する目的の場合
 - (e) 開示された情報が、他の情報源によって公知となり、または公知となった場合
 - (f) 開示される情報が免許を受ける者または投資者の身元を開示することなく (当該開示が許される場合を除く)、要約または統計的なものである場合
 - (g) 刑事手続制度を視野に入れて、または刑事手続を目的として、公訴局長官またはケイマン諸島の法執行機関に開示する場合
 - (h) マネー・ロンダリング防止規則に従いある者に開示する場合

- (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (j) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば(場合に応じ)ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 ケイマン諸島の契約法(改正済)

(a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

(b) 一般的に、関連契約はファンド自身(または受託会社)とのものであるため、ファンド(または受託会社)は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

(a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。

() 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。

() そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。

(b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。

(c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。

(d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せず受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。

(e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド(または受託会社)そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド(または受託会社)である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般刑事法

12.1 ケイマン諸島の刑法 (改正済) 第257条

会社の役員 (もしくはかかる者として行為しようとする者) が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 ケイマン諸島の刑法 (改正済) 第247条、第248条

(a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。

(b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。

(c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 免除会社

免除会社の清算 (解散) は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの (すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者 (すなわち、株主) または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する (参照: 第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。(参照: 第7.17(c)項) 剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了、整理および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令 (参照: 第7.17(d)項) を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社は、登記を抹消または正式に清算することができる。清算手続は、免除会社に適用される制度と非常に類似している。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の課税に対して誓約書を取得することができる (第6.1(i)項、第6.2(g)項、第6.3(i)項および第6.4(e)項参照)。

14. ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(改正済)

- 14.1 ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(改正済)(以下「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社(有限責任会社を含む。)またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能である。)をすることができる。
- 14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。
- 14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。
- 14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。
- 14.7 管理事務代行会社
- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること

- () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または犯罪収益に関する法律の第5(2)(a)条に従って指定された、ケイマン諸島のそれと同等のマナー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達に係る対策を有する法域(以下「同等の法律が存在する法域」という。)で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法(改正済)の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社また

- はジェネラル・パートナー)の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情(一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
 - () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
 - () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社がかかる会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。

- () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社 (投資会社を除く。) の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引 (当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。) を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
- () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート6は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート8は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。

- () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
- () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日(存続期間に関する制限の有無を表示する)
- () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
- () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
- () 監査人の氏名および住所
- () 下記の(xx)、(xx)および(xx)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
- () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細(該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む)
- () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細(通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む)
- () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
- () 証券の発行および売却に関する手続および条件
- (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
- (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
- (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
- (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
- (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定(取引の頻度を含む)に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
- (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- (x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述
- (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (x) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xx) 以下の記述
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xx) 管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む)
- (xx) 保管会社および副保管会社(下記事項を含む)
 - (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xx) 投資顧問会社(下記事項を含む)
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【その他】

- (1) 投資信託説明書(交付目論見書)および投資信託説明書(請求目論見書)の表紙にロゴ・マークや図案を採用し、また使用開始日を記載することがあります。
- (2) 投資信託説明書(交付目論見書)の投資リスクにおいて、「ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。」
「投資対象ファンドが外部監査を受検する頻度は年1回となります。投資対象ファンドの会計期間は毎年1月1日から12月31日であり、財務書類の作成の際に外部監査を受検することとされており、ファンドは、外部監査を受検した投資対象ファンドの財務書類等に依拠して財務書類を作成し、ファンドの純資産総額・基準価額等を算出し、かつ、外国監査法人による監査を受けることとなっており、これによりファンドとしての価格の透明性の確保がなされます。」
「ファンドは、投資対象ファンドの解約申込みを行うことにより、受益者からの換金(買戻し)申込みに対応します。投資対象ファンドは基本的に毎月解約申込みを受け付けますが、投資対象ファンドの解約日の直前の暦四半期末時点における投資対象ファンドの純資産総額の5%を上限とする解約制限があり、また投資対象ファンドには解約申込みの全部または一部を拒否する裁量があるため、投資対象ファンドの流動性は限定的です。なお、投資対象ファンドにおいて換金制限が実施された場合、管理会社は換金(買戻し)請求の受付を差し戻し(拒否)することができます。また当該事由が解消しない場合等には換金(買戻し)の受付を中止する期間が長期化する場合があります。
ファンドの純資産総額・基準価額の算出においては、投資対象ファンドの評価に際し、原則として純資産総額・基準価額算出日に知り得る直近の評価額を参照します。そのため毎月の純資産総額・基準価額算出において、実質的に組み入れるプライベート・アセット市場が影響を受ける可能性のある重要な事象を完全かつ正確に反映することは困難です。また、原則として、投資対象ファンドの評価額は日次で更新されないため、ファンドの純資産総額・基準価額は投資対象ファンドの評価額の更新時に大きく変動する可能性があります。」
との記載をすることがあります。
- (3) 投資信託説明書(交付目論見書)に以下の事項を記載する場合があります。
購入にあたっては目論見書の内容を十分に読むべき旨
ファンドに関するより詳細な情報を含む請求目論見書が必要な場合は販売会社に請求すれば当該販売会社を通じて交付される旨
EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されているため、詳細情報の内容は<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>でもご覧いただける旨
届出の効力の発生の有無については、代行協会のホームページにて確認できる旨
- (4) 投資信託説明書(交付目論見書)および投資信託説明書(請求目論見書)の表紙等に以下の事項を記載することがあります。
ファンドは特化型運用を行う旨
ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きのほか、為替変動による影響を受けるが、これらの運用による損益は全て投資者の皆様に帰属する旨
- (5) 投資信託説明書(交付目論見書)は、電子媒体等として使用され、またインターネット等に掲載されることがあります。
- (6) ファンド証券の券面は、原則発行されません。
- (7) 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがあります。

独立監査人の報告書

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド単独株主様

(ケイマン諸島に設立された有限責任免税会社)

意見

当監査法人は、UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「会社」という)の2024年12月31日現在の財政状態計算書、ならびに同日をもって終了する事業年度の損益およびその他の包括利益計算書、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要性のある会計方針の情報を含む財務諸表に対する注記から構成される財務諸表について監査を行った。

当監査法人の意見では、付属の財務諸表は、全ての重要な点において2024年12月31日現在の会社の財政状態ならびに同日をもって終了した事業年度の財務実績およびキャッシュ・フローについて、国際会計基準審議会(以下、「IASB」という)が公表するIFRS会計基準に準拠した適正な表示を行っている。

監査意見の根拠

当監査法人は、国際監査基準(以下、「ISA」という)に従い監査を実施した。同基準のもとでの当監査法人の責任については、報告書内の財務諸表の監査に対する監査人の責任の項で詳しく説明している。当監査法人は、香港公認会計士協会が発行する職業会計士のための倫理規程(以下、「規程」という)に従い、当社から独立しており、また、当監査法人は、規程に従い、その他の倫理的責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を得たと確信している。

財務諸表に対する取締役の責任

取締役は、IFRS会計基準に準拠した財務諸表の作成と公正な表示、および、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表の作成を可能にするために取締役が必要と判断した内部統制に対して責任を負っている。

財務諸表の作成にあたり、取締役は、会社が継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関する事項を必要に応じて開示し、継続企業の前提に基づき会計処理を行う責任を有している。ただし、取締役が会社の清算もしくは事業停止の意図を有する、またはそれ以外に現実的な代替案がない場合はこの限りではない。

財務諸表の監査に対する監査人の責任

当監査法人の目的は、不正行為または誤謬によるものかどうかにかかわらず、全体としての財務諸表に重大な虚偽記載がないかどうかについて合理的な確証を得ること、および当監査法人の意見を含む監査報告書を発行することである。当監査法人の報告書は全体的に会社の株主への提出を目的として作成され、その他の目的を持つものではない。当監査法人は、本報告書の内容に関してその他の者に対する責任または義務を負うものではない。

合理的な確証は、高水準の保証ではあるものの、重大な虚偽記載がある場合に、ISAに従い実施される監査で必ずそれらを見出すことを約束するものではない。虚偽記載は、不正行為または誤謬により生じる場合があり、個別にも全体的にも、これらの財務諸表に基づき行われる利用者の経済的判断に影響を及ぼす可能性がある。合理的に予想できる場合に重大な虚偽記載とみなされる。

独立監査人の報告書(続き)**UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド単独株主様**

(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表の監査に対する監査人の責任(続き)

ISAに準拠した監査の一部として、当監査法人は監査を通して専門的判断を遂行し、職業的懐疑心を維持する。また、当監査法人は、

- ・ 不正行為または誤謬によるものにかかわらず、財務諸表の重大な虚偽記載に関するリスクを特定、評価し、これらのリスクに対応する監査手続きを計画および実施し、意見表明の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正行為による重大な虚偽記載の未発見は誤謬による虚偽の未発見よりもリスクが高い。不正行為には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述または内部統制の無効化を伴う可能性があるためである。
- ・ 状況に応じた適切な監査手続きを策定するために、監査に関する内部統制に関する理解を得るが、これは会社の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。
- ・ 採用された会計方針の適切性および取締役による会計上の見積りの妥当性ならびに取締役による全財務諸表の表示を評価する。
- ・ 取締役による継続企業の会計基準の使用の適切性について、および、入手した監査の裏付けとなる証拠に基づき、会社が継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性の有無について結論を述べる。当監査法人が重要な不確実性が存在すると結論付けた場合、監査報告書において財務諸表の関連する開示事項を参照する必要がある。かかる開示事項に不備がある場合は当監査法人の意見を変更することが要求される。当監査法人による結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づくものである。ただし、将来的な事象または状況により、会社が継続企業として存続できなくなる場合がある。
- ・ 開示事項および財務諸表が公正な表示方法で基礎となる取引および事象を表示しているかどうかなどを含め、財務諸表の全体的な表示、構造および内容を評価する。

当監査法人は、他の事項と合わせ、監査の計画範囲および時期、ならびに監査の過程で特定された内部統制の重大な不備などを含む重要な監査結果について取締役に通知する。

アーンスト・アンド・ヤング

公認会計士

香港

2025年5月21日

[次へ](#)

Independent auditor 's report

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Opinion

We have audited the financial statements of UBS Management (Cayman) Limited (the "Company"), which comprise the statement of financial position as at 31 December 2024, and the statement of profit or loss and other comprehensive income, the statement of changes in equity and statement of cash flows for the year then ended, and notes to the financial statements, including material accounting policy information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as at 31 December 2024 and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with IFRS Accounting Standards as issued by International Accounting Standards Board ("IASB").

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report. We are independent of the Company in accordance with the Code of Ethics for Professional Accountants (the "Code") issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the directors for the financial statements

The directors are responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with IFRS Accounting Standards, and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Independent auditor's report (continued)

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Our report is made solely to you, as a body, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgement and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.

Independent auditor's report (continued)

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements (continued)

- Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young

Certified Public Accountants

Hong Kong

21 May 2025

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。